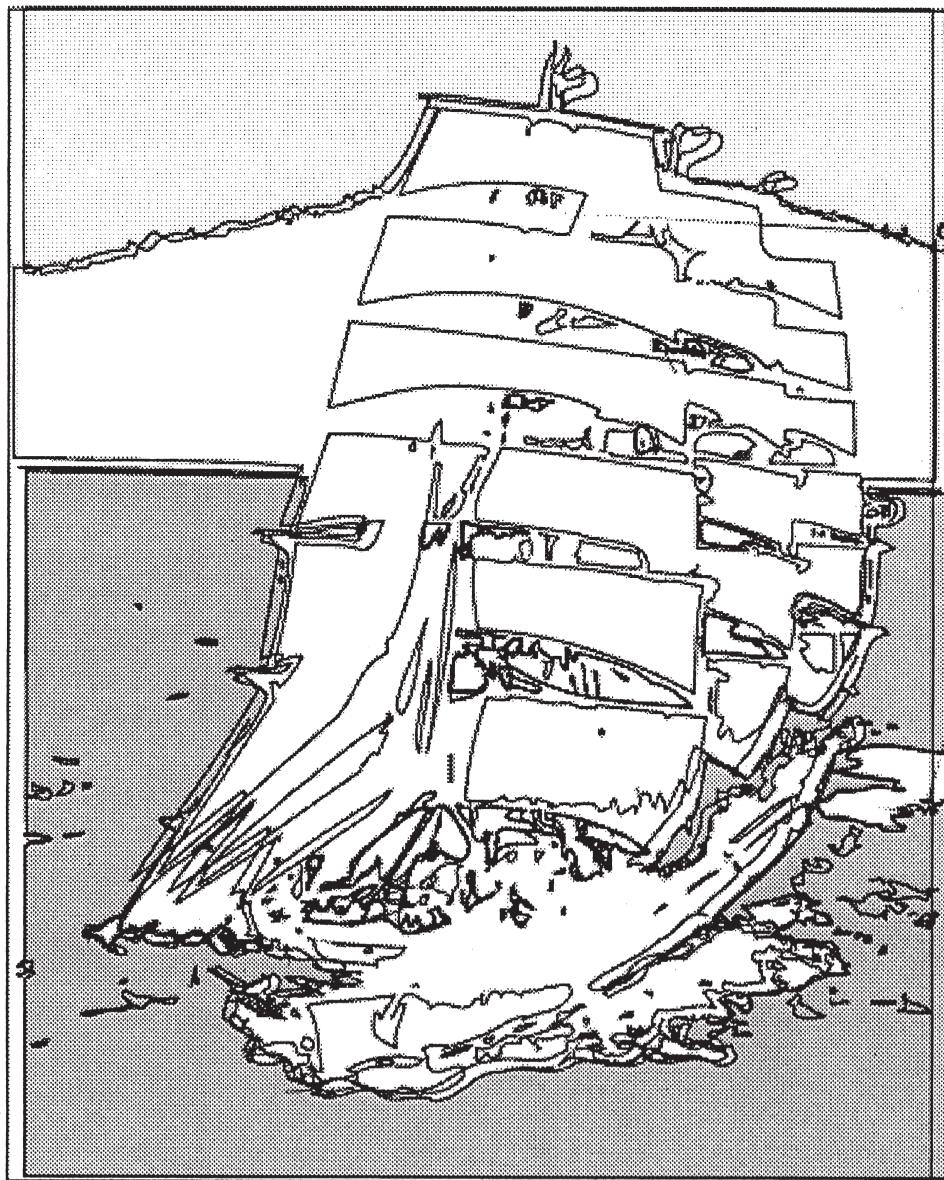


船舶保険約款集



損害保険ジャパン株式会社

目 次

1. 船舶保険普通保険約款	1
2. 共通して適用される特別約款・条項	12
共同保険特別条項	12
保険料の支払に関する特別条項	12
保険料の返還に関する特別条項	14
制裁等に関する特別条項	14
イラン原油等輸送禁止特別条項	14
ロシア産原油等輸送禁止特別条項（上限価格措置対応用）	14
保険料精算特別条項	15
被保険者に関する特別条項	15
航海の条件に関する特別条項	15
船底防汚塗料てん補特別条項(A)	16
船底防汚塗料てん補特別条項(B)	17
船底防汚塗料てん補特別条項(海洋構造物等用)	18
船底の清掃費および塗装費不担保特別条項	18
先取特権等に関する特別条項	18
係船特別条項	19
係船特別条項ただし第1条第2号削除	19
地震危険不担保特別条項	20
解撤回航時の全損金支払制限特別条項	20
解撤回航時の全損金支払制限特別条項(第2種用)	20
ペーリング海航行特別条項	21
航路定限に関する特別条項(A)	21
航路定限に関する特別条項(B)	22
航路定限に関する特別条項(C)	22
航路定限外航行に関する特別条項(外航船用)	22
船級に関する特別条項	22
国際安全管理規則(ISMコード)に関する特別条項	22
電子機器類の日付認識問題に関する特別条項(A)	23
原子力危険、生物化学兵器、電磁兵器による損害不担保特別条項	24
保険契約の解除に関する特別条項	24
サイバーリスクの取扱いに関する特別条項(A)	24
サイバーリスクの取扱いに関する特別条項(B)	25
感染症リスクの取扱いに関する特別条項	25
WHO指定感染症リスクの取扱いに関する特別条項	26
感染症不担保特別条項	27
保険契約締結等の手続に関する特別条項	27
保険料の払込猶予に関する特約(国、地方公共団体等用)	27
保険料の払込猶予に関する特約(独立行政法人等用)	28

3. 船舶保険に適用される特別約款・条項	30
船舶保険第1種特別約款	30
船舶保険第2種特別約款	30
船舶保険第2種特別約款 ただし第2条(休航戻)削除	30
船舶保険第2種特別約款(衝突損害賠償金てん補)	31
船舶保険第2種特別約款(衝突損害賠償金てん補) ただし第2条(休航戻)削除	31
船舶保険第5種特別約款	32
船舶保険第5種特別約款 ただし第2条(休航戻)削除	33
船舶保険第6種特別約款	33
船舶保険第6種特別約款 ただし第5条(休航戻)削除	35
休航戻特別条項(船舶用)	36
船費保険契約制限特別条項	37
船費保険契約禁止特別条項	37
修繕費追加担保特別条項(エチレン船用)	37
修繕費追加担保特別条項(浚渫船用)	37
修繕費追加担保特別条項(杭打船用)	38
修繕費追加担保特別条項(コンクリート・ミキサー船用)	38
修繕費追加担保特別条項(軟弱地盤改良船用)	39
修繕費追加担保特別条項(トレミー台船用)	39
修繕費追加担保特別条項(起重機船用)	39
修繕費追加担保特別条項(ガット船用)	40
修繕費追加担保特別条項(L.N.G.船第6種用)	40
火災による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種用)	41
火災による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種衝突損害賠償金てん補用)	41
陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種用)	41
陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種衝突損害賠償金てん補用)	42
陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項(第5種用)	42
衝突による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種衝突損害賠償金てん補用)	43
小額共同海損担保特別条項	43
ハッチ・カバー特別条項	43
スクラバー関連追加費用保険特別約款	44
免責金額控除特別条項(A)	45
免責金額控除特別条項(B)	45
免責金額控除特別条項(B)(3/4RDC用)	46
免責金額控除特別条項(C)	46
免責金額控除特別条項(E)	46
免責金額控除特別条項(F)	47
免責金額控除特別条項(G)	47
免責金額控除特別条項(ジェットフォイル第6種用)	47
縮小てん補特別条項(全損のみ)	48
漁船に関する特別条項(第6種用)	48
漁具・漁艇不担保特別条項	48
漁具不担保特別条項	48
漁艇被曳航禁止特別条項	48
押航船列特別条項(押船第2種衝突損害賠償金てん補用)	48
押航船列特別条項(押船第2種船主責任用)	49

押航船列特別条項(押船第5種用)	49
押航船列特別条項(押船第6種用)	49
押航船列特別条項(船第2種衝突損害賠償金てん補用)	50
押航船列特別条項(船第2種船主責任用)	50
押航船列特別条項(船第5種用)	50
ケーソンとの衝突による衝突損害賠償責任不担保特別条項	51
航海完了のための修繕費担保特別条項	51
保険料追加払特別条項(船舶用)	51
同時被曳航制限特別条項	52
押航または被押航禁止特別条項	52
油回収船特別条項	52
消防船・防災船特別条項	52
ガット装置禁止特別条項	52
土砂等運搬禁止特別条項	52
ガット装置等不担保特別条項	53
ガット装置等不担保特別条項 (A)	53
浚渫船特別条項 (A)	53
浚渫船特別条項 (B)	53
軟弱地盤改良船特別条項 (A)	53
軟弱地盤改良船特別条項 (B)	53
衝突損害賠償金のてん補額に関する特別条項(3/4RDC用)	53
超過衝突損害賠償金てん補特別条項 (A)	54
超過衝突損害賠償金てん補特別条項 (A) (3/4RDC用)	54
超過衝突損害賠償金てん補特別条項 (B)	54
超過衝突損害賠償金てん補特別条項 (B) (3/4RDC用)	55
超過衝突損害賠償金てん補特別条項(押船第2種衝突損害賠償金てん補用)	55
超過衝突損害賠償金てん補特別条項(押船第5種用)	56
超過衝突損害賠償金てん補特別条項(押船第6種用)	56
スリングリスク担保特別条項	57
水線下の損傷修繕費不担保特別条項	57
水線下の損傷修繕費不担保特別条項(衝突による損傷修繕費追加担保特別条項付用)	57
航路定限に関する特別条項(非自航式特殊船用)	58
 4. 船費保険に適用される特別約款・条項	59
 船費保険第1種(A)特別約款	59
船費保険第1種(A)特別約款(3/4RDC用)	59
船費(運送貨・用船料等)保険第1種(B)特別約款	60
船費(運送貨・用船料等)保険第1種(C)特別約款(日次遞減)	60
船費(運送貨・用船料等)保険第1種(D)特別約款(月次遞減)	60
船費保険第1種(E)特別約款	60
船費保険の保険金額に関する特別条項	61
休航戻特別条項(船費用)	61
保険料追加払特別条項(船費用)	62

5. 各種船主責任保険に共通して適用される特別約款・条項	63
テロ危険等に関する船主責任追加担保特別条項	63
5-1. 船主責任保険に適用される特別約款・条項	64
船主責任保険特別約款	64
船員に対する船主責任追加担保特別条項	66
積荷等に関する船主責任追加担保特別条項	66
汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項	68
船主責任に関するてん補限度額特別条項	68
荷役装置の使用契約責任に関する船主責任追加担保特別条項	69
船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項	69
免責金額控除に関する特別条項(押船・被押船船主責任用)	70
船客に対する船主責任追加担保特別条項	71
保険料追加払特別条項(船主責任用)	71
5-2. 内航船船主責任保険に適用される特別約款・条項	73
船主責任保険特別約款（内航船船主責任用）	73
船舶乗組員に対する船主責任追加担保特別条項	77
乗組員特別条項（内航船船主責任用）	78
積荷等に関する船主責任追加担保特別条項（内航船船主責任用）	79
船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（内航船船主責任用）	80
ハーバータグ船主責任特別条項	81
タンカーの国際基金への自主的補償に関する特別条項（内航船船主責任用）	81
荷主の施設に関する船主責任追加担保特別条項	82
休航戻特別条項（内航船船主責任用）	82
保険料追加払特別条項（内航船船主責任用）	83
5-3. 漁船船主責任保険に適用される特別約款・条項	84
漁船船主責任保険特別約款	84
乗組員等の人に関する漁船船主責任追加担保特別条項	86
船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（漁船船主責任用）	86
保険料追加払特別条項（漁船船主責任用）	87
漁具に関する特別条項（漁業取締船・漁業調査船用）	87
6. 曳航者賠償責任保険に適用される特別約款・条項	88
曳航者賠償責任保険特別約款	88
汚染損害に関する曳航者賠償責任追加担保特別条項	89
保険料追加払特別条項（曳航者賠償責任用）	89
7. ウォーターフロント物件保険に適用される特別条項	90
保険の目的物の範囲に関する特別条項（ウォーターフロント用）	90

(索引はP. 176～P. 183をご覧ください。)

火災、爆発、風水災、電気的・機械的事故による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種用)	90
火災、爆発、風水災、電気的・機械的事故による損傷修繕費追加担保特別条項 (第2種衝突損害賠償金てん補用)	90
火災、電気的・機械的事故、盗難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種用)	91
火災、電気的・機械的事故、盗難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項 (第2種衝突損害賠償金てん補用)	92
盗難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項(第6種用)	92
8. 船舶不稼働損失保険に適用される特別約款・条項	94
船舶不稼働損失保険特別約款	94
船舶不稼働損失保険特別約款(120日用)	96
船舶不稼働損失保険特別約款(90日用)	98
休航戻特別条項(船舶不稼働用)	100
船舶不稼働損失保険特別条項(定期用船料をもって保険価額を定めた場合)	101
船舶不稼働損失保険特別条項(運賃収入をもって保険価額を定めた場合)	101
仕向地に関する特別条項	101
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(A)	101
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(B)	101
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(C)	101
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(L.P.G.専用機器の故障およびL.P.G.タンクの損傷)	102
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(冷凍機器の故障)	102
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(溶融硫黄運搬船の加熱装置の故障)	102
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(アスファルトタンカーの加熱装置の故障)	102
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(液体貨物の爆発)	102
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(L.N.G.船用)	102
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(エチレン専用機器の故障およびエチレンタンクの損傷)	103
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(カプロラクタム運搬船の加熱装置の故障)	103
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(繰延修繕)	103
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(港湾施設の事故・運河または水路の閉塞)	104
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(被保険船舶の全損)	104
保険料追加払特別条項(船舶不稼働用)	104
保険料追加払特別条項(船舶不稼働・90日用)	105
保険料追加払特別条項(船舶不稼働・120日用)	105
9. 戦争・不稼働損失戦争・水雷保険に共通して適用される特別約款・条項	106
保険契約解除・自動終了特別条項	106
航路定限外航行にかかる特別条項(戦争保険用)	106
10. 船舶戦争保険に適用される特別約款・条項	107
船舶戦争保険特別約款	107
船舶戦争保険追加担保特別条項(A)(船主責任)	108
船舶戦争保険追加担保特別条項(B)(船主責任)	108
船舶戦争保険追加担保特別条項(C)(船舶乗組員に対する船主責任)	108
漁船・冷凍運搬船船舶戦争保険特別条項	109

保険料追加払特別条項(船舶戦争用)	109
封鎖危険担保特別条項	109
海賊行為および強盗不担保特別条項	110
11. 船費戦争保険に適用される特別約款・条項	111
船費戦争保険特別約款	111
船費戦争保険追加担保特別条項(船主責任)	111
保険料追加払特別条項(船費戦争用)	111
12. 船舶不稼働損失戦争保険に適用される特別約款・条項	112
船舶不稼働損失戦争保険特別約款	112
船舶不稼働損失戦争保険特別約款(90日用)	114
船舶不稼働損失戦争保険特別条項(定期用船料をもって保険価額を定めた場合)	117
船舶不稼働損失戦争保険特別条項(運賃収入をもって保険価額を定めた場合)	117
仕向地に関する特別条項(船舶不稼働戦争用)	117
船舶不稼働損失戦争保険追加担保特別条項(繰延修繕)	117
漁船・冷凍運搬船船舶不稼働損失戦争保険特別条項	118
保険料追加払特別条項(船舶不稼働戦争用)	118
保険料追加払特別条項(船舶不稼働戦争・90日用)	118
13. 船舶水雷保険に適用される特別約款・条項	119
船舶水雷保険特別約款	119
船舶水雷保険特別約款(作業船用)	119
船舶水雷保険追加担保特別条項(A)(船主責任)	120
船舶水雷保険追加担保特別条項(B)(船主責任)	120
船舶水雷保険追加担保特別条項(作業船用)(船主責任)	121
船舶水雷保険追加担保特別条項(C)(船舶乗組員に対する船主責任)	121
保険料追加払特別条項(船舶水雷用)	122
14. 船費水雷保険に適用される特別約款・条項	123
船費水雷保険特別約款	123
船費水雷保険追加担保特別条項(船主責任)	123
保険料追加払特別条項(船費水雷用)	123
15. 船舶運航障害保険に適用される特別約款・条項	124
船舶運航障害保険特別約款	124
船舶運航障害保険特別約款(SW)	125
船舶運航障害保険特別約款(W)	128
船舶運航障害保険特別約款(A)	130
船舶運航障害保険特別約款(B)	131
船舶運航障害保険特別約款(C)	132
感染症に関する特別条項(A)	134

感染症に関する特別条項(B).....	134
感染症に関する特別条項(C).....	135
保険料追加払特別条項(船舶運航障害用).....	135
保険料追加払特別条項(船舶運航障害(SW)用).....	135
保険料追加払特別条項(船舶運航障害(A)用).....	135
16. 船舶建造・建造者責任・修繕・修繕者工事・修繕費保険に適用される特別約款・条項.....	136
船舶建造保険特別約款.....	136
船舶建造保険特別約款(高額艦艇用).....	137
船底防汚塗料てん補特別条項(船舶建造保険用).....	139
ショップ・リスク不担保特別条項.....	139
艦艇の保険価額に関する特別条項.....	139
艦艇の保険価額に関する特別条項(一般確定契約方式).....	139
地震危険担保特別条項(船舶建造保険用).....	140
てん補額に関する特別条項(船舶建造保険・高額艦艇用).....	140
ストライキ危険担保特別条項.....	140
船舶建造者責任保険特別約款.....	140
地震危険担保特別条項(船舶建造者責任保険用).....	142
ストライキ危険担保特別条項(船舶建造者責任保険用).....	142
免責金額控除に関する特別条項(船舶建造者責任保険用).....	142
船舶修繕保険特別約款.....	143
地震危険担保特別条項.....	144
免責金額控除特別条項(B)(船舶修繕保険用).....	144
船舶修繕者工事保険特別約款.....	144
船底防汚塗料てん補特別条項(船舶修繕者工事保険用).....	146
保険金分配特別条項(船舶修繕者工事保険用).....	146
船舶修繕者責任保険特別約款.....	146
免責金額控除に関する特別条項(船舶修繕者責任保険用).....	148
船舶修繕費保険特別約款.....	148
船底防汚塗料てん補特別条項(船舶修繕費保険用).....	149
17. 船舶修繕者賠償責任保険に適用される特別約款・条項.....	150
船舶修繕者賠償責任保険特別約款.....	150
船舶修繕者賠償責任保険特別約款ただし第1条第1項第3号(第三者賠償)および第7条削除.....	152
船舶修繕者賠償責任保険特別約款(Y).....	154
船底防汚塗料てん補特別条項(船舶修繕者賠償責任保険用).....	157
被保険者提供品担保特別条項.....	157
被保険者所有船に関する追加担保特別条項(船舶修繕者賠償責任保険用).....	157
包括契約特別条項(暫定保険料方式用).....	158
包括契約特別条項(暫定保険料方式直近会計年度用).....	158
包括契約特別条項(暫定保険料方式直近月末用).....	159
包括契約特別条項(確定保険料方式用).....	160
超過個別契約特別条項.....	160
個別契約保険料精算特別条項.....	160
電子機器類の日付認識問題に関する特別条項(B).....	160

保険料追加払特別条項（船舶修繕者賠償責任保険・確定保険料方式用）	161
18. 航路定限	162
※外航船の船舶戦争保険に適用される航路定限につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/hinsurance/risk/ship/vesselwar/kourouteigen/) でお確かめください。	
日本全沿岸	162
近海水域(A)	162
近海水域(B)	162
世界水域	162
瀬戸内海	163
東京湾	163
鹿児島湾	163
平水区域第1号－第8号	163～164
平水区域第10号－第49号	164～167
漁船航路定限(1)	168
漁船航路定限(2)	168
漁船航路定限(3)	168
日本全沿岸および大韓民国	168
19. 承諾書に適用される特別条項	169
保険料精算特別条項(承諾書用)	169
氷による損傷修繕費不担保特別条項(承諾書用)	169
航海の条件に関する特別条項(承諾書用)	169
航路定限外航行の条件に関する特別条項	169
新旧両証券にまたがる承諾特別条項	169
新旧両証券にまたがる承諾特別条項(戦争・水雷保険用)	170
新旧両証券にまたがる承諾特別条項(船舶修繕者賠償責任保険 包括契約用)	170
保険料追加払特別条項(船舶承諾書用)	170
保険料追加払特別条項(船費承諾書用)	170
保険料追加払特別条項(船主責任承諾書用)	171
保険料追加払特別条項(船舶不稼働承諾書用)	171
保険料追加払特別条項(船舶不稼働・90日 承諾書用)	171
保険料追加払特別条項(船舶不稼働・120日 承諾書用)	171
保険料追加払特別条項(曳航者賠償責任承諾書用)	171
保険料追加払特別条項(漁船船主責任承諾書用)	172
20. てん補金支払条項	173～175

1. 船舶保険普通保険約款

(平成28年8月1日改正)

第1章 当会社の責任

(当会社の負担する危険)

第1条 当会社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）が沈没、転覆、座礁、座州、火災、衝突その他の海上危険（以下「保険事故」といいます。）に遭遇したことによって被保険利益について生じた損害を、この約款およびこの保険証券記載の特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。陸上危険について特約がある場合も同様とします。

2 前項の被保険利益について生じた損害とは、全損、修繕費、共同海損分担額、衝突損害賠償金、損害防止費用その他の損失、費用および賠償金をいいます。

(保険の目的物の範囲)

第2条 船舶を保険の目的物としたときは、船体および機関のほか、特約がある場合を除き、被保険者が所有または賃借し、かつ、船舶内に存在する次に掲げる物は保険の目的物に含まれるものとします。保険契約者が所有または賃借する物も同様とします。

(1) 属具および備品

(2) 燃料、食料その他の消耗品等で、船舶の使用目的に供するすべての物

2 前項の規定にかかわらず、属具のうち、端艇については、船舶外に取り出された場合であっても、本来の使用目的に供されているときにかぎり、保険の目的物に含まれるものとします。

(全損)

第3条 被保険船舶が滅失したとき、または著しい損傷を被り修繕不能となったときは全損とします。

2 被保険者は、次に掲げる事実が生じたときは、全損として保険金の支払を請求することができます。

(1) 被保険船舶の修繕費、共同海損分担額もしくは損害防止費用（第7条第1項第1号に掲げる費用にかぎります。）の各見積額またはこれらの合算額が保険価額を超過したこと。

(2) 被保険船舶の存否が最後の消息のあった日から起算して60日間不明であったこと。

(3) 被保険船舶を占有して使用することが不可能な状態が180日間継続したこと。

3 前項第2号または第3号に掲げる事実が生じた場合には、これら各号に掲げる期間経過前に保険期間が満了したときでも、被保険者は、全損として保険金の支払を請求することができます。

4 この保険契約において、被保険者は、被保険船舶を当会社に委付して保険金の支払を請求することはできません。

(修繕費)

第4条 修繕費とは、被保険船舶が被った損傷をその損傷発生直前の状態に復旧するために要する妥当な費用をいいます。

2 前項の費用には、被保険船舶が被った損傷の修繕のために要する次に掲げる費用を含むものとします。ただし、共同海損分担額となるもの、損害防止費用となるものおよび事故の有無にかかわらず要する費用を除きます。

(1) 損傷を被った後、直ちに最寄りの修繕地に回航する場合は、その航海のために要する妥当な費用。ただし、修繕費を節約するために当会社の同意を得て最寄りの修繕地以外の修繕地に回航する場合には、その航海のために要する妥当な費用は、それにより節約される修繕費を限度とします。

(2) 修繕完了後、直ちに原航路に復帰する場合は、その航海のために要する妥当な費用

(3) 損傷の修繕を行った後、試運転をする場合は、その航海のために要する妥当な費用

3 次に掲げる場合の仮修繕費を第1項の費用に含めます。ただし、共同海損分担額となるものを除きます。

(1) 本修繕に必要な材料または部品の調達に長期間を要し、本修繕が著しく遅延するとき。

(2) 仮修繕を行うことにより本修繕に要する修繕費が節約されるとき。ただし、その仮修繕により節約される修繕費を限度とします。

4 次に掲げる場合に、被保険船舶が被った損傷の仮修繕を行っていたときは、その仮修繕費を第1項の費用に

含めます。ただし、共同海損分担額となるものおよび損害防止費用となるものを除きます。

- (1) 被保険者が本修繕の費用または第27条第3項の修繕費を当会社に請求しないとき。
- (2) 本修繕を行う時までに、被保険船舶が全損となったとき。

5 保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きょを必要とする場合、船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）は、特別条項の規定に従い第1項の費用に含めます。水線塗料および船底防腐塗料の代金ならびに塗装費は、損傷のあった部分に対するものにかぎり、第1項の費用に含めます。

6 保険工事とそれ以外の工事または検査（以下「船主工事等」といいます。）とが同時に行われる場合に、そのいずれもが次に掲げる費用を必要とするときは、それぞれについて定める割合により算出された費用を第1項の費用に含めます。

- (1) 上下架または入出きょの費用はその2分の1
- (2) 滞架または滞きょの費用は、保険工事と船主工事等が併行して行われた日数に対してはその2分の1

7 被保険船舶が座礁もしくは座州し、または他物（水を除きます。）と衝突した後、保険契約者または被保険者が直ちに、当会社の同意を得て船底損傷検査のみを目的として潜水夫を使用しましたは被保険船舶を上架もしくは入きょさせた場合に要する妥当な潜水夫使用料または上下架もしくは入出きょ費用は、損傷が発見されなかったときであっても、第1項に定める修繕費とみなします。

(共同海損分担額)

第5条 共同海損分担額とは、保険契約者または被保険者が選任した精算人により、運送契約に定められた法令もしくは規則に従って、または運送契約に別段の定めがないときは、日本国法令もしくは1994年ヨーク・アントワープ規則に従って作成された共同海損精算書によって被保険船舶が分担すべき額をいいます。ただし、当会社が支払った第4条に規定する修繕費のうち、共同海損として認容される金額がある場合には、その金額を共同海損分担額から控除します。保険契約者または被保険者が遅滞なく精算人を選任しない場合は、当会社は、自ら精算人を選任することができます。

2 被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損行為となる行為によって保険契約者または被保険者が費用を支出したときは、1994年ヨーク・アントワープ規則（同規則第20条および第21条を除きます。）を準用します。この場合の航海は、発航港から次の港（避難港または燃料の補給のためにのみ寄航する港を除きます。）に到着するまでとします。ただし、避難港または寄航港において航海が打ち切られたときは、その航海はその時に終了したものとします。

(衝突損害賠償金)

第6条 衝突損害賠償金とは、被保険船舶が他の船舶と衝突（被保険船舶が他の船舶と衝突した直接の結果としてその他船がさらに他の船舶と衝突した場合を含みます。）したことによって生じた次に掲げる損害に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、確定判決によりまたは当会社の書面による同意を得て確定した金額をいいます。

- (1) 他船に与えた損害（その他船の損傷による使用利益の喪失を含みます。）
- (2) 他船上の積荷または他船上のその他の財物（以下「他船上の積荷または財物」といいます。）に与えた損害

2 次に掲げる金額をもって、前項に規定する衝突損害賠償金とします。

- (1) 衝突が被保険船舶のみの過失によって生じた場合は、被保険者が前項に掲げる損害に対して賠償すべき金額

- (2) 衝突が被保険船舶および他船の過失によって生じた場合は、各船舶の過失の割合（各船舶の過失の軽重を判定することができないときは、各船舶の過失の割合は同等とみなします。以下同様とします。）に応じ、かつ、相殺をしないで被保険者が前項に掲げる損害に対して賠償すべき金額

- (3) 前二号の規定にかかわらず、日本国もしくは外国の法令または条約に基づいて被保険者の責任が制限される場合は、その法令または条約に基づいて被保険者が提供した基金の確定額または提供した財産の提供時の価額のうち、前項に掲げる損害に対する賠償として割り当てられる金額

3 被保険船舶が被保険者の所有または賃借する他の船舶（被保険船舶の端艇を除きます。）と衝突した場合も、第三者の所有または賃借する他の船舶と衝突した場合に準じて前二項が適用されるものとします。この場合、

各船舶の過失の有無およびその割合ならびに各船舶の損害額については被保険者と当会社との間で協定します。

4 前項の協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当会社は、協議して各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

(損害防止費用)

第7条 損害防止費用とは、次に掲げる費用をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が第24条第1項に規定する損害防止義務を履行するために必要または有益な費用（被保険船舶に保険事故が発生した場合に、救助契約に基づかずして被保険船舶を救助した者に対して保険契約者または被保険者が支払うべき報酬を含みます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者が第24条第3項に規定する第三者に対する請求権の行使または保全の義務を履行するために必要または有益な費用。ただし、この保険契約に関する損害と、その他の損害とを合わせて第三者に対する請求権を行使または保全した場合の費用は、各損害額の割合によって案分される金額にかぎります。
 - (3) この保険契約に関する損害について、賠償請求の訴えが被保険者に対して提起され、被保険者が当会社の書面による同意を得て応訴するため、または被保険者が当会社と協議のうえ争いを仲裁に付すために必要または有益な訴訟費用または仲裁費用。ただし、この保険契約に関する損害に対する賠償と、その他の損害に対する賠償とを合わせて請求された場合の訴訟費用または仲裁費用は、各被請求金額の割合によって案分される金額にかぎります。
- 2 保険契約者または被保険者が被保険船舶と被保険船舶上の積荷その他の財物の損害を共に防止軽減する場合は、前項の費用のうち、被保険船舶が分担すべき額をもって損害防止費用とします。ただし、共同海損分担額となるものを除きます。
- 3 損害の防止軽減に際して、被保険船舶が被った損傷の修繕費は、いかなる場合も損害防止費用とは認めません。積荷、運送貨および乗客、船長、乗組員その他の人員に生じた損害についても、同様とします。

(火災・汚染防止損害)

第8条 当会社は、被保険船舶に保険事故が発生し、その結果日本国または外国の公権力により講じられた次に掲げる緊急措置によって被保険利益について生じた損害を、その緊急措置の原因となった保険事故によって生じたものとみなし、この約款およびこの保険証券記載の特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。ただし、当会社は、その緊急措置に要した費用についてはてん補する責任を負いません。

- (1) 被保険船舶に火災が発生またはまさに発生しようとしている場合に、その火災の消火、延焼の防止もしくは火災の発生の防止または人命を救助するために講じられた緊急措置
- (2) 被保険船舶から流出しまたは排出された油その他の物により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、その汚染を防止軽減するために講じられた緊急措置

(てん補額の限度)

第9条 当会社のてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに保険金額を限度とします。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる賠償金または費用について当会社のてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、かつ、他のてん補金とは別個に、それぞれ保険金額を限度とします。
 - (1) 第6条に規定する衝突損害賠償金
 - (2) 保険契約者または被保険者が支出した第7条第1項第1号および第2号に規定する損害防止費用。ただし、第7条第1項第1号の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用にかぎります。
 - (3) 第7条第1項第3号に規定する費用のうち、第6条第1項各号の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用
- 3 当会社は、保険金額の保険額に対する割合をもって、損害をてん補する責任を負います。

(保険期間)

第10条 一定の期間についての保険（以下「期間保険」といいます。）における当会社の責任は、この保険証券に異なる時刻の記載がないかぎり、この保険証券記載の開始日の正午に始まり、この保険証券記載の終了日の

正午に終わります。

- 2 前項の時刻は、この保険証券に異なる記載がないかぎり、日本国の標準時によるものとします。
- 3 一定の航海についての保険（以下「航海保険」といいます。）における当会社の責任は、特約がある場合を除き、被保険船舶がこの保険証券記載の発航港において発航のため係留索を解き始めた時、またはいかりを揚げ始めた時のいずれか早い時に始まり、この保険証券記載の到達港においていかりを降ろし終わった時、または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時から24時間を経過した時に終わります。ただし、24時間以内であっても、他の航海のため積荷の積込みその他発航の準備に着手したとき、または他の航海のため係留索を解き始めたときもしくはいかりを揚げ始めたときは、当会社の責任は、そのいずれか早い時に終わります。
- 4 被保険船舶が航海している間または被保険船舶に保険事故が発生して当会社の責任の有無が確定しない間に第1項に規定する保険期間が満了する場合、保険契約者または被保険者は、保険期間の満了前に書面をもって保険期間の延長を当会社に請求し、かつ、30日間に相当する保険料を支払うことによって、保険期間を30日間延長することができます。さらにその保険期間を延長しようとするときも同様とし、30日を1期として保険期間を延長することができます。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次に掲げる時をもってこの保険契約は終了します。
 - (1) 航海中であった被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
 - (2) 被保険船舶に発生した保険事故について当会社の責任の有無が確定した時または被保険船舶の損傷の修繕が完了した時のいずれか早い時
- 5 保険期間中に被保険船舶が全損となったときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

第2章 免 責

（てん補しない損害－1）

第11条 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 戦争、内乱その他の変乱
- (2) 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触
- (3) 公権力によると否とを問わず、だ捕、捕獲、抑留、押収または没収
- (4) 海賊行為
- (5) ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- (6) テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- (7) 暴動、政治的または社会的騒じょうその他類似の事態
- (8) 原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応によって生じた放射性、爆発性その他の有害な特性
- (9) 差押え、仮差押え、担保権の実行その他訴訟手続に基づく処分

（てん補しない損害－2）

第12条 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、第1号または第2号に掲げる者が船長または乗組員である場合には、これらの者の船長または乗組員としての職務上の重大な過失によって生じた損害については、このかぎりでありません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人（前記の者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失
- (2) 前号に掲げる者以外の者で保険金を受け取るべき者またはその代理人の故意または重大な過失。ただし、この場合には、これらの者の受け取るべき金額にかぎり、てん補する責任を負いません。
- (3) 船長または乗組員が前二号に掲げる者に保険金を取得させることを目的としていた場合のこれらの者の故意

2 前項第1号または第2号に掲げる事由のうち、重大な過失により損害が生じた場合において、被保険者が損害賠償責任を負ったことによって被る損害については、前項の規定を適用しません。

（てん補しない損害－3）

第13条 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害（第1号または第2号に掲げる事由によって損害が生じた場合は、その事由が存在する部分の損害を含みます。）をてん補する責任を負いません。ただし、保険契約

者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、第2号に掲げる事由を発見することができなかつたとき、または第3号に掲げる事由が生じたときは、このかぎりでありません。

- (1) 被保険船舶に生じた摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗
- (2) 被保険船舶に存在する欠陥
- (3) 被保険船舶が発航（寄航港からの発航を含みます。）の当時、安全に航海を行うのに適した状態になかつたこと、または被保険船舶が係留されもしくは停泊する場合、安全に係留されもしくは停泊するのに適した状態になかつたこと。

（てん補しない損害－4）

第14条 当会社は、次に掲げる事実が発生した場合は、その時以後に生じた保険事故による損害をてん補する責任を負いません。ただし、その事実が消滅した後において当会社が書面により承諾したときは、その承諾後に生じた保険事故による損害については、このかぎりでありません。

- (1) 被保険船舶が安全に航海を行うために必要な官庁もしくは船級協会の検査または当会社の指定する検査を受けなかつたこと。
 - (2) 被保険船舶の船級が変更され、または船級協会の船級登録が抹消されたこと。ただし、当会社の書面による承諾を得たときは、このかぎりでありません。
 - (3) 期間保険の場合に、被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出たこともしくは通常の航路でない場所を航行したこと、または航海保険の場合に、被保険船舶がこの保険証券記載の期間内に発航しなかつたこと、通常の航路でない場所を航行したこと、この保険証券記載の順路を逸脱したことまたは到達港を変更したこと。ただし、切迫した危険の回避、人命救助もしくは船上にある者の医療のためであったとき、または当会社の書面による承諾を得たときは、このかぎりでありません。
 - (4) 被保険船舶が日本国もしくは外国の法令または条約に違反する目的で使用されたこと。
 - (5) 被保険船舶が戦地その他の変乱地に入ったことまたは戦争その他の変乱に関連する目的で使用されたこと。ただし、当会社の書面による承諾を得たときは、このかぎりでありません。
 - (6) 被保険船舶の所有者または賃借人に変更があつたこと。ただし、当会社の書面による承諾を得たときは、このかぎりでありません。
 - (7) 被保険船舶の構造または用途に著しい変更があつたこと。ただし、当会社の書面による承諾を得たときは、このかぎりでありません。
 - (8) 前各号に掲げる事実を除き、当会社の負担する危険が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によって著しく変更または増加したこと。ただし、当会社の書面による承諾を得たときは、このかぎりでありません。
- 2 当会社は、前項各号に掲げる事実が発生した場合に、保険契約者または被保険者が書面をもって当会社に引き続き損害をてん補する責任を負うことの承諾を請求したときでも、当会社は、これを承諾しないで、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。その解除は、将来に向かってその効力を生じます。
- 3 第1項第1号から第7号までに掲げる事実を除き、当会社の負担する危険が保険契約者または被保険者の責めに帰すことのできない事由によって著しく変更または増加した場合は、保険契約者または被保険者は、その事実を知った後遅滞なくこれを当会社に通知しなければなりません。保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なくこの通知をすることを怠つたときは、当会社は、通知すべき事実が発生した時以後に生じた保険事故による損害をてん補する責任を負いません。
- 4 前項の場合に、保険契約者または被保険者からの通知の有無にかかわらず当会社がその事実を知つたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による10日前の予告をもってこの保険契約を解除することができます。その解除は、将来に向かってその効力を生じます。
- 5 第2項の解除権は、当会社が解除の原因があることを知つた時の翌日から起算して1か月以内または第1項各号に掲げる事実が発生した時の翌日から起算して5年以内にこれを行ふしないときは消滅します。
- 6 第4項の解除権は、当会社が解除の原因があることを知つた時の翌日から起算して1か月以内または当会社の負担する危険が保険契約者または被保険者の責めに帰すことのできない事由によって著しく変更または増加した時の翌日から起算して5年以内にこれを行ふしないときは消滅します。

(てん補しない損害－5)

第15条 当会社は、第6条に規定する衝突損害賠償金については、第11条から第13条までに規定する事由によって生じた賠償責任にかかる衝突損害賠償金のほか、次に掲げる賠償責任にかかる衝突損害賠償金についてもてん補する責任を負いません。

- (1) 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任
- (2) 他船および他船上の積荷または財物以外の物に与えた損害に対する賠償責任
- (3) 他船の使用利益以外の利益に与えた損害に対する賠償責任
- (4) 人の死傷または疾病について生じた賠償責任
- (5) 他船、他船上の積荷または財物およびその他の物の引き揚げまたは除去を命ぜられた場合に要した費用に対する賠償責任
- (6) 海洋、河川等の汚染を防止軽減するための措置に要した費用に対する賠償責任
- (7) 被保険船舶が他船に曳航もしくは押航されまたは他船を曳航もしくは押航している場合に、その船列内の他船と船列外の船舶との衝突（被保険船舶が船列内の他船と衝突した直接の結果としてその他船がさらに船列外の船舶と衝突した場合を除きます。）によって生じた損害に対する賠償責任

第3章 保険契約の無効等

(保険契約の無効、取消しおよび重大事由による解除)

第16条 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、この保険契約は無効とします。

- 2 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- 3 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が前二号の事由がある場合と同程度に当会社のこれららの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- 4 前項の解除は、将来に向かってその効力を生じます。ただし、その解除が損害の生じた後になされた場合であっても、当会社は、前項各号の事由が生じた時以後に生じた保険事故による損害をてん補する責任を負いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(告知義務およびその違反による保険契約の解除)

第17条 保険契約者または被保険者になる者は、この保険契約締結に際し次に掲げる事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (1) 被保険利益、負担危険および保険期間の全部または一部がこの保険契約と重複する他の保険契約が締結されていること。
 - (2) 保険申込書の記載事項
 - (3) 前各号に掲げる事項のほか、当会社の保険引受の諾否または保険契約内容の決定に影響を及ぼすべき重要な事項
- 2 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前項各号に掲げる事項のうち当会社の負担する危険に関する重要な事項について、事実を知りながらこれを当会社に告げなかつたとき、または不実のことを告げたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - 3 前項の規定は、次のいずれかに該当するときは適用しません。
 - (1) この保険契約締結の当時、当会社が保険契約者または被保険者の告げなかつた事実を知っていたときもしくは告げたことが事実と異なることを知っていたとき、または過失によってこれを知らなかつたとき。
 - (2) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げたときまたは事実を告げない

こともしくは事実と異なることを告げることを勧めたとき。

- 4 第2項の解除は、将来に向かってその効力を生じます。解除が損害の生じた後になされた場合であっても、当会社は、その損害についててん補する責任を負いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、保険契約者または被保険者が事実を当会社に告げなかつた事項または告げたことが不実であった事項に基づかずに発生した損害については、このかぎりでありません。
- 5 第2項の解除権は、当会社が解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月以内または保険契約締結時の翌日から起算して5年以内にこれを行使しないときは消滅します。

(保険価額の協定およびその著しい増減)

第18条 当会社と保険契約者は、保険契約締結の時に保険価額を協定します。

- 2 保険期間中に被保険利益の価額が著しく増加または減少したときは、当会社または保険契約者は、書面をもってこの保険証券記載の保険価額または保険金額の変更を申入れることができます。
- 3 前項の変更について合意が成立したときは、当会社は、保険価額または保険金額が増額されまたは減額された部分に対し日割をもって計算した保険料を請求または返還します。

(被保険船舶の調査)

第19条 当会社は、必要と認めたときは、保険期間中いつでも被保険船舶またはその積荷および底荷の積付状態について調査を行い、かつ、保険契約者、被保険者または船長に対して必要な報告を求めるることができます。

- 2 保険契約者、被保険者または船長が正当な理由がないにもかかわらず前項の調査または報告を拒んだときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。その解除は、将来に向かってその効力を生じます。
- 3 前項の解除権は、同項に規定する拒否の事実があった時の翌日から起算して1か月以内にこれを行使しないときは消滅します。

第4章 保険料の支払と返還

(保険料の支払)

第20条 保険契約者は、この保険証券記載の保険料をこの保険証券記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）に当会社に支払わなければなりません。

- 2 保険契約者が支払期日に保険料の支払を怠ったときは、当会社は、その支払期日以後保険料の支払がある時までに生じた保険事故による損害についててん補する責任を負いません。
- 3 支払期日後30日以内に、その支払期日に支払われるべき保険料の支払がないときは、当会社は、その時をもって保険契約者に対する書面による通知によりこの保険契約を解除することができます。その解除は、将来に向かってその効力を生じます。

(保険料の返還等－保険契約の無効または取消し)

第21条 第16条第1項の規定によりこの保険契約が無効となる場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

- 2 第16条第2項の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

(保険料の返還等－保険契約の解除)

第22条 第14条第2項、同条第4項、第16条第3項、第17条第2項、第19条第2項または第20条第3項の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、解除した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

- 2 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権が設定されている場合または保険金請求権が債権譲渡されている場合には、保険契約者は、質権者または譲受人の書面による同意を得た後でなければ、この解除権を行使できません。
- 3 前項の場合、当会社は、既に払い込まれた保険料と既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料との差額を返還または請求します。

(保険料の返還等一全損による保険契約の終了)

第23条 第10条第5項の規定によりこの保険契約が終了する場合には、次に掲げるとおりとします。

- (1) この保険契約において全損金を支払うときは、当会社は、保険料の全額を請求することができます。また、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (2) この保険契約において全損金を支払わないときは、当会社は、保険契約が終了する日の翌日から日割をもつて計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第5章 保険事故の発生

(損害防止義務)

第24条 保険契約者または被保険者は、保険事故発生にあたり、損害の防止軽減に努め、または船長をしてこれに努めさせなければなりません。

- 2 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって損害の防止軽減を怠ったときは、当会社は、防止軽減することができたと認められる額をその保険事故による損害額から控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。
- 3 保険契約者または被保険者が、第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者ならびにその代理人および使用人を含みます。以下同様とします。）に対し損害の賠償を請求することができる場合には、その請求権の行使または保全に努めなければなりません。
- 4 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって第三者に対する請求権の行使または保全を怠ったときは、当会社は、その請求権を行使すれば、第三者から賠償を受けることができたと認められる額をその保険事故による損害額から控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。

(保険事故発生の通知義務)

第25条 保険契約者または被保険者は、被保険船舶に保険事故が発生したことまたは発生した疑いがあることを知ったときは、遅滞なくその旨を当会社に通知し、かつ、管海官庁が認証した海難報告書その他当会社が要求する書類を提出しなければなりません。

- 2 保険契約者または被保険者が前項に規定する義務を正当な理由がないにもかかわらず履行しなかったときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額をその保険事故による損害額から控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。
- 3 保険契約者、被保険者または船長が第1項の通知または提出書類において故意に不実のことを述べ、または事実を隠したときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額をその保険事故による損害額から控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。

(保険事故発生の場合の損害調査)

第26条 当会社は、前条第1項に規定する保険事故の通知を受けたときは、被保険船舶について必要な調査を行い、かつ、保険契約者、被保険者または船長に対して必要な報告を求めるすることができます。

- 2 保険契約者、被保険者または船長が正当な理由がないにもかかわらず前項の調査または報告を拒んだときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額をその保険事故による損害額から控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。ただし、当会社は、保険契約者、被保険者または船長が前項の調査または報告に応じる時までは保険金を支払いません。

(修繕)

第27条 保険契約者または被保険者は、被保険船舶が保険事故によって損傷を被った場合は、遅滞なく修繕を行うものとし、当会社は、その修繕が完了した後に修繕費を支払います。保険契約者または被保険者が修繕を遅滞なく行わずに後日行った場合には、当会社の支払う修繕費は、遅滞なく修繕を行えば要したと認められる修繕費の見積額を限度とします。

- 2 保険契約者または被保険者は、前項の修繕を行うにあたり、修繕費の見積を取得しようとする場合は、あらかじめ当会社と協議することを要し、かつ、当会社が要求したときには、修繕費の見積について当会社の指定する者を参加させなければなりません。
- 3 第1項の規定にかかわらず、保険事故によって生じた損傷を未修繕のまま被保険船舶が売却または解撤された場合は、当会社は、その損傷（修繕費として支払うべきものにかぎります。）によって減価した額を限度と

して修繕を行えば要すると認められる修繕費の見積額を修繕費として支払います。

4 保険事故によって生じた損傷の修繕完了前に被保険船舶が全損（保険事故によると否とを問いません。）となつた場合は、当会社は、未修繕の損傷の修繕費を支払いません。

第6章 保険金の請求と支払

（保険金の請求および支払）

第28条 当会社に対する保険金請求権は、第1条に規定する損害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

(1) 保険金の請求書

(2) 損害見積書

(3) その他当会社が第6項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

3 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

4 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく前項の規定に違反した場合または第2項もしくは前項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額をその保険事故による損害額から控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。

5 保険金請求権は、第1項に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

6 当会社は、被保険者が第2項の手続を完了した日（以下「請求完了日」といいます。）から起算して30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

(5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

7 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日から起算して次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

(1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）
180日

(2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

(3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 120日

(4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日

- (5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査
180日
- (6) 損害を受けた保険の目的もしくは損害発生事由・形態もしくは修繕方法が特殊である場合または同一事故により多数の保険の目的（賠償の対象を含みます。）が損害を受けた場合において、前項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- 8 前項各号に掲げる特別な照会または調査を開始した後、これら各号に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、これら各号に掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- 9 前三項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、前三項の期間に算入しないものとします。

(未払込保険料の保険金からの控除)

第29条 当会社が保険金を支払う時に、この保険証券記載の保険料のうちに未払込の保険料がある場合は、当会社は、保険金から次に掲げる未払込の保険料を控除します。

- (1) 全損金を支払うときは、保険料支払期日が到来していると否とを問わず未払込の保険料の全額
(2) 全損金以外の保険金を支払うときは、保険料支払期日が既に到来している未払込の保険料

(他の保険契約がある場合のてん補額)

第30条 被保険利益、負担危険および保険期間の全部または一部がこの保険契約と重複する他の保険契約が締結されている場合に、各保険契約について他の保険契約がないものとして算出したてん補責任額（以下「独立責任額」といいます。）の合計が損害額を超過するときは、各保険契約の独立責任額の合計に対するこの保険契約の独立責任額の割合を損害額に乗じて得た額をもって、当会社のてん補額とします。

- 2 各保険契約の保険価額が異なるときは、それらのうち最も高い保険価額の保険契約のもとで算出された損害額を前項の損害額とします。

(全損となった被保険船舶の所有権の帰属)

第31条 被保険船舶が全損となった場合に、当会社が全損金を支払うときは、当会社は、被保険船舶の所有権を取得するか否かを選択することができます。

- 2 前項の規定により当会社が被保険船舶の所有権を取得しない場合には、当会社は、その旨を全損金を支払う時までに被保険者に通知します。
- 3 第1項の規定により当会社が被保険船舶の所有権を取得する場合には、当会社は、全損金を支払うことにより保険金額の保険価額に対する割合でその所有権を取得します。

(全損となった被保険船舶に存在する負担の帰属)

第32条 被保険船舶が全損となった場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、全損金の支払を請求する時までに次に掲げる事実を当会社に通知しなければなりません。

- (1) 先取特権、質権、抵当権、賃借権、留置権その他被保険船舶の所有権を制限する権利の存否およびこれらの権利が存在する場合にはその内容
(2) 被保険船舶に付随する公法上の義務もしくは私法上の債務の存否またはこれらの存在の可能性のある事実
2 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者から前項の通知を受ける時までは保険金を支払いません。
3 前条の規定に基づいて当会社が被保険船舶の所有権を取得した場合であっても、第1項第1号に規定する権利を消滅させるために要する金額または同項第2号に規定する義務もしくは債務を履行するために要する金額は、被保険者または保険金を受け取るべき者の負担とします。

(第三者に対する権利の取得)

第33条 保険事故によって損害が生じたことにより、被保険者が第三者に対して権利を取得した場合に、当会社が被保険者に損害をてん補したときは、当会社は、てん補額の範囲内で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で第三者に対して有する被保険者の権利を取得します。

第7章 そ の 他

(裁判管轄)

第34条 この保険契約に関する訴訟は、当会社の本店所在地を管轄する裁判所に提起するものとします。

(準拠法)

第35条 この約款およびこの保険証券記載の特別約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別 表)

短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割 合
1か月以下	20%
2か月以下	30%
3か月以下	40%
4か月以下	50%
5か月以下	60%
6か月以下	70%
7か月以下	80%
8か月以下	90%
8か月超	100%

2. 共通して適用される特別約款・条項

共同保険特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 この保険契約は、この保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、この保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帶することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負うものとします。

第2条 保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名し、かつ、この保険証券に幹事として記載された保険会社は、全ての引受保険会社のために次の各号に掲げる事項を行うものとします。

- (1) 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- (2) 保険料の収納および受領または返還
- (3) 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の取消しもしくは解除
- (4) 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく保険契約の内容の変更の承認
- (5) 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- (6) 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- (7) 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
- (8) 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- (9) 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- (10) その他前各号の事務または業務に付随する事項

第3条 この保険契約に関し幹事会社が行った前条各号に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料の支払に関する特別条項

(平成28年4月1日改正)

第1章 一般条項

第1条 保険契約者は、この保険証券およびこの保険証券に付随する承諾書の保険料、支払方法および支払期日の記載に従って、保険料を当会社に支払わなければなりません。

第2条 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第20条第3項の規定を次のように改めます。支払期日後30日以内に、その支払期日に支払われるべき保険料の支払がないときは、当会社は、支払期日にさかのぼって保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。その解除は、支払期日から将来に向かってその効力を生じます。

第3条 当会社は、普通約款第20条第3項の規定による解除を行う場合、保険契約者の住所にあてて、書面により解除の通知をし、保険契約者があらかじめ別の通知先を指定した場合は、当会社は、その指定された通知先にあてて解除の通知をするものとします。当該解除の通知は、指定された通知先に到達した時をもって保険契約者に到達したものとみなします。

第2章 初回保険料の支払に関する条項

第4条 この章の規定は、保険契約締結と同時に保険契約者が支払うべきこの保険証券記載の保険料（第3章の規定を適用する場合は、第1回回払保険料とします。以下この条項において「初回保険料」といいます。）に適用します。

2 普通約款第20条第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、初回保険料を、この保険証券記載の支払期日の

7日後（以下「初回保険料支払期限日」といいます。）までに、当会社に支払わなければなりません。

3 普通約款第20条第2項の規定にかかわらず、保険契約が始まった後でも、保険契約者が、初回保険料支払期限日までに初回保険料の支払を怠ったときは、当会社は、支払期日以降その支払がある時までに生じた保険事故による損害をてん補する責任を負いません。

第5条 前条の規定にかかわらず、特段の事情がありその支払が遅延することを当会社が書面により承認する場合、当会社は、その書面により指定する支払期限日（以下この条項において「支払期限日」といいます。）までに保険契約者が初回保険料を支払うことを承認します。

2 前項の規定が適用される場合は、普通約款第20条第2項の規定にかかわらず、保険契約が始まった後でも、保険契約者が、支払期限日までに初回保険料の支払を怠ったときは、当会社は、支払期日以降その支払がある時までに生じた保険事故による損害をてん補する責任を負いません。

第3章 保険料の回払に関する条項

第6条 この章の規定は、保険契約締結の際にあらかじめ、保険契約者がこの保険契約の保険料を分割して支払うことを当会社が承認する場合（保険証券に回数、支払期日および金額（以下「回払保険料」といいます。）の記載がある場合にかぎります。）に適用します。

第7条 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回回払保険料を支払わなければなりません。ただし、第2章の規定を適用する場合にはこのかぎりではありません。

2 第2回目以降の回払保険料については、それぞれの支払期日までに支払わなければなりません。

第8条 普通約款第20条第2項の規定にかかわらず、保険契約者が第2回目以降の回払保険料について、支払期日の属する月の翌々月の応当日（翌々月に応当日がないときは、その月の末日をもって応当日とします。以下同様とします。）までにその支払を怠ったときは、当会社は、その支払期日以降その支払がある時までに生じた保険事故による損害をてん補する責任を負いません。

2 第2回目以降の回払保険料に関しては、普通約款第20条第3項の規定を次のように改めて適用します。
支払期日の属する月の翌々月の応当日（翌々月の応当日がないときは、その末日をもって応当日とします。）までに、その支払期日に支払われるべき保険料の支払がないときは、当会社は、支払期日にさかのぼって保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。その解除は、支払期日から将来に向かってその効力を生じます。

第4章 保険契約の変更に伴う保険料の支払に関する条項

第9条 この章の規定は、保険契約の変更に伴う保険料（第5章の規定を適用する場合は、第1回回払追加保険料とします。以下この条項において「初回追加保険料」といいます。）に適用します。

2 普通約款第20条第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、初回追加保険料を、この変更の承諾書記載の支払期日の7日後（以下「初回追加保険料支払期限日」といいます。）までに、当会社に支払わなければなりません。

3 前項の規定が適用される場合は、普通約款第20条第2項の規定にかかわらず、保険契約の変更後でも、保険契約者が、初回追加保険料支払期限日までに支払を怠ったときは、当会社は、支払期日以降その支払がある時までに生じた保険事故による損害をてん補する責任を負いません。

第10条 前条の規定にかかわらず、特段の事情がありその支払が遅延することを当会社が書面により承認する場合、当会社は、その書面により指定する支払期限日（以下この条項において「支払期限日」といいます。）までに保険契約者が初回追加保険料を支払うことを承認します。

2 前項の規定が適用される場合は、普通約款第20条第2項の規定にかかわらず、保険契約の変更後でも、保険契約者が、支払期限日までに初回保険料の支払を怠ったときは、当会社は、支払期日以降その支払がある時までに生じた保険事故による損害をてん補する責任を負いません。

第5章 保険契約の変更に伴う保険料の回払に関する条項

第11条 この章の規定は、保険契約の変更の承諾の際にあらかじめ、保険契約者がそれに伴う保険料を分割して支払うことを当会社が承認する場合（承諾書に回数、支払期日および金額（以下「回払追加保険料」といいま

す。) の記載がある場合にかぎります。) に適用します。

第12条 保険契約者は、保険契約の変更の請求と同時に、第1回回払追加保険料を支払わなければなりません。

ただし、第4章の規定を適用する場合にはこのかぎりではありません。

2 第2回目以降の回払追加保険料については、それぞれの支払期日までに支払わなければなりません。

第13条 普通約款第20条第2項の規定にかかわらず、保険契約者が第2回目以降の回払追加保険料について、支払期日の属する月の翌々月の応当日（翌々月に応当日がないときは、その月の末日をもって応当日とします。以下同様とします。）までにその支払を怠ったときは、当会社は、その支払期日以降その支払がある時までに生じた保険事故による損害をてん補する責任を負いません。

2 第2回目以降の回払追加保険料に関しては、普通約款第20条第3項の規定を次のように改めて適用します。

支払期日の属する月の翌々月の応当日（翌々月の応当日がないときは、その末日をもって応当日とします。）までに、その支払期日に支払われるべき保険料の支払がないときは、当会社は、支払期日にさかのぼって保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。その解除は、支払期日から将来に向かってその効力を生じます。

保険料の返還に関する特別条項

（平成22年4月1日制定）

第1条 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第22条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由が発生したことによって、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、解除した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

- (1) 被保険船舶の所有者または賃借人に変更があった場合
- (2) 被保険利益が消滅した場合。ただし、普通約款第23条第1号の規定が適用される場合を除きます。
- (3) 保険期間の中途中において、保険契約を切り替える合理的な理由が生じた場合。ただし、てん補の範囲を縮小する場合を除きます。

第2条 前条および普通約款第22条第3項の規定にかかわらず、被保険船舶の建造中または修繕中を保険期間とする保険において、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料と既経過期間に対応する保険料との差額を返還または請求します。

第3条 第1条ならびに普通約款第22条第1項および第23条の規定にかかわらず、航海保険においては、当会社は既収保険料を返還しません。

制裁等に関する特別条項

（平成22年11月8日制定）

当会社は、この保険証券のもとで保険の引受け、保険金の支払またはその他いかなる利益の提供を行うことにより、当会社が国際連合の決議にもとづく制裁、禁止もしくは制限を受ける恐れがあるとき、または欧州連合、日本国、連合王国もしくはアメリカ合衆国の通商もしくは経済に関わる制裁、法律もしくは規則における制裁、禁止、制限を受ける恐れがあるときは、いかなる場合も、その範囲における保険の引受け、保険金の支払またはその他いかなる利益の提供を行いません。

イラン原油等輸送禁止特別条項

（平成25年4月1日改正）

当会社は、被保険船舶がイランから原油、石油製品、石油化学製品または天然ガスその他ガス状炭化水素を輸送する目的で使用されたときは、その時以降に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、その事実が消滅した後において当会社が書面により承諾したときは、その承諾後に生じた保険事故による損害については、このかぎりではありません。

ロシア産原油等輸送禁止特別条項（上限価格措置対応用）

（令和5年4月1日制定）

当会社は、被保険船舶がロシア連邦を原産地とする原油（注1）または石油製品（注2）を輸送する目的で使用されたときは、その時以降に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、保険契約者または被保険者

が当会社の指定する宣誓書を提出したときもしくは当会社の書面による承諾を得たときは、このかぎりではありません。

(注1) HS Code 2709.00に該当するものをいいます。

(注2) HS Code 2710に該当するものをいいます。

保険料精算特別条項

(平成22年4月1日改正)

この保険契約においては、この保険証券記載の保険料率および保険料は暫定とし、後日保険料率が確定した場合には、その確定した料率に従って保険料を精算するものとします。

被保険者に関する特別条項

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の特別約款または特別条項の賠償責任にかかる損害に関する規定については、当会社は、保険契約者も被保険者とみなし、これらの規定を適用するものとします。

航海の条件に関する特別条項

(平成22年4月1日改正)

当会社は、この保険証券記載の航海の条件の全部または一部に反する事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

船底防汚塗料てん補特別条項（A）

(平成23年4月1日改正)

第1条 保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きよを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、別表記載の金額を限度としてそれに要した船底防汚塗料の代金および塗装費（以下「船底防汚塗装費」といいます。）を船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第1項の修繕費に含めます。

第2条 前条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費（別表記載の金額を限度とします。）の2分の1にかぎり、普通約款第4条第1項の修繕費に含めます。

別 表

船底防汚塗装費

単位：円

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数 (注)	A 右記BからEのいずれにも該当しない船舶	B コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	C L.N.G.船	D 自航装置を有しない船舶	E 双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000		300,000	800,000
100トン以上 200トン未満	700,000	900,000		600,000	1,400,000
200トン以上 500トン未満	1,000,000	1,200,000		800,000	1,800,000
500トン以上 700トン未満	1,200,000	1,500,000		900,000	2,300,000
700トン以上 1,000トン未満	1,500,000	1,800,000		1,200,000	2,700,000
1,000トン以上 2,000トン未満	2,000,000	2,400,000		1,500,000	3,600,000
2,000トン以上 3,000トン未満	2,500,000	3,000,000		1,900,000	4,500,000
3,000トン以上 4,000トン未満	3,000,000	3,600,000		2,300,000	5,400,000
4,000トン以上 5,000トン未満	3,500,000	4,400,000		2,700,000	6,600,000
5,000トン以上 6,000トン未満	3,800,000	4,600,000		2,900,000	6,900,000
6,000トン以上 7,000トン未満	4,200,000	5,100,000		3,200,000	7,700,000
7,000トン以上 8,000トン未満	4,500,000	5,400,000		3,400,000	8,100,000
8,000トン以上 9,000トン未満	4,900,000	5,900,000		3,700,000	8,900,000
9,000トン以上 10,000トン未満	5,500,000	6,500,000		4,000,000	9,500,000
10,000トン以上 20,000トン未満	7,000,000	8,500,000		5,500,000	12,500,000
20,000トン以上 30,000トン未満	9,000,000	11,000,000		7,000,000	
30,000トン以上 40,000トン未満	11,000,000	13,000,000		8,000,000	
40,000トン以上 50,000トン未満	12,500,000	15,500,000	9,000,000	9,500,000	
50,000トン以上 60,000トン未満	14,000,000	17,000,000	10,000,000	10,500,000	
60,000トン以上 70,000トン未満	15,500,000	18,500,000	11,000,000	11,500,000	
70,000トン以上 80,000トン未満	17,000,000	20,000,000	12,000,000	12,500,000	
80,000トン以上 90,000トン未満	18,500,000	22,000,000	13,000,000	13,500,000	
90,000トン以上 100,000トン未満	19,500,000	23,500,000	14,000,000	14,500,000	
100,000トン以上 110,000トン未満	21,000,000		15,000,000		
110,000トン以上 120,000トン未満	22,500,000		16,000,000		
120,000トン以上 130,000トン未満	24,000,000		17,000,000		
130,000トン以上 140,000トン未満	25,000,000		18,000,000		
140,000トン以上 150,000トン未満	26,500,000		18,500,000		
150,000トン以上 160,000トン未満	28,000,000				
160,000トン以上 170,000トン未満	29,000,000				
170,000トン以上 180,000トン未満	30,500,000				
180,000トン以上 190,000トン未満	32,000,000				
190,000トン以上 200,000トン未満	33,500,000				

(注) 浮船渠、ケーソン用フローティングドックについては、次の算式により得られた数値をもって料率算出に用いられたトン数とします。

全長(m) × 巾(m) × 外側壁の高さ(m) ÷ 2.832 × 0.24

船底防汚塗料てん補特別条項（B）

(平成23年4月1日改正)

第1条 保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きょを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、別表記載の金額を限度としてそれに要した船底防汚塗料の代金および塗装費（以下「船底防汚塗装費」といいます。）を船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第1項の修繕費に含めます。

第2条 前条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費（別表記載の金額を限度とします。）の2分の1にかぎり、普通約款第4条第1項の修繕費に含めます。

別 表

船底防汚塗装費

単位：円

料率算出に 用いられたトン数	被保険船舶の 種類	A	B	C	D
		右記Bから Dのいずれ にも該当し ない船舶	コンテナ船、 自動車専用 船または自 動車航送船	L.N.G.船	双胴型の船 舶
100トン未満		400,000	500,000		800,000
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000		1,400,000
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000		1,800,000
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000		2,300,000
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000		2,700,000
1,000トン以上	2,000トン未満	1,600,000	1,920,000	1,120,000	2,880,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,000,000	2,400,000	1,400,000	3,600,000
3,000トン以上	4,000トン未満	2,400,000	2,880,000	1,700,000	4,320,000
4,000トン以上	5,000トン未満	2,800,000	3,520,000	2,000,000	5,280,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,040,000	3,680,000	2,150,000	5,520,000
6,000トン以上	7,000トン未満	3,360,000	4,080,000	2,400,000	6,160,000
7,000トン以上	8,000トン未満	3,600,000	4,320,000	2,600,000	6,480,000
8,000トン以上	9,000トン未満	3,920,000	4,720,000	2,820,000	7,120,000
9,000トン以上	10,000トン未満	4,400,000	5,200,000	3,170,000	7,600,000
10,000トン以上	20,000トン未満	5,600,000	6,800,000	4,030,000	10,000,000
20,000トン以上	30,000トン未満	7,200,000	8,800,000	5,180,000	
30,000トン以上	40,000トン未満	8,800,000	10,400,000	6,340,000	
40,000トン以上	50,000トン未満	10,000,000	12,400,000	7,200,000	
50,000トン以上	60,000トン未満	11,200,000	13,600,000	8,000,000	
60,000トン以上	70,000トン未満	12,400,000	14,800,000	8,800,000	
70,000トン以上	80,000トン未満	13,600,000	16,000,000	9,600,000	
80,000トン以上	90,000トン未満	14,800,000	17,600,000	10,400,000	
90,000トン以上	100,000トン未満	15,600,000	18,800,000	11,200,000	
100,000トン以上	110,000トン未満	16,800,000		12,000,000	
110,000トン以上	120,000トン未満	18,000,000		12,800,000	
120,000トン以上	130,000トン未満	19,200,000		13,600,000	
130,000トン以上	140,000トン未満	20,000,000		14,400,000	
140,000トン以上	150,000トン未満	21,200,000		14,800,000	
150,000トン以上	160,000トン未満	22,400,000			
160,000トン以上	170,000トン未満	23,200,000			
170,000トン以上	180,000トン未満	24,400,000			
180,000トン以上	190,000トン未満	25,600,000			
190,000トン以上	200,000トン未満	26,800,000			

船底防汚塗料てん補特別条項（海洋構造物等用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きょを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するために要する妥当な船底防汚塗料の代金および塗装費（以下「船底防汚塗装費」といいます。）を船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第1項の修繕費に含めます。

第2条 前条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費の2分の1にかぎり、普通約款第4条第1項の修繕費に含めます。

船底の清掃費および塗装費不担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

当会社は、この保険証券のもとでは、被保険船舶の船底外板の清掃、サンドブラストその他の下地処理および塗装（船底防腐塗装および船底防汚塗装を含みます。）に係わる費用をてん補する責任を負いません。ただし、保険事故によって生じた被保険船舶の船底外板の損傷の修繕工事のために要した次に掲げる修繕費については、このかぎりではありません。

- (1) 新替えされた船底外板部分の陸上での下地処理に要した費用およびそのショッププライマーの代金ならびに塗装費
- (2) 新替えまたは取り外し復旧された船底外板の溶接継手部分およびその溶接により損傷した隣接船底外板部分の下地処理に要した費用
- (3) 曲がり直し工事により損傷した船底外板部分の下地処理に要した費用
- (4) 前各号に規定する部分に対する一層目のプライマーまたは防腐塗料の代金および塗装費

先取特権等に関する特別条項

（平成22年4月1日制定）

第1条 当会社が、被保険者が損害賠償責任を負ったことによって被る損害（以下「賠償責任損害」といいます。）をてん補する場合に、被保険者に損害賠償請求権を有する者（以下「損害賠償請求権者」といいます。）が日本国の保険法（平成20年法律第56号）に基づいて被保険者または保険金を受け取るべき者の当会社に対する保険金請求権に先取特権を有するときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合にかぎり、保険金を支払うものとします。

- (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (2) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- (3) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- (4) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第2条 当会社が、賠償責任損害をてん補する場合に、損害賠償請求権者が外国の法令または条約に基づいて被保険者または保険金を受け取るべき者の当会社に対する保険金請求権に先取特権その他の特別な権利を有することにより、その保険金請求権が制限されるときは、当会社は、その法令または条約に従い保険金を支払うものとします。

係船特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、次に掲げる各号の全部または一部に反する事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

- (1) 被保険船舶が、この保険証券記載の場所に適切な方法で係船されていること
- (2) 被保険船舶が、この保険証券記載の係船の条件に従い係船されていること
- (3) 営利の目的であると否とを問わず、被保険船舶が、海上倉庫、宿泊施設その他いかなる用途にも使用されないこと

第2条 当会社は、地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

第3条 保険期間中であっても、被保険船舶が稼働を目的として積荷の積み込みその他発航の準備に着手したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

係船特別条項ただし第1条第2号削除

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、次に掲げる各号の全部または一部に反する事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

- (1) 被保険船舶が、この保険証券記載の場所に適切な方法で係船されていること
- ~~(2) 被保険船舶が、この保険証券記載の係船の条件に従い係船されていること~~
- (3) 営利の目的であると否とを問わず、被保険船舶が、海上倉庫、宿泊施設その他いかなる用途にも使用されないこと

第2条 当会社は、地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

第3条 保険期間中であっても、被保険船舶が稼働を目的として積荷の積み込みその他発航の準備に着手したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

地震危険不担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

当会社は、地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

解撤回航時の全損金支払制限特別条項

(平成26年4月1日改正)

第1条 被保険船舶を解撤するためまたは解撤を目的として売却するために回航する場合、被保険船舶が当該回航のための出帆地を発航した後に全損（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条第1項の規定によります。）となったときの当会社のてん補すべき金額は、次のとおりとします。

- (1) 被保険船舶の売却価格またはこの保険証券記載の保険金額（船費保険があるときは、その保険金額を含みます。以下同様とします。）のいずれか低い金額
- (2) 被保険船舶について、他の船舶保険契約または船費保険契約（以下「他の保険契約」といいます。）がある場合は、前号の売却価格にこの保険証券記載の保険金額と他の保険契約の保険金額との合算額に対するこの保険証券記載の保険金額の割合を乗じて得た金額と、この保険証券記載の保険金額のいずれか低い金額
- 2 前項の場合において、次に掲げる各号の損害の見積額またはその合算額が被保険船舶の売却価格またはこの保険証券記載の船舶保険価額のいずれか低い金額を超過したときにかぎり、被保険船舶が全損となったものとみなします。
 - (1) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）。ただし、被保険船舶が当該回航を遂行するために要する修繕費にかぎります。
 - (2) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）
 - (3) 損害防止費用（普通約款第7条第1項第1号の規定によります。）。ただし、全損または前二号の損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。
- 3 この保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用については、第1項の規定を適用しません。
 - (1) 普通約款第6条に規定する衝突損害賠償金
 - (2) 保険契約者または被保険者が支出した普通約款第7条第1項第1号および第2号に規定する損害防止費用。ただし、普通約款第7条第1項第1号の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用にかぎります。
 - (3) 普通約款第7条第1項第3号に規定する費用のうち、同第6条第1項各号の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用
- 4 第1項の場合において、当該回航に先立ち当会社の承諾を得たときは、保険契約者または被保険者は売却価格にその回航に要する費用を含めることができます。

第2条 保険契約者または被保険者から当会社に対して当該回航についてあらかじめ通知がなされ、かつ、当会社の責任が軽減したと認められる場合には、当会社は、保険期間終了時に責任の軽減に相当する保険料の返還を行います。ただし、被保険船舶が当該回航のための出帆地を発航した後にこの保険証券のもとで当会社のてん補すべき損害が生じなかった場合にかぎります。

解撤回航時の全損金支払制限特別条項（第2種用）

(平成26年4月1日改正)

第1条 被保険船舶を解撤するためまたは解撤を目的として売却するために回航する場合、被保険船舶が当該回航のための出帆地を発航した後に全損（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条第1項の規定によります。）となったときの当会社のてん補すべき金額は、次のとおりとします。

- (1) 被保険船舶の売却価格またはこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い金額
- (2) 被保険船舶について、他の船舶保険契約がある場合は、前号の売却価格にこの保険証券記載の保険金額と他の船舶保険契約の保険金額との合算額に対するこの保険証券記載の保険金額の割合を乗じて得た金額と、

この保険証券記載の保険金額のいずれか低い金額

- 2 前項の場合において、次に掲げる各号の損害の見積額またはその合算額が被保険船舶の売却価格またはこの保険証券記載の保険価額のいずれか低い金額を超過したときにかぎり、被保険船舶が全損となったものとみなします。
 - (1) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）。ただし、被保険船舶が当該回航を遂行するために要する修繕費にかぎります。
 - (2) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）
 - (3) 損害防止費用（普通約款第7条第1項第1号の規定によります。）。ただし、全損または前二号の損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。
- 3 この保険証券のもとでてん補の対象となる保険契約者または被保険者が支出した普通約款第7条第1項第1号および第2号に規定する損害防止費用（普通約款第7条第1項第1号の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用にかぎります。）については、第1項の規定を適用しません。
- 4 第1項の場合において、当該回航に先立ち当会社の承諾を得たときは、保険契約者または被保険者は売却価格にその回航に要する費用を含めることができます。

第2条 保険契約者または被保険者から当会社に対して当該回航についてあらかじめ通知がなされ、かつ、当会社の責任が軽減したと認められる場合には、当会社は、保険期間終了時に責任の軽減に相当する保険料の返還を行います。ただし、被保険船舶が当該回航のための出帆地を発航した後にこの保険証券のもとで当会社のてん補すべき損害が生じなかった場合にかぎります。

ベーリング海航行特別条項

（令和4年4月1日改正）

第1条 この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、航路定限内の諸港間航行のためにベーリング海を通過することができます。ただしベーリング海の通過にあたっては次に掲げる各号の規定に従うこととします。

- (1) ベーリング海の最新の水路図を装備していること
- (2) ベーリング海出入に際しては、次に掲げる水域を航行すること
 - (イ) ウニマック・パス
 - (ロ) アムクタ・パス
 - (ハ) アムチトカ・パス
 - (ニ) バルダー島／アガツ島間
 - (ホ) アガツ島／アツツ島間
 - (ヘ) アツツ島以西
- (3) 次に掲げる装置を装備し、かつ、正規の資格を有する乗組員がその装置を操作すること
 - (イ) 1つ以上の全地球航法衛星システム（米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、中国のCompassなど）
 - (ロ) 無線トランシーバーおよびGMDSS
 - (ハ) 天候図ファックス記録装置、または、これに代わる気象情報および航路情報を受信するための装置
 - (ニ) ジャイロコンパス

第2条 当会社は、前条各号の全部または一部に反する事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

航路定限に関する特別条項（A）

（平成22年4月1日改正）

この保険証券記載の航路定限にかかわらず、次の各号に掲げる航路および水域が航路定限に含まれるものとします。

- (1) この保険証券記載の航路定限に記載された港津（以下「記載港津」といいます。）のいずれからも航程50

溝未満の水域内の港津と記載港津とを結ぶ航路

- (2) 記載港津から航程25浬以内の水域

航路定限に関する特別条項 (B)

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の航路定限にかかわらず、次の各号に掲げる航路および水域が航路定限に含まれるものとします。

- (1) この保険証券記載の航路定限に記載された港津（以下「記載港津」といいます。）のいずれからも航程200
溝未満の水域内の港津と記載港津とを結ぶ航路
(2) 記載港津から航程25浬以内の水域

航路定限に関する特別条項 (C)

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の航路定限にかかわらず、この保険証券記載の航路定限に記載された港津から航程25浬以内の水域が航路定限に含まれるものとします。

航路定限外航行に関する特別条項 (外航船用)

(平成29年4月1日制定)

当会社は、船舶保険普通保険約款第14条第1項第3号の規定にかかわらず、被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」という。）は次に掲げる条件を満たすときには、航路定限外航行以後に生じた損害をてん補する責任を負います。

- (1) 保険契約者または被保険者が、航路定限外航行を知った後遅滞なくこれを当会社に通知すること。
(2) 保険契約者が、当会社の定める割増保険料を支払うこと。
(3) 保険契約者が、当会社が定める条件に従うこと。

船級に関する特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 この保険契約において、被保険船舶は、保険期間の開始時に当会社の承認する船級（ただし、国際船級協会連合（IACS）の正会員または準会員の船級にかぎります。）を保持していることを条件とします。

第2条 保険期間の中途において、以下の事実が発生した場合は、当会社はその後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、その事実が消滅した後において当会社が書面により承諾したときは、その承諾後に生じた損害についてはこのかぎりではありません。

- (1) 被保険船舶の船級が当会社の承認する船級以外の船級に変更されたこと
(2) 被保険船舶の船級登録が抹消されたこと
(3) 被保険船舶の船級登録が一時停止または不継続となったこと
(4) 船級協会が行った被保険船舶の堪航性に係わる全ての勧告、要求または制限が、船級協会が指定する期日までに充足されなかったこと

第3条 前条第1号から第4号までに掲げる事実が発生したときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。その解除は将来に向かってその効力を生じます。この解除権は、当会社が解除の原因を知った日から1か月以内にこれを行使しないときは消滅します。

第4条 船舶保険普通保険約款第14条第1項第2号の規定は適用しません。

国際安全管理規則（ISMコード）に関する特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 この保険契約は、被保険船舶が1974年の海上における人命の安全のための国際条約（74SOLAS）の附属書第9章に規定する国際安全管理規則（ISMコード）に基づいて必要とされる有効な証書類を保持していることを条件とします。

第2条 当会社は、次に掲げる事実が発生したときは、そのとき以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、その事実が消滅した後において当会社が書面により承諾したときは、その承諾後に生じた損害についてはこのかぎりではありません。

- (1) 前条に掲げる証書類が効力を失ったとき
- (2) 前条に掲げる証書類が必要とされる期日までに取得できなかったとき

第3条 前条第1号または第2号に掲げる事実が発生したときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。その解除は将来に向かってその効力を生じます。この解除権は、当会社が解除の原因を知った日から1か月以内にこれを行使しないときは消滅します。

第4条 保険契約者または被保険者は、被保険船舶のISMコードにおける"Company"（以下「船舶管理者」といいます。）が変更となるときは、当会社に遅滞なく通知し、当会社の書面による承諾を得なければなりません。

- 2 保険契約者または被保険者が、前項に掲げる事項を遅滞なく通知することを怠ったときは、当会社は船舶管理者が変更となった時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

電子機器類の日付認識問題に関する特別条項（A）

（平成22年4月1日改正）

第1条 本特別条項における電子機器類とは、ハードウェア、集積回路、チップ、ソフトウェア、オペレーティング・システム、プログラム、データ等を含むすべての電子機器をいい、被保険船舶内に存在すると否とを問いません。

- 2 本特別条項における日付認識問題とは、前項に掲げる電子機器類が、年月日、時刻の認識に関して正常に対応できないために機能不全または作動不良を起こす現象をいいます。

第2条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、保険契約者、被保険者または被保険船舶の船舶管理者が所有、賃借または管理する電子機器類の日付認識問題に関わる欠陥によって生じたいかなる損害もてん補する責任を負いません。

- 2 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、保険契約者、被保険者または被保険船舶の船舶管理者が所有、賃借または管理する電子機器類の日付認識問題に関わる欠陥（現実に存在すると否とを問いません。）を是正または確認するために措置を講じている際に、その措置によって生じたいかなる損害もてん補する責任を負いません。

第3条 前条の規定にかかわらず、当会社は、損害が次の各号のいずれかに該当することを保険契約者または被保険者が証明した場合にかぎり、本保険証券記載の普通保険約款、特別約款および特別条項の規定に従いてん補する責任を負います。

- (1) 保険契約者または被保険者が、電子機器類の日付認識問題に関わる欠陥を是正するために、相当の注意を払い、当該電子機器類の製造者またはそれに準ずる専門家の指定した方法または手順に従って、あらかじめ必要または有益な措置（当該電子機器類の製造者またはそれに準ずる専門家自身によってなされた措置を含みます。）を講じていたにもかかわらず生じたものであること

- (2) 保険契約者または被保険者が、電子機器類の日付認識問題に関わる欠陥を是正または確認するために、相当の注意を払い、当該電子機器類の製造者またはそれに準ずる専門家の指定した方法または手順に従って、必要または有益な措置（当該電子機器類の製造者またはそれに準ずる専門家自身によってなされる措置を含みます。）を講じている際に、その措置によって生じたものであること

- 2 前項の規定にかかわらず、当会社は、以下の各号に掲げる事由を是正または確認するために生じた費用または逸失利益についてはその名目のいかんを問わず一切てん補する責任を負いません。

- (1) 電子機器類の日付認識問題に関わる欠陥
- (2) 直接であると間接であるとを問わず電子機器類の日付認識問題に関わる欠陥によって生じた電子機器類の機能不全または作動不良
- (3) 直接であると間接であるとを問わず電子機器類の日付認識問題に関わる欠陥によって生じたソフトウェア、オペレーティング・システム、プログラムおよびデータの電子的滅失または損傷

原子力危険、生物化学兵器、電磁兵器による損害不担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 核燃料、核廃棄物もしくは核燃料の燃焼から生じる電離放射線または放射能汚染
- (2) 原子力施設、原子炉、その他の原子力機器もしくはこれらの構成部品の放射性、有毒性、爆発性その他の有害な特性または放射能汚染を生じさせる特性
- (3) 原子核の分裂、融合もしくはこれらと同種の反応または放射能もしくは放射性物質を使用した兵器または装置
- (4) 放射性物質の放射性、有毒性、爆発性その他の有害な特性または放射能汚染を生じさせる特性。ただし、商業用、農業用、医療用、科学用もしくはその他の同様な平和的目的のために製造、運送、保管または使用されるラジオアイソトープ（核燃料を含みません。）を除きます。
- (5) 化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器

第2条 船舶保険普通保険約款、この保険証券記載の特別約款または他の特別条項の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が他のすべての約款に優先して適用されます。

保険契約の解除に関する特別条項

(平成26年9月1日制定)

第1条 当会社は、次に掲げる事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

1. 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当する場合。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (6) 前各号の反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2. 前項に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、前項の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

第2条 前条の規定による解除が保険事故による損害が発生した後になされた場合であっても、当会社は、前条の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第3条 保険契約者または被保険者が第1条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当することにより同条の規定により解除がなされた場合には、次の損害について前条の規定は適用しません。

- (1) 第1条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- (2) 第1条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する被保険者が損害賠償責任を負ったことによって被る損害

サイバーリスクの取扱いに関する特別条項（A）

(令和3年4月1日制定)

第1条 当社は、直接であると間接であると問わず、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、悪意のあるコード、コンピュータウイルス、プロセスその他の電子システムが、危害を加える手段として使用または操作された場合、その使用または操作によって生じたいかなる損害もてん補す

る責任を負いません。

第2条 当社は、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、コンピュータプロセスその他の電子システムが、危害を加える手段として使用または操作されないかぎり、その使用または操作によって生じた損害をこの保険証券記載の普通保険約款、特別約款および他の特別条項に従っててん補する責任を負います。

第3条 第1条の規定にかかわらず、この特別条項が戦争、水雷その他の爆発物、だ捕、捕獲、ストライキまたは社会的騒じょう等の危険を担保する保険契約に付帯される場合、兵器もしくはミサイルの発射・誘導システムおよび発射メカニズムにおけるコンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラムその他の電子システムの使用に起因する損害については、てん補する責任を負います。ただし、第1条がなければてん補される損害に限ります。

サイバーリスクの取扱いに関する特別条項（B）

（令和3年4月1日制定）

第1条 当社は、直接であると間接であるとを問わず、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、悪意のあるコード、コンピュータウイルス、プロセスその他の電子システムが、危害を加える手段として使用または操作された場合、その使用または操作によって生じたいかなる損害もてん補する責任を負いません。

第2条 第1条の規定にかかわらず、この特別条項が戦争、水雷その他の爆発物、だ捕、捕獲、ストライキまたは社会的騒じょう等の危険を担保する保険契約に付帯される場合、兵器もしくはミサイルの発射・誘導システムおよび発射メカニズムにおけるコンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラムその他の電子システムの使用に起因する損害については、てん補する責任を負います。ただし、第1条がなければてん補される損害に限ります。

感染症リスクの取扱いに関する特別条項

（令和3年4月1日制定）

第1条 当会社は、いかなる感染症の損害に対しても、保険金を支払いません。ただし、第4条の「感染した個人に関する例外」が適用される場合を除きます。

第2条 「感染症の損害」とは、その原因または事由の重要な部分を構成するか否か、直接的であるか間接的であるかを問わず、またその他の原因または事由が同時にまたは並行して発生しているか否かにかかわらず、以下に掲げる「免責となる事由」に該当する事由によって生じたあらゆる性質の滅失、損傷、責任または費用（以下、滅失等）をいいます。

- (1) 感染症
 - (2) 感染症のおそれ（現実であると否とを問いません。）
 - (3) 公的機関によると民間の機関によるとを問わず、感染症の感染の広がりを制限、防止、減少または減速させるためまたはその感染症にかかわる法的責任を防止軽減するためになされた勧告、決定または措置（以下「勧告等」といいます。）
 - (4) 公的機関によると民間の機関によるとを問わず、第3号に規定する事由を変更、破棄または取り下げるためになされた勧告等
- 2 第1項第3号に規定された理由のためになされたか否かを問わず、航行、運航、稼働、貨物の積込みまたは荷卸しその他通常の使用を再開するまでの間、船舶、輸送用具、掘削装置またはプラットフォーム（以下「船舶等」といいます。）を、港内またはその他の場所において係留、休航または錨泊させるためになされた勧告等（誰によってなされたかを問いません。）は免責となる事由とはみなしません。この規定は、第1項第1号、第2号および第4号の適用を妨げるものではありません。
- 3 当初の荷積地、荷揚地または他の目的地から本船を離路させる勧告等（誰によってなされたかを問いません。）は第1項第3号に規定された理由のためになされた事実のみをもって免責となる事由とはみなしません。この規定は、当該離路の結果として行われた航行の間に、船舶等に最初に影響を与えた事故について第1項第1号、第2号および第4号の適用を妨げるものではありません。

4 減失、損傷または責任が第1項第1号から第4号に規定する免責事由以外によって生じた場合、第1項第3号に規定された理由のために増加したか否かを問わず、増加した費用または費用の支出について増加した責任は免責となりません。この規定は、第1項第1号、第2号および第4号の適用を妨げるものではありません。

第3条 「感染症」とは、既知のものであるか否かを問わず、何らかの物質または媒介物（以下「物質等」といいます。）を通じて生物から生物へ感染することをいいます。

- (1) その物質等には、ウイルス、細菌、寄生虫、その他の生物またはそれらの変異種を含むものとし、生きているか否かは問いません。
- (2) 感染の経路は、直接であると間接であると問わず、人と人との接触、空気感染、体液による感染、固体、固体の表面、液体または気体を経由した感染を含みます。ただし、これらに限定されるものではありません。
- (3) その疾患または物質等は、単独で作用するか他の併存症、症状、遺伝的感受性または免疫系と複合して作用するかを問わず、死亡、疾病、傷害、一時的または恒久的身体または精神障害の原因となる可能性、または何らかの資産の価値または安全な使用に悪影響を与える可能性があるものをいいます。

第4条 「感染した個人に関する例外」は、以下のいずれにも該当する場合に適用されます。

- (1) 感染症に感染したまたは感染が疑われる個人の行動または判断（以下「行動等」といいます。）が損害発生の事由を引き起こすまたはそれに寄与する場合。
- (2) その行動等または損害の原因と疑われる事象そのものがいずれも第2条第1項第3号または第4号に規定された勧告等ではない場合。

2 第1項の条件が満たされた場合、その個人の行動等が、その個人の感染の疑いまたは実際の感染によって害され、影響を受け、または引き起こされたという事実またはその可能性は、それ以外の点において保険金が支払われるべき損害に対する保険金の支払いを妨げません。ただし、感染症の拡散、発生率、深刻度または再発生の増加、またはその個人の行動等の結果として第2条第1項第3号または第4号に規定される状況から生じる減失等に対しては保険金を支払いません。

3 第1項の適用にあたり、感染した個人は事故によって影響を受ける目的（物）の場所に居合わせる必要はありません。ただし、直接であると間接であると問わず、損害発生の事由を引き起こし、またはそれに寄与し、かつ、その目的（物）に影響を及ぼすその個人の行動等は、感染症の影響を受けていなかった場合において通常の職務上の行動等の範疇となるものである必要があります。

第5条 減失等が、この特別条項によって免責とならず、かつ、この保険契約に適用されるその他の条件によって保険金支払の対象となる損害発生の事由のみをもって発生した場合、その他の条件に従って保険金を支払います。

WHO指定感染症リスクの取扱いに関する特別条項

（令和6年4月1日改正）

第1条 以下の感染またはその恐れに直接起因する減失、損傷、責任または費用による損害については当会社は保険金をお支払いしません。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
- (2) 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）
- (3) 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の変異株

第2条 世界保健機関（WHO）が国際的に懸念される公衆衛生にかかる緊急事態と定める感染症（以下「WHO指定感染症」といいます。）の発生を認定した場合、当該感染症の感染またはその恐れに直接起因する減失、損傷、責任または費用による損害については当会社は保険金をお支払いしません。

第3条 WHO指定感染症についてWHOが指定した日よりも前にその感染症への感染が発生していると被保険者が立証した場合、その感染に直接起因する責任による損害については前条の規定は適用しません。

第4条 前条の規定にかかわらず、以下の損害について当会社は保険金をお支払いしません。

- (1) 第1条に規定する感染症・ウイルスおよびWHO指定感染症に関する確認、清掃、消毒、除染、観察、検査に関する費用または責任。それが当該感染症の予防もしくは治療にかかるものであると否とを問いません。

- (2) 第1条に規定する感染症・ウイルスおよびWHO指定感染症により生じた収入の減少、用船料の損失、事業中断、市場機会の喪失、遅延による損害、間接的な経済的損失その他これに準ずる損失に起因する責任、損失または費用
- (3) 第1条に規定する感染症・ウイルスおよびWHO指定感染症のおそれによって生じた滅失、損傷、責任または費用

第5条 この特別条項において「感染症」とは、既知のものであるか否かを問わず、何らかの物質または媒介物（以下「物質等」といいます。）を通じて生物から生物へ感染する疾患のことをいいます。

- (1) その物質等には、ウイルス、細菌、寄生虫、その他の生物またはそれらの変異種を含むものとし、生きているか否かは問いません。
- (2) 感染の経路は、直接であると間接であるとを問わず、人ととの接触、空気感染、体液による感染、固体、固体の表面、液体または気体を経由した感染を含みます。ただし、これらに限定されるものではありません。
- (3) その疾患または物質等は、単独で作用するか他の併存症、症状、遺伝的感受性または免疫系と複合して作用するかを問わず、死亡、疾病、傷害、一時的または恒久的身体または精神障害の原因となる可能性、または何らかの資産の価値または安全な使用に悪影響を与える可能性があるものをいいます。

第6条 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険に適用される特別約款（以下「特約」といいます。）の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款・特約に優先して適用されます。また、この特別条項により当会社の保険金支払いの責任が拡大するものではありません。

感染症不担保特別条項

（令和3年4月1日改正）

第1条 感染症リスクの取扱いに関する特別条項にかかわらず、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、世界保健機関（WHO）が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）に該当すると宣言した感染症の感染またはその疑いに起因する損害をてん補する責任を負いません。

第2条 前条にかかわらず、被保険船舶が物理的損傷を被った場合については本特別条項を適用しません。ただし、沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物との衝突または船舶保険第6種特別約款第2条第1項第2号から第10号に掲げる事由を原因とする物理的損傷を伴う場合における繰延修繕を行うまでの被保険船舶の輸送能力の低下により、オフハイヤーとなった場合もしくは保険契約者または被保険者が「用船料等」の損失を被った場合はこの限りではありません。

保険契約締結等の手続に関する特別条項

（令和2年11月1日制定）

保険契約締結等の手続は次に記載のとおりとします。

<1>当会社の定める申込書への必要事項の記載および、署名または記名捺印、もしくは

<2>当会社の定める申込書への必要事項の記載および、特定の人物の署名であることが証明可能な技術を用いた電子署名

これらのいずれか1つまたは組み合わせを使用した場合に、有効な締結の手続が行われたものとします。

保険料の払込猶予に関する特約（国、地方公共団体等用）

（平成26年7月1日改正）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会計年度等	会計年度または事業年度をいいます。

普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険料	次の保険料をいいます。 ① この保険契約に保険料分割払に係る特約が付帯されている場合は第1回保険料 ② ①以外の場合は、保険料

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、保険契約者が次のいずれかに該当する場合に付帯することができます。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条（この法律の適用を受ける企業の範囲）第1項または同条第2項が適用される地方公営企業
- ④ 地方公営企業法第2条（この法律の適用を受ける企業の範囲）第3項が適用され、かつ、条例で定めるところにより同条第2項に規定される「財務規定等」が適用される地方公営企業
- ⑤ 国または地方公共団体が医療、厚生、教育、雇用、防災等の公共の福祉に資する事業を行わせる目的で、法令または条例に基づいて資本金その他の財産的基礎の全額を出資または提供して設立した団体（注）
- ⑥ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）または地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき設立された共済組合
- ⑦ その他法令により会計年度等の年度独立の原則が規定されている者

（注）団体

金庫、公庫、特殊銀行等の金融機関を除きます。

第2条（保険料の払込猶予）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険期間の初日の翌日から起算して30日後の日までに払い込むものとします。

第3条（この特約による支払責任）

保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込んだ場合は、当会社は、普通保険約款および付帯された他の特約の規定にかかわらず、保険期間の初日以後保険料を領収する前に生じた事故による傷害、損害または費用に対して、保険金を支払います。

第4条（保険料不払の場合の解除）

当会社は、保険契約者が第2条（保険料の払込猶予）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料の払込猶予に関する特約（独立行政法人等用）

（平成26年7月1日改正）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会計年度等	会計年度または事業年度をいいます。
交付金	国または地方公共団体が交付する資金をいいます。ただし、資金の交付がない場合は、国または地方公共団体から承継される権利に係る財産とします。

交付金受領日	法令に定める保険契約者の会計年度等の事業運営のための交付金の交付手続きが終了し交付金を受領する日をいい、保険期間の初日の属する会計年度等における第1回目の交付金の受領日に限るものとします。
独立行政法人等	独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人および公立大学法人をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険料	次の保険料をいいます。 ① この保険契約に保険料分割払に係る特約が付帯されている場合は第1回保険料 ② ①以外の場合は、保険料

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、この保険契約の保険契約者が独立行政法人等である場合に付帯することができます。

第2条（保険料の払込猶予）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、次のいずれか遅い日までに払い込むものとします。

- ① 保険期間の初日の翌日から起算して30日後の日
- ② 交付金受領日の翌日（注）

（注）交付金受領日の翌日

交付金受領日の翌日が休日の場合は、休日の翌日以降最初に到来する休日以外の日とします。

第3条（この特約による支払責任）

保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込んだ場合は、当会社は、普通保険約款および付帯された他の特約の規定にかかわらず、保険期間の初日以後保険料を領収する前に生じた事故による傷害、損害または費用に対して、保険金を支払います。

第4条（保険料不払の場合の解除）

当会社は、保険契約者が第2条（保険料の払込猶予）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

3. 船舶保険に適用される特別約款・条項

船舶保険第1種特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、全損（普通約款第3条の規定によります。）にかぎり、てん補する責任を負います。

(普通約款との関係)

第2条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶保険第2種特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
- (2) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。

2 前項第2号に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条第2項ただし書きを適用しません。

(休航した場合の保険料の返還)

第2条 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（上架または入きょを含みます。以下同様とします。）した場合は、当会社は、この保険証券のもとで当会社のてん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときにかぎり、次項による保険料を保険期間満了後に返還します。

2 返還する保険料は、1回の休航ごとにその休航した期間について毎30日を1期（30日未満は1期とみなしません。）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の各号のうちいずれか多い方を控除した残額とします。

- (1) その割当額の3分の1
- (2) 保険金額100円につき1期0.10円（木造船は0.20円）の割合によって期数に対し算出した金額

3 前二項によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航に先立ち書面によりその事実を当会社に通知しなければなりません。

(普通約款との関係)

第3条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶保険第2種特別約款ただし第2条（休航戻）削除

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
- (2) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。

2 前項第2号に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条第2項ただし書きを適用しません。

(休航した場合の保険料の返還)

第2条 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（上架または入きょを含みます。以下同様とします。）した場合は、この保険証券のもとで当会社のてん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときにかぎり、次項による保険料を保険期間満了後に返還します。

~~を含みます。以下同様とします。) した場合は、当会社は、この保険証券のもとで当会社のてん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときには、次項による保険料を保険期間満了後に返還します。~~

~~2 返還する保険料は、1回の休航ごとにその休航した期間について毎30日を1期 (30日未満は1期とみなしません。) として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の各号のうちいずれか多い方を控除した残額とします。~~

~~(1) その割当額の3分の1~~

~~(2) 保険金額100円につき1期0.10円 (木造船は0.20円) の割合によって期数に対し算出した金額~~

~~3 前二項によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航に先立ち書面によりその事実を当会社に通知しなければなりません。~~

(普通約款との関係)

第3条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶保険第2種特別約款 (衝突損害賠償金てん補)

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。

(1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）

(2) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）

(3) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。

2 前項第3号に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条第2項ただし書を適用しません。

(休航した場合の保険料の返還)

第2条 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（上架または入きよを含みます。以下同様とします。）した場合は、当会社は、この保険証券のもとで当会社のてん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときには、次項による保険料を保険期間満了後に返還します。

2 返還する保険料は、1回の休航ごとにその休航した期間について毎30日を1期 (30日未満は1期とみなしません。) として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の各号のうちいずれか多い方を控除した残額とします。

(1) その割当額の3分の1

(2) 保険金額100円につき1期0.10円 (木造船は0.20円) の割合によって期数に対し算出した金額

3 前二項によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航に先立ち書面によりその事実を当会社に通知しなければなりません。

(普通約款との関係)

第3条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶保険第2種特別約款 (衝突損害賠償金てん補) ただし第2条 (休航戻) 削除

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。

(1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）

(2) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）

(3) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。

2 前項第3号に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条第2項ただし書を適用しません。

(休航した場合の保険料の返還)

第2条 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（上架または入きょを含みます。以下同様とします。）した場合は、当会社は、この保険証券のもとで当会社のてん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときにかぎり、次項による保険料を保険期間満了後に返還します。

2 返還する保険料は、1回の休航ごとにその休航した期間について毎30日を1期（30日未満は1期とみなしません。）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の各号のうちいずれか多い方を控除した残額とします。

(1) その割当額の3分の1

(2) 保険金額100円につき1期0.10円（本造船船は0.20円）の割合によって期数に対し算出した金額

3 前二項によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航に先立ち書面によりその事實を当会社に通知しなければなりません。

(普通約款との関係)

第3条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶保険第5種特別約款

（令和3年4月1日改正）

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。

(1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）

(2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）。ただし、沈没、転覆、座礁、座州、火災、爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。）、他物（水を除きます。）との衝突または共同海損行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。

(3) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）

(4) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）

(5) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。

2 被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損行為となる行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費は、共同海損行為によって生じた損傷の修繕費とみなします。

(休航した場合の保険料の返還)

第2条 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（上架または入きょを含みます。以下同様とします。）した場合は、当会社は、この保険証券のもとで当会社のてん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときにかぎり、次項による保険料を保険期間満了後に返還します。

2 返還する保険料は、1回の休航ごとにその休航した期間について毎30日を1期（30日未満は1期とみなしません。）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の各号のうちいずれか多い方を控除した残額とします。

(1) その割当額の3分の1

(2) 保険金額100円につき1期（別途決定）円の割合によって期数に対し算出した金額

3 前二項によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航に先立ち書面によりその事實を当会社に通知し、休航の場所およびその方法について当会社の承諾を得なければなりません。

(普通約款との関係)

第3条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶保険第5種特別約款ただし第2条（休航戻）削除

(令和3年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
- (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）。ただし、沈没、転覆、座礁、座州、火災、爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。）、他物（水を除きます。）との衝突または共同海損行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。
- (3) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）
- (4) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
- (5) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。

2 被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損行為となる行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費は、共同海損行為によって生じた損傷の修繕費とみなします。

(休航した場合の保険料の返還)

第2条 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（上架または入きよを含みます。以下同様とします。）した場合は、当会社は、この保険証券のもとで当会社のてん補すべき損害が保険期間中に生じなかつたときにかぎり、次項による保険料を保険期間満了後に返還します。

2 返還する保険料は、1回の休航ごとにその休航した期間について毎30日を1期（30日未満は1期とみなしません。）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の各号のうちいずれか多い方を控除した残額とします。

- (1) その割当額の3分の1
- (2) 保険金額100円につき1期（別途決定）円の割合によって期数に対し算出した金額

3 前二項によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航に先立ち書面によりその事實を当会社に通知し、休航の場所およびその方法について当会社の承諾を得なければなりません。

(普通約款との関係)

第3条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶保険第6種特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
- (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）
- (3) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）
- (4) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
- (5) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。

(修繕費)

第2条 当会社が前条第2号の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。

- (1) 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（水を除きます。）との衝突または共同海損行為
 - (2) 爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
 - (3) 地震、津波、火山の噴火または落雷
 - (4) 荒天
 - (5) 主機、補機その他の機器の事故
 - (6) 船体（属具を含みます。）に存在する欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）による事故。ただし、塗装のみに生じた事故（第9号に掲げる事由によって生じた場合を含みます。）を除きます。
 - (7) 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積み込み、荷卸しまたは積み替え中にこれらの作業によって生じた事故
 - (8) 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。
 - (9) 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。
 - (10) 原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応によって生じた放射性、爆発性その他の有害な特性
- 2 被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損行為となる行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費は、共同海損行為によって生じた損傷の修繕費とみなします。

(修繕費からの控除)

第3条 当会社は、前条第1項第4号から第10号までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。

- 2 前条第1項第4号の規定については、発航港から次の到達港までの航海中に荒天によって被保険船舶が被った損傷（以下「荒天による損傷」といいます。）を、1回の保険事故によるものとみなします。
- 航海中に保険期間が開始または満了した場合において、この保険証券の保険期間中に生じた荒天による損傷とこの保険証券の保険期間開始前または満了後に生じた荒天による損傷との判別ができない場合の当会社のてん補額は、前項の免責金額を修繕費から控除した残額にその航海中の全荒天日数に対するこの保険証券の保険期間に属する荒天日数の割合を乗じて得た額とします。

(てん補しない損害)

第4条 当会社は、核兵器（原子力を推進力とする艦艇を含みます。）の原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応により生じた放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

- 2 普通約款第11条各号の規定のうち第8号の規定は適用しません。

(休航した場合の保険料の返還)

第5条 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（上架または入きょを含みます。以下同様とします。）した場合は、当会社は、この保険証券のもとで当会社のてん補すべき損害が保険期間中に生じなかったときにかぎり、次項による保険料を保険期間満了後に返還します。

- 2 返還する保険料は、1回の休航ごとにその休航した期間について毎30日を1期（30日未満は1期とみなしません。）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の各号のうちいずれか多い方を控除した残額とします。

- (1) その割当額の3分の1
- (2) 保険金額100円につき1期（別途決定）円の割合によって期数に対し算出した金額

- 3 前二項によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航に先立ち書面によりその事実を当会社に通知し、休航の場所およびその方法について当会社の承諾を得なければなりません。

(普通約款との関係)

第6条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶保険第6種特別約款ただし第5条（休航戻）削除

(平成22年4月1日改正)

船舶適用

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
- (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）
- (3) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）
- (4) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
- (5) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。

(修繕費)

第2条 当会社が前条第2号の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損害の修繕費にかぎります。

- (1) 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（水を除きます。）との衝突または共同海損行為
 - (2) 爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
 - (3) 地震、津波、火山の噴火または落雷
 - (4) 荒天
 - (5) 主機、補機その他の機器の事故
 - (6) 船体（属具を含みます。）に存在する欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）による事故。ただし、塗装のみに生じた事故（第9号に掲げる事由によって生じた場合を含みます。）を除きます。
 - (7) 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積み込み、荷卸しまたは積み替え中にこれらの作業によって生じた事故
 - (8) 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。
 - (9) 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。
 - (10) 原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応によって生じた放射性、爆発性その他の有害な特性
- 2 被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損行為となる行為によって被保険船舶が被った損害の修繕費は、共同海損行為によって生じた損害の修繕費とみなします。

(修繕費からの控除)

第3条 当会社は、前条第1項第4号から第10号までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。

2 前条第1項第4号の規定については、発航港から次の到達港までの航海中に荒天によって被保険船舶が被った損害（以下「荒天による損害」といいます。）を、1回の保険事故によるものとみなします。

航海中に保険期間が開始または満了した場合において、この保険証券の保険期間中に生じた荒天による損害とこの保険証券の保険期間開始前または満了後に生じた荒天による損害との判別ができない場合の当会社のてん補額は、前項の免責金額を修繕費から控除した残額にその航海中の全荒天日数に対するこの保険証券の保険期間に属する荒天日数の割合を乗じて得た額とします。

(てん補しない損害)

第4条 当会社は、核兵器（原子力を推進力とする艦艇を含みます。）の原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応により生じた放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

2 普通約款第11条各号の規定のうち第8号の規定は適用しません。

(休航した場合の保険料の返還)

第5条 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航（上架または入きょを含みます。以下同様とします。）した場合は、当会社は、この保険証券のもとで当会社のてん補すべき損害が保険期間中に生じなかつたときにかぎり、次項による保険料を保険期間満了後に返還します。

2 返還する保険料は、1回の休航ごとにその休航した期間について毎30日を1期（30日未満は1期とみなしません。）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の各号のうちいずれか多い方を控除した残額とします。

(1) その割当額の3分の1

(2) 保険金額100円につき1期（別途決定）円の割合によって期数に対し算出した金額

3 前二項によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、休航に先立ち書面によりその事實を当会社に通知し、休航の場所およびその方法について当会社の承諾を得なければなりません。

(普通約款との関係)

第6条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

休航戻特別条項（船舶用）

（令和3年4月1日改正）

船舶保険第2種特別約款第2条、第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）第2条、第5種特別約款第2条および第6種特別約款第5条を次のように改めます。

1 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合は、当会社は、保険期間中に被保険船舶が全損（保険事故によると否とを問いません。）とならなかつたときにかぎり、次項による保険料を保険期間満了後に返還します。

2 返還する保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期（30日未満は1期とみなしません。以下同様とします。）として算出します。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間を差し引いた日数で返還保険料を算出します。

3 前二項によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、書面によりその事實を遅滞なく当会社に通知し、当会社の承諾を得なければなりません。

4 休航が終了したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当会社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当会社が要求する書類を提出しなければなりません。

5 休航承諾書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事實が生じた場合には、第1項および第2項の保険料の返還は行われないものとします。ただし、当会社の承諾を得たときは、このかぎりではありません。

6 本条において

(1) 「休航」とは、修繕（保険事故によって生じたものであると否とを問いません。以下同様とします。）、改修もしくは検査のための上架または入きょ、または係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態に置くことをいいます。

(2) 「休航承諾書」とは、第3項の承諾時に当会社が発行した承諾書（その後の休航場所の変更承諾等の承諾書を含みます。）をいいます。

(3) 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。

(イ) 修繕、改修または法定検査期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことまたは船級協会の勧告による修繕（被保険船舶に生じた損傷の修繕や、被保険船舶の構造変化を伴う修繕を除く）を目的とする修繕期間を除きます。

(ロ) 特別休航水域（外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当会社が特に休航場所として認めた水域であつて、休航承諾書に記載されたものをいいます。）において休航した期間

7 保険期間中途において解約された契約については、以下の場合にかぎり本条による保険料の返還を行うものとします。

- (1) 次の事由による契約切替えに伴う解約
 - (イ) てん補条件の拡大
 - (ロ) 保険価（金）額の変更
 - (ハ) 保険価額の建値の変更
- (2) 船種・用途の変更
 - (ホ) 総トン数の変更
 - (ヘ) 内航／外航の変更
 - (ト) 免責金額の変更
 - (チ) 契約者の変更を伴わない所有者の変更
- (3) 合理的な理由による期日統一に伴う解約
- (4) 被保険利益の消滅に伴う解約

船費保険契約制限特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 この保険契約は、船費、利益金、増価額その他名義のいかんにかかわらず、被保険船舶についてその所有者または賃借人の被保険利益を目的として締結される保険契約が、その保険契約者が何人であるかを問わず、保険金額の総額においてこの保険証券記載の保険価額の25%を超えないことを条件とします。ただし、運送賃または用船料に対する1航海ごとの保険契約については、このかぎりではありません。

第2条 前条の条件に反する事実があるときには、当会社は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

船費保険契約禁止特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 この保険契約は、船費、利益金、増価額その他名義のいかんにかかわらず、被保険船舶についてその所有者または賃借人の被保険利益を目的とする保険契約が存在しないことを条件とします。ただし、運送賃または用船料に対する1航海ごとの保険契約については、このかぎりではありません。

第2条 前条の条件に反する事実があるときには、当会社は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

修繕費追加担保特別条項（エチレン船用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（船舶保険普通保険約款第13条の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかつた被保険船舶に存在する欠陥によって事故が生じた場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。）を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条第1項第2号に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。

- (1) エチレン専用機器（熱交換機および冷凍機器等エチレンの積み込み、荷卸しおよびタンク内保管のための専用機器）の事故
- (2) 乗組員または陸上荷役作業員によるエチレン専用機器取扱い上の過失

第2条 前条各号に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

修繕費追加担保特別条項（浚渫船用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（船舶保険普通保険約款第13条の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかつた被保険船舶に存在する欠陥によって事故が生じた場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。）を船

船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条第1項第2号に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、この特別条項によりてん補される修繕費は、次に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費（特別約款第1条第1項第2号に掲げる修繕費（共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。）と合算してこの保険証券記載の保険価額を限度とします。）から、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除した残額にかぎります。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池（器）、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、ウインチまたは浚渫機の事故

第2条 前条の規定にかかわらず、当会社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤー、排（吸）送ポンプ、排（吸）送管、浚渫機のカッターナイフ、グラブ、ディッパーまたはバケット、スパッドおよびビルジ管に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

第3条 第1条に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

修繕費追加担保特別条項（杭打船用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（船舶保険普通保険約款第13条の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかつた被保険船舶に存在する欠陥によって事故が生じた場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。）を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条第1項第2号に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、この特別条項によりてん補される修繕費は、次に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費（特別約款第1条第1項第2号に掲げる修繕費（共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。）と合算してこの保険証券記載の保険価額を限度とします。）から、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除した残額にかぎります。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池（器）、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、ウインチまたは杭打機（櫓を除きます。）の事故

第2条 前条の規定にかかわらず、当会社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤー、フレキシブル・ホースおよびビルジ管に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

第3条 第1条に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

修繕費追加担保特別条項（コンクリート・ミキサー船用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（船舶保険普通保険約款第13条の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかつた被保険船舶に存在する欠陥によって事故が生じた場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。）を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条第1項第2号に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、この特別条項によりてん補される修繕費は、次に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費（特別約款第1条第1項第2号に掲げる修繕費（共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。）と合算してこの保険証券記載の保険価額を限度とします。）から、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除した残額にかぎります。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池（器）、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、ウインチ、コンクリート・ミキシング・プラントまたはコンクリート輸送装置の事故

第2条 前条の規定にかかわらず、当会社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤーおよびビルジ管に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

第3条 第1条に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

修繕費追加担保特別条項（軟弱地盤改良船用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（船舶保険普通保険約款第13条の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかつた被保険船舶に存在する欠陥によって事故が生じた場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。）を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条第1項第2号に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、この特別条項によりてん補される修繕費は、次に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費（特別約款第1条第1項第2号に掲げる修繕費（共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。）と合算してこの保険証券記載の保険価額を限度とします。）から、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除した残額にかぎります。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池（器）、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、ウインチ、攪拌軸、攪拌軸駆動機器またはスラリー・プラント機器の事故

第2条 前条の規定にかかわらず、当会社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤー、攪拌軸端、攪拌翼、掘削翼およびビルジ管に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

第3条 第1条に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

修繕費追加担保特別条項（トレミー台船用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（船舶保険普通保険約款第13条の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかつた被保険船舶に存在する欠陥によって事故が生じた場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。）を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条第1項第2号に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、この特別条項によりてん補される修繕費は、次に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費（特別約款第1条第1項第2号に掲げる修繕費（共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。）と合算してこの保険証券記載の保険価額を限度とします。）から、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除した残額にかぎります。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池（器）、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、ウインチおよびトレミー管装置、揚土機械、ホッパー装置、施工管理機器等の事故

第2条 前条の規定にかかわらず、当会社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤー、ビルジ管に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

第3条 第1条に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

修繕費追加担保特別条項（起重機船用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（船舶保険普通保険約款第13条の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかつた被保険船舶に存在する欠陥によって事故が生じた場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。）を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条第1項第2号に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、この特別条項によりてん補される修繕費は、次に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費（特別約款第1条第1項第2号に掲げる修繕費（共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。）と合算してこの保険証券記載の保険価額を限度とします。）から、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除した残額にかぎります。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池（器）、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、

配管またはワインチの事故

第2条 前条の規定にかかわらず、当会社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤーおよびビルジ管に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

第3条 第1条に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

修繕費追加担保特別条項（ガット船用）

（令和5年4月1日改正）

第1条 当会社は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条第1項第2号に掲げる修繕費に追加し、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。

(1) 地震、津波、火山の噴火または落雷

(2) 荒天

(3) 主機、補機その他の機器の事故

(4) 船体（属具を含みます。）に存在する欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）による事故。ただし、塗装のみに生じた事故（第5号に掲げる事由によって生じた場合を含みます。）を除きます。

(5) 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。

第2条 当会社は、前条第2号から第5号までに掲げる事由による損傷の修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。

2 前条第2号に掲げる事由による損傷の修繕費については、発航港から次の到達港までの航海中に被保険船舶が被った損傷を、1回の保険事故によるものとみなします。航海中に保険期間が開始または満了した場合において、この保険証券の保険期間中に生じた損傷とこの保険証券の保険期間開始前または満了後に生じた損傷との判別ができない場合の当会社のてん補額は、前項の免責金額を修繕費から控除した残額にその航海中の日数に対するこの保険証券の保険期間に属する航海中の日数の割合を乗じて得た額とします。

3 前条第3号に掲げる事由による損傷の修繕費のうち、シリンダー部品の損傷については、特に同一の原因によると認められる場合を除き、各気筒ごとに1回の保険事故によるものとみなして本条に定める免責金額を適用します。

第3条 当会社は、第1条第3号および第4号の規定にかかわらず、被保険船舶の次に掲げる部分に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

(1) 各種機器を連結する管装置、配線、バルブ本体

(2) 置タンク、空気槽

(3) 機器予備部品

(4) ガット装置（ガット装置稼働用の原動機、グラブ、バケット、ディッパー、浚渫機、カッターナイフ、デリックブーム、ジブ、滑車、ワイヤー、排（吸）送ポンプ、排（吸）送管等をいいます。）

第4条 第1条各号に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険証券記載の他の特別約款の規定によりてん補できるものについては、この特別条項を適用しません。

修繕費追加担保特別条項（L.N.G.船第6種用）

（平成22年4月1日改正）

船舶保険第6種特別約款第2条第1項および第3条第1項を次のように改めます。

第2条 当会社が前条第2号の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。

(1) 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（水を除きます。）との衝突または共同海損行為

(2) 爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。

- (3) 地震、津波、火山の噴火または落雷
- (4) 荒天
- (5) 主機、補機その他の機器の事故
- (6) 船体（属具を含みます。）に存在する欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）による事故。ただし、塗装のみに生じた事故（第9号に掲げる事由によって生じた場合を含みます。）を除きます。
- (7) 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積み込み、荷卸しまたは積み替え中にこれらの作業によって生じた事故
- (8) 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。
- (9) 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。
- (10) 原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応によって生じた放射性、爆発性その他の有害な特性
- (11) L.N.G.タンクまたはボイルオフガス専用パイプラインの事故

第3条 当会社は、前条第1項第4号から第11号までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。

火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種用）

（平成22年4月1日改正）

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款第1条を次のように改めます。

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
 - (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）。ただし、火災によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。
 - (3) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。
- 2 前項第3号に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条第2項ただし書を適用しません。

火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種衝突損害賠償金てん補用）

（平成22年4月1日改正）

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）第1条を次のように改めます。

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
 - (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）。ただし、火災によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。
 - (3) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
 - (4) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。
- 2 前項第4号に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条第2項ただし書を適用しません。

陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種用）

（平成22年4月1日改正）

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款第1条を次のように改めます。

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の

損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
 - (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）。ただし、この保険証券記載の陸上保管場所において、火災によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。
 - (3) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。
- 2 前項第3号に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条第2項ただし書を適用しません。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当会社は、地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、この保険証券記載の航路定限水域内で生じた損害については、このかぎりではありません。

陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種衝突損害賠償金てん補用）

（平成22年4月1日改正）

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）第1条を次のように改めます。

- 第1条** 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。
- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
 - (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）。ただし、この保険証券記載の陸上保管場所において、火災によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。
 - (3) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
 - (4) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。
- 2 前項第4号に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条第2項ただし書を適用しません。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当会社は、地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、この保険証券記載の航路定限水域内で生じた損害については、このかぎりではありません。

陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項（第5種用）

（令和3年4月1日改正）

この保険証券記載の船舶保険第5種特別約款第1条を次のように改めます。

- 第1条** 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。
- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
 - (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）。ただし、沈没、転覆、座礁、座州、火災、爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。）、他物（水を除きます。）との衝突または共同海損行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。
- 上記にかかわらず、この保険証券記載の陸上保管場所において被保険船舶が被った損傷の修繕費については、火災によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。
- (3) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）。ただし、この保険証券記載の航路定限水域内で生じたものにかぎります。
 - (4) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）。ただし、この保険証券記載の航路定限水域内で生じたものにかぎります。
 - (5) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。
- 2 被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損となる行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費は、共同海損行為によって生じた損傷の修繕費とみなします。

3 第1項の規定にかかわらず、当会社は、地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、この保険証券記載の航路定限水域内で生じた損害については、このかぎりではありません。

衝突による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種衝突損害賠償金てん補用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、被保険船舶が他の船舶と衝突したことによって生じた被保険船舶の損傷の修繕費を、船舶保険普通保険約款第4条の規定に基づき、てん補する責任を負います。ただし、被保険船舶と衝突した他船の「船名」、「船主名」および「事故発生時の船長の住所・氏名」が確認される場合にかぎります。

第2条 当会社は、前条に掲げる損害をてん補する場合は、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を控除します。

第3条 当会社は、船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）第1条第1項第3号にかかわらず、本特別条項第1条に掲げる損害を防止軽減するために支出された費用を追加しててん補する責任を負います。

第4条 当会社は、本特別条項第1条の規定にかかわらず、被保険船舶と船列内の他船との衝突によって生じた被保険船舶の損傷の修繕費については、てん補する責任を負いません。

小額共同海損担保特別条項

（平成29年4月1日改正）

第1条 当会社は、この保険証券記載の船舶保険第5種特別約款（以下「第5種特別約款」といいます。）第1条第1項第3号または船舶保険第6種特別約款（以下「第6種特別約款」といいます。）第1条第3号の規定にかかわらず、共同海損（運送契約に定められた法令もしくは規則または運送契約に別段の定めがないときは、日本国の法令もしくは1994年ヨーク・アントワープ規則によります。）となる損害について、保険契約者または被保険者が他の利害関係者に共同海損の分担を請求しないときには、次に掲げる金額にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 共同海損となる損害の総額（立替手数料および利息を除きます。以下同様とします。）がこの保険証券記載の小額共同海損特約担保金額（以下「特約金額」といいます。）を超えないときはその総額
- (2) 共同海損となる損害の総額が特約金額を超えるときは特約金額

第2条 共同海損について、運送契約に基づいて2004年ヨーク・アントワープ規則が適用される場合において、同規則の第VI条（救助報酬）第1項のただし書きにもかかわらず、また、2016年ヨーク・アントワープ規則が適用される場合において、同規則のVI条(b)項(iv)号にもかかわらず、保険契約者または被保険者が、他の利害関係者が負担すべき救助料を支払い、かつ当該金額を他の利害関係者に対して請求しないときは、分担した救助料の全額（被保険船舶が分担すべき救助料を含みます。）を、前条の「共同海損となる損害」とみなして適用するものとします。

第3条 この特別条項によりてん補される金額がある場合は、被保険船舶が被った損傷の修繕費のうち、共同海損として認容される金額については第5種特別約款第1条第1項第2号または第6種特別約款第1条第2号の規定を適用しません。

ハッチ・カバー特別条項

（平成22年4月1日改正）

- 1 当会社は、積荷の積み込み、荷卸しまたは積み替えのためにハッチ・カバーを岸壁に取り外す場合には、被保険船舶外に搬出されたハッチ・カバーに生じた損害を被保険船舶に生じた損害とみなします。ただし、揚貨機からの墜落によって生じた損害については、船舶保険第5種特別約款のもとではてん補する責任を負いません。
- 2 被保険船舶外に取り外されたハッチ・カバーと被保険船舶との衝突によって被保険船舶に生じた損害は、他物との衝突による損害とみなします。

スクラバー関連追加費用保険特別約款

(令和2年5月1日制定)

(てん補責任－1)

第1条 当会社は、船舶保険第6種特別約款第2条に掲げる事由によって、被保険船舶のスクラバーの滅失または損傷に起因してスクラバーが本来有する脱硫能力を発揮できなくなった場合に生じた次に掲げる費用を支出することによって被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、保険始期日以降に発生したスクラバーの損傷に起因して生じた損害にかぎり、また保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず事故の発生を防止できなかった場合にかぎります。なお、その支出にあたっては、あらかじめ当会社に通知し書面による同意を得るものとします。

- (1) スクラバーの修繕が完了するまで本船の運航のために必要となった規制適合油とスクラバーの損傷がなかったならば使用するはずであった規制非適合油との燃料価格差による損失。ただし、修繕に必要な部品・材料が納入可能な状態になった後、遅滞なく、修繕実施可能な最寄りの港へ到着したならば使用したであろう燃料の量に対する損失を限度とします。
- (2) 規制適合油を使用するために必要な添加剤費用および潤滑油費用。
- (3) スクラバーの損傷のために使用出来なくなった規制非適合油の抜き取り費用、規制適合油を補油するための燃料タンクの清掃費用、その他スクラバーの損傷に伴い発生し、当会社が妥当と認めた上記各号に準ずる損失及び費用。上記損失及び費用には次に掲げる費用（①と②）を含むが、それらに限らないものとします。
 - ① 規制非適合油の抜き取り・タンク清掃等、規制適合油の補油の実施及び非適合油の抜き取りのための離路等に伴い発生する定期用船料もしくは船舶経常費（船員費、船用品費、修繕費、その他の船舶経常費）の損失
 - ② 規制非適合油の抜き取り・タンク清掃等、規制適合油の補油を実施することに伴い発生する港費・岸壁使用料・代理店費用・燃料費・戦争保険割増保険料・船員給食料・監督派遣費用
- (4) 第3号の規定により抜き取った規制非適合油の廃棄、保管費用。
規制非適合油が売却された場合は購入費用との差損分。
- (5) スクラバーの損傷発生後、直ちに規制適合油の補油、規制非適合油の抜き取り・廃棄・保管、タンク清掃等を行うために最寄りの港に回航する場合は、その航海のために要する妥当な費用。

(てん補責任－2)

第2条 当会社は、前条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。ただし、損害を防止軽減するための処置によって当会社がてん補の責任を免れた金額を限度とします。

（定義）

第3条 この特別約款において

- (1) 「スクラバー」とは、被保険船舶に搭載されたS O xスクラバー本体およびその付属設備一式をいいます。
- (2) 「規制適合油」とは、M A R P O L条約において定められた規制に適合する燃料油をいいます。
- (3) 「規制非適合油」とは、「規制適合油」以外の燃料油をいいます。
- (4) 「燃料価格差」とは、スクラバーの損傷に伴い消費した規制適合油を購入した時点の規制適合油と規制非適合油の1トンあたりの価格差をいいます。
- (5) 「連続損害」とは同タイプまたは同設計・仕様のスクラバーについて、同一の材質上の欠陥、または工作、設計・仕様上の誤りに起因する複数の保険事故をいいます。
- (6) 「予告期間満了時」とは、予告を発した日の午後12時から起算して60日経過した時をいいます。
- (7) 「普通約款」とは、この保険証券に添付されている船舶保険普通保険約款をいいます。

（てん補しない損害）

第4条 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 罰金、その他類似の課徴金
- (2) 予告期間満了時以降に新たに発生したスクラバーの滅失または損傷に対する第1条および第2条に掲げる

損害

(てん補の限度)

第5条 第1条の規定によって当会社がてん補すべき金額は、契約者または被保険者が負担した第1条の費用から、この保険証券記載の「縮小てん補割合控除額」または「最低免責金額」のいずれか高額となる方を差し引いた金額とします。ただし、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとにこの保険証券に添付の「てん補限度額一覧」記載のてん補限度額を超えないものとし、保険事故が2回以上生じた場合でも通算して「てん補限度額一覧」記載のてん補限度額を超えないものとします。

また「連続損害」については通算して「てん補限度額一覧」記載の「連続損害についてのてん補限度額」を超えないものとします。

(回収金の取扱い)

第6条 船主・用船者・荷主などから被保険者に支払われた回収金がある場合は、当会社が支払った金額を限度に、当会社に戻し入れるものとします。

(他の保険契約がある場合の取扱い)

第7条 普通約款第30条の規定にかかわらず、この保険契約によりてん補されるべき損害の全部または一部をてん補する他の保険契約がある場合には、当会社は第5条の規定によって算出された金額から他の保険契約によりてん補の対象となる金額を控除します。この控除にあたっては、他の保険契約の免責金額や控除日数をゼロとして計算します。

船舶不稼働損失保険が付されていない場合には、その保険の標準的な約款のもとでてん補の対象となる金額について、同様に控除します。

(てん補責任の中断)

第8条 被保険船舶に搭載されているスクラバーについて、同型式のスクラバーにおける故障の発生など当会社の負担する危険が著しく変更または増加したと当会社が判断した場合、それが保険契約者または被保険者の責に帰すことが出来ない事由によるものであっても、当会社は、保険契約者に対する60日前の予告をもってこの特別約款によるてん補責任を中断する事ができます。

- 2 前項の中断は、予告期間満了時から将来に向かってその効力を生じます。
- 3 第1項による中断予告を発した後であっても、予告期間満了時以前に保険料率、その他の引受条件の変更について、当会社と保険契約者の間に合意が成立したときは、この特別約款によるてん補は中断されません。
- 4 第1項の規定により、当会社がこの特別約款によるてん補責任を中断させた場合は、当会社は中断した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応するこの特別約款に関する追加保険料を返還します。

(船舶保険普通保険約款との関係)

第9条 普通約款の各約款の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

免責金額控除特別条項 (A)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶保険第5種特別約款第1条第1項第2号に掲げる修繕費（共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。）をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、その修繕費（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額をてん補する責任を負います。

第2条 船舶保険普通保険約款第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用については、前条の規定を適用しません。

免責金額控除特別条項 (B)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額をてん補する責任を負います。

- 2 前項のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第9条第2項各号に掲げる賠償金または費用については、他のてん

補の対象となる損害とは別個に、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第2条 次に掲げる損害については前条の規定を適用しません。

- (1) 普通約款第3条に規定する全損
- (2) 普通約款第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用
- (3) 被保険船舶が全損となったときの普通約款第7条第1項第1号および第2号に規定する損害防止費用
- (4) 船主責任保険特別約款のもとでてん補の対象となる損害
- (5) 曳航者賠償責任保険特別約款のもとでてん補の対象となる損害

免責金額控除特別条項 (B) (3/4RDC用)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額をてん補する責任を負います。

2 前項のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第9条第2項各号に掲げる賠償金または費用については、他のてん補の対象となる損害とは別個に、それぞれ次の各号に掲げる金額を限度とします。

- (1) 普通約款第9条第2項第1号に掲げる衝突損害賠償金については、この保険証券記載の保険価額の4分の3相当額
- (2) 普通約款第9条第2項第2号に掲げる損害防止費用については、この保険証券記載の保険価額
- (3) 普通約款第9条第2項第3号に掲げる訴訟費用または仲裁費用については、この保険証券記載の保険価額の4分の3相当額

第2条 次に掲げる損害については前条の規定を適用しません。

- (1) 普通約款第3条に規定する全損
- (2) 普通約款第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用
- (3) 被保険船舶が全損となったときの普通約款第7条第1項第1号および第2号に規定する損害防止費用
- (4) 船主責任保険特別約款のもとでてん補の対象となる損害
- (5) 曳航者賠償責任保険特別約款のもとでてん補の対象となる損害

免責金額控除特別条項 (C)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶保険第6種特別約款第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事由（共同海損行為を除きます。）によって生じた損傷の修繕費をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、その修繕費からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額をてん補する責任を負います。

第2条 船舶保険普通保険約款第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用については、前条の規定を適用しません。

免責金額控除特別条項 (E)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額（以下「てん補対象額」といいます。）からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額をてん補する責任を負います。

2 前項のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第9条第2項各号に掲げる賠償金または費用については、他のてん補の対象となる損害とは別個に、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第2条 当会社は、前条第1項に規定するてん補対象額に船舶保険第6種特別約款第2条第1項第4号から第10号までに掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（以下「第6種固有の修繕費」といいます。）が含まれているときには、1回の保険事故ごとに、その第6種固有の修繕費からこの保険証券記載の免責金額（B）を控除し、その残額と第6種固有の修繕費以外の損害との合算額からこの保険証券記載の免責金額（A）

を控除した残額をてん補する責任を負います。

第3条 次に掲げる損害については前二条の規定を適用しません。

- (1) 普通約款第3条に規定する全損
- (2) 普通約款第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用
- (3) 被保険船舶が全損となったときの普通約款第7条第1項第1号および第2号に規定する損害防止費用

免責金額控除特別条項 (F)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、この保険証券のもとで修繕費（共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。以下同様とします。）をてん補する場合は、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる修繕費の合算額（この保険証券記載の保険価額を限度とします。以下「てん補対象額」といいます。）からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額をてん補する責任を負います。

第2条 前条に関わらず、当会社はてん補対象額に船舶保険第6種特別約款第2条第1項第4号から第10号までに掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（以下「第6種固有の修繕費」といいます。）が含まれているときには、1回の保険事故ごとに、その第6種固有の修繕費からこの保険証券記載の免責金額（B）を控除し、その残額と第6種固有の修繕費以外の修繕費との合算額からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額をてん補する責任を負います。

第3条 船舶保険普通保険約款第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用については、前二条の規定を適用しません。

免責金額控除特別条項 (G)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶保険第6種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条第1項に掲げる事由（共同海損行為を除きます。）によって生じた損傷の修繕費をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、その修繕費（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額をてん補する責任を負います。

第2条 船舶保険普通保険約款第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用については、前条の規定を適用しません。

第3条 特別約款第3条第1項の規定は適用しません。

免責金額控除特別条項 (ジェットフォイル第6種用)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、この保険証券のもとで船舶保険第6種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条第1項第1号から第3号に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、水中翼部分の直接修繕費からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額をてん補する責任を負います。

第2条 当会社は、この保険証券のもとで特別約款第2条第1項第4号から第10号に掲げる事由によって生じた損傷の修繕費をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、次の金額の合算額をてん補する責任を負います。

- (1) 水中翼部分の直接修繕費からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額
 - (2) 修繕費（水中翼部分の直接修繕費を除きます。）からこの保険証券記載の免責金額（B）を控除した残額
- 2 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用については、前項の規定を適用しません。

第3条 この特別条項において

- (1) 「水中翼部分」とは、被保険船舶のストラット（名称のいかんを問いません。）およびその付属装置（衝撃緩衝装置を含みます。）をいいます。
- (2) 「直接修繕費」とは、普通約款第4条に規定する修繕費のうち、第2項ならびに第5項から第7項までに規定する費用および上下架または入出きょの費用ならびに滞架または滞きょの費用を除いたものをいいます。

す。

縮小てん補特別条項（全損のみ）

（平成31年3月15日制定）

第1条 当会社は、被保険船舶が船舶保険普通保険約款第1条および第3条に定める全損となった場合、第9条1項の規定によって算出した保険金の額に保険証券記載の約定てん補割合を乗じた額を保険金として支払います。

第2条 船舶保険普通保険約款、この保険証券記載の特別約款が、この特別条項に抵触するときは、この特別条項が優先して適用されます。

漁船に関する特別条項（第6種用）

（平成22年4月1日改正）

船舶保険第6種特別約款第2条第1項第7号に規定する事故には、漁具の投げ入れもしくは引き揚げ中または洋上における漁獲物の引き揚げ中に、これらの作業によって生じた事故は含まれません。

漁具・漁艇不担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

船舶保険普通保険約款第2条の規定にかかわらず、漁具（漁労にのみ使用され、かつ、被保険船舶に固着されていないもの）および漁艇は、保険の目的物に含まれないものとします。

漁具不担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

船舶保険普通保険約款第2条の規定にかかわらず、漁具（漁労にのみ使用され、かつ、被保険船舶に固着されていないもの）は、保険の目的物に含まれないものとします。

漁艇被曳航禁止特別条項

（平成22年4月1日改正）

当会社は、被保険船舶が被曳航行中に被った損害をてん補する責任を負いません。ただし、漁場内の操業地間移動中は、このかぎりではありません。

押航船列特別条項（押船第2種衝突損害賠償金てん補用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（以下「連結船」といいます。）との衝突によって生じた衝突損害賠償金については、てん補する責任を負いません。

第2条 被保険船舶と連結船またはそのいずれかが船列外の他の船舶（以下「他船」といいます。）と衝突し、他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害に対する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、当会社は、被保険船舶の衝突によって被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）第1条第1項第2号および第3号に掲げる損害をてん補する責任を負います。

第3条 この保険証券に船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）が記載されている場合に、被保険船舶と連結船の運航、使用または管理に伴って、特別約款第1条に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、当会社は、被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。

第4条 被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がないかぎり、前二条を適用しません。

押航船列特別条項（押船第2種船主責任用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（以下「連結船」といいます。）の運航、使用または管理に伴って、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。

第2条 被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がないかぎり、前条を適用しません。

押航船列特別条項（押船第5種用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶保険第5種特別約款（以下「第5種特別約款」といいます。）第1条第1項第2号の規定にかかわらず、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（以下「連結船」といいます。）との衝突によって生じた損傷の修繕費については、被保険船舶または連結船のいずれかに沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（連結船および水を除きます。）との衝突または共同海損行為が生じ、これによって被保険船舶と連結船が衝突した場合にかぎり、てん補する責任を負います。

第2条 当会社は、被保険船舶と連結船との衝突によって生じた衝突損害賠償金については、てん補する責任を負いません。

第3条 被保険船舶と連結船またはそのいずれかが船列外の他の船舶（以下「他船」といいます。）と衝突し、他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害に対する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、当会社は、被保険船舶の衝突によって被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、第5種特別約款第1条第1項第4号および第5号に掲げる損害をてん補する責任を負います。

第4条 この保険証券に船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）が記載されている場合に、被保険船舶と連結船の運航、使用または管理に伴って、特別約款第1条に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、当会社は、被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。

第5条 被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がないかぎり、前二条を適用しません。

押航船列特別条項（押船第6種用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶保険第6種特別約款（以下「第6種特別約款」といいます。）第1条第2号および第2条第1項の規定にかかわらず、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（以下「連結船」といいます。）との衝突によって生じた損傷の修繕費については、被保険船舶または連結船のいずれかに同第2条第1項第1号（他物との衝突については、水および連結船を除く他物との衝突にかぎります。）から第7号まで、第9号または第10号に掲げる事由が生じ、これによって被保険船舶と連結船が衝突した場合にかぎり、てん補する責任を負います。

第2条 当会社は、被保険船舶と連結船との衝突によって生じた衝突損害賠償金については、てん補する責任を負いません。

第3条 被保険船舶と連結船またはそのいずれかが船列外の他の船舶（以下「他船」といいます。）と衝突し、他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害に対する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、当会社は、被保険船舶の衝突によって被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、第6種特別約款第1条第4号および第5号に掲げる損害をてん補する責任を負います。

第4条 この保険証券に船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）が記載されている場合に、被保険船舶と連結船の運航、使用または管理に伴って、特別約款第1条に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、当会社は、被保険者がこの損害賠償責任を

負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。

第5条 被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がないかぎり、前二条を適用しません。

押航船列特別条項（**解第2種衝突損害賠償金てん補用**）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（被保険船舶とともに押航される他の船を含みます。以下「連結船」といいます。）との衝突によって生じた衝突損害賠償金については、てん補する責任を負いません。

第2条 被保険船舶と連結船またはそのいずれかが船列外の他の船舶（以下「他船」といいます。）と衝突し、他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害に対する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、当会社は、押船の衝突によって押船の保険証券の被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、同保険証券のもとでてん補されるべき衝突損害賠償金または損害防止費用（衝突損害賠償金を防止軽減するために支出されたものにかぎります。）がそれぞれ押船の保険額を超えたときにかぎり、各超過額（以下「賠償金超過額」といいます。）についての損害賠償責任を被保険者が負ったものとみなし、船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）第1条第1項第2号および第3号の規定に従い賠償金超過額をてん補する責任を負います。ただし、押船に船舶保険が付保されていない場合または押船の保険証券が衝突損害賠償金をてん補の対象としない場合は、当会社は、この保険証券のもとで賠償金超過額をてん補する責任を負いません。

第3条 この保険証券に船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）が記載されている場合に、被保険船舶と連結船の運航、使用または管理に伴って、特別約款第1条に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、当会社は、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、押船の保険証券の被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、同保険証券の特別約款のもとでてん補されるべき損害が押船のてん補限度額を超えたときにかぎり、その超過額についての損害賠償責任を被保険者が負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。押船が船主責任相互保険組合に加入している船舶である場合も同様とします。ただし、押船に船主責任保険が付保されていない場合または押船の船主責任保険によりてん補される金額がない場合には、本条項は適用しません。

第4条 被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がないかぎり、前二条を適用しません。

押航船列特別条項（**解第2種船主責任用**）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（被保険船舶とともに押航される他の船を含みます。）の運航、使用または管理に伴って、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、当会社は、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、押船の保険証券の被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、同保険証券の特別約款のもとでてん補されるべき損害が押船のてん補限度額を超えたときにかぎり、その超過額についての損害賠償責任を被保険者が負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。押船が船主責任相互保険組合に加入している船舶である場合も同様とします。ただし、押船に船主責任保険が付保されていない場合または押船の船主責任保険によりてん補される金額がない場合には、本条項は適用しません。

第2条 被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がないかぎり、前条を適用しません。

押航船列特別条項（**解第5種用**）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、船舶保険第5種特別約款（以下「第5種特別約款」といいます。）第1条第1項第2号の規定にかかわらず、被保険船舶と押航のためそれに連結されている船舶（被保険船舶とともに押航される他の船を含みます。以下「連結船」といいます。）との衝突によって生じた損傷の修繕費については、被保険船舶ま

たは連結船のいずれかに沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（連結船および水を除きます。）との衝突または共同海損行為が生じ、これによって被保険船舶と連結船が衝突した場合にかぎり、てん補する責任を負います。

第2条 当会社は、被保険船舶と連結船との衝突によって生じた衝突損害賠償金については、てん補する責任を負いません。

第3条 被保険船舶と連結船またはそのいずれかが船列外の他の船舶（以下「他船」といいます。）と衝突し、他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害に対する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、当会社は、押船の衝突によって押船の保険証券の被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、同保険証券のもとでてん補されるべき衝突損害賠償金または損害防止費用（衝突損害賠償金を防止軽減するために支出されたものにかぎります。）がそれぞれ押船の保険価額を超えたときにかぎり、各超過額（以下「賠償金超過額」といいます。）についての損害賠償責任を被保険者が負ったものとみなし、第5種特別約款第1条第1項第4号および第5号の規定に従い賠償金超過額をてん補する責任を負います。ただし、押船に船舶保険が付保されていない場合または押船の保険証券が衝突損害賠償金をてん補の対象としない場合は、当会社は、この保険証券のもとで賠償金超過額をてん補する責任を負いません。

第4条 この保険証券に船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）が記載されている場合に、被保険船舶と連結船の運航、使用または管理に伴って、特別約款第1条に掲げる法律上の損害賠償責任が発生したときは、当会社は、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、押船の保険証券の被保険者がこの損害賠償責任を負ったものとみなし、同保険証券の特別約款のもとでてん補されるべき損害が押船のてん補限度額を超えたときにかぎり、その超過額についての損害賠償責任を被保険者が負ったものとみなし、特別約款の規定に従い損害をてん補する責任を負います。押船が船主責任相互保険組合に加入している船舶である場合も同様とします。ただし、押船に船主責任保険が付保されていない場合または押船の船主責任保険によりてん補される金額がない場合には、本条項は適用しません。

第5条 被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者とが異なる場合には、双方の間に合意がないかぎり、前二条を適用しません。

ケーソンとの衝突による衝突損害賠償責任不担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

当会社は、被保険船舶と被保険船舶への入出きょ中または被保険船舶に滞きょ中のケーソンとの衝突によって生じたケーソンまたはその積荷の損害（使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償金または費用についてはてん補する責任を負いません。

航海完了のための修繕費担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

当会社は、被保険船舶が沈没、転覆、座礁、座州、火災または他物（水を除きます。）との衝突によって損傷を被り、その損傷の修繕を行わなければこの保険証券記載の航海を完了することができない場合にかぎり、この航海を完了させるために要する妥当な修繕費をてん補する責任を負います。

保険料追加払特別条項（船舶用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険証券のもとで全損金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が全損金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、全損金から追加払額を控除します。

同時被曳航制限特別条項

(平成22年4月1日改正)

当会社は、次に掲げる事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

- (1) 被保険船舶が日本国もしくは大韓民国の相互間または両国間の航海に従事する場合に、他船またはその他の財物とともに3隻以上で同一船舶によって曳航されたこと。ただし、当該航海が次に掲げる航程または水域内にかぎられる場合を除きます。
 - (イ) 航程100浬以内
 - (ロ) 船舶安全法施行規則第1条第6項に定める平水区域
 - (ハ) 濱戸内海（八幡岬／八幡岬から35度30分2,000メートルの地点／馬島西端／村崎鼻線以東、日の御崎／蒲生田崎線以北、由良崎／鶴御崎線以北の水域）
- (2) 被保険船舶が前号以外の航海に従事する場合に、他船またはその他の財物とともに2隻以上で同一船舶によって曳航されたこと

押航または被押航禁止特別条項

(平成22年4月1日改正)

当会社は、被保険船舶が押航または被押航の形態で運航の用に供されたときは、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

油回収船特別条項

(平成22年4月1日改正)

当会社は、被保険船舶が油回収作業またはこれに関連する作業以外の目的で使用されたときは、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

消防船・防災船特別条項

(平成22年4月1日改正)

当会社は、被保険船舶が消防作業もしくは防災作業以外の目的で、他船の押航の用に供されたときは、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

ガット装置禁止特別条項

(平成24年4月1日改正)

第1条 この保険契約は、被保険船舶が土砂、砂、砂利、碎石、礫、石材、テトラポッド等の消波ブロック、岩石もしくは原石等の採取または荷役のためのガット装置（ポンプ装置を含みます。）を装備していないことを条件とします。

第2条 保険期間の中途において前条のガット装置を装備したときは、当会社は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

土砂等運搬禁止特別条項

(平成24年4月1日改正)

当会社は、被保険船舶が土砂、砂、砂利、碎石、礫、石材、テトラポッド等の消波ブロック、岩石もしくは原石等の採取または運搬の目的で使用されたときは、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

ガット装置等不担保特別条項

(令和4年12月1日制定)

当会社は、船舶保険第6種特別約款第2条第1項第5号または第6号の規定にかかわらず、被保険船舶の次に掲げる部分に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

- (1) 各種機器を連結する管装置、配線、バルブ本体
- (2) 置タンク、空気槽
- (3) 機器予備部品
- (4) ガット装置（ガット装置稼働用の原動機、グラブ、バケット、ディッパー、浚渫機、カッターナイフ、デリックブーム、ジブ、滑車、ワイヤー、排（吸）送ポンプ、排（吸）送管等をいいます。）

ガット装置等不担保特別条項（A）

(令和4年12月1日制定)

当会社は、船舶保険第6種特別約款第2条第1項第5号、第6号および第8号の規定にかかわらず、被保険船舶の次に掲げる部分に生じた損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

- (1) 各種機器を連結する管装置、配線、バルブ本体
- (2) 置タンク、空気槽
- (3) 機器予備部品
- (4) ガット装置（ガット装置稼働用の原動機、グラブ、バケット、ディッパー、浚渫機、カッターナイフ、デリックブーム、ジブ、滑車、ワイヤー、排（吸）送ポンプ、排（吸）送管等をいいます。）

浚渫船特別条項（A）

(平成22年4月1日改正)

当会社は、船舶保険第5種特別約款第1条第1項第2号の規定にかかわらず、被保険船舶の浚渫作業中における浚渫機と土砂もしくは土砂中の他物との衝突または接触によって被保険船舶が被った損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

浚渫船特別条項（B）

(平成22年4月1日改正)

被保険船舶の浚渫作業中における浚渫機と土砂もしくは土砂中の他物との衝突または接触は、船舶保険第5種特別約款第1条第1項第2号に規定する他物との衝突とはみなしません。

軟弱地盤改良船特別条項（A）

(平成22年4月1日改正)

当会社は、船舶保険第5種特別約款第1条第1項第2号の規定にかかわらず、被保険船舶の地盤改良作業中における攪拌軸もしくは攪拌翼と土砂もしくは土砂中の他物との衝突または接触によって被保険船舶が被った損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。

軟弱地盤改良船特別条項（B）

(平成22年4月1日改正)

被保険船舶の地盤改良作業中における攪拌軸もしくは攪拌翼と土砂もしくは土砂中の他物との衝突または接触は、船舶保険第5種特別約款第1条第1項第2号に規定する他物との衝突とはみなしません。

衝突損害賠償金のてん補額に関する特別条項（3/4RDC用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、この保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる賠償金または費用について、それぞれの4分の3相当額をてん補する責任を負います。

- (1) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金
- (2) 普通約款第7条第1項第3号に規定する費用のうち、同第6条第1項各号の損害について賠償請求の訴えが被保険者に提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

第2条 普通約款第9条第2項の規定にかかわらず、前条に掲げる賠償金または費用について、当会社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、かつ、他のてん補金とは別個に、それぞれこの保険証券記載の保険金額の4分の3相当額を限度とします。

超過衝突損害賠償金てん補特別条項（A）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、この保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用がこの保険証券記載の船舶保険価額（以下「保険価額」といいます。）を超過する場合は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書（Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976）（以下「制限条約」といいます。）第3条1(b)に定める責任の限度額（ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。）と保険価額の差額を限度として、その各超過額をてん補する責任を負います。

- (1) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金
- (2) 普通約款第7条第1項第3号に規定する費用のうち、同第6条第1項各号の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

第2条 前条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続きを行わない場合でも、その法律に定める責任の限度額と保険価額の差額を限度とします。

第3条 第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

超過衝突損害賠償金てん補特別条項（A）（3/4RDC用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、この保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用がこの保険証券記載の船舶保険価額（以下「保険価額」といいます。）を超過する場合は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書（Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976）（以下「制限条約」といいます。）第3条1(b)に定める責任の限度額（ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。）と保険価額の4分の3相当額を限度として、その各超過額の4分の3相当額をてん補する責任を負います。

- (1) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金
- (2) 普通約款第7条第1項第3号に規定する費用のうち、同第6条第1項各号の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

第2条 前条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続きを行わない場合でも、その法律に定める責任の限度額と保険価額の差額の4分の3相当額を限度とします。

第3条 第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

超過衝突損害賠償金てん補特別条項（B）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、この保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用がこの保険証券記載の船舶保険価額と船費保険価額との合算額（以下「合計保険価額」といいます。）を超過する場合は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書（Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976）（以下「制限条約」といいます。）第3条1(b)に定める責任の限度額（ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には同法

に定める責任の限度額を限度とします。) と合計保険価額の差額を限度として、その各超過額をてん補する責任を負います。

- (1) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金
- (2) 普通約款第7条第1項第3号に規定する費用のうち、同第6条第1項各号の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

第2条 前条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続きを行わない場合でも、その法律に定める責任の限度額と合計保険価額の差額を限度とします。

第3条 第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

超過衝突損害賠償金てん補特別条項 (B) (3/4RDC用)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、この保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用がこの保険証券記載の船舶保険価額と船費保険価額との合算額（以下「合計保険価額」といいます。）を超過する場合は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書（Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976）（以下「制限条約」といいます。）第3条1(b)に定める責任の限度額（ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。）と合計保険価額の差額の4分の3相当額を限度として、その各超過額の4分の3相当額をてん補する責任を負います。

- (1) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金
- (2) 普通約款第7条第1項第3号に規定する費用のうち、同第6条第1項各号の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

第2条 前条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続きを行わない場合でも、その法律に定める責任の限度額と合計保険価額の差額の4分の3相当額を限度とします。

第3条 第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

超過衝突損害賠償金てん補特別条項 (押船第2種衝突損害賠償金てん補用)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、次の各号の超過額をてん補する責任を負います。

- (1) 被保険船舶が押航のために船舶を連結している場合に、被保険船舶とそれに連結されている船舶（以下「連結船」といいます。）またはそのいずれかが船列外の他の船舶と衝突し、この保険証券記載の押航船列特別条項（押船第2種衝突損害賠償金てん補用）第2条のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用が、被保険船舶および連結船の各保険証券記載の保険価額の合算額（以下「合計保険価額」といいます。）を超過するときの各超過額。ただし、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書（Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976）（以下「制限条約」といいます。）第3条1(b)に定める責任の限度額（ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。）と合計保険価額の差額を限度とします。

- (イ) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金
- (ロ) 普通約款第7条第1項第3号に規定する費用のうち、同第6条第1項各号の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

- (2) 被保険船舶が船舶を連結していない場合に、被保険船舶が他の船舶と衝突し、この保険証券のもとでてん補の対象となる前号に掲げる金額または費用が、この保険証券記載の保険価額を超過するときの各超過額。ただし、制限条約第3条1(b)に定める責任の限度額（ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。）と合計保険価額の差額を限度とします。

第2条 前条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続きを行わない場合でも、その法律に定

める責任の限度額と合計保険価額の差額を限度とします。

第3条 第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

第4条 当会社は、前三条の規定にかかわらず、次の各号の場合には第1条第1号の超過額をてん補する責任を負いません。

- (1) 連結船に押航船列特別条項（船第5種用）または同特別条項（船第2種衝突損害賠償金てん補用）が記載された保険証券がない場合
- (2) この保険証券に記載されている押航船列特別条項（押船第2種衝突損害賠償金てん補用）第4条により同第2条の適用がない場合または連結船の保険証券に記載されている押航船列特別条項（船第5種用）第5条により同第3条の適用がない場合もしくは同特別条項（船第2種衝突損害賠償金てん補用）第4条により同第2条の適用がない場合

超過衝突損害賠償金てん補特別条項（押船第5種用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、次の各号の超過額をてん補する責任を負います。

- (1) 被保険船舶が押航のために船舶を連結している場合に、被保険船舶とそれに連結されている船舶（以下「連結船」といいます。）またはそのいずれかが船列外の他の船舶と衝突し、この保険証券記載の押航船列特別条項（押船第5種用）第3条のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用が、被保険船舶および連結船の各保険証券記載の保険価額の合算額（以下「合計保険価額」といいます。）を超過するときの各超過額。ただし、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書（Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976）（以下「制限条約」といいます。）第3条1(b)に定める責任の限度額（ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。）と合計保険価額の差額を限度とします。
(イ) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金
(ロ) 普通約款第7条第1項第3号に規定する費用のうち、同第6条第1項各号の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用
- (2) 被保険船舶が船舶を連結していない場合に、被保険船舶が他の船舶と衝突し、この保険証券のもとでてん補の対象となる前号に掲げる金額または費用が、この保険証券記載の保険価額を超過するときの各超過額。ただし、制限条約第3条1(b)に定める責任の限度額（ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。）と合計保険価額の差額を限度とします。

第2条 前条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続きを行わない場合でも、その法律に定める責任の限度額と合計保険価額の差額を限度とします。

第3条 第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

第4条 当会社は、前三条の規定にかかわらず、次の各号の場合には第1条第1号の超過額をてん補する責任を負いません。

- (1) 連結船に押航船列特別条項（船第5種用）または同特別条項（船第2種衝突損害賠償金てん補用）が記載された保険証券がない場合
- (2) この保険証券に記載されている押航船列特別条項（押船第5種用）第5条により同第3条の適用がない場合または連結船の保険証券に記載されている押航船列特別条項（船第5種用）第5条により同第3条の適用がない場合もしくは同特別条項（船第2種衝突損害賠償金てん補用）第4条により同第2条の適用がない場合

超過衝突損害賠償金てん補特別条項（押船第6種用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、次の各号の超過額をてん補する責任を負います。

- (1) 被保険船舶が押航のために船舶を連結している場合に、被保険船舶とそれに連結されている船舶（以下

「連結船」といいます。) またはそのいずれかが船列外の他の船舶と衝突し、この保険証券記載の押航船列特別条項(押船第6種用)第3条のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用が、被保険船舶および連結船の各保険証券記載の保険価額の合算額(以下「合計保険価額」といいます。)を超過するときの各超過額。ただし、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書(Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976)(以下「制限条約」といいます。)第3条1(b)に定める責任の限度額(ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。)と合計保険価額の差額を限度とします。

- (イ) 船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第6条に規定する衝突損害賠償金
- (ロ) 普通約款第7条第1項第3号に規定する費用のうち、同第6条第1項各号の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用
- (2) 被保険船舶が船舶を連結していない場合に、被保険船舶が他の船舶と衝突し、この保険証券のもとでてん補の対象となる前号に掲げる金額または費用が、この保険証券記載の保険価額を超過するときの各超過額。ただし、制限条約第3条1(b)に定める責任の限度額(ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には同法に定める責任の限度額を限度とします。)と合計保険価額の差額を限度とします。

第2条 前条において、被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続きを行わない場合でも、その法律に定める責任の限度額と合計保険価額の差額を限度とします。

第3条 第1条に掲げる責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して定めるものとします。

第4条 当会社は、前三条の規定にかかわらず、次の各号の場合には第1条第1号の超過額をてん補する責任を負いません。

- (1) 連結船に押航船列特別条項(船第5種用)または同特別条項(船第2種衝突損害賠償金てん補用)が記載された保険証券がない場合
- (2) この保険証券に記載されている押航船列特別条項(押船第6種用)第5条により同第3条の適用がない場合または連結船の保険証券に記載されている押航船列特別条項(船第5種用)第5条により同第3条の適用がない場合もしくは同特別条項(船第2種衝突損害賠償金てん補用)第4条により同第2条の適用がない場合

スリングリスク担保特別条項

(平成26年4月1日制定)

当会社は、被保険船舶がクレーン等により吊り上げまたは吊り下げされる場合に、その吊り上げまたは吊り下げ作業中に被保険船舶に生じた保険事故による損害を、保険証券記載の約款および特別条項の規定に従いてん補する責任を負います。

水線下の損傷修繕費不担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

当会社は、船舶保険普通保険約款第4条および、船舶保険第5種特別約款第1条第1項第2号または第6種特別約款第1条第2号の規定にかかわらず、この保険契約の危険開始後最初の上架または入渠のときまで、被保険船舶の水線下の損傷の修繕費をてん補する責任を負いません。ただし、当該損傷がこの保険契約の危険開始後に発生したことが明らかな場合であって、かつ、当会社が承認した場合にはこのかぎりではありません。

水線下の損傷修繕費不担保特別条項(衝突による損傷修繕費追加担保特別条項付用)

(平成22年4月1日改正)

当会社は、船舶保険普通保険約款第4条および衝突による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種衝突損害賠償金てん補用)第1条の規定にかかわらず、この保険契約の危険開始後最初の上架または入渠のときまで、本船の水線下の損傷修繕費をてん補する責任を負いません。ただし、当該損傷がこの保険契約の危険開始後に発生したことが明らかな場合であって、かつ、当会社が承認した場合にはこのかぎりではありません。

航路定限に関する特別条項（非自航式特殊船用）

（令和7年4月1日制定）

第1条 当会社は、次に掲げる事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、被保険船舶が自航式特殊船あるいは被押航式特殊船の場合、または、当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

- (1) 12月1日～3月31日に出帆し、千葉県野島崎以北の太平洋、オホーツク海、佐賀県以東の日本海を250浬以上回航される場合
- (2) 最遠隔港への距離が600浬以上の回航

第2条 前条に基づき当社が承諾するに際し、被保険船舶が安全に航海を行うために必要な当社の指定する検査を実施した場合、その検査後3ヵ月以内の回航であり、かつ、次の条件をすべて充足する場合は前条の規定を適用しません。ただし、日本国外への回航の場合を除きます。

- (1) 前回の回航と同一航路上の回航であること。
- (2) 同一被保険物件の回航であること。ただし、前回の回航終了後改造工事を行った船舶は除きます。
- (3) 前回の回航と同一の曳船を使用すること。
- (4) 積荷の種類が同一であり、その量が前回の回航以下であること。
- (5) 12月1日～3月31日に出帆し、千葉県野島崎以北の太平洋、オホーツク海、佐賀県以東の日本海を250浬以上回航される場合は、前回の回航が12月1日から3月31日の間に行われたこと。

4. 船費保険に適用される特別約款・条項

船費保険第1種（A）特別約款

（平成22年4月1日改正）

（てん補責任－1）

第1条 当会社は、船舶保険証券のもとで被保険船舶が全損になったときにかぎり、この保険証券記載の船費保険金額をてん補する責任を負います。

（てん補責任－2）

第2条 当会社は、船舶保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用が船舶保険証券記載の保険価額を超過する場合には、それぞれの超過額（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）をてん補する責任を負います。

- (1) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金
- (2) 普通約款第7条第1項第3号に規定する費用のうち、同第6条第1項各号の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

（休航した場合の保険料の返還）

第3条 当会社は、船舶保険証券のもとで、同保険証券記載の船舶保険第5種特別約款第2条または船舶保険第6種特別約款第5条の規定により保険料を返還する場合にかぎり、次項による保険料を保険期間満了後に返還します。

2 返還する保険料は、1回の休航ごとにその休航した期間について毎30日を1期（30日未満は1期とみなしません。）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の各号のうちいずれか多い方を控除した残額とします。

- (1) その割当額の3分の1
- (2) 保険金額100円につき1期（別途決定）円の割合によって期数に対し算出した金額

（普通約款との関係）

第4条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船費保険第1種（A）特別約款（3/4RDC用）

（平成22年4月1日改正）

（てん補責任－1）

第1条 当会社は、船舶保険証券のもとで被保険船舶が全損となったときにかぎり、この保険証券記載の船費保険金額をてん補する責任を負います。

（てん補責任－2）

第2条 当会社は、船舶保険証券のもとでてん補の対象となる次に掲げる金額または費用が船舶保険証券記載の保険価額を超過する場合には、それぞれの超過額の4分の3相当額（この保険証券記載の保険価額の4分の3相当額を限度とします。）をてん補する責任を負います。

- (1) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金
- (2) 普通約款第7条第1項第3号に規定する費用のうち、同第6条第1項各号の損害について賠償請求の訴えが被保険者に提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

（休航した場合の保険料の返還）

第3条 当会社は、船舶保険証券のもとで、同保険証券記載の船舶保険第5種特別約款第2条または船舶保険第6種特別約款第5条の規定により保険料を返還する場合にかぎり、次項による保険料を保険期間満了後に返還します。

2 返還する保険料は、1回の休航ごとにその休航した期間について毎30日を1期（30日未満は1期とみなしません。）として、その期数に相当する日数に対する日割計算による保険料割当額から、次の各号のうちいずれか多い方を控除した残額とします。

- (1) その割当額の3分の1
 - (2) 保険金額100円につき1期(別途決定)円の割合によって期数に対し算出した金額
- (普通約款との関係)

第4条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船費(運送貨・用船料等)保険第1種(B)特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、被保険船舶が全損となったときにかぎり、この保険証券記載の保険金額をてん補する責任を負います。

(普通約款との関係)

第2条 船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船費(運送貨・用船料等)保険第1種(C)特別約款(日次遞減)

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、被保険船舶が全損になったときにかぎり、次条に規定する保険金額をてん補する責任を負います。

(保険金額の遞減)

第2条 この保険契約においては、保険金額は1日当たりこの保険証券記載の日次遞減額ずつ遞減するものとし、この保険証券記載の遞減開始日から起算して被保険船舶が全損となった時までに経過した日数に対する遞減額をこの保険証券記載の保険金額から控除した残額をもって、保険金額とします。

(普通約款との関係)

第3条 船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船費(運送貨・用船料等)保険第1種(D)特別約款(月次遞減)

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、被保険船舶が全損になったときにかぎり、次条に規定する保険金額をてん補する責任を負います。

(保険金額の遞減)

第2条 この保険契約においては、保険金額は1か月当たりこの保険証券記載の月次遞減額ずつ遞減するものとし、この保険証券記載の遞減開始日から起算して被保険船舶が全損となった時までに経過した月数に対する遞減額をこの保険証券記載の保険金額から控除した残額をもって、保険金額とします。

(普通約款との関係)

第3条 船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船費保険第1種(E)特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、この保険証券に記載した他の船舶保険契約のもとで被保険船舶が全損となったときにかぎり、この保険証券記載の船費保険金額をてん補する責任を負います。

(普通約款との関係)

第2条 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船費保険の保険金額に関する特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 この保険契約は、被保険船舶を保険の目的物とした他の船舶保険契約が有効に存続していることを条件とします。ただし、いかなる場合においても、この保険契約の保険金額（他に船費、利益金、増価額その他名義のいかんにかかわらず、被保険船舶についてその所有者または賃借人の被保険利益を目的として締結される保険契約が存在する場合には、その保険金額の総額とこの保険契約の保険金額との合計額）は、他の船舶保険契約の保険金額の25%を超えないものとします。

第2条 前条の条件に反する事実があるときには、当会社は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

休航戻特別条項（船費用）

(令和3年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶保険証券のもとで同保険証券記載の休航戻特別条項（第5種用）または休航戻特別条項（第6種用）の規定により保険料を返還する場合にかぎり、次条による保険料を保険期間満了後に返還します。

第2条 返還する保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期（30日未満は1期とみなしません。以下同様とします。）として算出します。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間を差し引いた日数で返還保険料を算出します。

第3条 この特別条項において

- (1) 「休航」とは、修繕（保険事故によって生じたものであると否とを問いません。以下同様とします。）、改造もしくは検査のための上架または入きょ、または係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態に置くことをいいます。
- (2) 「休航承諾書」とは、船舶保険証券記載の休航戻特別条項（第5種用）または休航戻特別条項（第6種用）の規定により、休航にあたって保険契約者または被保険者が行った書面通知に基づき当会社が発行した承諾書（その後の休航場所の変更承諾等の承諾書を含みます。）をいいます。
- (3) 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。
 - (イ) 修繕、改造または法定検査期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことまたは船級協会の勧告による修繕（被保険船舶に生じた損傷の修繕や、被保険船舶の構造変化を伴う修繕を除く）を目的とする修繕期間を除きます。
 - (ロ) 特別休航水域（外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当会社が特に休航場所として認めた水域であって、休航承諾書に記載されたものをいいます。）において休航した期間

第4条 保険期間中途において解約された契約については、以下の場合にかぎり本条による保険料の返還を行うものとします。

- (1) 次の事由による契約切替えに伴う解約
 - (イ) てん補条件の拡大
 - (ロ) 保険金額の変更
 - (ハ) 保険金額の建値の変更
 - (ニ) 船種・用途の変更
 - (ホ) 総トン数の変更
 - (ヘ) 内航／外航の変更
 - (ト) 免責金額の変更
 - (チ) 契約者の変更を伴わない所有者の変更
- (2) 合理的な理由による期日統一に伴う解約
- (3) 被保険利益の消滅に伴う解約

第5条 この保険証券記載の船費保険第1種（A）特別約款第3条または船費保険第1種（A）特別約款（3/4 RDC用）第3条の規定は適用しません。

保険料追加払特別条項（船費用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険証券記載の船費保険第1種（A）特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条の規定により損害をてん補すべき場合には、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が特別約款第1条の規定による保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

5. 各種船主責任保険に共通して適用される特別約款・条項

テロ危険等に関する船主責任追加担保特別条項

(令和2年9月1日制定)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）第11条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に起因して、被保険者が船舶油濁等損害賠償保障法に基づく賠償責任を負いまたは費用を支出することにより被る損害をてん補する責任を負います。

- (1) 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触
- (2) 公権力によると否とを問わず、だ補、捕獲、抑留、押収または没収
- (3) テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為

第2条 普通約款第30条の規定にかかわらず、この特別条項によりてん補されるべき損害の全部または一部をてん補する船舶戦争保険または船舶水雷保険が付されている場合には、当会社は、この特別条項によりてん補されるべき金額から船舶戦争保険または船舶水雷保険によりてん補される金額を控除します。

5-1. 船主責任保険に適用される特別約款・条項

船主責任保険特別約款

(平成31年4月1日改正)

(てん補責任-1)

第1条 当会社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことによって被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、当会社がてん補する損害は、被保険者が負う賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）にかぎるものとし、その賠償金の支払にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

- (1) 人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）については、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。
 - (2) 他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害（その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金を除きます。
 - (3) 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（前号に掲げる財物を除きます。）に与えた損害（それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任
 - (4) 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人等の所持品に与えた損害に対する賠償責任
 - (5) 第2号および第3号に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等被保険船舶外に存在する財物の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかる賠償金からその金額を控除します。
 - (6) 被保険船舶が他船によって曳航される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに生じた損害に対し、書面による曳航契約によって被保険者が負った賠償責任
上記にかかわらず、発航（寄航港からの発航を含みます。）の当時、曳航の方法が適切でなかったとき、または曳航契約に定める被保険者の責任が社団法人日本海運集会所制定（1995年7月改定）の曳航契約書式（和文契約書）の条件に比して著しく過重である場合には、本号による賠償金をてん補しません。
 - (7) 第2号に掲げる他船または他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合の、第2条第7号に規定する費用に対する賠償責任
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、普通約款第6条に規定する衝突損害賠償金（以下「衝突損害賠償金」といいます。）について、この保険証券のもとでてん補の対象となる損害があり、かつ被保険者の負担する衝突損害賠償金が、この保険証券記載の船舶保険価額と超過衝突損害賠償金てん補特別条項の規定によりてん補の対象となる衝突損害賠償金との合算額を超過する場合にかぎり、その超過額をてん補する責任を負います。

(てん補責任-2)

第2条 当会社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、その費用の支出にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

- (1) 被保険者が負担した人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引き渡し費および弔祭費。ただし、前条第1項第1号によっててん補されるものを除きます。
- (2) 被保険船舶が保険事故によって全損となったとき、または被保険船舶の船長もしくは乗組員が傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者が船長もしくは乗組員の送還について負担した運賃、宿泊費および食費
- (3) 被保険船舶の船長もしくは乗組員が死亡もしくは行方不明となったとき、または傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者がその代人の派遣について負担した運賃、宿泊費および食費

- (4) 被保険船舶の船長もしくは乗組員の傷病のみに起因する、または密航者もしくは難民の下船のみを目的とする被保険船舶の離路に関し、被保険者が特に負担した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。）
- (5) 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。）
- (6) 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷もしくは被保険船舶のその他の財物の残骸について、被保険者が引き揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者の所有、賃借もしくは占有している場所からの引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引き揚げまたは除去に要した費用からその金額を控除します。
- (7) 海難救助に関して、被保険者が負担した次に掲げる(イ)または(ロ)の費用
 - (イ) 1989年海難救助条約第14条もしくは商法805条（特別補償料）またはこれらと同等の内容を定める救助契約に基づき、環境損害を防止または軽減するために講じられた措置に要した特別補償
 - (ロ) 社団法人日本海運集会所救助契約書式に定める特別補償に関する特約条項またはロイズ海難救助契約標準書式に定めるSCOPIC条項に基づく救助者に対する報酬

(てん補責任-3)

第3条 当会社は、前二条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

(てん補しない損害)

第4条 当会社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）の死傷、疾病または所持品について、労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約により生じた賠償責任
- (2) 船客（運賃または料金を支払って被保険船舶に乗船中ならびに乗降中の者にかぎります。）について生じた賠償責任または費用
- (3) 原因のいかんを問わず、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用。ただし、第1条第1項第7号または第2条第7号の場合を除きます。
- (4) 被保険船舶の積荷（積み込み前および荷卸し後を含みます。）その他被保険船舶が管理しもしくは作業の対象としている財物（被保険船舶が他船に曳航もしくは押航されまたは他船を曳航もしくは押航している場合のその船列内の他船および他船上の財物を含みます。）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、第2条第6号の場合を除きます。
- (5) 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- (6) 被保険船舶が被保険者の所有に属さない場合に、被保険船舶に与えた損害について生じた賠償責任
- (7) 被保険船舶が他船またはその他の財物（以下「被曳航物件」といいます。）を曳航する場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに被曳航物件が船列外の第三者に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）について生じた賠償責任または費用を除きます。
- (8) 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。ただし、第1条第1項第6号の場合を除きます。

(被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害)

第5条 被保険船舶が被保険者の所有もしくは賃借する他の船舶（被保険船舶の端艇を除きます。）またはその他船上の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の財物に損害を与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当会社との間で協定します。

2 前項の協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せま

す。この選任ができないときは、被保険者と当会社は、各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

(てん補額の限度)

第6条 この特別約款によって当会社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

(普通約款との関係)

第7条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船員に対する船主責任追加担保特別条項

(令和7年4月1日改正)

第1条 当会社は、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条第1号の規定にかかわらず、被保険者が被保険船舶の船員（被保険船舶の定員として就業規則または雇用契約等により雇用される者および当会社が船員と認めた定員以外の者をいいます。以下同様とします。）について次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害にかぎり、特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。ただし、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる部分については、当会社はてん補する責任を負いません。

(1) 船員の死傷、疾病または行方不明について、あらかじめ当会社の承認を得た労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約（以下「労働協約等」といいます。）により生じた賠償責任

ただし、労働協約等が締結されていない場合には、当会社は、船主団体全内航と全日本海員組合との間で合意された労働協約書（以下「全日海労働協約」といいます。）と同内容の労働協約等が締結されているものとみなして、この規定を適用します。以下同様とします。

(2) 被保険船舶が保険事故によって船員の所持品に損害を生じた結果、労働協約等に基づき被保険者が船員に支払った所持品喪失手当または補償金

(3) 被保険船舶が保険事故によって全損となったため、労働協約等に基づき被保険者が失業中の船員に支払った賃金または手当

(4) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条第5号の規程にかかわらず、船員のストライキ、脱船等により、当該船員が被保険船舶に乗船せず陸上に留った場合に、その船員に関して生じた費用のうち、被保険者が法令に基づき負担した費用（ただし、その船員から回収できない部分にかぎります。）

第2条 この特別条項によって当会社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとにその損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、かつ、船員1名につき労働協約等に定められた金額（全日海労働協約に定められた金額を超えないものとします。）を限度とします。ただし、いかなる場合も1回の保険事故につき、特別約款のもとでてん補の対象となる他の損害と合算して保険証券記載のてん補限度額を超えないものとします。

積荷等に関する船主責任追加担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条第4号および第8号の規定にかかわらず、被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことによって被る損害にかぎり、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

(1) 被保険船舶の積荷その他の財物（被保険船舶に積み込む予定の、または被保険船舶から荷卸しされた積荷その他の財物で、被保険船舶の付近にあるものを含みます。以下「積荷等の財物」といいます。）の積み込み、荷扱い、積み付け、運送、保管、荷卸しまたは引き渡しにつき、運送契約上の義務違反により当該積荷等の財物に与えた損害について生じた賠償責任

(2) 被保険船舶が荷役その他の作業の用具として使用される場合に、作業の対象としている積荷その他の財物

(被保険船舶内またはその付近にあるものにかぎります。) に与えた損害について生じた賠償責任

- (3) 前二号の賠償責任を負った場合、損害を生じた積荷等の財物または作業の対象としている積荷その他の財物を荷卸しし、もしくは処分するために余分に要した費用（損害が生じなかった場合でも被保険者が通常支出したとみなされる費用を超過したときの超過額をいいます。）。ただし、当該費用のうち荷直し費用については、その2分の1を控除します。

第2条 当会社は、特別約款第1条第1項、第4条第4号および第8号の規定にかかわらず、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または分担額を負担することによって被る損害にかぎり、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

- (1) 被保険船舶が積み込み、荷卸しもしくは積み替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用によって生じた積荷等の財物の損害に対し、クレーンその他の荷役装置・用具の所有者または運用者との使用契約によって被保険者が負った賠償責任。ただし、当該使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比して著しく過重である場合には、本号による賠償金をてん補しません。
- (2) 共同海損等の積荷分担額のうち、もっぱら運送契約上の義務違反を理由として積荷主その他の利害関係人から法律上回収できないために被保険者の負担となった額。ただし、当該運送契約にヘーグ・ルールズの免責規定またはこれと同じ内容の免責規定がない場合、および被保険船舶の離路を事由とする運送契約上の義務違反である場合には、当該分担額をてん補しません。

第3条 当会社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことにより被る損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 被保険船舶が通し運送の一部の遂行のために使用されるときに、被保険船舶以外の輸送手段によって輸送中の積荷等の財物に与えた損害について生じた賠償責任
- (2) 運送契約にヘーグ・ルールズの免責規定またはこれと同じ内容の免責規定があるならば免責となるべき賠償責任
- (3) 積荷の安全な運送を目的とする法令が遵守されなかった結果生じた賠償責任
- (4) 冷蔵品が被保険船舶に積み込まれる時および荷卸しされる時に、当会社の承認した検査人の検査を受けなかった場合において、当該冷蔵品に与えた損害について生じた賠償責任

第4条 当会社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことによって被る損害をてん補する責任を負いません。ただし、あらかじめ当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

- (1) 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任
- (2) 甲板下に積むべき積荷等の財物を、甲板その他運送に不適当な場所に積み込むことによって生じた損害に対する賠償責任
- (3) 被保険船舶の船積み港到着不能もしくは遅延または積荷の被保険船舶への積み込み不能によって生じた賠償責任。ただし、既発行の船荷証券に基づく賠償責任を除きます。
- (4) 運送契約に定められた以外の港もしくは場所における積荷の全部または一部の荷卸しによって生じた賠償責任
- (5) 運送契約上の離路によって積荷等の財物に与えた損害について生じた賠償責任

第5条 この特別条項においては、特別約款第4条第3号および第5条の規定を適用しません。

第6条 特別約款第6条の規定にかかわらず、この特別条項によって当会社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

2 特別約款によっててん補の対象となる損害とこの特別条項によっててん補の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の当会社がてん補すべき金額は、特別約款およびこの特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額の合算額から次に掲げる免責金額のうちいざれか大きい金額を控除した残額とし、特別約款第6条に規定するてん補限度額を限度とします。

- (1) 特別約款第6条に規定する免責金額
- (2) 前項に規定する免責金額

第7条 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および特別約款の各条項の全部または一部が

この特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条第3号の規定にかかわらず、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって、被保険者が特別約款第1条第1項に掲げる賠償責任を負い、または特別約款第2条に掲げる費用を支出することによって被る損害を特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。ただし、放射能汚染に係わる損害については、いかなる場合もてん補する責任を負いません。

第2条 当会社は、特別約款第1条第1項に次の1号を追加し、特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。

他船またはその他の財物から流しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、その他船またはその他の財物の所有者または賃借人がその汚染（放射能汚染を除きます。）を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、当該措置に要した費用について、被保険者がその他船またはその他の財物の所有者または賃借人に対して負った賠償責任

第3条 当会社は、特別約款第2条に次の1号を追加し、特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。

被保険船舶から流しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、被保険者がその汚染（放射能汚染を除きます。）を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、当該措置に要した費用

第4条 前二条の規定については、特別約款第4条各号の規定のうち第3号の規定は適用しません。

第5条 第1条から第3条までの規定にかかわらず、当会社は、被保険船舶が契約に基づき行う救助作業または船骸もしくは残骸の引き揚げもしくは除去作業に起因して、被保険者が賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

第6条 特別約款第6条の規定にかかわらず、この特別条項によって当会社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

2 特別約款によっててん補の対象となる損害とこの特別条項によっててん補の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の当会社がてん補すべき金額は、特別約款およびこの特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額の合算額から次に掲げる免責金額のうちいずれか大きい金額を控除した残額とし、特別約款第6条に規定するてん補限度額を限度とします。

(1) 特別約款第6条に規定する免責金額

(2) 前項に規定する免責金額

船主責任に関するてん補限度額特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項（以下「汚染責任追加担保条項」といいます。）によっててん補の対象となる損害と積荷等に関する船主責任追加担保特別条項（以下「積荷等責任追加担保条項」といいます。）によっててん補の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の当会社がてん補すべき金額は、汚染責任追加担保条項および積荷等責任追加担保条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額の合算額から次に掲げる免責金額のうちいずれか大きい金額を控除した残額とし、汚染責任追加担保条項第6条第1項に規定するてん補限度額と積荷等責任追加担保条項第6条第1項に規定するてん補限度額のうちいずれか大きい金額を限度とします。

(1) 汚染責任追加担保条項第6条第1項に規定する免責金額

(2) 積荷等責任追加担保条項第6条第1項に規定する免責金額

第2条 船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）によっててん補の対象となる損害と汚染責任追加担保条項によっててん補の対象となる損害と積荷等責任追加担保条項によっててん補の対象となる損害が

1回の保険事故によって生じた場合の当会社がてん補すべき金額は、特別約款、汚染責任追加担保条項および積荷等責任追加担保条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額の合算額から次に掲げる免責金額のうちいずれか大きい金額を控除した残額とし、特別約款第6条に規定するてん補限度額を限度とします。

- (1) 特別約款第6条に規定する免責金額
- (2) 汚染責任追加担保条項第6条第1項に規定する免責金額
- (3) 積荷等責任追加担保条項第6条第1項に規定する免責金額

荷役装置の使用契約責任に関する船主責任追加担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条第1項に次の1号を追加し、特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。

被保険船舶が積み込み、荷卸しまたは積み替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用について、その所有者または運用者との使用契約によって被保険者が負った賠償責任。ただし、被保険船舶より荷卸しされ、または被保険船舶に積み込まれる積荷もしくはその他の財物に対する賠償責任を除きます。

上記にかかわらず、当該使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比して著しく過重である場合には、本号による賠償金をてん補しません。

第2条 前条の規定については、特別約款第4条各号の規定のうち第4号および第8号の規定は適用しません。

船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項

(令和2年6月1日制定)

第1条 当会社は、被保険者が「船舶油濁等損害賠償保障法」（以下「法」といいます。）に基づき油濁損害および難破物除去損害に対する賠償責任を負ったことにより被る損害を船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条 特別約款第6条および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項第6条の規定にかかわらず、この特別条項により当会社がてん補すべき金額は、特別約款、積荷等に関する船主責任追加担保特別条項およびこの特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、特別約款および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項のもとでてん補の対象となる損害額とこの特別条項のもとでてん補の対象となる損害額の合算から、この保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

2 1回の保険事故について、特別約款および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項のもとでてん補の対象となる損害とこの特別条項のもとでてん補の対象となる損害があるときは、当会社は、この特別条項のもとでてん補の対象となる損害を優先しててん補するものとします。

第3条 当会社は、法第15条、第43条、第51条に基づき被害者から損害賠償額の支払の請求を受けたときは、この保険証券記載のてん補限度額を限度としてその支払に応ずるものとします。

2 前項の被害者の請求に対しては、当会社は、被保険者が被害者に対して主張することができる抗弁をもって被害者に対抗することができます。

3 当会社が第1項の支払をしたときは、その支払をした金額の限度において、この特別条項に基づき被保険者に損害をてん補したものとみなします。

4 被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、当会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、当会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する損害賠償額の支払を免れるものとします。

第4条 当会社は、前条の支払をしたときは、次に掲げる金額を被保険者に対して請求することができます。

- (1) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および本保険契約に付帯されるすべての特別約款や特別条項等の規定により当会社が被保険者に対しててん補の責任を免れる場合に、当会社が被害者に対して支払った金額、または普通約款第25条第2項もしくは第3項、第26条第2項の規定により当会社が損害額から控除した金額
- (2) 第2条第1項に基づき損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除したならば当会社がその支払を免れ

得たであろう金額

第5条 普通約款第16条第1項および第2項の規定は、この特別条項による特約には適用しないものとします。ただし、同条同項の規定に該当するときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特別条項による特約を解除することができます。

- 2 普通約款および本保険契約に付帯されるすべての特別約款や特別条項等の規定に基づくこの特別条項による特約の解除は、法第14条第4項、第42条第4項または第50条第4項に基づき当会社が国土交通大臣にその解除を通知した日から起算して3か月経過した日の翌日から将来に向ってその効力を生ずるものとします。
- 3 当会社が前項の解除の事由が発生した時からその解除の効力が生ずる時までに発生した事故による損害を支払ったときは、被保険者に対し、その金額の支払を請求することができます。ただし、普通約款第14条第4項に該当する事由に基づく解除の場合、当会社が保険契約者または被保険者にその解除の予告をした時から10日経過した時以前に発生した事故による損害については、このかぎりではありません。

第6条 普通約款および特別約款の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

免責金額控除に関する特別条項（押船・被押船船主責任用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 船主責任保険特別約款第6条を次のように改めます。

第6条 この特別約款によって当会社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、次に掲げる金額の合算額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

- (1) 船骸等撤去責任・費用（第1条第1項第5号に掲げる賠償責任および第2条第6号に掲げる費用をいいます。以下同様とします。）については、その損害額からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額
- (2) 船骸等撤去責任・費用以外については、その損害額からこの保険証券記載の免責金額（B）を控除した残額

第2条 この保険証券に積荷等に関する船主責任追加担保特別条項が記載されている場合には、同特別条項第6条第2項を次のように改めます。

2 特別約款によっててん補の対象となる損害とこの特別条項によっててん補の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の当会社がてん補すべき金額は、特別約款およびこの特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、次に掲げる金額の合算額とし、特別約款第6条に規定するてん補限度額を限度とします。

- (1) 船骸等撤去責任・費用（特別約款第1条第1項第5号に掲げる賠償責任および同第2条第6号に掲げる費用をいいます。以下同様とします。）については、その損害額からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額
- (2) 船骸等撤去責任・費用以外については、その損害額から次に掲げる免責金額のうちいずれか大きい金額を控除した残額
 - (イ) 特別約款第6条に規定する免責金額（B）
 - (ロ) 前項に規定する免責金額

第3条 この保険証券に汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項が記載されている場合には、同特別条項第6条第2項を次のように改めます。

2 特別約款によっててん補の対象となる損害とこの特別条項によっててん補の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の当会社がてん補すべき金額は、特別約款およびこの特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、次に掲げる金額の合算額とし、特別約款第6条に規定するてん補限度額を限度とします。

- (1) 船骸等撤去責任・費用（特別約款第1条第1項第5号に掲げる賠償責任および同第2条第6号に掲げる費用をいいます。以下同様とします。）については、その損害額からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額
- (2) 船骸等撤去責任・費用以外については、その損害額から次に掲げる免責金額のうちいずれか大きい金額を控除した残額

(イ) 特別約款第6条に規定する免責金額（B）

(ロ) 前項に規定する免責金額

第4条 この保険証券に船主責任に関するてん補限度額特別条項が記載されている場合には、同特別条項第2条を次のように改めます。

第2条 船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）によっててん補の対象となる損害と汚染責任追加担保特別条項によっててん補の対象となる損害と積荷等責任追加担保特別条項によっててん補の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の当会社がてん補すべき金額は、特別約款、汚染責任追加担保特別条項および積荷等責任追加担保特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、次に掲げる金額の合算額とし、特別約款第6条に規定するてん補限度額を限度とします。

- (1) 船骸等撤去責任・費用（特別約款第1条第1項第5号に掲げる賠償責任および同第2条第6号に掲げる費用をいいます。以下同様とします。）については、その損害額からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額
- (2) 船骸等撤去責任・費用以外については、その損害額から次に掲げる免責金額のうちいずれか大きい金額を控除した残額
 - (イ) 特別約款第6条に規定する免責金額（B）
 - (ロ) 汚染責任追加担保特別条項第6条第1項に規定する免責金額
 - (ハ) 積荷等責任追加担保特別条項第6条第1項に規定する免責金額

船客に対する船主責任追加担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条第2号の規定にかかわらず、被保険者が船客（運賃または料金を支払って被保険船舶に乗船中ならびに乗降中の者にかぎります。以下同様とします。）について次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害にかぎり、特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。

- (1) 死傷または疾病に対する賠償責任（以下「死傷・疾病賠償責任」といいます。）
- (2) 所持品に与えた損害に対する賠償責任（以下「所持品賠償責任」といいます。）
- (3) 特別約款第2条第1号に掲げる人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引き渡し費、弔祭費（第1号によっててん補されるものを除きます。）および特別約款第2条第5号に掲げる防疫措置費用（以下「人命救助費等」といいます。）

第2条 前条の規定にかかわらず、当会社は、この保険証券記載の船客定員を超える船客が被保険船舶に乗船したときは、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当会社の書面による承諾を得たときは、このかぎりではありません。

第3条 この特別条項においては、特別約款第4条第3号および第4号の規定を適用しません。

第4条 特別約款第6条の規定にかかわらず、この特別条項によっててん補すべき金額は、特別約款およびこの特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、それぞれ次の各号に掲げる金額を限度とします。

- (1) 死傷・疾病賠償責任については、この保険証券記載の総てん補限度額。ただし、1回の保険事故ごとに、船客1名につき、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。
- (2) 所持品賠償責任については、この保険証券記載の総てん補限度額。ただし、1回の保険事故ごとに、船客1名につき、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。
- (3) 人命救助費等については、この保険証券記載の総てん補限度額

保険料追加払特別条項（船主責任用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険証券記載の船主責任保険特別約款の規定により損害をてん補すべき場合において、この保険証券記載のてん補限度額に達する保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険

料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

5-2. 内航船舶主責任保険に適用される特別約款・条項

船主責任保険特別約款（内航船舶主責任用）

（令和3年4月1日改正）

（てん補責任-1）

第1条 当会社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる責任を負ったことによって被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、当会社がてん補する損害は、被保険者が負う責任の弁済としての支出にかぎるものとし、その弁済にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

- (1) 人の死傷または疾病に対する責任。ただし、被保険船舶の船長または乗組員（以下「乗組員等」といいます。）については、次の①から③までに掲げる金額の合算額を超える金額にかぎります。
- ① 労働者災害補償保険法、船員保険法、その他の災害補償法令に基づく保険（以下「労災保険等」といいます。）が付されていると否とを問わず、労災保険等で補償の対象となる金額（ただし、労働者災害補償保険法に定める特別支給金を含みません。）
- ② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③ 被保険者が労働協約、就業規則、災害補償規定、雇用契約その他同種の規定または契約（以下「労働協約等」といいます。）により法定外補償規定を定めている場合に、被保険者がその規定に基づき乗組員等またはその遺族に支払うべき金額
- (2) 前号の場合において、労災保険等で補償の対象となる金額が年金をもって定められている場合は、次の①または②の額をもって、労災保険等で補償の対象となる金額とします。ただし、乗組員等またはその遺族が受給すべき年金の総額から次の①または②の金額を控除した残額の全部または一部が被保険者の責任の履行にあたり考慮された場合には、その考慮された部分に相当する年金の額を次の①または②の額に加算した額をもって労災保険等で補償の対象となる金額とします。
- ① 乗組員等またはその遺族がその年金にかかる前払一時金（以下「前払一時金」といいます。）の給付を請求することができる場合には、被保険者の責任が確定した時に、乗組員等またはその遺族への年金または前払一時金の支給により被保険者が責任を免れた金額および労働者災害補償保険法により被保険者が責任の履行を猶予された金額の合計額
- ② ①以外の場合には、被保険者の責任が確定した時に、乗組員等またはその遺族への年金の支給により被保険者が責任を免れた金額
- (3) 他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害（その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。）に対する責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金については、被保険船舶の船舶保険契約のもとでてん補の対象となる金額を除きます。
- (4) 前号に掲げる他船または他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合の第2条第7号に掲げる費用に対する責任
- (5) 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（第3号に掲げる財物を除きます。）に与えた損害（それらの財物の使用利益の喪失を含みます。）に対する責任
- (6) 被保険船舶内に存在する乗組員等の所持品に与えた損害について、法令または当会社の承認する労働協約、就業規則、雇用契約その他同種の規程もしくは契約（以下「労働協約等」といいます。）により生じた責任
- (7) 被保険船舶内に存在する定期用船者が所有する燃料油、被保険船舶上のコンテナ（被保険者が所有・賃借したコンテナを除きます。）、その他被保険船舶内に存在する第三者の財物（積荷および乗組員等の所持品を除きます。）に与えた損害に対する責任
- (8) 第3号および第5号に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等被保険船舶外に存在する財物の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用に対する責任

る責任。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その金額を控除します。

- (9) 流出もしもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により第三者に生じた損害に対する責任
- (10) 他船またはその他の財物から流出もしもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、その他船またはその他の財物の所有者または賃借人がその汚染を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、当該措置に要した費用について、被保険者がその他船またはその他の財物の所有者または賃借人に対して負った責任
- (11) 被保険船舶が他船もしくはその他の財物を曳航する場合、または他船によって曳航される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに船列外の第三者に与えた損害に対し、曳航契約によって被保険者が負った責任。ただし、被保険船舶が日本の港において他船の出入港または港内での移動のための補助作業を行う曳船の場合には本号を適用しません。

上記にかかわらず、発航（寄航港からの発航を含みます。）の当時、曳航の方法が適切でなかったとき、または曳航契約に定める被保険者の責任が標準的な曳航契約書式にもとづく曳航条件に比して著しく過重である場合には、本号による責任をてん補しません。

- (12) 被保険船舶が積み込み、荷卸しまたは積み替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用について、その所有者または運用者との使用契約によって被保険者が負った責任。ただし、被保険船舶より荷卸しされ、または被保険船舶に積み込まれる積荷もしくはその他の財物に対する責任を除きます。

上記にかかわらず、当該使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比して著しく過重である場合には、本号による責任をてん補しません。

(てん補責任-2)

第2条 当会社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、その費用の支出にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

- (1) 被保険者が負担した乗組員等に関する生じた人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引き渡し費および弔祭費。ただし、前条第1号によっててん補されるものを除きます。
- (2) 被保険船舶が保険事故に遭遇したことによって乗組員等が乗船できなくなったとき、乗組員等が傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者が乗組員等の送還について負担した運賃、宿泊費および食費
- (3) 乗組員等が死亡もしくは行方不明となったとき、または傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者がその代人の派遣について負担した運賃、宿泊費および食費
- (4) 次に掲げる事由によって被保険船舶に関する被保険者が特に負担した離路等の直接的かつ合理的に支出された費用（余分の燃料費、保険料、船員の賃金、消耗品費、食料費および港費などをいいます。）。ただし、被保険船舶の使用利益の喪失は費用とみなしません。
 - ① 乗組員等または被保険者が乗船を認めた造船所技師等の死亡および傷病
 - ② 乗組員等のストライキ
 - ③ 密航者または難民の下船または送還
 - ④ 人命救助、ただし乗組員等に関する費用を除きます。
- (5) 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき被保険船舶もしくはその積荷または乗組員等について特別の防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は費用とみなしません。）
- (6) 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷もしくは被保険船舶のその他の財物の残骸について、被保険者が引き揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者の所有、賃借もしくは占有している場所からの引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引き揚げまたは除去に要した費用からその金額を控除します。
- (7) 海難救助に関して、被保険者が負担した次に掲げる①または②の費用

- ① 1989年海難救助条約第14条もしくは商法805条（特別補償料）またはこれらと同等の内容を定める救助契約に基づき、環境損害を防止または軽減するために講じられた措置に要した特別補償
- ② 社団法人日本海運集会所救助契約書式に定める特別補償に関する特約条項またはロイズ海難救助契約標準書式に定めるSCOPIC条項に基づく救助者に対する報酬
- (8) 被保険船舶が保険事故によって全損となるかまたは全く運航に堪えなくなったことにより、被保険者が法令または当会社の承認する労働協約等に基づき失業中の乗組員等に支払った賃金または手当
- (9) 被保険船舶の乗組員等の脱船またはストライキにより、その乗組員等が被保険船舶に乗船せず陸上に留まった場合に、その乗組員等に關し生じた費用。ただし、被保険者が法令に基づき負担した費用であって、その乗組員等より回収できない費用にかぎります。
- (10) 被保険船舶から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、被保険者がその汚染を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、当該措置に要した費用
- (11) 政府または公の機関により被保険船舶に関して被保険者、その使用人もしくは代理人、乗組員等に対して課せられた過怠金。ただし、被保険者の使用人もしくは代理人、船長または乗組員に対して課せられた過怠金については、被保険者が法律上負担する義務を負う場合にかぎります。

上記の規定にかかわらず、次に掲げる事由によって課せられた過怠金を除きます。

- ① 過積載
- ② 不法漁労
- ③ 被保険者、その使用人または代理人が当然知っていたかもしくは知り得べきことを怠ったことまたは防止のための適切な手段を講じることを怠ったことによる規則違反
- ④ 安全航海または安全作業に関する規則の違反。ただし、被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず生じたときは、このかぎりではありません。
- ⑤ 油水分離機その他汚濁防止機器を使用しなかった、または、不正に使用したことによる1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議書（MARPOL）の違反
- ⑥ 被保険船舶の没収

(てん補責任－3)

第3条 当会社は、前二条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

(てん補責任－4)

第4条 当会社は、普通約款第11条の規定にかかわらず、第1条から第3条までの規定により当会社がてん補すべき損害のうち、海賊行為及び船員の悪行によるだ捕、捕獲、抑留、押収または没収およびこれらの結果、またはこれらを目的とした行為によって被る損害をてん補する責任を負います。

(てん補しない損害)

第5条 当会社は、被保険者が次に掲げる責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 船客（運賃または料金を支払って被保険船舶に乗船中ならびに乗降中の者にかぎります。）について生じた責任または費用
- (2) 原因のいかんを問わず、放射能汚染によって生じた責任または費用。ただし、被保険船舶の積荷として法令に従い積載されているラジオアイソトープ（核燃料を含みません。）によって生じた責任または費用は除きます。
- (3) 被保険船舶の積荷その他の財物に関する船積み、荷扱い、積付、運送、保管、荷揚げまたは引渡しについての運送契約上の義務違反による責任または費用。ただし、第1条第6号、第7号および第2条第6号の場合を除きます。
- (4) 被保険船舶が管理しもしくは作業の対象としている財物（被保険船舶が他船に押航されまたは他船を押航している場合のその船列内の他船および他船上の財物を含みます。）に与えた損害について生じた責任または費用。ただし、第1条第6号、第7号および第2条第6号の場合を除きます。
- (5) 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害につ

いて生じた責任または費用

- (6) 被保険船舶が被保険者の所有に属さない場合に、被保険船舶に与えた損害について生じた責任
- (7) 被保険船舶が他船またはその他の財物（以下「被曳航物件」といいます。）を曳航する場合、または他船によって曳航される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに生じた次に掲げる責任または費用用
 - ① 曳航船列内の他船、他船上の積荷その他の財物、被曳航物件、または被曳航物件上の積荷その他の財物に生じた損害（それらの使用利益の喪失を含みます。）について生じた責任または費用。それらの財物から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、被保険者がその汚染を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、当該措置に要した費用を含みます。
 - ② 曳航船列内の他船または被曳航物件の船骸、燃料、積荷およびその他財物の引き揚げまたは除去に関する責任または費用
- (8) 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された責任。ただし、第1条第6号、第11号、第12号および第2条第8号の場合を除きます。
- (9) 被保険船舶が契約に基づき行う救助作業または船骸もしくは残骸の引き揚げもしくは除去作業に起因して生じた責任または費用

(被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害)

第6条 被保険船舶が被保険者の所有もしくは賃借する他の船舶（被保険船舶の端艇を除き、その船舶上の財物を含みます。）およびその他の財物に損害を与えた場合も、第三者が所有または賃借する他の船舶およびその他の財物に損害を与えた場合に準じこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当会社との間で協定します。

2 前項の協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当会社は、各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

(てん補額の限度)

第7条 この保険契約によって当会社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、次に掲げる金額の合算額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。ただし、被保険者の負う責任について、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律により制限できる場合には、その責任の限度額を限度とします。

- (1) 第2条第6号に掲げる費用については、その損害額からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額
 - (2) 第1条第1号および第6号に掲げる責任ならびに第2条第1号から第4号まで、第2条第8号および第9号に掲げる費用のうち、乗組員等に関する責任および費用については、それらの損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額（B）を控除した残額
 - (3) 前二号に掲げる責任または費用以外の責任または費用については、それらの損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額（C）を控除した残額
- 2 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律により、その責任を制限できる損害（以下「責任制限債権」といいます。）と制限できない損害（以下「非制限債権」といいます。）が1回の保険事故によって生じた場合には、まず責任制限債権について前項を適用して当会社がてん補すべき金額を算出し、これと合算して保険証券記載のてん補限度額を超えない範囲において非制限債権について当会社がてん補すべき金額を算出します。

(乗組員等の損害に関する被保険者)

第8条 この保険証券記載の乗組員等に対する損害の規定については、当会社は、被保険船舶に対する船員派遣または労務提供を行っているものも被保険者とみなし、規定を適用するものとします。この場合において、労働協約等とは、当該船員派遣または労務提供を行うものが締結した規定または契約をいいます。

(他の保険契約がある場合のてん補額)

第9条 普通約款第30条の規定にかかわらず、この保険契約によりてん補されるべき損害の全部または一部をてん補する他の保険契約がある場合には、当会社は、第7条の規定によって算出された金額から他の保険契約によりてん補される金額を控除します。

(船舶保険契約の存在)

第10条 この保険契約は、保険期間を通じて、被保険船舶について、船舶保険契約が有効に存在することを条件とします。

2 この保険契約の保険期間の中途において、前項に規定する保険契約が有効に存しなくなったときは、当会社は、その時以後に生じた損害について保険金を支払いません。ただし、当会社が書面により承諾した場合を除きます。

3 当会社は前項に掲げる事実が発生した場合に、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。その解除は、将来に向かってその効力を生じます。

4 前項の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、解除した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

(普通約款との関係)

第11条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶乗組員に対する船主責任追加担保特別条項

(令和3年4月1日改正)

第1条 当会社は、船主責任保険特別約款（内航船舶主責任用）（以下「特別約款」といいます。）第1条に次の1号を追加し、特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。

(13) 乗組員等の死亡、行方不明および傷病について、被保険者がその使用者として負った次の①または②の支払いに対する責任。ただし、いかなる場合も船主団体全内航と全日本海員組合間の災害補償規定に定められた補償内容を限度とします。

① 被保険者が当会社の承認する労働協約等により法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき乗組員等またはその遺族に法定外補償として労災保険等に上乗せして支払うべき金額

② 被保険者が労働協約等により法定外補償規定を定めていない場合は、被保険者が別表に記載した金額を限度に乗組員等またはその遺族に法定外補償として労災保険等に上乗せして支払った金額

第2条 特別約款第5条第8号を次のように改めます。

(8) 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された責任。ただし、第1条第6号、第11号、第12号、第13号および第2条第8号の場合を除きます。

第3条 特別約款第7条第2号を次のように改めます。

(2) 第1条第1号、第6号および第13号に掲げる責任ならびに第2条第1号から第4号まで、第2条第8号および第9号に掲げる費用のうち、乗組員等に関する責任および費用については、それらの損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額（B）を控除した残額

第4条 被保険者は、この特別条項第1条の規定により、被保険者が受領した保険金の全額を当該乗組員等またはその遺族に支払わなければなりません。

2 当会社がこの特別条項により保険金を支払った場合においては、被保険者は当該乗組員等またはその遺族の補償金受領書等の写しを保険金を受け取った日から30日以内または当会社が承認した猶予期間内に、当会社に提出しなければなりません。

3 被保険者が、前項の規定にもとづき提出した書類に故意に不実の記載をし、もしくは事実を記載しなかったとき、その書類を偽造もしくは変造したとき、または前二項の義務に違反したときは、被保険者は、既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

(別表)

法定外補償限度額 (船舶乗組員に対する船主責任追加担保特別条項第1条第13号②)																																			
(1) 死亡給付																																			
① 職務上の事由による死亡の場合																																			
(イ) 労働災害補償保険法に定める遺族（補償）年金の受給対象となる遺族のある者 : 33,000,000円																																			
(ロ) 前(イ)以外の者 : 26,400,000円																																			
② 職務外の事由により、船舶に雇入れた期間中に船内（岸壁などを含みます。）において死亡した場合、または船務旅行中および社命による乗下船旅行中（陸上休暇下船を含みます。）死亡した場合（旅行の途中、発病または傷病を受け最寄りの病院で死亡した場合を含みます。）																																			
(イ) 労働災害補償保険法に定める遺族（補償）年金の受給対象となる遺族のある者 : 26,400,000円																																			
(ロ) 前(イ)以外の者 : 21,120,000円																																			
(2) 障害手当（職務上の事由による）																																			
<table border="1"><thead><tr><th>障害の程度</th><th>補償額</th><th>障害の程度</th><th>補償額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>33,000,000円</td><td>8級</td><td>3,300,000円</td></tr><tr><td>2級</td><td>30,250,000円</td><td>9級</td><td>2,750,000円</td></tr><tr><td>3級</td><td>27,500,000円</td><td>10級</td><td>2,200,000円</td></tr><tr><td>4級</td><td>24,750,000円</td><td>11級</td><td>1,650,000円</td></tr><tr><td>5級</td><td>22,000,000円</td><td>12級</td><td>1,320,000円</td></tr><tr><td>6級</td><td>19,250,000円</td><td>13級</td><td>990,000円</td></tr><tr><td>7級</td><td>16,500,000円</td><td>14級</td><td>660,000円</td></tr></tbody></table>				障害の程度	補償額	障害の程度	補償額	1級	33,000,000円	8級	3,300,000円	2級	30,250,000円	9級	2,750,000円	3級	27,500,000円	10級	2,200,000円	4級	24,750,000円	11級	1,650,000円	5級	22,000,000円	12級	1,320,000円	6級	19,250,000円	13級	990,000円	7級	16,500,000円	14級	660,000円
障害の程度	補償額	障害の程度	補償額																																
1級	33,000,000円	8級	3,300,000円																																
2級	30,250,000円	9級	2,750,000円																																
3級	27,500,000円	10級	2,200,000円																																
4級	24,750,000円	11級	1,650,000円																																
5級	22,000,000円	12級	1,320,000円																																
6級	19,250,000円	13級	990,000円																																
7級	16,500,000円	14級	660,000円																																
(3) 「療養補償」「傷病手当および予後手当」																																			
労働災害補償保険法または船員保険法にもとづく給付と実際に要した費用として支払った額とに差がある場合、その程度に応じ療養費などについて被保険者が負担する金額。																																			
(4) 「行方不明手当」																																			
行方不明期間が1ヶ月未満の場合にかぎり、船員保険法第94条に定める行方不明手当金の計算例によつて算出した額を行方不明の日数に応じて被保険者が負担する金額。																																			
(5) 「葬祭料」																																			
職務上の事由による死者について、各自の標準報酬月額の2ヶ月相当額が、労災保険法にもとづく同一事由による葬祭料の額を超える場合、その超過額について被保険者が負担する金額。																																			
(6) 「看護のための旅費」																																			
職務上重傷を負って入院し、家族が面会のため旅行した場合、1名に限り往復の交通費実費、日当2,500円（5日を限度とします。）および宿泊補助費として1日につき4,250円（3日を限度とします。）。																																			
(7) 「遺族の旅費」																																			
遺族が遺骸または遺骨を受け取るために旅行する場合、遺族2名以内に限り、往復の交通費実費および宿泊料の実費。																																			

乗組員特別条項（内航船舶船主責任用）

(平成28年4月1日改正)

第1条 当会社は、船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）および船舶乗組員に対する船主責任追加担保特別条項において規定する「乗組員」については、被保険船舶に乗り組む者で、海員名簿または乗船者名簿等（以下「名簿等」といいます。）によりその乗船が明らかな人員を含むものとします。

第2条 前条に規定する乗組員については、被保険者が雇用し被保険船舶に乗船中であることを、名簿等により、立証できる人員にかぎるものとします。

積荷等に関する船主責任追加担保特別条項（内航船船主責任用）

（令和4年11月1日改正）

第1条 当会社は、船主責任保険特別約款（内航船船主責任用）（以下「特別約款」といいます。）第1条第7号、第5条第3号、第4号および第8号の規定にかかわらず、被保険者が次に掲げる責任を負い、または費用を支出することによって被る損害にかぎり、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

- (1) 被保険船舶の積荷その他の財物（被保険船舶に積み込む予定の、または被保険船舶から荷卸しされた積荷その他の財物で、被保険船舶の付近にあるものを含みます。以下「積荷等の財物」といいます。）の積み込み、荷扱い、積み付け、運送、保管、荷卸しまたは引き渡しにつき、運送契約上の義務違反により当該積荷等の財物に与えた損害について生じた責任
- (2) 被保険船舶が荷役その他の作業の用具として使用される場合に、作業の対象としている積荷その他の財物（被保険船舶内またはその付近にあるものにかぎります。）に与えた損害について生じた責任
- (3) 前二号の責任を負った場合、損害を生じた積荷等の財物または作業の対象としている積荷その他の財物を荷卸しし、もしくは処分するために余分に要した費用（損害が生じなかった場合でも被保険者が通常支出したとみなされる費用を超過したときの超過額をいいます。）。ただし、当該費用のうち荷直し費用については、その2分の1を控除します。

第2条 当会社は、特別約款第1条、第5条第3号、第4号および第8号の規定にかかわらず、被保険者が次に掲げる責任を負い、または分担額を負担することによって被る損害にかぎり、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

- (1) 被保険船舶が積み込み、荷卸しもしくは積み替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用によって生じた積荷等の財物の損害に対し、クレーンその他の荷役装置・用具の所有者または運用者との使用契約によって被保険者が負った責任。ただし、当該使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比して著しく過重である場合には、本号の責任をてん補しません。
- (2) 共同海損等の積荷分担額のうち、もっぱら運送契約上の義務違反を理由として積荷主その他の利害関係人から法律上回収できないために被保険者の負担となった額。ただし、当該運送契約にヘーグ・ルールズの免責規定またはこれと同じ内容の免責規定がない場合、および被保険船舶の離路を事由とする運送契約上の義務違反である場合には、当該分担額をてん補しません。

第3条 当会社は、被保険者が次に掲げる責任を負ったことにより被る損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 被保険船舶が通し運送の一部の遂行のために使用されるときに、被保険船舶以外の輸送手段によって輸送中の積荷等の財物に与えた損害について生じた責任
- (2) 運送人である被保険者が注意を怠ったことを証明されない場合の次に掲げる事由に起因して生じた積荷その他の財物の損害に対する責任
 - ① 海上その他可航水域に特有の危険
 - ② 天災
 - ③ 戦争、暴動又は内乱
 - ④ 海賊行為その他これに準ずる行為
 - ⑤ 裁判上の差押、検疫上の制限その他公権力による処分
 - ⑥ 荷送人もしくは運送品の所有者又はその使用する者の行為
 - ⑦ 同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他の争議行為
 - ⑧ 海上における人命若しくは財産の救助行為又はそのためにする離路若しくはその他の正当な理由に基く離路
 - ⑨ 運送品の特殊な性質又は隠れた欠陥
 - ⑩ 運送品の荷造又は記号の表示の不完全
 - ⑪ 起重機その他これに準ずる施設の隠れた欠陥
- (3) 積荷の安全な運送を目的とする法令が遵守されなかった結果生じた責任
- (4) 冷蔵品が被保険船舶に積み込まれる時および荷卸しされる時に、当会社の承認した検査人の検査を受けな

かつた場合において、当該冷蔵品に与えた損害について生じた責任

第4条 当会社は、被保険者が次に掲げる責任を負ったことによって被る損害をてん補する責任を負いません。

ただし、あらかじめ当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

(1) 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた責任

(2) 甲板下に積むべき積荷等の財物を、甲板その他運送に不適当な場所に積み込むことによって生じた損害に対する責任

(3) 被保険船舶の船積み港到着不能もしくは遅延または積荷の被保険船舶への積み込み不能によって生じた責任。ただし、既発行の船荷証券に基づく責任を除きます。

(4) 運送契約に定められた以外の港もしくは場所における積荷の全部または一部の荷卸しによって生じた責任

(5) 運送契約上の離路によって積荷等の財物に与えた損害について生じた責任

第5条 この特別条項においては、特別約款第6条の規定を適用しません。

第6条 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および特別約款の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（内航船舶主責任用）

（令和3年4月1日改正）

第1条 当会社は、被保険者が「船舶油濁等損害賠償保障法」（以下「法」といいます。）に基づき油濁損害および難破物除去損害に対する賠償責任を負ったことにより被る損害を船主責任保険特別約款（内航船舶主責任用）（以下「特別約款」といいます。）およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条 特別約款第7条第1項第1号を次のように改めます。

(1) 第2条第6号に掲げる費用および船舶油濁等損害賠償保障法に基づく難破物除去損害に対する賠償責任を負ったことにより被る損害については、その損害額からこの保険証券記載の免責金額（A）を控除した残額

2 1回の保険事故について、特別約款および他の特別条項のもとでてん補の対象となる損害とこの特別条項のもとでてん補の対象となる損害があるときは、当会社は、この特別条項のもとでてん補の対象となる損害を優先しててん補するものとします。

第3条 当会社は、法第15条、第43条、第51条に基づき被害者から損害賠償額の支払の請求を受けたときは、この保険証券記載のてん補限度額を限度としてその支払に応ずるものとします。

2 前項の被害者の請求に対しては、当会社は、被保険者が被害者に対して主張することができる抗弁をもって被害者に対抗することができます。

3 当会社が第1項の支払をしたときは、その支払をした金額の限度において、この特別条項に基づき被保険者に損害をてん補したものとみなします。

4 被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、当会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、当会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する損害賠償額の支払を免れるものとします。

第4条 当会社は、前条の支払をしたときは、次に掲げる金額を被保険者に対して請求することができます。

(1) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および本保険契約に付帯されるすべての特別約款や特別条項等の規定により当会社が被保険者に対しててん補の責任を免れる場合に、当会社が被害者に対して支払った金額、または普通約款第25条第2項もしくは第3項、第26条第2項の規定により当会社が損害額から控除した金額

(2) 当会社が被害者に対して支払った金額を特別約款第7条第1項に基づき算出したならば、当会社がその支払を免れ得たであろう金額

第5条 普通約款第16条第1項および第2項の規定は、この特別条項による特約には適用しないものとします。ただし、同条同項の規定に該当するときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特別条項による特約を解除することができます。

2 普通約款および本保険契約に付帯されるすべての特別約款や特別条項等の規定に基づくこの特別条項による特約の解除は、法第14条第4項、第42条第4項または第50条第4項に基づき当会社が国土交通大臣にその解除

を通知した日から起算して3か月経過した日の翌日から将来に向かってその効力を生ずるものとします。

3 当会社が前項の解除の事由が発生した時からその解除の効力が生ずる時までに発生した事故による損害を支払ったときは、被保険者に対し、その金額の支払を請求することができます。ただし、普通約款第14条第4項に該当する事由に基づく解除の場合、当会社が保険契約者または被保険者にその解除の予告をした時から10日経過した時以前に発生した事故による損害については、このかぎりではありません。

第6条 普通約款および特別約款の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

ハーバータグ船主責任特別条項

(平成28年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、被保険船舶が、船主責任保険特別約款（内航船舶主責任用）（以下「特別約款」といいます。）第1条第11号に規定する、他船の出入港または港内での移動のための補助作業を行う曳船である場合、日本港湾タグ事業協会制定の曳船約款（以下「曳船約款」といいます。）に基づき曳航作業を行うと否とにかかわらず、曳船約款に基づき曳航作業が行われるものとみなし、曳航作業が開始されたときから終了するときまでに曳航作業によって生じた、特別約款によりてん補の対象となる責任または費用のうち、被保険者が曳船約款に従い責任を負い、または費用を支出したことにより被る損害にかぎり、この特別条項および特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。

(普通約款・特別約款との関係)

第2条 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および特別約款の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

タンカーの国際基金への自主的補償に関する特別条項（内航船舶主責任用）

(令和3年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船主責任保険特別約款（内航船舶主責任用）（以下「特別約款」といいます。）第5条第8号の規定にかかわらず、被保険船舶が船舶油濁等損害賠償保障法（以下「法」といいます。）第2条第9号に規定するタンカー（ただし国際総トン数29,548トン以下のタンカーに限ります。）に該当する場合において、被保険船舶に起因するタンカー油濁損害に関して、次のいずれかの補償または費用を被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て負担する場合に限り、責任限度額と合算して2,000万単位を限度としててん補する責任を負います。

- (1) 被保険者が小型タンカー油濁補償協定に加入している場合において、責任限度額を超えて当該協定に基づき負担すべき限度額まで、国際基金が国際基金条約に基づき支払った補償金の一部を自主的に国際基金に対して負担する補償
- (2) 被保険者が小型タンカー油濁補償協定に加入している場合において、責任限度額を超えて当該協定に基づき負担すべき限度額まで、自主的に被害者（国を含みます。）に対して負担する補償
- (3) 被保険者が小型タンカー油濁補償協定に加入していない場合において、責任限度額を超えて当該協定に基づく限度額まで、自主的に被害者（国を含みます。）に対して負担する補償
- (4) 被保険者が小型タンカー油濁補償協定に加入していると否とにかかわらず、自発的にタンカー油濁損害を防止または軽減するための措置を執ることによって負担する損害防止措置費用

(定義)

第2条 本特別条項において

- (1) 「国際基金」とは、法第2条第10号に規定する国際基金をいいます。
- (2) 「タンカー油濁損害」とは、法第2条第6号に規定するタンカー油濁損害をいいます。
- (3) 「責任限度額」とは、法第6条に規定する責任限度額をいいます。
- (4) 「単位」とは、法第2条第8号に規定する一単位をいいます。
- (5) 「小型タンカー油濁補償協定」とは、2006年に導入された国際基金に対するタンカー所有者間の民間自主

協定（STOPIA）をいいます。

(6) 「国際基金条約」とは、法第2条第2号に規定する国際基金条約をいいます。

(7) 「損害防止措置費用」とは、法第2条第7号に規定するタンカー所有者の損害防止措置費用等をいいます。

(てん補額の限度)

第3条 第1条の規定にかかわらず、この保険契約のもとで当会社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとにこの特別条項によらない他のてん補金と合わせてこの保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

(普通約款・特別約款との関係)

第4条 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および特別約款の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

荷主の施設に関する船主責任追加担保特別条項

（令和4年11月1日改正）

第1条 当会社は、船主責任保険特別約款（内航船舶船主責任用）（以下「特別約款」といいます。）第1条第5号の規定によっててん補の対象となる責任に加えて、被保険船舶の荷主が所有もしくは賃借する港湾設備に与えた損害（その施設の損傷による使用利益の喪失を含みます。）が船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（以下「制限法」といいます。）の定める責任の制限額を超過する場合に、その制限額と、被保険者が制限法のもとで認められる責任制限手続きを行わない場合に負担すべき損害額との差額をてん補する責任を負います。

第2条 特別約款第7条の規定にかかわらず、この特別条項によって当会社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、保険証券記載のこの特別条項のてん補限度額を限度とします。

第3条 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および特別約款の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

休航戻特別条項（内航船舶船主責任用）

（令和3年4月1日改正）

第1条 保険期間を1年とする船主責任保険契約（内航船舶船主責任用）で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合は、当会社は、保険期間中に被保険船舶が全損（保険事故によると否とを問いません。）とならなかつたときにかぎり、次条による保険料を保険期間満了後に返還します。

第2条 返還する保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期（30日未満は1期とみなしません。以下同様とします。）として算出します。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間を差し引いた日数で返還保険料を算出します。

第3条 前二条によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、書面によりその事実を遅滞なく当社に通知し、当会社の承諾を得なければなりません。

第4条 休航が終了したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当会社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当会社が要求する書類を提出しなければなりません。

第5条 休航承諾書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事実が生じた場合には、第1条および第2条の保険料の返還は行われないものとします。ただし、当会社の承諾を得たときは、このかぎりではありません。

第6条 この特別条項において

(1) 「休航」とは、修繕（保険事故によって生じたものであると否とを問いません。以下同様とします。）、改造もしくは検査のための上架もしくは入きょまたは係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態に置くことをいいます。

(2) 「休航承諾書」とは、第3条の承諾時に当会社が発行した承諾書（その後の休航場所の変更承諾等の承諾書を含みます。）をいいます。

(3) 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。

(イ) 修繕、改造または法定検査期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことまたは船級協会の勧告による修繕（被保険船舶に生じた損傷の修繕や、被保険船舶の構造変化を伴う修繕を

除く）を目的とする修繕期間を除きます。

- (ロ) 特別休航水域（外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当会社が特に休航場所として認めた水域であって、休航承諾書に記載されたものをいいます。）において休航した期間

第7条 保険期間中途において解約された契約については、以下の場合にかぎり本条による保険料の返還を行うものとします。

- (1) 次の事由による契約切替えに伴う解約
 - (イ) てん補条件の拡大
 - (ロ) 保険額（金）額の変更
 - (ハ) 保険額の建値の変更
 - (ニ) 船種・用途の変更
 - (ホ) 総トン数の変更
 - (ヘ) 内航／外航の変更
 - (ト) 免責金額の変更
 - (チ) 契約者の変更を伴わない所有者の変更
- (2) 合理的な理由による期日統一に伴う解約
- (3) 被保険利益の消滅に伴う解約

保険料追加払特別条項（内航船船主責任用）

（平成25年4月1日制定）

第1条 当会社がこの保険証券記載の船主責任保険特別約款（内航船船主責任用）の規定により損害をてん補すべき場合において、この保険証券記載のてん補限度額に達する保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

5-3. 漁船船主責任保険に適用される特別約款・条項

漁船船主責任保険特別約款

(平成31年4月1日改正)

(てん補責任-1)

第1条 当会社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことによって被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、当会社がてん補する損害は、被保険者が負う賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）にかぎるものとし、その賠償金の支払にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

- (1) 被保険船舶の船長、乗組員および作業員を除く人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人に対する賠償責任については、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。
 - (2) 他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害（その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金については、その賠償金が被保険船舶の保険価額を超過した場合の超過額にかぎります。
 - (3) 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（前号に掲げる財物を除きます。）に与えた損害（それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任。ただし、水上または水中にある漁具に与えた損害に対する賠償責任については、定置網漁業の漁具に与えた損害に対する賠償責任にかぎります。
 - (4) 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人を除く人の所持品に与えた損害に対する賠償責任
 - (5) 第2号および第3号に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等被保険船舶外に存在する財物の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかる賠償金からその金額を控除します。
 - (6) 他船またはその他の財物から流し出しありは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、その他船またはその他の財物の所有者または賃借人がその汚染（放射能汚染を除きます。）を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、当該措置に要した費用について、被保険者がその他船またはその他の財物の所有者または賃借人に對して負った賠償責任
 - (7) 被保険船舶が他船によって曳航される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに生じた損害に対し、書面による曳航契約によって被保険者が負った賠償責任。上記にかかわらず、発航（寄航港からの発航を含みます。）の当時、曳航の方法が適切でなかったとき、または曳航契約に定める被保険者の責任が社団法人日本海運集会所制定（1995年7月改定）の曳航契約書式（和文契約書）の条件に比して著しく過重である場合には、本号による賠償金をてん補しません。
 - (8) 被保険船舶が積み込み、荷卸しまたは積み替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用について、その所有者または運用人との使用契約によって被保険者が負った賠償責任。ただし、被保険船舶より荷卸しされ、または被保険船舶に積み込まれる積荷もしくはその他の財物に対する賠償責任を除きます。上記にかかわらず、当該使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比して著しく過重である場合には、本号による賠償金をてん補しません。
 - (9) 第2号に掲げる他船または他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合の、第2条第10号に規定する費用に対する賠償責任
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、普通約款第6条に規定する衝突損害賠償金（以下「衝突損害賠償金」といいます。）について、この保険証券のもとでてん補の対象となる損害があり、かつ被保険者の負担する衝突損

害賠償金が、この保険証券記載の船舶保険価額と超過衝突損害賠償金でん補特別条項の規定によりてん補の対象となる衝突損害賠償金との合算額を超過する場合にかぎり、その超過額をてん補する責任を負います。

(てん補責任－2)

第2条 当会社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、その費用の支出にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

(1) 被保険者が負担した次に掲げる費用

- (イ) 被保険船舶の船長、乗組員および作業員についての人命救助費および遺骸搜索のために要した燃料費
- (ロ) 被保険船舶と他船との衝突によって生じたその他船の船長、乗組員および作業員についての人命救助費および遺骸搜索費。ただし、前条第1項第1号によっててん補されるものを除きます。
- (ハ) 他船の人についての人命救助のために要した燃料費。ただし、前条第1項第1号または上記(ロ)によっててん補されるものを除きます。
- (2) 被保険船舶が保険事故によって全損となったとき、被保険者が船長、乗組員および作業員の送還について負担した運賃、宿泊費および食費
- (3) 被保険船舶の船長もしくは乗組員（本号においては船舶職員及び小型船舶操縦者法に定めるものにかぎります。）が死亡もしくは行方不明となったとき、または傷病のために職務に堪えられなくなったときに、被保険者がその代人の派遣について負担した運賃、宿泊費および食費
- (4) 密航者もしくは難民の下船のみを目的とする被保険船舶の離路に関し、被保険者が特に負担した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。）
- (5) 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。）
- (6) 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷もしくは被保険船舶のその他の財物の残骸について、被保険者が引き揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者の所有、賃借もしくは占有している場所からの引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引き揚げまたは除去に要した費用からその金額を控除します。
- (7) 被保険船舶から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、被保険者がその汚染（放射能汚染を除きます。）を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、当該措置に要した費用
- (8) 被保険船舶が保険事故に遭遇したことによって生じた被保険者の使用人の所持品の損害に対して、被保険者がその使用人との間に締結した労働協約または雇用契約に基づき負担した費用
- (9) 水質汚染に関して、被保険者に課せられた過怠金
- (10) 海難救助に関して、被保険者が負担した次に掲げる(イ)または(ロ)の費用
 - (イ) 1989年海難救助条約第14条もしくは商法805条（特別補償料）またはこれらと同等の内容を定める救助契約に基づき、環境損害を防止または軽減するために講じられた措置に要した特別補償
 - (ロ) 社団法人日本海運集会所救助契約書式に定める特別補償に関する特約条項またはロイズ海難救助契約標準書式に定めるSCOPIC条項に基づく救助者に対する報酬

(てん補責任－3)

第3条 当会社は、前二条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

(てん補しない損害)

第4条 当会社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 被保険者の使用人の死傷または疾病について労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約により生じた賠償責任
- (2) 被保険船舶の積荷（積み込み前および荷卸し後を含みます。）その他被保険船舶が管理しもしくは作業の

対象としている財物（被保険船舶が他船に曳航されまたは他船を曳航している場合のその船列内の他船および他船上の財物を含みます。）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、第1条第1項第4号および第8号、第2条第6号および第8号の場合を除きます。

- (3) 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- (4) 被保険船舶が被保険者の所有に属さない場合に、被保険船舶に与えた損害について生じた賠償責任
- (5) 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。ただし、第1条第1項第7号および第8号の場合を除きます。

(被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害)

第5条 被保険船舶が被保険者の所有もしくは賃借する他の船舶（被保険船舶の端艇を除きます。）またはその他船上の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の財物に損害を与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当会社との間で協定します。

2 前項の協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当会社は、各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

(てん補額の限度)

第6条 この特別約款によって当会社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

(普通約款との関係)

第7条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

乗組員等の人に関する漁船船主責任追加担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条 漁船船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条第1項第1号を次のように改めます。

- (1) 人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人に対する賠償責任については、労働者災害補償保険法、船員保険法その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。

第2条 特別約款第2条第1号(イ)を次のように改めます。

- (イ) 被保険船舶の船長、乗組員および作業員についての人命救助費および遺骸搜索のために要した燃料費。ただし、前条第1項第1号によっててん補されるものを除きます。

第3条 特別約款第2条に次の1号を加えます。

被保険者が負担した被保険船舶の船長および乗組員の遺骸・遺骨・遺品引き渡し費および弔祭費。ただし、前条第1項第1号によっててん補されるものを除きます。

船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（漁船船主責任用）

（令和2年6月1日制定）

第1条 当会社は、被保険者が「船舶油濁等損害賠償保障法」（以下「法」といいます。）に基づき油濁損害および難破物除去損害に対する賠償責任を負ったことにより被る損害を漁船船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条 特別約款第6条の規定にかかわらず、この特別条項により当会社がてん補すべき金額は、特別約款およびこの特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、特別約款のもとでてん補の対象となる損害額とこの特別条項のもとでてん補の対象となる損害額の合算額から、この保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

2 1回の保険事故について、特別約款のもとでてん補の対象となる損害とこの特別条項のもとでてん補の対象となる損害があるときは、当会社は、この特別条項のもとでてん補の対象となる損害を優先しててん補するものとします。

第3条 当会社は、法第15条、第43条、第51条に基づき被害者から損害賠償額の支払の請求を受けたときは、この保険証券記載のてん補限度額を限度としてその支払に応ずるものとします。

2 前項の被害者の請求に対しては、当会社は、被保険者が被害者に対して主張することができる抗弁をもって被害者に対抗することができます。

3 当会社が第1項の支払をしたときは、その支払をした金額の限度において、この特別条項に基づき被保険者に損害をてん補したものとみなします。

4 被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、当会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、当会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する損害賠償額の支払を免れるものとします。

第4条 当会社は、前条の支払をしたときは、次に掲げる金額を被保険者に対して請求することができます。

(1) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および本保険契約に付帯されるすべての特別約款や特別条項等の規定により当会社が被保険者に対しててん補の責任を免れる場合に、当会社が被害者に対して支払った金額、または普通約款第25条第2項もしくは第3項、第26条第2項の規定により当会社が損害額から控除した金額

(2) 第2条第1項に基づき損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除したならば当会社がその支払を免れ得たであろう金額

第5条 普通約款第16条第1項および第2項の規定は、この特別条項による特約には適用しないものとします。ただし、同条同項の規定に該当するときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特別条項による特約を解除することができます。

2 普通約款および本保険契約に付帯されるすべての特別約款や特別条項等の規定に基づくこの特別条項による特約の解除は、法第14条第4項、第42条第4項または第50条第4項に基づき当会社が国土交通大臣にその解除を通知した日から起算して3か月経過した日の翌日から将来に向ってその効力を生ずるものとします。

3 当会社が前項の解除の事由が発生した時からその解除の効力が生ずる時までに発生した事故による損害を支払ったときは、被保険者に対し、その金額の支払を請求することができます。ただし、普通約款第14条第4項に該当する事由に基づく解除の場合、当会社が保険契約者または被保険者にその解除の予告をした時から10日経過した時以前に発生した事故による損害については、このかぎりではありません。

第6条 普通約款および特別約款の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が普通約款および特別約款に優先して適用されます。

保険料追加払特別条項（漁船船主責任用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険証券記載の漁船船主責任保険特別約款の規定により損害をてん補すべき場合において、この保険証券記載のてん補限度額に達する保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

漁具に関する特別条項（漁業取締船・漁業調査船用）

（平成22年4月1日改正）

当会社は、水上または水中にある漁具に与えた損害に対する賠償責任について、漁船船主責任保険特別約款第1条第3号ただし書を適用しません。

6. 曳航者賠償責任保険に適用される特別約款・条項

曳航者賠償責任保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任-1)

第1条 当会社は、被保険船舶が日本国内相互間において他船またはその他の財物（以下「被曳航物件」といいます。）を曳航する場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに被曳航物件が船列外の第三者に与えた損害のうち、被保険者が次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負い、または費用を支出することによって被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、賠償責任について当会社がてん補する損害は、被保険者が負う賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）にかぎるものとし、その賠償金の支払またはその費用の支出にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

- (1) 被曳航物件が起こした船列外の人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）については、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付保されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。
- (2) 被保険者が負担した前号に関する人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引き渡し費および弔祭費。ただし、前号によっててん補されるものを除きます。
- (3) 被曳航物件が船列外に存在する他船または他船上の積荷もしくは他船上のその他の財物に与えた損害（その他の船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任
- (4) 被曳航物件が港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の船列外に存在する財物（前号に掲げる財物を除きます。）に与えた損害（それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任
- (5) 前二号に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等船列外に存在する財物の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかる賠償金からその金額を控除します。

(てん補責任-2)

第2条 当会社は、前条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

(てん補しない損害)

第3条 当会社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）の死傷または疾病について、労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約により生じた賠償責任
- (2) 被曳航物件側の指図に基づき曳航する場合に生じた損害についての賠償責任
- (3) 被曳航物件が発航（寄航港からの発航を含みます。）の当時、安全に航海を行うのに適した状態になかった場合または曳航の方法が適切でなかった場合に生じた損害についての賠償責任または費用
- (4) 原因のいかんを問わず、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用
- (5) 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- (6) 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任

(船列外にある被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害)

第4条 被曳航物件が船列外にある被保険者の所有もしくは賃借する他の船舶（被保険船舶の端艇を除きます。）

またはその他船上の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の財物に損害を与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当会社との間で協定します。

2 前項の協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当会社は、各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

(てん補額の限度)

第5条 この特別約款によって当会社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

(普通約款との関係)

第6条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

汚染損害に関する曳航者賠償責任追加担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、曳航者賠償責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条第4号の規定にかかわらず、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって、被保険者が特別約款第1条に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害を特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。ただし、放射能汚染に係わる損害については、いかなる場合もてん補する責任を負いません。

第2条 当会社は、特別約款第1条に次の1号を追加し、特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。被曳航物件または船列外の他船もしくはその他の財物から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合に、その被曳航物件または船列外の他船もしくはその他の財物の所有者または賃借人がその汚染（放射能汚染を除きます。）を防止軽減するために必要な措置を講ずべき法律上の責任を負ったときに、当該措置に要した費用について、被保険者がその被曳航物件または船列外の他船もしくはその他の財物の所有者または賃借人に対して負った賠償責任

2 前項の規定については、特別約款第3条の規定のうち第4号の規定は適用しません。

第3条 特別約款第5条の規定にかかわらず、この特別条項によって当会社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

2 特別約款によっててん補の対象となる損害とこの特別条項によっててん補の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の当会社がてん補すべき金額は、特別約款およびこの特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額の合算額から次に掲げる免責金額のうちいざれか大きい金額を控除した残額とし、特別約款第5条に規定するてん補限度額を限度とします。

- (1) 特別約款第5条に規定する免責金額
- (2) 前項に規定する免責金額

保険料追加払特別条項（曳航者賠償責任用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社がこの保険証券記載の曳航者賠償責任保険特別約款の規定により損害をてん補すべき場合において、この保険証券記載のてん補限度額に達する保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

7. ウォーターフロント物件保険に適用される特別条項

保険の目的物の範囲に関する特別条項（ウォーターフロント用）

（令和2年4月1日改正）

船舶保険普通保険約款第2条を次のように改めます。

第2条 保険の目的物には、船体および機関のほか、被保険者が所有または賃借し、かつ、被保険船舶内に存在する次に掲げる物が含まれるものとします。保険契約者が所有または賃借する物も同様とします。

- (1) 属具および備品
- (2) 燃料、食料その他の消耗品等で、被保険船舶の使用目的に供するすべての物
- (3) 料理飲食店、映画館、劇場、展示場、宿泊施設、百貨店等の施設
- (4) 前号の施設内における動産

2 前項の規定にかかわらず、属具のうち、端艇については、被保険船舶外に取り出された場合であっても、本来の使用目的に供されているときにかぎり、保険の目的物に含まれるものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品（以下「貴金属、美術品等」といいます。）については、1個または1組の価額が1,000万円以下のものにかぎるものとし、かつ、1個または1組の価額が100万円を超える貴金属、美術品等は、この保険証券記載の明記物件にかぎり、保険の目的物に含まれるものとします。

火災、爆発、風水災、電気的・機械的事故による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種用）

（平成22年4月1日改正）

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款第1条を次のように改めます。

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
 - (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）
 - (3) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。
- 2 当会社が前項第2号の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。
- (1) 火災
 - (2) 爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
 - (3) 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪、高潮、土砂崩れ等の水災
 - (4) 電気的または機械的事故
- 3 当会社は、前項第2号から第4号までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- 4 第1項第3号に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条第2項ただし書を適用しません。

火災、爆発、風水災、電気的・機械的事故による損傷修繕費追加担保特別条項 (第2種衝突損害賠償金てん補用)

（平成22年4月1日改正）

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）第1条を次のように改めます。

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）

- (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）
- (3) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
- (4) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために出されたものにかぎります。
- 2 当会社が前項第2号の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。
- (1) 火災
 - (2) 爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
 - (3) 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪、高潮、土砂崩れ等の水災
 - (4) 電気的または機械的事故
- 3 当会社は、前項第2号から第4号までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- 4 第1項第4号に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条第2項ただし書を適用しません。

火災、電気的・機械的事故、盗難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項（第2種用）

（平成22年4月1日改正）

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款第1条を次のように改めます。

- 第1条** 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。
- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
 - (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）
 - (3) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために出されたものにかぎります。
- 2 当会社が前項第2号の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。
- (1) 火災
 - (2) 爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
 - (3) 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪、高潮、土砂崩れ等の水災
 - (4) 電気的または機械的事故
 - (5) 盗難
 - (6) 雨、雪またはその他の水（海水を除きます。）
 - (7) 破損、まがり損、へこみ損または汚損。ただし、船体または機関に生じた破損、まがり損、へこみ損または汚損を除きます。
 - (8) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人以外の者（以下「第三者」といいます。）の故意または過失。ただし、次の費用および金額を除きます。
 - (イ) 第三者の故意または過失によって生じた船体または機関の損傷の修繕費
 - (ロ) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人に保険金を取得させることを目的としていた場合の第三者の故意については、それらの者が受け取るべき金額
- 3 当会社は、前項第2号から第8号までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- 4 第1項第3号に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条第2項ただし書を適用しません。

フ
ロ
オ
ン
タ
イ

火災、電気的・機械的事故、盗難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項 (第2種衝突損害賠償金てん補用)

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金てん補）第1条を次のように改めます。

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条に掲げる損害のうち、次の損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
 - (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）
 - (3) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
 - (4) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するため支出されたものにかぎります。
- 2 当会社が前項第2号の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。
- (1) 火災
 - (2) 爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
 - (3) 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪、高潮、土砂崩れ等の水災
 - (4) 電気的または機械的事故
 - (5) 盗難
 - (6) 雨、雪またはその他の水（海水を除きます。）
 - (7) 破損、まがり損、へこみ損または汚損。ただし、船体または機関に生じた破損、まがり損、へこみ損または汚損を除きます。
- (8) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人以外の者（以下「第三者」といいます。）の故意または過失。ただし、次の費用および金額を除きます。
- (イ) 第三者の故意または過失によって生じた船体または機関の損傷の修繕費
 - (ロ) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人に保険金を取得させることを目的としていた場合の第三者の故意については、それらの者が受け取るべき金額
- 3 当会社は、前項第2号から第8号までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- 4 第1項第4号に掲げる損害防止費用については、普通約款第7条第2項ただし書を適用しません。

盗難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項（第6種用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 この保険証券記載の船舶保険第6種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条第1項を次のように改めます。

第2条 当会社が前条第2号の規定によっててん補する修繕費は、次に掲げる事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費にかぎります。

- (1) 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（水を除きます。）との衝突または共同海損行為
- (2) 爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- (3) 落雷
- (4) 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪、高潮、土砂崩れ等の水災
- (5) 電気的または機械的事故
- (6) 盗難

- (7) 雨、雪またはその他の水（海水を除きます。）
- (8) 破損、まがり損、へこみ損または汚損。ただし、船体または機関に生じた破損、まがり損、へこみ損または汚損を除きます。
- (9) 船体（属具を含みます。）に存在する欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）による事故。ただし、塗装のみに生じた事故（第12号に掲げる事由によって生じた場合を含みます。）を除きます。
- (10) 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積み込み、荷卸しまたは積み替え中にこれらの作業によって生じた事故
- (11) 被保険者の使用人の故意または過失。ただし、被保険者の使用人が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の被保険者の使用人の故意を除きます。
- (12) 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。
- (13) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人以外の者（以下「第三者」といいます。）の故意または過失。ただし、次の費用および金額を除きます。
 - (イ) 第三者の故意または過失によって生じた船体または機関の損傷の修繕費
 - (ロ) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人に保険金を取得させることを目的としていた場合の第三者の故意については、それらの者が受け取るべき金額

第2条 特別約款第3条第1項を次のように改めます。

第3条 当会社は、前条第4号から第13号までに掲げる事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を控除します。

第3条 特別約款第3条第2項および第4条の規定は適用しません。

フウ
ロオ
ンタ
イ

8. 船舶不稼働損失保険に適用される特別約款・条項

船舶不稼働損失保険特別約款

(令和2年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、被保険船舶が船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条第1項に掲げる危険のうち、沈没、転覆、座礁、座州、火災または他物（水を除きます。）との衝突（以下「保険事故」といいます。）によって損傷を被り、稼働不能となった場合、第3条によって算出される不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）にかぎり、てん補する責任を負います。

(定義)

第2条 この特別約款において

- (1) 「稼働不能」とは、被保険船舶が保険事故に遭遇し、損傷を被った場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい遅滞なく修繕を行う場合をいいます。被保険船舶が保険事故に遭遇した後当会社の同意を得て行った検査の結果、損傷が発見されなかったときであっても、損傷を被ったおそれがあった場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい検査を行ったときは、被保険船舶が保険事故によって損傷を被り稼働不能となったものとみなします。
- (2) 「修繕」とは、次に掲げるものをいいます。
 - (イ) 保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕
 - (ロ) 保険事故遭遇後当会社の同意を得て行う検査
 - (ハ) 上記(イ)または(ロ)を行うための積荷の積み替え、一時荷卸しまたは再積み込み
- (3) 「修繕完了」とは、保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみを行い本修繕を繰り延べる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。
- (4) 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時すでに予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が損傷を被った結果荷卸しを当初の仕向地で行うことができず他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。
- (5) 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

(不稼働期間)

第3条 この特別約款において、不稼働期間の算出は次に掲げる各号のとおりとし、仕向地における荷役のための日数は算入しません。

- (1) 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のため航海の途中から離路する場合
 - (イ) 修繕完了後当初の仕向地に航行するため原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所から原航路復帰点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
 - (ロ) 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。
- (2) 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕を行う場合または当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合
 - (イ) 当初の仕向地において修繕を行う場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損傷発生の場所から修繕地まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
 - (ロ) 当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から当初の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。
- (3) 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合

- (イ) 出帆地において修繕を行い修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合または出帆地を経由して修繕地に向かい修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰した日までの日数
 - (ロ) 出帆地において修繕を行い修繕完了後新仕向地に向かう場合または出帆地を経由して修繕地に至り修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数
 - (ハ) 上記(イ)または(ロ)の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中から出帆地に引き返す場合には、上記日数から損傷発生の場所より引き返し地点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を控除します。
 - (4) 前各号において算出された損傷がなかったならば要したであろう日数については、1日未満は切り捨てます。
- 2 稼働不能の間に被保険船舶が他の保険事故によって損傷を被り、不稼働期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの不稼働期間を通算した日数からこの保険証券記載の控除日数を控除します。

(てん補しない損害)

第4条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- (2) 被保険船舶が稼働不能の間に全損になったときは、損傷発生の時から全損時までの損失。ただし、当該稼働不能の原因となった保険事故以外の事故によって被保険船舶が全損になったときは、全損の原因となった事故発生日までの間の損失については、このかぎりではありません。
- (3) 被保険船舶が稼働不能の間に売却された場合は、損傷発生の時から売却時までの損失
- (4) 当該損傷に関係のない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- (5) 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（スクラバー本体、付属する各種パイプ類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置および排水監視装置等の一連の装置をいいます。）その他の被保険船舶の機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した費用

(1日当たりの損失)

第5条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額の180分の1の金額を1日当たりの損失とみなします。

(てん補額の限度)

第6条 当会社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について（保険証券記載のとおり）日相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して180日相当額を超えないものとします。

(保険期間の延長)

第7条 普通約款第10条第4項の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が保険期間を延長することができる場合は、保険期間満了時に被保険船舶が航海中または保険事故に遭遇中であるときにはあります。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次に掲げる時をもってこの保険契約は終了します。

- (1) 航海中であった被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- (2) 保険事故に遭遇中であった被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時

(不稼働期間短縮のための費用)

第8条 当会社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得て不稼働期間を短縮するために行った処置により支出した費用（被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。）を、保険証券記載の割合をもって、てん補する責任を負います。ただし、当該処置によって当会社がてん補の責任を免れた金額を限度とします。

(普通約款との関係)

第9条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶不稼働損失保険特別約款（120日用）

（令和2年4月1日改正）

(てん補責任)

第1条 当会社は、被保険船舶が船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条第1項に掲げる危険のうち、沈没、転覆、座礁、座州、火災または他物（水を除きます。）との衝突（以下「保険事故」といいます。）によって損傷を被り、稼働不能となった場合、第3条によって算出される不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）にかぎり、てん補する責任を負います。

(定義)

第2条 この特別約款において

- (1) 「稼働不能」とは、被保険船舶が保険事故に遭遇し、損傷を被った場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい遅滞なく修繕を行う場合をいいます。被保険船舶が保険事故に遭遇した後当会社の同意を得て行った検査の結果、損傷が発見されなかったときであっても、損傷を被ったおそれのあった場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい検査を行ったときは、被保険船舶が保険事故によって損傷を被り稼働不能となったものとみなします。
- (2) 「修繕」とは、次に掲げるものをいいます。
 - (イ) 保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕
 - (ロ) 保険事故遭遇後当会社の同意を得て行う検査
 - (ハ) 上記(イ)または(ロ)を行うための積荷の積み替え、一時荷卸しまたは再積み込み
- (3) 「修繕完了」とは、保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみを行い本修繕を繰り延べる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。
- (4) 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時すでに予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が損傷を被った結果荷卸しを当初の仕向地で行うことができず他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。
- (5) 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

(不稼働期間)

第3条 この特別約款において、不稼働期間の算出は次に掲げる各号のとおりとし、仕向地における荷役のための日数は算入しません。

- (1) 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のため航海の途中から離路する場合
 - (イ) 修繕完了後当初の仕向地に航行するため原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所から原航路復帰点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
 - (ロ) 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。
- (2) 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕を行う場合または当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合
 - (イ) 当初の仕向地において修繕を行う場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損傷発生の場所から修繕地まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
 - (ロ) 当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から当初の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

- (3) 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合
- (イ) 出帆地において修繕を行い修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合または出帆地を経由して修繕地に向かい修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰したまでの日数
- (ロ) 出帆地において修繕を行い修繕完了後新仕向地に向かう場合または出帆地を経由して修繕地に至り修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数
- (ハ) 上記(イ)または(ロ)の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中から出帆地に引き返す場合には、上記日数から損傷発生の場所より引き返し地点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を控除します。
- (4) 前各号において算出された損傷がなかったならば要したであろう日数については、1日未満は切り捨てます。
- 2 稼働不能の間に被保険船舶が他の保険事故によって損傷を被り、不稼働期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの不稼働期間を通算した日数からこの保険証券記載の控除日数を控除します。

(てん補しない損害)

第4条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- (2) 被保険船舶が稼働不能の間に全損になったときは、損傷発生の時から全損時までの損失。ただし、当該稼働不能の原因となった保険事故以外の事故によって被保険船舶が全損になったときは、全損の原因となった事故発生日までの間の損失については、このかぎりではありません。
- (3) 被保険船舶が稼働不能の間に売却された場合は、損傷発生の時から売却時までの損失
- (4) 当該損傷に係わらない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- (5) 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（スクラバー本体、付属する各種パイプ類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置および排水監視装置等の一連の装置をいいます。）その他の被保険船舶の機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した費用

(1日当たりの損失)

第5条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険額の120分の1の金額を1日当たりの損失とみなします。

(てん補額の限度)

第6条 当会社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について（保険証券記載のとおり）日相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して120日相当額を超えないものとします。

(保険期間の延長)

第7条 普通約款第10条第4項の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が保険期間を延長することができる場合は、保険期間満了時に被保険船舶が航海中または保険事故に遭遇中であるときにかぎります。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次に掲げる時をもってこの保険契約は終了します。

- (1) 航海中であった被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- (2) 保険事故に遭遇中であった被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時

(不稼働期間短縮のための費用)

第8条 当会社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得て不稼働期間を短縮するために行った処置により支出した費用（被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。）を、保険証券記載の割合をもって、てん補する責任を負います。ただし、当該処置によって当会社がてん補の責任を免れた金額を限度とします。

(普通約款との関係)

第9条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶不稼働損失保険特別約款（90日用）

（令和2年4月1日改正）

(てん補責任)

第1条 当会社は、被保険船舶が船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条第1項に掲げる危険のうち、沈没、転覆、座礁、座州、火災または他物（水を除きます。）との衝突（以下「保険事故」といいます。）によって損傷を被り、稼働不能となった場合、第3条によって算出される不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）にかぎり、てん補する責任を負います。

(定義)

第2条 この特別約款において

- (1) 「稼働不能」とは、被保険船舶が保険事故に遭遇し、損傷を被った場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい遅滞なく修繕を行う場合をいいます。被保険船舶が保険事故に遭遇した後当会社の同意を得て行った検査の結果、損傷が発見されなかったときであっても、損傷を被ったおそれのあった場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい検査を行ったときは、被保険船舶が保険事故によって損傷を被り稼働不能となったものとみなします。
- (2) 「修繕」とは、次に掲げるものをいいます。
 - (イ) 保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕
 - (ロ) 保険事故遭遇後当会社の同意を得て行う検査
 - (ハ) 上記(イ)または(ロ)を行うための積荷の積み替え、一時荷卸しまたは再積み込み
- (3) 「修繕完了」とは、保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみを行い本修繕を繰り延べる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。
- (4) 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時すでに予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が損傷を被った結果荷卸しを当初の仕向地で行うことができず他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。
- (5) 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

(不稼働期間)

第3条 この特別約款において、不稼働期間の算出は次に掲げる各号のとおりとし、仕向地における荷役のための日数は算入しません。

- (1) 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のため航海の途中から離路する場合
 - (イ) 修繕完了後当初の仕向地に航行するため原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所から原航路復帰点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
 - (ロ) 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。
- (2) 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕を行う場合または当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合
 - (イ) 当初の仕向地において修繕を行う場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損傷発生の場所から修繕地まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
 - (ロ) 当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から当初の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

- (3) 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合
- (イ) 出帆地において修繕を行い修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合または出帆地を経由して修繕地に向かい修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰したまでの日数
- (ロ) 出帆地において修繕を行い修繕完了後新仕向地に向かう場合または出帆地を経由して修繕地に至り修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数
- (ハ) 上記(イ)または(ロ)の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中から出帆地に引き返す場合には、上記日数から損傷発生の場所より引き返し地点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を控除します。
- (4) 前各号において算出された損傷がなかったならば要したであろう日数については、1日未満は切り捨てます。
- 2 稼働不能の間に被保険船舶が他の保険事故によって損傷を被り、不稼働期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの不稼働期間を通算した日数からこの保険証券記載の控除日数を控除します。

(てん補しない損害)

第4条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- (2) 被保険船舶が稼働不能の間に全損になったときは、損傷発生の時から全損時までの損失。ただし、当該稼働不能の原因となった保険事故以外の事故によって被保険船舶が全損になったときは、全損の原因となった事故発生日までの間の損失については、このかぎりではありません。
- (3) 被保険船舶が稼働不能の間に売却された場合は、損傷発生の時から売却時までの損失
- (4) 当該損傷に係わらない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- (5) 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（スクラバー本体、付属する各種パイプ類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置および排水監視装置等の一連の装置をいいます。）その他の被保険船舶の機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した費用

(1日当たりの損失)

第5条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険額の90分の1の金額を1日当たりの損失とみなします。

(てん補額の限度)

第6条 当会社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について（保険証券記載のとおり）日相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して90日相当額を超えないものとします。

(保険期間の延長)

第7条 普通約款第10条第4項の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が保険期間を延長することができる場合は、保険期間満了時に被保険船舶が航海中または保険事故に遭遇中であるときにかぎります。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次に掲げる時をもってこの保険契約は終了します。

- (1) 航海中であった被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- (2) 保険事故に遭遇中であった被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時

(不稼働期間短縮のための費用)

第8条 当会社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得て不稼働期間を短縮するために行った処置により支出した費用（被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。）を、保険証券記載の割合をもって、てん補する責任を負います。ただし、当該処置によって当会社がてん補の責任を免れた金額を限度とします。

(普通約款との関係)

第9条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

休航戻特別条項（船舶不稼働用）

(令和3年4月1日改正)

第1条 保険期間を1年とする保険契約で保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合は、当会社は、保険期間中に被保険船舶が全損（保険事故によると否とを問いません。）とならなかつたときにかぎり、次条による保険料を保険期間満了後に返還します。

第2条 返還する保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について毎30日を1期（30日未満は1期とみなししません。以下同様とします。）として算出します。ただし、毎30日を1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間を差し引いた日数で返還保険料を算出します。

第3条 前二条によって保険料の返還を請求しようとするときは、保険契約者または被保険者は、書面によりその事実を遅滞なく当社に通知し、当会社の承諾を得なければなりません。

第4条 休航が終了したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当会社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当会社が要求する書類を提出しなければなりません。

第5条 休航承諾書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事実が生じた場合には、第1条および第2条の保険料の返還は行われないものとします。ただし、当会社の承諾を得たときは、このかぎりではありません。

第6条 この特別条項において

- (1) 「休航」とは、修繕（保険事故によって生じたものであると否とを問いません。以下同様とします。）、改修もしくは検査のための上架もしくは入きょ、または係船、係留もしくは停泊等被保険船舶を航行の用に供しない状態に置くことをいいます。
- (2) 「休航承諾書」とは、第3条の承諾時に当会社が発行した承諾書（その後の休航場所の変更承諾等の承諾書を含みます。）をいいます。
- (3) 「返還対象外期間」とは、次に掲げる期間をいいます。
 - (イ) 修繕、改修または法定検査期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたことまたは船級協会の勧告による修繕（被保険船舶に生じた損傷の修繕や、被保険船舶の構造変化を伴う修繕を除く）を目的とする修繕期間を除きます。
 - (ロ) 特別休航水域（外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当会社が特に休航場所として認めた水域であって、休航承諾書に記載されたものをいいます。）において休航した期間

第7条 保険期間中途において解約された契約については、以下の場合にかぎり本条による保険料の返還を行うものとします。

- (1) 次の事由による契約切替えに伴う解約
 - (イ) てん補条件の拡大
 - (ロ) 保険額（金）額の変更
 - (ハ) 保険額額の建値の変更
 - (ニ) 船種・用途の変更
 - (ホ) 総トン数の変更
 - (ヘ) 内航／外航の変更
 - (ト) 免責金額の変更
 - (チ) 契約者の変更を伴わない所有者の変更
- (2) 合理的な理由による期日統一に伴う解約
- (3) 被保険利益の消滅に伴う解約

船舶不稼働損失保険特別条項

(定期用船料をもって保険価額を定めた場合)

(平成22年4月1日改正)

この保険契約においては、被保険船舶について定期用船契約が存在することを要します。これに反する事実が生じたときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

船舶不稼働損失保険特別条項

(運賃収入をもって保険価額を定めた場合)

(平成22年4月1日改正)

この保険契約においては、被保険船舶について運賃収入のもとになる運送契約が存在することを要します。これに反する事実が生じたときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

仕向地に関する特別条項

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条第1号の規定にかかわらず、被保険船舶が損傷発生当時の積荷または当初の仕向地で積載した積荷を荷卸しするためにのみ当初の仕向地以後の仕向地を経由して遅滞なく修繕地に向かい修繕を行った場合をも稼働不能とみなし、特別約款第3条により不稼働期間を算出します。

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（A）

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条に掲げる保険事故に機関（主機、補機、汽缶、推進軸系、推進器および操舵装置をいいます。）または荷役装置の故障を追加します。

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（B）

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条に掲げる保険事故に次に掲げる事由を追加します。

- (1) 機関（主機、補機、汽缶、推進軸系、推進器および操舵装置をいいます。）または荷役装置の故障
- (2) 爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- (3) 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積み込み、荷卸しまたは積み替え中にこれらの作業によって生じた事故

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（C）

(令和2年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条に掲げる保険事故に次に掲げる事由を追加します。

- (1) 主機、補機その他の機器の事故
- (2) 爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- (3) 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積み込み、荷卸しまたは積み替え中にこれらの作業によって生じた事故
- (4) 荒天
- (5) 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。
- (6) 地震、津波、火山の噴火または落雷

- (7) 船体（属具を含みます。）に存在する欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）による事故。ただし、塗装のみに生じた事故（次号に掲げる事由によって生じた場合を含みます。）を除きます。
- (8) 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(L.P.G.専用機器の故障およびL.P.G.タンクの損傷)

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条に掲げる保険事故にL.P.G.専用機器の故障およびL.P.G.タンクの損傷を追加します。

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(冷凍機器の故障)

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条に掲げる保険事故に冷凍機器の故障を追加します。

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(溶融硫黄運搬船の加熱装置の故障)

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条に掲げる保険事故に溶融硫黄加熱装置の故障を追加します。

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(アスファルトタンカーの加熱装置の故障)

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条に掲げる保険事故にアスファルト加熱装置の故障を追加します。

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(液体貨物の爆発)

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条に掲げる保険事故に被保険船舶に積荷として積載された油、液化ガス、化学製品その他の爆発性液体（これらから発生したガスを含みます。）の被保険船舶内における爆発を追加します。

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項 (L.N.G.船用)

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条に掲げる保険事故に次に掲げる事由を追加します。

- (1) 機関（主機、補機、汽缶、推進軸系、推進器および操舵装置をいいます。）、荷役装置または液化天然ガス（L.N.G.）専用機器の故障
- (2) 爆発（被保険船舶内であると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- (3) 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積み込み、荷卸しまたは積み替え中にこれらの作業によって生じた事故
- (4) 荒天
- (5) 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。
- (6) 地震、津波、火山の噴火または落雷

- (7) 船体（属具を含みます。）に存在する欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）による事故。ただし、塗装のみに生じた事故（次号に掲げる事由によって生じた場合を含みます。）を除きます。
- (8) 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。
- (9) L.N.G.タンクまたはボイルオフガス専用パイプラインの事故

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(エチレン専用機器の故障およびエチレンタンクの損傷)

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条に掲げる保険事故にエチレン専用機器の故障およびエチレンタンクの損傷を追加します。

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(カプロラクタム運搬船の加熱装置の故障)

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失保険特別約款第1条に掲げる保険事故にカプロラクタム加熱装置の故障を追加します。

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項（繰延修繕）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶不稼働損失保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条第1号の規定に追加して、被保険船舶が保険事故によって損傷を被った後この保険証券記載の期間以内に繰り延べて行う当該損傷の修繕（以下「繰延修繕」といいます。）の場合をも稼働不能とみなし、次条により算出した不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する損失を、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。

第2条 この特別条項において、1回の保険事故による不稼働期間とは、次に掲げる日数を合算した日数とします。

- (1) 繰延修繕を行うための航海直前の最終仕向地（以下「最終仕向地」といいます。）出帆日の翌日から修繕完了日までの日数が、最終仕向地から修繕地まで保険事故がなかったならば要したであろう日数（1日未満は切り捨てます。）を超える日数
- (2) 前号の繰延修繕の原因となった保険事故発生後遅滞なく仮修繕を行った場合は、特別約款第3条により算出した仮修繕による遅延日数
- (3) 前号の仮修繕を遅滞なく行わず、後日行った場合は、仮修繕地到着日の翌日から仮修繕完了日までの日数（荷役のための日数を除きます。）

第3条 前条の繰延修繕とこの保険証券の保険期間内に発生した他の保険事故による修繕とを併行して行った場合は、1回の保険事故による修繕とみなして不稼働期間を算出します。

2 繰延修繕着工日までに行った前項の他の保険事故による仮修繕による不稼働期間は、当該繰延修繕による不稼働期間に加算します。

第4条 この保険証券の保険期間内に発生した保険事故と他の船舶不稼働損失保険証券の保険期間内に発生した他の保険事故による修繕を併行して行った場合は、当会社のてん補する不稼働期間は、それぞれの修繕を別個に行なうならば要したであろう日数の割合に従い算出します。

第5条 この保険証券であると否とを問わず、特別約款の規定によりてん補の対象となった不稼働期間は、この特別条項による不稼働期間に算入しません。

不稼働

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(港湾施設の事故・運河または水路の閉塞)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶不稼働損失保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条から第3条までの規定に追加し、次に掲げる場合をも稼働不能とみなし、次条により算出した不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する損失を、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。

- (1) 被保険船舶と港湾施設（荷役クレーン等の荷役施設および岸壁、桟橋等の係留施設をいいます。以下同様とします。）との接触事故によって港湾施設に損傷が生じ、その直接の結果として被保険船舶の積荷または燃料の積み込み、荷卸しまたは積み替え作業が不能となり、被保険船舶が、港湾施設が修復されるまでの間当該港湾に滞泊を余儀なくされる場合
- (2) 被保険船舶がパナマ運河、スエズ運河、セントローレンス水路または五大湖（以下「運河または水路」といいます。）内において航行中もしくは滞泊中に、被保険船舶または他船の事故によって運河または水路が閉塞され、被保険船舶が運河または水路に滞泊を余儀なくされる場合

第2条 この特別条項において、不稼働期間の算出は、次に掲げる各号のとおりとします。

- (1) 前条第1号の場合においては、被保険船舶と港湾施設との接触事故によって被保険船舶の荷役が不能となった日の翌日から港湾施設が修復され被保険船舶の荷役が可能となった日まで（被保険船舶がそれまでの間に当該港湾を出帆した場合はその出帆日まで）の日数が、当該接触事故がなかったならば要したであろう日数を超える日数
- (2) 前条第2号の場合においては、被保険船舶または他船の事故によって運河または水路が閉塞された日の翌日から運河または水路の閉塞が解除された日までの日数が、被保険船舶または他船の事故がなかったならば要したであろう日数を超える日数

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた不稼働期間に対する損失をてん補する責任を負いません。

第4条 この保険証券であると否とを問わず、特別約款の規定によりてん補の対象となった不稼働期間は、この特別条項による不稼働期間に算入しません。

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項

(被保険船舶の全損)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶不稼働損失保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条第2号の規定にかかわらず、被保険船舶が稼働不能の間に稼働不能の原因となった保険事故により全損となったときは、その保険事故発生日の翌日から全損となった日までの日数からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する損失を特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、この場合において当会社のてん補すべき損失は、10日相当額を超えないものとします。

第2条 前条にいう全損となった日とは、海上保険証券のもとで、被保険船舶の全損が確定した日をいいます。

保険料追加払特別条項（船舶不稼働用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社がこの保険証券記載の船舶不稼働損失保険特別約款の規定により通算して180日相当額の保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

保険料追加払特別条項（船舶不稼働・90日用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険証券記載の船舶不稼働損失保険特別約款（90日用）の規定により通算して90日相当額の保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払うときまでに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

保険料追加払特別条項（船舶不稼働・120日用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険証券記載の船舶不稼働損失保険特別約款（120日用）の規定により通算して120日相当額の保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払うときまでに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

不
稼
働

9. 戦争・不稼働損失戦争・水雷保険に共通して適用される特別約款・条項

保険契約解除・自動終了特別条項

(令和5年4月1日改正)

第1条 当会社は、7日前の保険契約者に対する書面予告をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかが関与する事態を理由とする場合は、72時間前の保険契約者に対する書面予告をもって、この保険契約を解除することができます。

2 前項の解除は、予告を発した日の午後12時から起算して7日が経過した時、または前項のただし書きの規定による解除の場合は、予告を発した日の午後12時から起算して72時間が経過した時（いずれについても以下「予告期間満了時」といいます。）から将来に向かってその効力を生じます。

3 第1項による解除予告を発した後であっても、予告期間満了時以前に保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当会社と保険契約者の間に合意が成立したときは、この保険契約は、予告期間満了時以後も変更された引受条件により存続するものとします。

第2条 前条の解除予告の有無にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、その時をもって、この保険契約は自動的に終了します。

- (1) 連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生
- (2) 日本国または外国の公権力による被保険船舶の強制使用

第3条 前二条の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合またはこの保険契約が終了した場合には、当会社は、解除または終了した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

航路定限外航行にかかる特別条項（戦争保険用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」といいます。）については、船舶保険普通保険約款第14条第1項第3号の規定を適用しません。

第2条 被保険船舶の航路定限外航行に際しては、次の各号に掲げる事項を遅滞なく当会社に通知し、当会社の書面による承諾を得なければなりません。

- (1) 航路定限外航行の内容
- (2) 航路定限外航行中、通知内容に変更があるときはその変更内容
- (3) 航路定限外航行終了後、確定した内容

2 保険契約者または被保険者が、前項第1号から第3号に掲げる事項を遅滞なく当会社に通知することを怠った場合は、当会社はその航路定限外航行期間中に生じた損害をてん補する責任を負いません。

10. 船舶戦争保険に適用される特別約款・条項

船舶戦争保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条第1号から第7号までの規定にかかわらず、次条に掲げる保険事故によって被保険船舶に生じた次に掲げる損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
- (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）
- (3) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）
- (4) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
- (5) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。

(当会社の負担する危険)

第2条 この特別約款において、保険事故とは次に掲げる危険をいいます。

- (1) 戦争、内乱その他の変乱
- (2) 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触。ただし、核兵器の爆発を除きます。
- (3) 公権力によると否とを問わず、だ捕、捕獲、抑留、押収または没収
- (4) 海賊行為または強盗
- (5) ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- (6) テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- (7) 暴動、政治的または社会的騒じょうその他類似の事態

(てん補しない損害－1)

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 日本国または被保険船舶の所有者が属している国もしくは被保険船舶が登録されている国の公権力によるだ捕、捕獲、抑留、押収または没収
- (2) 日本国または外国の公権力による強制使用、強制買上または検疫、貿易もしくは関税に関する法令に基づく処分
- (3) 連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生
- (4) 盗難（前条第1号および第3号から第7号までに掲げる危険によって生じた盗難を除きます。）

(てん補しない損害－2)

第4条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶が日本国の公権力の命令に違反して航行した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

(全損)

第5条 被保険船舶がだ捕、捕獲、抑留、押収または没収され継続して12か月間解放されなかったときは、被保険者は、全損として保険金の支払を請求することができます。

2 前項の場合において、普通約款第3条第2項第3号は適用しません。

(保険期間の延長)

第6条 普通約款第10条第4項の規定は、これを適用しません。

(普通約款との関係)

第7条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

戦争・水雷

船舶戦争保険追加担保特別条項（A）

（船主責任）

（令和4年4月1日改正）

第1条 当会社は、被保険船舶の加入している船主責任相互保険組合が、戦争、水雷その他の爆発物、だ捕、捕獲、ストライキまたは社会的騒じょう等によるものとしててん補しない損害のうち、船舶戦争保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て負担した場合にかぎり、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

2 被保険船舶が加入している船主責任相互保険組合が、The United Kingdom Mutual Steam Ship Assurance Association Limited（以下「U.K.Club」といいます。）のてん補している損害の一部を除外している場合は、その除外された損害については、被保険船舶がU.K.Clubに加入しているものとみなし、前項を適用します。

3 被保険船舶が、いずれの船主責任相互保険組合にも加入していない場合は、U.K.Clubに加入しているものとみなし、第1項を適用します。

第2条 当会社は、前条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために被保険者が損害防止費用（船舶保険普通保険約款第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶の船長または乗組員に対する損害については、てん補する責任を負いません。ただし、船長または乗組員の送還費用については、このかぎりではありません。

第4条 この特別条項によって当会社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

船舶戦争保険追加担保特別条項（B）

（船主責任）

（令和2年4月1日改正）

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条の規定により、船主責任保険特別約款、汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項、および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項のものとでてん補されない損害のうち、船舶戦争保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て負担した場合にかぎり、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条 当会社は、前条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶の船長または乗組員に対する損害については、てん補する責任を負いません。ただし、船長または乗組員の送還費用については、このかぎりではありません。

第4条 この特別条項によって当会社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

船舶戦争保険追加担保特別条項（C）

（船舶乗組員に対する船主責任）

（令和2年4月1日改正）

第1条 当会社は、船舶戦争保険追加担保特別条項（A）（船主責任）第3条または船舶戦争保険追加担保特別条項（B）（船主責任）第3条の規定にかかわらず、被保険者が法律または労働協約、就業規則、災害補償規程もしくは雇用契約により、被保険船舶の船長もしくは乗組員（以下「被保険船舶乗組員」といいます。）またはその遺族に対して次に掲げる責任を負い、または費用を支出することによって被る損害のうち、船舶戦争保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があら

かじめ当会社の書面による同意を得て負担した場合にかぎり、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。ただし、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。

- (1) 被保険船舶乗組員の死亡（行方不明による死亡推定を含みます。以下同様とします。）に対する責任
- (2) 被保険船舶乗組員の職務上の事由による後遺障害に対する責任
- (3) 被保険船舶乗組員が職務上の事由により負傷し、または疾病にかかった場合の療養補償（日本国の船員法第89条および第90条によります。）、傷病手当、予後手当および看護のための旅費
- (4) 被保険船舶乗組員の人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引き渡し費および弔祭費
- (5) 被保険船舶乗組員が職務上の事由により行方不明になった場合の行方不明手当
- (6) 被保険船舶乗組員の所持品に対する責任
- (7) 被保険船舶乗組員の死亡、負傷または疾病により代人の派遣が必要となった場合、これに要する費用
- (8) 被保険船舶が全損となつたために失業した被保険船舶乗組員に被保険者が支払った賃金

第2条 当会社は、前条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（船舶保険普通保険約款第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

第3条 この特別条項によって当会社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、被保険船舶乗組員1名当たり次の各号に掲げる金額を限度とします。

- (1) 第1条第1号から第3号および第8号に掲げる責任および費用については、これらを合算してこの保険証券記載のてん補限度額
- (2) 第1条第4号から第7号および第2条に掲げる責任および費用については、これらを合算して前号によるてん補金とは別個に、この保険証券記載のてん補限度額の20%相当額

漁船・冷凍運搬船舶戦争保険特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、被保険船舶が日本国もしくは外国の法令または条約に違反する漁業（漁場からの漁獲物またはその製品の運搬を含みます。）に従事しもしくは従事しようとしたこと、または事実のいかんにかかわらずそれらの容疑に問われることによって生じた損害についてはてん補する責任を負いません。

第2条 前条の規定は、船舶保険普通保険約款第14条第1項第4号の規定の適用を妨げるものではありません。

保険料追加払特別条項（船舶戦争用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険証券のもとで全損金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が全損金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、全損金から追加払額を控除します。

封鎖危険担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条 港、運河、湾その他の水域が戦争、内乱その他の変乱または国防行為により封鎖された結果、被保険船舶がその水域内に継続して12か月間閉じ込められ、かつ、その間使用および処分の自由が失われた場合は、船舶戦争保険特別約款第5条に規定する「被保険船舶が抑留され継続して12か月間解放されなかつたとき」とみなし、同特別約款の規定に従い、被保険者は、全損として保険金の支払を請求することができます。

第2条 この特別条項において、閉じ込められた場合とは、前条の水域内にある被保険船舶と同型または同喫水のすべての船舶が同水域の外に航行することができない場合をいいます。

海賊行為および強盗不担保特別条項

(平成22年4月1日制定)

当会社は、船舶戦争保険特別約款第2条第4号の規定にかかわらず、海賊行為または強盗によって被保険船舶に生じた損害をてん補する責任を負いません。

11. 船費戦争保険に適用される特別約款・条項

船費戦争保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶戦争保険証券のもとで被保険船舶が全損となったときにかぎり、この保険証券記載の保険金額をてん補する責任を負います。

(保険期間の延長)

第2条 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第10条第4項の規定は、これを適用しません。
(普通約款との関係)

第3条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船費戦争保険追加担保特別条項

(船主責任)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶戦争保険証券記載の船舶戦争保険追加担保特別条項（A）（船主責任）により当会社がてん補すべき損害が船舶戦争保険証券記載のてん補限度額を超過する場合には、その超過額を、船費戦争保険特別約款およびこの特別条項の規定にしたがい、てん補する責任を負います。

第2条 前条の場合に、当会社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その超過額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

保険料追加払特別条項（船費戦争用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社がこの保険証券記載の船費戦争保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条の規定により損害をてん補すべき場合においては、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が特別約款第1条の規定による保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

戦争・水雷

12. 船舶不稼働損失戦争保険に適用される特別約款・条項

船舶不稼働損失戦争保険特別約款

(令和3年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条第1号から第7号までの規定にかかわらず、被保険船舶が次条に掲げる保険事故によって損傷を被り稼働不能となった場合、第4条によって算出される不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）にかぎり、てん補する責任を負います。

(当会社の負担する危険)

第2条 この特別約款において、保険事故とは次に掲げる危険をいいます。

- (1) 戦争、内乱その他の変乱
- (2) 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触。ただし、核兵器の爆発を除きます。
- (3) 公権力によると否とを問わず、だ捕、捕獲、抑留、押収または没収
- (4) 海賊行為または強盗
- (5) ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- (6) テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- (7) 暴動、政治的または社会的騒じょうその他類似の事態

(定義)

第3条 この特別約款において

- (1) 「稼働不能」とは、被保険船舶が保険事故に遭遇し、損傷を被った場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい遅滞なく修繕を行う場合をいいます。被保険船舶が保険事故に遭遇した後当会社の同意を得て行った検査の結果、損傷が発見されなかったときであっても、損傷を被ったおそれのあった場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい検査を行ったときは、被保険船舶が保険事故によって損傷を被り稼働不能となったものとみなします。
- (2) 「修繕」とは、次に掲げるものをいいます。
 - (イ) 保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕
 - (ロ) 保険事故遭遇後当会社の同意を得て行う検査
 - (ハ) 上記(イ)または(ロ)を行うための積荷の積み替え、一時荷卸しおよび再積み込み
- (3) 「修繕完了」とは、保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみを行い本修繕を繰り延べる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。
- (4) 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時すでに予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が損傷を被った結果荷卸しを当初の仕向地で行うことができず他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。
- (5) 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

(不稼働期間)

第4条 この特別約款において、不稼働期間の算出は次に掲げる各号のとおりとし、仕向地における荷役のための日数ならびに第2条第3号から第5号までおよび第7号に掲げる事由により修繕を行うことが妨げられた日数は算入しません。

- (1) 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のため航海の途中から離路する場合
 - (イ) 修繕完了後当初の仕向地に航行するため原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所から原航路復帰点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
 - (ロ) 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日

数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

- (2) 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕を行う場合または当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合
 - (イ) 当初の仕向地において修繕を行う場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損傷発生の場所から修繕地まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
 - (ロ) 当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から当初の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。
- (3) 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合
 - (イ) 出帆地において修繕を行い修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合または出帆地を経由して修繕地に向かい修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰した日までの日数
 - (ロ) 出帆地において修繕を行い修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数
 - (ハ) 上記(イ)または(ロ)の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中より出帆地に引き返す場合には、上記日数から損傷発生の場所から引き返し地点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を控除します。
- (4) 前各号において算出された損傷がなかったならば要したであろう日数については、1日未満は切り捨てます。

2 稼働不能の間に被保険船舶が他の保険事故によって損傷を被り、不稼働期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの不稼働期間を通算した日数からこの保険証券記載の控除日数を控除します。

(てん補しない損害－1)

第5条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 日本国または被保険船舶の所有者が属している国もしくは被保険船舶が登録されている国の公権力による
だ捕、捕獲、抑留、押収または没収による損失
- (2) 日本国または外国の公権力による強制使用、強制買上または検疫、貿易もしくは関税に関する法令に基づく
く処分による損失
- (3) 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合、不稼働期間の
うち延長された日数に対する損失
- (4) 連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦
争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生による損失
- (5) 盗難（第2条第1号および第3号から第7号までに掲げる危険によって生じた盗難を除きます。）による
損失
- (6) 被保険船舶が稼働不能の間に全損となったときは、損傷発生の時から全損時までの損失。ただし、当該稼
働不能の原因となった保険事故以外の事故によって被保険船舶が全損となった場合は、全損の原因となった
事故発生日までの間の損失については、このかぎりではありません。
- (7) 被保険船舶が稼働不能の間に売却された場合は、損傷発生の時から売却時までの損失
- (8) 当該損傷に係る検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により不稼働期間が延長された場
合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- (9) 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（スクラバー本体、付属する各種パイプ
類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置及び排水監視装置等の一連の装置をいう。）その他の被保険船舶の
機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した
費用

(てん補しない損害－2)

第6条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶が日本国の公権力の命令に違反して航行した場合

は、その時以後に生じた損失をてん補する責任を負いません。

(1日当たりの損失)

第7条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険額の180分の1の金額を1日当たりの損失とみなします。

(てん補額の限度)

第8条 当会社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について（保険証券記載のとおり）日相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して180日相当額を超えないものとします。

(保険期間の延長)

第9条 普通約款第10条第4項の規定はこれを適用しません。ただし、保険期間満了時に本船が航海中または保険事故に遭遇中の場合には、保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当会社と保険契約者の間に合意が成立したときにかぎり、保険契約者または被保険者は、保険期間を延長することができます。保険期間が延長された場合であっても、次に掲げる時をもってこの保険契約は終了します。

- (1) 航海中であった被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- (2) 保険事故に遭遇中であった被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時

(不稼働期間短縮のための費用)

第10条 当会社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得て不稼働期間を短縮するために行なった処置により支出した費用（被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。）を、保険証券記載の割合をもって、てん補する責任を負います。ただし、当該処置によって当会社がてん補の責任を免れた金額を限度とします。

(普通約款との関係)

第11条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶不稼働損失戦争保険特別約款（90日用）

（令和3年4月1日改正）

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条第1号から第7号までの規定にかかわらず、被保険船舶が次条に掲げる保険事故によって損傷を被り稼働不能となった場合、第4条によって算出される不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）にかぎり、てん補する責任を負います。

(当会社の負担する危険)

第2条 この特別約款において、保険事故とは次に掲げる危険をいいます。

- (1) 戦争、内乱その他の変乱
- (2) 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触。ただし、核兵器の爆発を除きます。
- (3) 公権力によると否とを問わず、だ捕、捕獲、抑留、押収または没収
- (4) 海賊行為または強盗
- (5) ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- (6) テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- (7) 暴動、政治的または社会的騒じょうその他類似の事態

(定義)

第3条 この特別約款において

- (1) 「稼働不能」とは、被保険船舶が保険事故に遭遇し、損傷を被った場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい遅滞なく修繕を行う場合をいいます。被保険船舶が保険事故に遭遇した後当会社の同意を得て行った検査の結果、損傷が発見されなかったときであっても、損傷を被ったおそれの

あつた場所から直接または出帆地もしくは当初の仕向地を経て修繕地に向かい検査を行ったときは、被保険船舶が保険事故によって損傷を被り稼働不能となったものとみなします。

(2) 「修繕」とは、次に掲げるものをいいます。

- (イ) 保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕
- (ロ) 保険事故遭遇後当会社の同意を得て行う検査
- (ハ) 上記(イ)または(ロ)を行うための積荷の積み替え、一時荷卸しおよび再積み込み

(3) 「修繕完了」とは、保険事故によって被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみを行い本修繕を繰り延べる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。

(4) 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時すでに予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が損傷を被った結果荷卸しを当初の仕向地で行うことができず他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。

(5) 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

(不稼働期間)

第4条 この特別約款において、不稼働期間の算出は次に掲げる各号のとおりとし、仕向地における荷役のための日数ならびに第2条第3号から第5号までおよび第7号に掲げる事由により修繕を行うことが妨げられた日数は算入しません。

(1) 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のため航海の途中から離路する場合

- (イ) 修繕完了後当初の仕向地に航行するため原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所から原航路復帰点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
- (ロ) 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

(2) 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕を行う場合または当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合

- (イ) 当初の仕向地において修繕を行う場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損傷発生の場所から修繕地まで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数
- (ロ) 当初の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所から当初の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば要したであろう日数を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

(3) 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合

- (イ) 出帆地において修繕を行い修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合または出帆地を経由して修繕地に向かい修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰した日までの日数
- (ロ) 出帆地において修繕を行い修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数
- (ハ) 上記(イ)または(ロ)の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中より出帆地に引き返す場合には、上記日数から損傷発生の場所から引き返し地点まで損傷がなかったならば要したであろう日数を控除します。

(4) 前各号において算出された損傷がなかったならば要したであろう日数については、1日未満は切り捨てます。

2 稼働不能の間に被保険船舶が他の保険事故によって損傷を被り、不稼働期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの不稼働期間を通算した日数からこの保険証券記載の控除日数を控除します。

(てん補しない損害－1)

第5条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 日本国または被保険船舶の所有者が属している国もしくは被保険船舶が登録されている国の公権力による
だ捕、捕獲、抑留、押収または没収による損失
- (2) 日本国または外国の公権力による強制使用、強制買上または検疫、貿易もしくは関税に関する法令に基づ
く処分による損失
- (3) 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合、不稼働期間の
うち延長された日数に対する損失
- (4) 連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦
争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生による損失
- (5) 盗難（第2条第1号および第3号から第7号までに掲げる危険によって生じた盗難を除きます。）による
損失
- (6) 被保険船舶が稼働不能の間に全損となったときは、損傷発生の時から全損時までの損失。ただし、当該稼
働不能の原因となった保険事故以外の事故によって被保険船舶が全損となった場合は、全損の原因となった
事故発生日までの間の損失については、このかぎりではありません。
- (7) 被保険船舶が稼働不能の間に売却された場合は、損傷発生の時から売却時までの損失
- (8) 当該損傷に係る検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により不稼働期間が延長された場
合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- (9) 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（スクラバー本体、付属する各種パイプ
類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置及び排水監視装置等の一連の装置をいう。）その他の被保険船舶の
機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した
費用

(てん補しない損害－2)

第6条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶が日本国の公権力の命令に違反して航行した場合
は、その時以後に生じた損失をてん補する責任を負いません。

(1日当たりの損失)

第7条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額の90分の1の金額を1日当たりの損失とみなし
ます。

(てん補額の限度)

第8条 当会社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について（保険証券記載のとおり）日相当額を超えない
ものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して90日相当額を超えないものとします。

(保険期間の延長)

第9条 普通約款第10条第4項の規定はこれを適用しません。ただし、保険期間満了時に本船が航海中または保
険事故に遭遇中の場合には、保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当会社と保険契約者の間
に合意が成立したときにかぎり、保険契約者または被保険者は、保険期間を延長することができます。保険期
間が延長された場合であっても、次に掲げる時をもってこの保険契約は終了します。

- (1) 航海中であった被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時または係留索をつ
なぎ終わった時のいずれか早い時
- (2) 保険事故に遭遇中であった被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時または係留索をつなぎ
終わった時のいずれか早い時

(不稼働期間短縮のための費用)

第10条 当会社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得て不稼働期間を短縮するため
行った処置により支出した費用（被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を
除きます。）を、保険証券記載の割合をもって、てん補する責任を負います。ただし、当該処置によって当会
社がてん補の責任を免れた金額を限度とします。

(普通約款との関係)

第11条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先
して適用されます。

船舶不稼働損失戦争保険特別条項

(定期用船料をもって保険価額を定めた場合)

(平成22年4月1日改正)

この保険契約においては、被保険船舶について定期用船契約が存在することを要します。これに反する事実が生じたときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

船舶不稼働損失戦争保険特別条項

(運賃収入をもって保険価額を定めた場合)

(平成22年4月1日改正)

この保険契約においては、被保険船舶について運賃収入のもとになる運送契約が存在することを要します。これに反する事実が生じたときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

仕向地に関する特別条項（船舶不稼働戦争用）

(平成22年4月1日改正)

船舶不稼働損失戦争保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条第1号の規定にかかわらず、被保険船舶が損傷発生当時の積荷または当初の仕向地で積載した積荷を荷卸しするための最初の仕向地以後の仕向地を経由して遅滞なく修繕地に向かい修繕を行った場合をも稼働不能とみなし、特別約款第4条により不稼働期間を算出します。

船舶不稼働損失戦争保険追加担保特別条項（繰延修繕）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶不稼働損失戦争保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条第1号の規定に追加して、被保険船舶が保険事故によって損傷を被った後この保険証券記載の期間以内に繰り延べて行う当該損傷の修繕（以下「繰延修繕」といいます。）の場合をも稼働不能とみなし、次条により算出した不稼働期間からこの保険証券記載の控除日数を控除した日数に対する損失を、特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。

第2条 この特別条項において、1回の保険事故による不稼働期間とは、次に掲げる日数を合算した日数とします。

- (1) 繰延修繕を行うための航海直前の最終仕向地（以下「最終仕向地」といいます。）出帆日の翌日から修繕完了日までの日数が、最終仕向地から修繕地まで保険事故がなかったならば要したであろう日数（1日未満は切り捨てます。）を超える日数
- (2) 前号の繰延修繕の原因となった保険事故発生後遅滞なく仮修繕を行った場合は、特別約款第4条により算出した仮修繕による遅延日数
- (3) 前号の仮修繕を遅滞なく行わず、後日行った場合は、仮修繕地到着日の翌日から仮修繕完了日までの日数（荷役のための日数を除きます。）

第3条 前条の繰延修繕とこの保険証券の保険期間内に発生した他の保険事故による修繕とを併行して行った場合は、1回の保険事故による修繕とみなして不稼働期間を算出します。

2 繰延修繕着工日までに行った前項の他の保険事故による仮修繕による不稼働期間は、当該繰延修繕による不稼働期間に加算します。

第4条 この保険証券の保険期間内に発生した保険事故と他の船舶不稼働損失戦争保険証券の保険期間内に発生した他の保険事故による修繕を併行して行った場合は、当会社のてん補する不稼働期間は、それぞれの修繕を別個に行なうならば要したであろう日数の割合に従い算出します。

第5条 この保険証券であると否とを問わず、特別約款の規定によりてん補の対象となった不稼働期間は、この特別条項による不稼働期間に算入しません。

漁船・冷凍運搬船船舶不稼働損失戦争保険特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、被保険船舶が日本国もしくは外国の法令または条約に違反する漁業（漁場からの漁獲物またはその製品の運搬を含みます。）に従事しもしくは従事しようとしたこと、または事実のいかんにかかわらずそれらの容疑に問われることによって生じた損害についてはてん補する責任を負いません。

第2条 前条の規定は、船舶保険普通保険約款第14条第1項第4号の規定の適用を妨げるものではありません。

保険料追加払特別条項（船舶不稼働戦争用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社がこの保険証券記載の船舶不稼働損失戦争保険特別約款の規定により通算して180日相当額の保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

保険料追加払特別条項（船舶不稼働戦争・90日用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社がこの保険証券記載の船舶不稼働損失戦争保険特別約款（90日用）の規定により通算して90日相当額の保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

13. 船舶水雷保険に適用される特別約款・条項

船舶水雷保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条第2号の規定にかかわらず、水雷の爆発またはこれとの接触によって被保険船舶に生じた次に掲げる損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
- (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）
- (3) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）
- (4) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
- (5) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。

(てん補しない損害－1)

第2条 当会社は、前条の規定にかかわらず、連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいづれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

(てん補しない損害－2)

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶が日本国または外国の公権力の命令または勧告に違反して航行した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

(保険期間の延長)

第4条 普通約款第10条第4項の規定は、これを適用しません。

(普通約款との関係)

第5条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

戦争・水雷

船舶水雷保険特別約款（作業船用）

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条第2号の規定にかかわらず、次条に掲げる保険事故によって被保険船舶に生じた次に掲げる損害にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
- (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。）
- (3) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）
- (4) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
- (5) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。

(当会社の負担する危険)

第2条 この特別約款において、保険事故とは次に掲げる危険をいいます。ただし、核兵器の爆発を除きます。

- (1) 水雷の爆発またはこれとの接触
- (2) 被保険船舶が浚渫、杭打ちもしくは砂利採取等の作業またはこれらに関連する作業（以下「作業」といいます。）に従事しているときに、その作業水域において生じた水上もしくは水中に停止もしくは移動中の爆弾その他の爆発物の爆発またはこれらとの接触（作業に伴い、これらの爆弾その他の爆発物の積み込み、運搬、荷卸しまたは積み替え中に生じたこれらの爆弾その他の爆発物の爆発またはこれらとの接触を含みます。）

(てん補しない損害－1)

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

(てん補しない損害－2)

第4条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶が日本国または外国の公権力の命令または勧告に違反して航行した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

(保険期間の延長)

第5条 普通約款第10条第4項の規定は、これを適用しません。

(普通約款との関係)

第6条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶水雷保険追加担保特別条項（A）

(船主責任)

(令和4年4月1日改正)

第1条 当会社は、被保険船舶の加入している船主責任相互保険組合が水雷の爆発またはこれとの接触によるものとして免責した損害を、被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て負担した場合にかぎり、船舶水雷保険特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

2 被保険船舶が加入している船主責任相互保険組合が、The United Kingdom Mutual Steam Ship Assurance Association Limited（以下「U.K.Club」といいます。）のてん補している損害の一部を除外している場合は、その除外された損害については、被保険船舶がU.K.Clubに加入しているものとみなし、前項を適用します。

3 被保険船舶が、いずれの船主責任相互保険組合にも加入していない場合は、U.K.Clubに加入しているものとみなし、第1項を適用します。

第2条 当会社は、前条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（船舶保険普通保険約款第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶の船長または乗組員に対する損害については、てん補する責任を負いません。ただし、船長または乗組員の送還費用については、このかぎりではありません。

第4条 この特別条項によって当会社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

船舶水雷保険追加担保特別条項（B）

(船主責任)

(令和3年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条の規定により、船主責任保険特別約款、汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項、および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項のもとでてん補されない損害のうち、船舶水雷保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て負担した場合にかぎり、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条 当会社は、前条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶の船長または乗組員に対する損害については、てん補する責任を負いません。ただし、船長または乗組員の送還費用については、このかぎりではありません。

第4条 この特別条項によって当会社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額と

し、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

船舶水雷保険追加担保特別条項（作業船用）
(船主責任)

(令和3年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条の規定により、船主責任保険特別約款、汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項、および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項のもとでてん補されない損害のうち、船舶水雷保険特別約款（作業船用）（以下「特別約款」といいます。）第2条に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て負担した場合にかぎり、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条 当会社は、前条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、被保険船舶の船長または乗組員に対する損害については、てん補する責任を負いません。ただし、船長または乗組員の送還費用については、このかぎりではありません。

第4条 この特別条項によって当会社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

船舶水雷保険追加担保特別条項（C）
(船舶乗組員に対する船主責任)

(令和3年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶水雷保険追加担保特別条項（A）（船主責任）第3条、船舶水雷保険追加担保特別条項（B）（船主責任）第3条または船舶水雷保険追加担保特別条項（作業船用）（船主責任）第3条の規定にかかわらず、被保険者が法律または労働協約、就業規則、災害補償規程もしくは雇用契約により、被保険船舶の船長もしくは乗組員（以下「被保険船舶乗組員」といいます。）またはその遺族に対して次に掲げる責任を負い、または費用を支出することによって被る損害のうち、この保険証券記載の船舶水雷保険特別約款（以下「水雷特別約款」といいます。）第1条または船舶水雷保険特別約款（作業船用）（以下「作業船用水雷特別約款」といいます。）第2条に掲げる危険によって生じた損害を、被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て負担した場合にかぎり、水雷特別約款または作業船用水雷特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。ただし、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険が付されていると否とを問わず、その保険のもとで補償の対象となる金額を控除します。

- (1) 被保険船舶乗組員の死亡（行方不明による死亡推定を含みます。以下同様とします。）に対する責任
- (2) 被保険船舶乗組員の職務上の事由による後遺障害に対する責任
- (3) 被保険船舶乗組員が職務上の事由により負傷し、または疾病にかかった場合の療養補償（日本国の船員法第89条および第90条によります。）、傷病手当、予後手当および看護のための旅費
- (4) 被保険船舶乗組員の人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引き渡し費および弔祭費
- (5) 被保険船舶乗組員が職務上の事由により行方不明になった場合の行方不明手当
- (6) 被保険船舶乗組員の所持品に対する責任
- (7) 被保険船舶乗組員の死亡、負傷または疾病により代人の派遣が必要となった場合、これに要する費用
- (8) 被保険船舶が全損となつたために失業した被保険船舶乗組員に被保険者が支払った賃金

第2条 当会社は、前条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（船舶保険普通保険約款第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

第3条 この特別条項によって当会社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、被保険船舶乗組員1名当たり次の各号に掲げる金額を限度とします。

- (1) 第1条第1号から第3号および第8号に掲げる責任および費用については、これらを合算してこの保険証券記載のてん補限度額

(2) 第1条第4号から第7号および第2条に掲げる責任および費用については、これらを合算して前号によるてん補金とは別個に、この保険証券記載のてん補限度額の20%相当額

保険料追加払特別条項（船舶水雷用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険証券のもとで全損金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が全損金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、全損金から追加払額を控除します。

14. 船費水雷保険に適用される特別約款・条項

船費水雷保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶水雷保険証券のもとで被保険船舶が全損となったときにかぎり、この保険証券記載の保険金額をてん補する責任を負います。

(保険期間の延長)

第2条 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第10条第4項の規定は、これを適用しません。
(普通約款との関係)

第3条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船費水雷保険追加担保特別条項

(船主責任)

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、船舶水雷保険証券記載の船舶水雷保険追加担保特別条項（A）（船主責任）により当会社がてん補すべき損害が船舶水雷保険証券記載のてん補限度額を超過する場合には、その超過額を、船費水雷保険特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条 前条の場合に、当会社がてん補すべき金額は、この特別条項によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、その超過額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

保険料追加払特別条項（船費水雷用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社がこの保険証券記載の船費水雷保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条の規定により損害をてん補すべき場合においては、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が特別約款第1条の規定による保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

戦争・
水雷

15. 船舶運航障害保険に適用される特別約款・条項

船舶運航障害保険特別約款

(令和3年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条第3号から第6号および第9号の規定にかかわらず、被保険船舶が次に掲げる事由（以下「保険事故」といいます。）によりオフハイヤーとなった場合に、オフハイヤー期間（1日未満も算入します。）に対する損失をてん補する責任を負います。

- (1) 行方不明（行方不明から発見後の関係当局による拘留を含みます。）
 - (2) 海賊、強盗、テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
 - (3) ポートステートコントロールによる入港禁止、拘留または出港延期処分等（ただし、第2条第2号に規定する各条約に実際に違反した場合を除きます。）
 - (4) 船級保持に関する規則の違反容疑。ただし、実際に船級保持に関する規則に違反していた場合を除きます。
 - (5) 下記事由を原因とする公権力によるだ捕、捕獲、抑留または航行の差止め、航行停止の命令、入出港の禁止その他これらに類する公権力による措置（公権力が直ちに及ばない場合は、船舶の安全運航および船内秩序の確保を目的に、船舶所有者、船長または船舶管理者の合理的な判断により停船をする場合を含みます。）
 - ① 被保険船舶内における麻薬または銃器の存在またはその容疑
 - ② 被保険船舶内における密航者の存在またはその容疑
 - ③ 乗組員による違法行為（上記①、②を除きます。）またはその容疑
 - ④ 乗組員による伝染病の感染またはその疑い
 - ⑤ 被保険船舶の船舶所有者、用船者、船舶管理者またはこれらの者の代理人の違法行為の容疑（ただし、これらの者に実際に違法行為があった場合を除きます。）
 - (6) 乗組員によるストライキまたはロックアウト
 - (7) 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物との衝突または荒天遭遇を原因とする下記の事由の発生
 - ① 物理的損傷を伴わない場合における被保険船舶の使用不能
 - ② 物理的損傷を伴う場合における繰延修繕を行うまでの被保険船舶の運航速力の低下
 - (8) 人命救助（乗組員の救助であると否とを問いません。）
 - (9) 乗組員の死傷または疾病による離路
 - (10) 乗組員の死傷、疾病、行方不明、脱船、不帰船、逮捕または拘留による定員不足
 - (11) 港湾の閉塞
 - (12) 被保険船舶の沈没、転覆、座礁、座州、火災または他物との衝突を理由として行われた、第三者による差押え、仮差押えその他訴訟手続に基づく処分
- 2 前項の場合において、当会社は保険契約者または被保険者がオフハイヤーに伴って負担した港費、岸壁使用料、代理店費用および燃料費についても、前項に規定する損失に加えててん補する責任を負います。
- 3 当会社は、前2項に掲げる損失をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、その損害額の合計額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- 4 オフハイヤー期間の間に被保険船舶が他の保険事故に遭遇したことによってオフハイヤー期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故によるオフハイヤー損失額とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの保険事故による損害額の合計額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- 5 第1項第1号の規定にかかわらず、被保険船舶が行方不明になったことによって、定期用船契約が行方不明時にさかのほって解除となった場合には、当会社は行方不明時から定期用船契約の解除決定までの期間に対する損失を10日相当額を限度にてん補する責任を負います。

(定 義)

第2条 この特別約款において

- (1) 「オフハイヤー期間」とは、定期用船契約の規定に基づき定期用船料の支払が中断される期間をいいます。
- (2) 「ポートステートコントロール」とは、入港国の官憲による、入港船舶が1974年の海上における人命の安全のための国際条約（74SOLAS）の付属書に規定する国際安全管理規則（ISMコード）、安全運航に関するその他の国際条約または本船の運航に伴う環境保全にかかる国際条約に定める基準を遵守していることを確保するための、臨検を含むすべての監督業務をいいます。
- (3) 「麻薬」とは、「1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」または同条約を批准して制定された各国の法律に定められるアヘン、覚醒剤等の製品およびその原材料のことをいいます。
- (4) 「密航者」とは、正規の入国手続きを経ずに不法に入国・上陸または正規の出国手続きを経ずに不法に出国しようとする者をいいます。

(てん補しない損失)

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損失をてん補する責任を負いません。

- (1) オフハイヤーに關係のない検査、修繕、荷役、荷待ち等のための滞船によりそのオフハイヤー期間が延長された場合、その延長された期間に対する損失
- (2) 船舶不稼働損失保険または船舶不稼働損失戦争保険が付されていると否とを問わず、その保険の標準的な約款のもとでてん補の対象となる損失
- (3) 普通約款第30条の規定にかかわらず、被保険船舶について締結されている他の保険契約のもとでてん補の対象となる損失

(1日当たりの損失)

第4条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険額の180分の1の金額を1日当たりの損失とみなします。

(てん補額の限度)

第5条 当会社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について180日相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して180日相当額を超えないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、オフハイヤー期間中に全損となった場合には、当会社のてん補すべき損失は、その保険事故発生日から全損となった日までの日数相当額からこの保険証券記載の免責金額を控除した額を限度とします。ただし、この場合において当会社のてん補すべき損失は、60日相当額を超えないものとします。

(オフハイヤー期間短縮のための費用)

第6条 当会社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得てオフハイヤー期間を短縮するために行なった処置により支出した費用（被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。）をてん補する責任を負います。ただし、当該処置によって当会社がてん補の責任を免れた金額を限度とします。

(定期用船契約)

第7条 この保険契約においては、被保険船舶について定期用船契約が存在することを要します。これに反する事実が生じたときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

(普通約款との関係)

第8条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶運航障害保険特別約款（SW）

（令和3年4月1日改正）

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条第3号から第6号および第9号の規定にかかわらず、被保険船舶が次に掲げる事由（以下「保険事故」といいます。）により保険契約者または被保険者が「用船料等」の損失を被った場合にかぎり、てん補する責任を負います。

- (1) 行方不明（行方不明から発見後の関係当局による拘留も含みます。）
- (2) 海賊、強盗、テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- (3) ポートステートコントロールによる入港禁止、拘留または出港延期処分等（ただし、第2条第1号に規定

する各条約に実際に違反した場合を除きます。)

- (4) 船級保持に関する規則の違反容疑。ただし、実際に船級保持に関する規則に違反していた場合を除きます。
 - (5) 下記事由を原因とする公権力によるだ捕、捕獲、抑留航行の差止め、航行停止の命令、入出港の禁止その他これらに類する公権力による措置（公権力が直ちに及ばない場合は、船舶の安全運航および船内秩序の確保を目的に、船舶所有者、船長または船舶管理者の合理的な判断により停船をする場合を含みます。）
 - ① 被保険船舶内における麻薬、銃器その他禁制品の存在またはその容疑
 - ② 被保険船舶内における密航者の存在またはその容疑
 - ③ 乗組員による違法行為（上記①、②を除きます。）またはその容疑
 - ④ 乗組員による伝染病の感染またはその疑い
 - ⑤ 被保険船舶の船舶所有者、用船者、船舶管理者またはこれらの者の代理人の違法行為の容疑（ただし、これらの者に実際に違法行為があった場合を除きます。）
 - ⑥ 被保険船舶内における検疫または検疫に伴う消毒もしくは燻蒸
 - ⑦ 被保険船舶の運航または荷役作業に起因する港湾施設または荷役設備の損傷
 - ⑧ 被保険船舶の沈没、転覆、座礁、座洲、火災、他物との衝突または荒天遭遇
 - (6) 乗組員によるストライキまたはロックアウトまたは港湾労働者もしくは造船労働者によるボイコット
 - (7) 沈没、転覆、座礁、座洲、火災、他物との衝突または船舶保険第6種特別約款第2条第1項第2号から第10号に掲げる事由を原因とする下記の事由の発生
 - ① 物理的損傷を伴わない場合における被保険船舶の使用不能
 - ② 物理的損傷を伴う場合における繰延修繕を行うまでの被保険船舶の輸送能力の低下
 - (8) 人命救助（乗組員の救助であると否とを問いません。）
 - (9) 乗組員の死傷または疾病による離路
 - (10) 乗組員の死傷、疾病、行方不明、脱船、不帰船、逮捕または拘留による定員不足
 - (11) 港湾の閉塞
 - (12) 被保険船舶および被保険者が所有または賃借する他の船舶の沈没、転覆、座礁、座洲、火災、他物との衝突または荒天遭遇を理由として行われた、第三者による差押え、仮差押えその他 民事上の手続、処分
 - (13) 被保険船舶上の積荷の火災または損傷
 - (14) 被保険船舶の修繕者もしくは造船者の過失
 - (15) 被保険船舶上で密航者等不法乗船者が発見された場合において、それらの者を被保険船舶から下船させることを目的として行われた離路
 - (16) 被保険船舶の運航または荷役作業に起因する港湾施設または荷役設備の損傷
 - (17) 被保険船舶の修繕地または検査受検地において発生した火災、爆発、地震、津波
 - (18) 被保険船舶の清掃不良を理由とする荷役拒否
 - (19) 被保険船舶の積荷の損傷、不着、不足を理由とする、積荷の揚荷役拒否または荷主からの差押え、仮差押えその他訴訟手続に基づく処分
- 2 当会社は保険契約者または被保険者が前項に規定した損失に伴って負担した港費、岸壁使用料、代理店費用、燃料費、被保険船舶の積荷の積替え費用および船舶戦争保険、船舶不稼働損失戦争保険またはこれに準じる戦争保険の割増保険料についても、前項に規定する損失に加えててん補する責任を負います。
- 3 当会社は、前2項に掲げる損失をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、その損失からこの保険証券記載の控除日数または免責金額を控除します。
- 4 オフハイヤー期間の間に被保険船舶が他の保険事故に遭遇したことによってオフハイヤー期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故によるオフハイヤー損失額とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの保険事故による損害額の合計額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- 5 第1項第1号の規定にかかわらず、当会社が第9条第1項第1号の規定に従い保険価額を保険契約者と協定した場合に限り、被保険船舶が行方不明になったことによって、定期用船契約が行方不明時にさかのぼって解除となった場合には、当会社は行方不明時から定期用船契約の解除決定までの期間に対する損失を10日相当額を限度にてん補する責任を負います。

(定義)**第2条** この特別約款において

- (1) 「ポートステートコントロール」とは、入港国の官憲による、入港船舶が1974年の海上における人命の安全のための国際条約（74 SOLAS）の付属書に規定する国際安全管理規則（ISMコード）、安全運航に関するその他の国際条約または本船の運航に伴う環境保全にかかる国際条約に定める基準を遵守していることを確保するための、臨検を含むすべての監督業務をいいます。
- (2) 「銃器」とは銃砲刀剣類および兵器類のことをいいます。
- (3) 「密輸品等」とは正規の輸出入手続きを行わずに、不法に輸出入されたものあるいはされようとしたものをいいます。
- (4) 「麻薬」とは、「1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」または同条約を批准して制定された各国の法律に定められるアヘン、覚醒剤等の製品およびその原材料のことをいいます。
- (5) 「密航者」とは、正規の入国手続きを経ずに不法に入国・上陸または正規の出国手続きを経ずに不法に出国する者をいいます。
- (6) 「用船料等」とは、定期用船料、「船舶経常費」、運賃収入をいいます。
- (7) 「船舶経常費」とは、直接船費（船員費、修繕費、船用品費、雑費）、間接船費（金利、保険料、船舶固定資産税、一般管理費）をいいます。

(てん補しない損害)**第3条** 当会社は第1条の規定にかかるわらず、次に掲げる損失および費用をてん補する責任を負いません。

- (1) 第1条の規定によりてん補の対象となる事由に關係のない検査、修繕、荷役、荷待ち等のための滞船により損失が拡大した場合、その拡大した損失およびそれに伴って発生した費用
- (2) 被保険船舶が物理的損傷を被ったことによって被保険者に経済的損失が発生し、その期間中に被保険船舶が売却された場合は、その損傷発生時から売却時までの損失、費用
- (3) 船舶不稼働損失保険または船舶不稼働損失戦争保険が付されていると否とを問わず、その保険の標準的な約款のもとでてん補の対象となる損失
- (4) 普通約款第30条の規定にかかるわらず、被保険船舶について締結されている他の保険契約のもとでてん補の対象となる損失

(1日当たりの損失のてん補限度額)**第4条** この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額を通算てん補限度日数で除した金額を1日当たりの損失のてん補限度額とみなします。

2 前項の規定にかかるわらず、次に掲げる費用について当会社のてん補すべき金額は、本条を適用しません。ただし、他のてん補金と合算して、保険金額を限度とします。

- (1) 第1条第2項に掲げる費用
- (2) 第6条に掲げる費用

(てん補日数の限度)**第5条** 当会社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について1事故に対するてん補限度日数を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算てん補限度日数を超えないものとします。

2 前項の規定にかかるわらず、被保険船舶が本保険でてん補可能な保険事故により損失が発生している期間中に全損となった場合には、当会社のてん補すべき損害は、その保険事故発生日の翌日から全損となった日までの日数とします。ただし、この場合において当会社のてん補すべき損失は、1事故に対するてん補限度日数または60日のいづれか少ない日数を超えないものとします。

3 前各項の規定にかかるわらず、この特別約款によって当会社のてん補すべき金額は、保険金額を限度とします。

4 当会社は、保険金額の保険価額に対する割合をもって、損害をてん補する責任を負います。

(損失期間短縮のための費用)**第6条** 当会社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得て損失期間を短縮するために行なった処置により支出した費用（被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。）をてん補する責任を負います。ただし、当該処置によって当会社がてん補の責任を免れた金額を限度

とします。

(立証責任)

第7条 保険契約者または被保険者は、保険金の支払いを請求しようとするときは、その保険金が第1条第1項もしくは第3項に掲げる損失または第1条第2項に掲げる費用に該当することを証明しなければなりません。

(保険期間の延長)

第8条 普通約款第10条（保険期間）第3項の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が保険期間を延長することができる場合は、保険期間満了後に被保険船舶が第1条に掲げる損失を被っている場合にかぎります。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次に掲げるときをもってこの保険は終了します。

- (1) 被保険船舶の第1条に掲げる損失がなくなったとき
- (2) 当会社のてん補すべき損失および費用が、通算して保険金額に達したとき

(保険価額の協定およびその著しい増減)

第9条 当会社と保険契約者は、保険契約締結の時に保険価額を協定します。この場合の保険価額は次の各号のいずれかの金額によるものとします。

- (1) 保険証券記載の通算てん補限度日数に取得し得るべき定期用船料の見積額。ただし、被保険船舶が定期用船契約書式のもので運航されていない場合には、被保険船舶が社団法人日本海運集会所制定の定期用船契約標準書式に基づいて運航されているものとみなします。
 - (2) 保険証券記載の通算てん補限度日数に支出すべき船舶経常費の見積額。
 - (3) 前記(2)に通算てん補限度日数分の税法上の償却額を加えた額
 - (4) 保険証券記載の通算てん補限度日数に取得し得るべき運賃収入
- 2 保険期間中に、前項の被保険利益の種類の変更、もしくは被保険利益の価額が著しく増加または減少したときは、当会社または保険契約者は、書面をもってこの保険証券記載の保険価額または保険金額の変更を申入れることができます。
- 3 前項の変更について合意が成立したときは、当会社は保険価額または保険金額が増額されまたは減額された部分に対し日割をもって計算した保険料を請求または返還します。

(普通約款との関係)

第10条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶運航障害保険特別約款 (W)

(令和3年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条第3号から第6号および第9号の規定にかかわらず、被保険船舶が次に掲げる事由（以下「保険事故」といいます。）によりオフハイヤーとなった場合に、オフハイヤー期間（1日未満も算入します。）に対する損失をてん補する責任を負います。

- (1) 行方不明（行方不明から発見後の関係当局による拘留を含みます。）
- (2) 海賊、強盗、テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- (3) ポートステートコントロールによる入港禁止、拘留または出港延期処分等（ただし、第2条第2号に規定する各条約に実際に違反した場合を除きます。）
- (4) 船級保持に関する規則の違反容疑。ただし、実際に船級保持に関する規則に違反していた場合を除きます。
- (5) 下記事由を原因とする公権力によるだ捕、捕獲、抑留または航行の差止め、航行停止の命令、入出港の禁止その他これらに類する公権力による措置（公権力が直ちに及ばない場合は、船舶の安全運航および船内秩序の確保を目的に、船舶所有者、船長または船舶管理者の合理的な判断により停船をする場合を含みます。）
 - ① 被保険船舶内における麻薬、銃器その他禁制品の存在またはその容疑
 - ② 被保険船舶内における密航者の存在またはその容疑
 - ③ 乗組員による違法行為（上記①、②を除きます。）またはその容疑

- ④ 乗組員による伝染病の感染またはその疑い
 - ⑤ 被保険船舶の船舶所有者、用船者、船舶管理者またはこれらの者の代理人の違法行為の容疑（ただし、これらの者に実際に違法行為があった場合を除きます。）
 - ⑥ 被保険船舶内における検疫または検疫に伴う消毒もしくは燻蒸
 - ⑦ 被保険船舶の運航または荷役作業に起因する港湾施設または荷役設備の損傷
 - (6) 乗組員によるストライキもしくはロックアウトまたは港湾労働者もしくは造船労働者によるボイコット
 - (7) 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物との衝突または船舶保険第6種特別約款第2条第1項第2号から第10号に掲げる事由を原因とする下記の事由の発生
 - ① 物理的損傷を伴わない場合における被保険船舶の使用不能
 - ② 物理的損傷を伴う場合における繰延修繕を行うまでの被保険船舶の輸送能力の低下
 - (8) 人命救助（乗組員の救助であると否とを問いません。）
 - (9) 乗組員の死傷または疾病による離路
 - (10) 乗組員の死傷、疾病、行方不明、脱船、不帰船、逮捕または拘留による定員不足
 - (11) 港湾の閉塞
 - (12) 被保険船舶および被保険者が所有または賃借する他の船舶の沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物との衝突または荒天遭遇を理由として行われた、第三者による差押え、仮差押えその他訴訟手続に基づく処分
 - (13) 被保険船舶上の積荷の火災または損傷
 - (14) 被保険船舶の修繕者もしくは造船者の過失
 - (15) 被保険船舶上で密航者等不法乗船者が発見された場合において、それらの者を被保険船舶から下船させることを目的として行われた離路
 - (16) 被保険船舶の運航または荷役作業に起因する港湾施設または荷役設備の損傷
 - (17) 被保険船舶の修繕地または検査受検地において発生した火災、爆発、地震、津波
 - (18) 被保険船舶の清掃不良を理由とする荷役拒否
 - (19) 被保険船舶の積荷の損傷、不着、不足を理由とする、積荷の揚荷拒否または荷主からの差押え、仮差押えその他訴訟手続に基づく処分
- 2 前項の場合において、当会社は保険契約者または被保険者がオフハイヤーに伴って負担した港費、岸壁使用料、代理店費用、燃料費および船舶戦争保険、船舶不稼働損失戦争保険またはこれに準じる戦争保険の割増保険料についても、前項に規定する損失に加えててん補する責任を負います。
- 3 当会社は、前2項に掲げる損失をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、その損害額の合計額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- 4 オフハイヤー期間の間に被保険船舶が他の保険事故に遭遇したことによってオフハイヤー期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故によるオフハイヤー損失額とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの保険事故による損害額の合計額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- 5 第1項第1号の規定にかかわらず、被保険船舶が行方不明になったことによって、定期用船契約が行方不明時にさかのぼって解除となった場合には、当会社は行方不明時から定期用船契約の解除決定までの期間に対する損失を10日相当額を限度にてん補する責任を負います。

(定 義)

第2条 この特別約款において

- (1) 「オフハイヤー期間」とは、定期用船契約の規定に基づき定期用船料の支払が中断される期間をいいます。
- (2) 「ポートステートコントロール」とは、入港国の官憲による、入港船舶が1974年の海上における人命の安全のための国際条約（74SOLAS）の付属書に規定する国際安全管理規則（ISMコード）、安全運航に関するその他の国際条約または本船の運航に伴う環境保全にかかる国際条約に定める基準を遵守していることを確保するため、臨検を含むすべての監督業務をいいます。
- (3) 「麻薬」とは、「1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」または同条約を批准して制定された各国の法律に定められるアヘン、覚醒剤等の製品およびその原材料のことをいいます。
- (4) 「密航者」とは、正規の入国手続きを経ずに不法に入国・上陸または正規の出国手続きを経ずに不法に出國しようとする者をいいます。

(てん補しない損失)

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損失をてん補する責任を負いません。

- (1) オフハイヤーに関係のない検査、修繕、荷役、荷待ち等のための滞船によりそのオフハイヤー期間が延長された場合、その延長された期間に対する損失
- (2) 船舶不稼働損失保険または船舶不稼働損失戦争保険が付されていると否とを問わず、その保険の標準的な約款のもとでてん補の対象となる損失
- (3) 普通約款第30条の規定にかかわらず、被保険船舶について締結されている他の保険契約のもとでてん補の対象となる損失

(1日当たりの損失)

第4条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額の180分の1の金額を1日当たりの損失とみなします。

(てん補額の限度)

第5条 当会社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について180日相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して180日相当額を超えないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、オフハイヤー期間中に全損となった場合には、当会社のてん補すべき損失は、その保険事故発生日から全損となった日までの日数相当額からこの保険証券記載の免責金額を控除した額を限度とします。ただし、この場合において当会社のてん補すべき損失は、60日相当額を超えないものとします。

(オフハイヤー期間短縮のための費用)

第6条 当会社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得てオフハイヤー期間を短縮するために行った処置により支出した費用（被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。）をてん補する責任を負います。ただし、当該処置によって当会社がてん補の責任を免れた金額を限度とします。

(定期用船契約)

第7条 被保険船舶が定期用船契約のもとで運航されていない場合には、被保険船舶が社団法人日本海運集会所制定の定期用船契約標準書式に基づいて運航されているものとみなし、この特別約款を適用します。

(普通約款との関係)

第8条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶運航障害保険特別約款（A）

（令和3年4月1日改正）

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条第3号、第4号および第6号の規定にかかわらず、被保険船舶がハイジャックその他の海上危険により行方不明となった場合（行方不明の原因が海上危険であると合理的に推定できる場合を含みます。以下「保険事故」といいます。）、次条によって算出される不稼働期間に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）をてん補する責任を負います。

2 当会社は、前項に掲げる損失をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、その損害額の合計額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。

3 不稼働期間の間に被保険船舶が他の保険事故に遭遇したことによって不稼働期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故による損失とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの保険事故による損害額の合計額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。

(不稼働期間)

第2条 この特別条項において、不稼働期間とは次の各号により算出される日数を合算した日数とします。ただし、船舶不稼働損失保険または船舶不稼働損失戦争保険が付されていると否とを問わず、それらの保険のもとで不稼働期間として認容されるであろう日数を控除します。

- (1) 被保険船舶が最後の消息を絶ったときから被保険船舶が発見されるまでの日数
- (2) 被保険船舶が発見後に捜査当局などの第三者によって拘留された場合、被保険船舶が発見されたときから

拘留が解かれるまでの日数

2 前項の規定にかかわらず、被保険船舶が行方不明中または第三者による拘留中に全損となった場合の不稼働期間は、被保険船舶が最後の消息を絶った日から当会社が全損を認定するまでの日数を限度とします。

(てん補しない損失)

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損失をてん補する責任を負いません。

- (1) 日本国または被保険船舶の所有者が属する国または被保険船舶の登録国の公権力によるだ捕、捕獲、抑留、押収または没収による損失。ただし、前条第1項第2号に掲げる拘留による損失を除きます。
- (2) 日本国または外国の公権力による強制使用、強制買上、検疫、防疫または関税に関する法令に基づく処分による損失
- (3) 日本国または外国の法令もしくは条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失。ただし、その法令違反または条約違反が保険契約者または被保険者（その使用人を含みます。）が責任を負わない場合はこのかぎりではありません。
- (4) 普通約款第30条の規定にかかわらず、被保険船舶について締結されている他の保険契約のもとでてん補の対象となる損失

(1日当たりの損失)

第4条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額の240分の1の金額を1日当たりの損失とみなします。

(不稼働期間短縮のための費用)

第5条 当会社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得て第2条に規定する不稼働期間を短縮するために行った処置により支出した費用についても、損失の一部としててん補する責任を負います。ただし、当該処置によって当会社がてん補の責任を免れた金額を限度とします。

(てん補額の限度)

第6条 この特別約款のもとで当会社のてん補すべき損失は、一事故当たり240日相当額を超えないものとし、保険期間通算でも240日相当額を超えないものとします。

(普通約款との関係)

第7条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶運航障害保険特別約款（B）

（令和3年4月1日改正）

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条第3号の規定にかかわらず、被保険船舶が次に掲げる事由（以下「保険事故」といいます。）によりオフハイヤーとなった場合に、オフハイヤー期間（1日未満も算入します。）に対する損失をてん補する責任を負います。

- (1) 下記事由を原因とする公権力によるだ捕、捕獲、抑留または航行の差止め、航行停止の命令、入出港の禁止その他これらに類する公権力による措置（公権力が直ちに及ばない場合は、船舶の安全運航および船内秩序の確保を目的に、船舶所有者、船長または船舶管理者の合理的な判断により停船をする場合を含みます。）
 - ① 被保険船舶内における麻薬または銃器の存在またはその容疑
 - ② 被保険船舶内における密航者の存在またはその容疑
- 2 前項の場合において、当会社は保険契約者または被保険者がオフハイヤーに伴って負担した港費、岸壁使用料、代理店費用および燃料費についても、前項に規定する損失に加えててん補する責任を負います。
- 3 当会社は、前2項に掲げる損失をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、その損害額の合計額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- 4 オフハイヤー期間の間に被保険船舶が他の保険事故に遭遇したことによってオフハイヤー期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故によるオフハイヤー損失額とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの保険事故による損害額の合計額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。

(定義)

第2条 この特別約款において

- (1) 「オフハイヤー期間」とは、定期用船契約の規定に基づき定期用船料の支払が中断される期間をいいます。
- (2) 「麻薬」とは、「1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」または同条約を批准して制定された各国の法律に定められるアヘン、覚醒剤等の製品およびその原材料のことをいいます。
- (3) 「密航者」とは、正規の入国手続きを経ずに不法に入国・上陸または正規の出国手続きを経ずに不法に出国しようとする者をいいます。

(てん補しない損失)

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損失をてん補する責任を負いません。

- (1) オフハイヤーに関係のない検査、修繕、荷役、荷待ち等のための滞船によりそのオフハイヤー期間が延長された場合、その延長された期間に対する損失
- (2) 船舶不稼働損失保険または船舶不稼働損失戦争保険が付されていると否とを問わず、その保険の標準的な約款のもとでてん補の対象となる損失
- (3) 普通約款第30条の規定にかかわらず、被保険船舶について締結されている他の保険契約のもとでてん補の対象となる損失

(1日当たりの損失)

第4条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険額の180分の1の金額を1日当たりの損失とみなします。

(てん補額の限度)

第5条 当会社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について証券記載の日数相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して180日相当額を超えないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、オフハイヤー期間中に全損となった場合には、当会社のてん補すべき損失は、その保険事故発生日から全損となった日までの日数相当額からこの保険証券記載の免責金額を控除した額を限度とします。ただし、この場合において当会社のてん補すべき損失は、60日相当額を超えないものとします。

(オフハイヤー期間短縮のための費用)

第6条 当会社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得てオフハイヤー期間を短縮するために行った処置により支出した費用（被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。）をてん補する責任を負います。ただし、当該処置によって当会社がてん補の責任を免れた金額を限度とします。

(定期用船契約)

第7条 この保険契約においては、被保険船舶について定期用船契約が存在することを要します。これに反する事実が生じたときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

(普通約款との関係)

第8条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶運航障害保険特別約款（C）

（令和3年4月1日改正）

(てん補責任)

第1条 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第11条第3号、第4号および第9号の規定にかかわらず、被保険船舶が次に掲げる事由（以下「保険事故」といいます。）によりオフハイヤーとなった場合に、オフハイヤー期間（1日未満も算入します。）に対する損失をてん補する責任を負います。

- (1) 行方不明（行方不明から発見後の関係当局による拘留を含みます。）
- (2) 海賊、強盗、テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- (3) 下記事由を原因とする公権力によるだ捕、捕獲、抑留または航行の差止め、航行停止の命令、入出港の禁止その他これらに類する公権力による措置（公権力が直ちに及ばない場合は、船舶の安全運航および船内秩序の確保を目的に、船舶所有者、船長または船舶管理者の合理的な判断により停船をする場合を含みます。）

- ① 被保険船舶内における麻薬または銃器の存在またはその容疑
 - ② 被保険船舶内における密航者の存在またはその容疑
- 2 前項の場合において、当会社は保険契約者または被保険者がオフハイヤーに伴って負担した港費、岸壁使用料、代理店費用および燃料費についても、前項に規定する損失に加えてん補する責任を負います。
- 3 当会社は、前2項に掲げる損失をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、その損害額の合計額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。
- 4 オフハイヤー期間の間に被保険船舶が他の保険事故に遭遇したことによってオフハイヤー期間が延長された場合は、その延長部分をもって後の保険事故によるオフハイヤー損失額とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの保険事故による損害額の合計額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。

(定義)

第2条 この特別約款において

- (1) 「オフハイヤー期間」とは、定期用船契約の規定に基づき定期用船料の支払が中断される期間をいいます。
- (2) 「麻薬」とは、「1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」または同条約を批准して制定された各国の法律に定められるアヘン、覚醒剤等の製品およびその原材料のことをいいます。
- (3) 「密航者」とは、正規の入国手続きを経ずに不法に入国・上陸または正規の出国手続きを経ずに不法に出国しようとする者をいいます。

(てん補しない損失)

第3条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損失をてん補する責任を負いません。

- (1) オフハイヤーに關係のない検査、修繕、荷役、荷待ち等のための滞船によりそのオフハイヤー期間が延長された場合、その延長された期間に対する損失
- (2) 船舶不稼働損失保険または船舶不稼働損失戦争保険が付されていると否とを問わず、その保険の標準的な約款のもとでてん補の対象となる損失
- (3) 普通約款第30条の規定にかかわらず、被保険船舶について締結されている他の保険契約のもとでてん補の対象となる損失

(1日当たりの損失)

第4条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額の180分の1の金額を1日当たりの損失とみなします。

(てん補額の限度)

第5条 当会社のてん補すべき損失は、1回の保険事故について証券記載の日数相当額を超えないものとし、2回以上生じた場合であっても、通算して180日相当額を超えないものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、オフハイヤー期間中に全損となった場合には、当会社のてん補すべき損失は、その保険事故発生日から全損となった日までの日数相当額からこの保険証券記載の免責金額を控除した額を限度とします。ただし、この場合において当会社のてん補すべき損失は、60日相当額を超えないものとします。

(オフハイヤー期間短縮のための費用)

第6条 当会社は、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得てオフハイヤー期間を短縮するために行った処置により支出した費用（被保険船舶について締結されている他の保険契約によりてん補される費用を除きます。）をてん補する責任を負います。ただし、当該処置によって当会社がてん補の責任を免れた金額を限度とします。

(定期用船契約)

第7条 この保険契約においては、被保険船舶について定期用船契約が存在することを要します。これに反する事実が生じたときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

(普通約款との関係)

第8条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

感染症に関する特別条項（A）

（令和5年5月5日改正）

第1条 感染症不担保特別条項および感染症リスクの取扱いに関する特別条項にかかるらず、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、世界保健機関（以下「WHO」といいます。）が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern。以下「PHEIC」といいます。）に該当すると宣言した感染症の感染またはその疑いに起因する損害を、保険証券記載の船舶運航障害保険特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。その場合、次に掲げる控除日数およびてん補限度日数を適用します。

1 事故控除日数：14日（同免責金額：14日相当額）

1 事故てん補限度日数：30日（同限度額：30日相当額）

通算てん補限度日数：30日（同限度額：30日相当額）

第2条 前条にかかるWHOがPHEICに該当すると宣言した感染症に関して、その宣言が解除された場合、その感染症の感染またはその疑い（その宣言が解除された日以降に発生したものに限ります。）に起因する損害については、この保険証券記載の控除日数およびてん補限度日数を適用します。

第3条 前条・前々条にかかるらず、被保険船舶が物理的損傷を被った場合については本特別条項を適用しません。ただし、沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物との衝突または船舶保険第6種特別約款第2条第1項第2号から第10号に掲げる事由を原因とする物理的損傷を伴う場合における繰延修繕を行うまでの被保険船舶の輸送能力の低下により、オフハイヤーとなった場合もしくは保険契約者または被保険者が「用船料等」の損失を被った場合はこの限りではありません。

第4条 本特別条項が付帯されている契約においては、感染症リスクの取扱いに関する特別条項の規定を適用しません。

第5条 船舶保険普通保険約款、この保険証券記載の特別約款または他の特別条項の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が他のすべての約款に優先して適用されます。

感染症に関する特別条項（B）

（令和5年5月5日改正）

第1条 感染症不担保特別条項および感染症リスクの取扱いに関する特別条項にかかるらず、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、世界保健機関（以下「WHO」といいます。）が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern。以下「PHEIC」といいます。）に該当すると宣言した感染症の感染またはその疑いに起因する損害を、保険証券記載の船舶運航障害保険特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。その場合、次に掲げる控除日数およびてん補限度日数を適用します。

1 事故控除日数：7日（同免責金額：7日相当額）

1 事故てん補限度日数：30日（同限度額：30日相当額）

通算てん補限度日数：30日（同限度額：30日相当額）

第2条 前条にかかるWHOがPHEICに該当すると宣言した感染症に関して、その宣言が解除された場合、その感染症の感染またはその疑い（その宣言が解除された日以降に発生したものに限ります。）に起因する損害については、この保険証券記載の控除日数およびてん補限度日数を適用します。

第3条 前条・前々条にかかるらず、被保険船舶が物理的損傷を被った場合については本特別条項を適用しません。ただし、沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物との衝突または船舶保険第6種特別約款第2条第1項第2号から第10号に掲げる事由を原因とする物理的損傷を伴う場合における繰延修繕を行うまでの被保険船舶の輸送能力の低下により、オフハイヤーとなった場合もしくは保険契約者または被保険者が「用船料等」の損失を被った場合はこの限りではありません。

第4条 本特別条項が付帯されている契約においては、感染症リスクの取扱いに関する特別条項の規定を適用しません。

第5条 船舶保険普通保険約款、この保険証券記載の特別約款または他の特別条項の各条項の全部または一部が

この特別条項に抵触するときは、この特別条項が他のすべての約款に優先して適用されます。

感染症に関する特別条項（C）

（令和5年5月5日制定）

第1条 感染症不担保特別条項および感染症リスクの取扱いに関する特別条項にかかわらず、当会社は、世界保健機関（WHO）が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）に該当すると宣言した感染症の感染またはその疑い（その宣言が終了した日以降に発生したものに限ります。）に起因する損害を、保険証券記載の船舶運航障害保険特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。

第2条 本特別条項が付帯されている契約においては、感染症リスクの取扱いに関する特別条項の規定を適用しません。

第3条 船舶保険普通保険約款、この保険証券記載の特別約款または他の特別条項の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が他のすべての約款に優先して適用されます。

保険料追加払特別条項（船舶運航障害用）

（平成23年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険契約のもとで通算して180日相当額の保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年間に応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

保険料追加払特別条項（船舶運航障害（SW）用）

（令和2年11月1日制定）

第1条 当会社がこの保険証券記載の船舶運航障害保険特別約款（SW）の規定により損害をてん補すべき場合において、この保険証券記載のてん補限度額に達する保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年間に応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

保険料追加払特別条項（船舶運航障害（A）用）

（平成23年4月1日制定）

第1条 当会社がこの保険契約のもとで通算して240日相当額の保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年間に応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

運航
障害

16. 船舶建造・建造者責任・修繕・修繕者工事・修繕費保険に適用される特別約款・条項

船舶建造保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、保険の目的物について、海上危険または陸上危険（以下「保険事故」といいます。）によつて生じた次に掲げる損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、第1号および第2号（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。）の規定に掲げる損害については、その損害の原因となつた滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものにかぎります。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
- (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。ただし、同条各項の規定のうち第6項の規定は適用しません。）
- (3) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）
- (4) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
- (5) 再進水費用。ただし、進水が成功しなかつた場合、その後進水を完了するために必要な工事費用にかぎります。
- (6) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。

(保険の目的物の範囲)

第2条 この特別約款において、保険の目的物とは、被保険者の所有に属する次に掲げる物（発注者支給品がある場合はこれを含みます。）であつて、この保険証券記載の航路定限内に存在するものをいいます。

- (1) 被保険船舶の船体、機関、電機、航海機器、属具、備品等およびこれらの造船材料
- (2) 被保険船舶の建造に使用される図面、鋳型および木型
- (3) 被保険船舶の試運転、ぎ装、入きよまたは引き渡しを目的とする航海に使用される燃料および潤滑油

(てん補しない損害)

第3条 当会社は、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 保険の目的物に存在する材質上の欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払つたにもかかわらず発見することができなかつた欠陥にかぎります。）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- (2) 設計上または仕様上の不良によって生じた保険の目的物の欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払つたにもかかわらず発見することができなかつた欠陥にかぎります。）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- (3) 設計または仕様の変更もしくは改善に要した費用
- (4) 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するに要した費用
- (5) 地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害

(試運転等のための航行)

第4条 この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、ぎ装、入きよまたは引き渡しを目的とする場合にかぎり、この保険証券記載の造船所から水路（保険証券記載のとおり）溝（被曳航行の場合は25溝）の区域内を航行することができます。

(保険価額)

第5条 保険価額は、造船契約代価（発注者支給品がある場合は、造船契約代価にこの価額を加算した額。以下同様とします。）を下回らない額とします。

2 造船契約がない場合は、竣工時の船価の見積額を造船契約代価とみなして前項を適用します。

(建造完了前の全損の判定)

第6条 建造完了前において、普通約款第3条第2項第1号に規定する全損の判定を行うにあたっては、次に掲

げる費用、利潤または価額の合算額（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）をもって同号の保険価額とみなします。

- (1) 当会社がてん補すべき損害が発生した時までに第2条に規定する保険の目的物について被保険者が支出した材料費
- (2) 当会社がてん補すべき損害が発生した時までの工事量に相当する工事費用（前号に規定する材料費を除きます。）
- (3) 造船契約代価に含まれる利潤のうち、前二号に割り当たるべき部分
- (4) 当会社がてん補すべき損害が発生した時にこの保険証券記載の航路定限内に存在する発注者支給品の価額

第7条 建造完了前に保険の目的物が全損となったときは、前条の規定により得られた額をもって全損となった時の保険価額とし、この保険価額に、この保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもってその時の保険金額とします。

(保険契約の終了)

第8条 保険期間中であっても、被保険船舶を発注者に引き渡したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

(てん補額の限度)

第9条 この特別約款のもとで、当会社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とします。

2 前項のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、普通約款第9条第2項各号に掲げる賠償金または費用については、他のてん補の対象となる損害とは別個に、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

3 次に掲げる損害については、前二項の規定を適用しません。

- (1) 普通約款第3条に規定する全損（第6条の規定により建造完了前に全損と判定された場合を含みます。以下同様とします。）
- (2) 普通約款第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用
- (3) 被保険船舶が全損となったときの普通約款第7条第1項第1号および第2号に規定する損害防止費用

(普通約款との関係)

第10条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶建造保険特別約款（高額艦艇用）

（平成22年4月1日改正）

(てん補責任)

第1条 当会社は、保険の目的物について、海上危険または陸上危険（以下「保険事故」といいます。）によって生じた次に掲げる損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、第1号および第2号（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。）の規定に掲げる損害については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものにかぎります。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
- (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。ただし、同条各項の規定のうち第6項の規定は適用しません。）
- (3) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）
- (4) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
- (5) 再進水費用。ただし、進水が成功しなかった場合、その後進水を完了するために必要な工事費用にかぎります。
- (6) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために

支出されたものにかぎります。

(保険の目的物の範囲)

第2条 この特別約款において、保険の目的物とは、被保険者の所有に属する次に掲げる物（発注者支給品がある場合はこれを含みます。）であって、この保険証券記載の航路定限内に存在するものをいいます。

- (1) 被保険船舶の船体、機関、電機、航海機器、属具、備品等およびこれらの造船材料
- (2) 被保険船舶の建造に使用される図面、铸型および木型
- (3) 被保険船舶の試運転、ぎ装、入きよまたは引き渡しを目的とする航海に使用される燃料および潤滑油

(てん補しない損害)

第3条 当会社は、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 保険の目的物に存在する材質上の欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- (2) 設計上または仕様上の不良によって生じた保険の目的物の欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- (3) 設計または仕様の変更もしくは改善に要した費用
- (4) 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために要した費用
- (5) 地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害

(試運転等のための航行)

第4条 この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、ぎ装、入きよまたは引き渡しを目的とする場合にかぎり、この保険証券記載の造船所から水路（保険証券記載のとおり）浬（被曳航行の場合は25浬）の区域内を航行することができます。

(保険価額)

第5条 保険価額は、造船契約代価（発注者支給品がある場合は、造船契約代価にこの価額を加算した額。以下同様とします。）を下回らない額とします。

2 造船契約がない場合は、竣工時の船価の見積額を造船契約代価とみなして前項を適用します。

(建造完了前の全損の判定)

第6条 建造完了前において、普通約款第3条第2項第1号に規定する全損の判定を行うにあたっては、次に掲げる費用、利潤または価額の合算額（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）をもって同号の保険価額とみなします。

- (1) 当会社がてん補すべき損害が発生した時までに第2条に規定する保険の目的物について被保険者が支出した材料費
- (2) 当会社がてん補すべき損害が発生した時までの工事量に相当する工事費用（前号に規定する材料費を除きます。）
- (3) 造船契約代価に含まれる利潤のうち、前二号に割り当たるべき部分
- (4) 当会社がてん補すべき損害が発生した時にこの保険証券記載の航路定限内に存在する発注者支給品の価額

(建造完了前に全損となったときの保険金額)

第7条 建造完了前に保険の目的物が全損となったときは、前条の規定により得られた額をもって全損となった時の保険金額（この保険証券記載の保険金額を限度とします。）とします。

(保険契約の終了)

第8条 保険期間中であっても、被保険船舶を発注者に引き渡したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

(免責金額の控除)

第9条 当会社は1回の保険事故ごとに、この保険証券のもとでてん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除します。

2 次に掲げる損害については、前項の規定を適用しません。

- (1) 普通約款第3条に規定する全損（第6条の規定により建造完了前に全損と判定された場合を含みます。以

下同様とします。)

- (2) 普通約款第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用
- (3) 被保険船舶が全損となったときの普通約款第7条第1項第1号および第2号に規定する損害防止費用
(てん補額の限度)

第10条 当会社のてん補すべき金額は、いかなる場合も1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の保険金額（てん補限度額）を限度とします。

(普通約款との関係)

第11条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船底防汚塗料てん補特別条項（船舶建造保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きよを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するために要する妥当な船底防汚塗料の代金および塗装費（以下「船底防汚塗装費」といいます。）を船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第1項の修繕費に含めます。

第2条 前条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費の2分の1にかぎり、普通約款第4条第1項の修繕費に含めます。

ショップ・リスク不担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

当会社は、工場、倉庫その他の建物内に存在する保険の目的物に生じた損害をてん補する責任を負いません。

艦艇の保険価額に関する特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条 この保険証券記載の保険価額は暫定とし、次に掲げる金額をもって保険の目的物の確定保険価額とします。

- (1) 建造契約書の「代金の中途確定に関する特約条項」に従い確定される契約金額と発注者により確定される官給品の価額の合算額
- (2) 建造契約書に「超過利益の返納に関する特約条項」が付されている契約においては確定されている契約金額と発注者により確定される官給品の価額の合算額

第2条 前条の確定保険価額がこの保険証券記載の保険価額と異なる場合は、確定保険価額をもってこの保険契約の始期に遡及して保険料を精算します。

第3条 第1条により保険価額が確定されるまでは、暫定保険価額をもって保険の目的物の保険価額とみなします。

艦艇の保険価額に関する特別条項（一般確定契約方式）

（平成22年4月1日改正）

第1条 船舶建造保険特別約款（高額艦艇用）第5条の規定にかかわらず、建造契約書の規定に従い、仕様変更その他の事由に基づいて造船契約代価の変更を行うときは、その変更後の造船契約代価を下回らない範囲で、保険価額の変更を行うことができます。

第2条 前条の変更は、造船契約代価の変更時に行うものとし、変更後の保険価額をもってこの保険契約の始期に遡及して保険料を精算するものとします。

地震危険担保特別条項（船舶建造保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 船舶建造保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条を次のように改めます。

第1条 当会社は、保険の目的物について、地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）（以下「保険事故」といいます。）によって生じた次に掲げる損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、第1号および第2号（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。）の規定に掲げる損害については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものにかぎります。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
- (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。ただし、同条各項の規定のうち第6項の規定は適用しません。）
- (3) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）
- (4) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
- (5) 再進水費用。ただし、進水が成功しなかった場合、その後進水を完了するために必要な工事費用にかぎります。
- (6) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために出されたものにかぎります。

第2条 特別約款第3条各号の規定のうち、第5号の規定は適用しません。

てん補額に関する特別条項（船舶建造保険・高額艦艇用）

（平成22年4月1日改正）

当会社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、その損害額にこの保険証券記載の保険金額の保険額に対する割合を乗じないものとします。

ストライキ危険担保特別条項

（平成22年4月1日改正）

当会社は、船舶保険普通保険約款第11条第5号から第7号までの規定にかかわらず、次に掲げる事由によって保険の目的物に生じた損害を、この保険証券記載の特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。

- (1) ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- (2) テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- (3) 暴動、政治的または社会的騒じょうその他類似の事態

船舶建造者責任保険特別約款

（平成22年4月1日改正）

（てん補責任－1）

第1条 当会社は、被保険者（この保険証券に複数の被保険者が記載されているときには、船舶建造者としての被保険者にかぎります。以下同様とします。）が被保険船舶の建造により、次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことにより被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、当会社がてん補する損害は、その損害の原因となった滅失、損傷等が保険期間中に発生し、かつ、発見された場合における被保険者が負う賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）にかぎるものとし、その賠償金の支払にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

- (1) 被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。以下同様とします。）を除く人の死傷または疾病に対する賠償責任
- (2) 他船または他船上の積荷もしくはその他の財物に与えた損害（その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金を除きます。

- (3) 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（前号に掲げる財物を除きます。）に与えた損害（それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任
- (4) 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人および下請負人を除く人の所持品に与えた損害に対する賠償責任
- (5) 第2号および第3号に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等被保険船舶外に存在する財物の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかる賠償金からその金額を控除します。
- (6) 入港、出港または港内の移動のための書面による曳航契約に基づき被保険者が負担すべき賠償責任。ただし、当該曳航契約に定める被保険者の責任が一般に行われている曳航契約に比して著しく過重である場合には、本号による賠償金をてん補しません。

(てん補責任－2)

第2条 当会社は、被保険船舶の建造により、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、その損害の原因となった滅失、損傷等が保険期間中に発生し、かつ、発見された場合にかぎるものとし、その費用の支出にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

- (1) 被保険船舶の乗船者のうちの傷病者または密航者、難民もしくは海上で救助した者の下船のみを目的とする被保険船舶の離路に関し、被保険者が特に負担した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とはみなしません。）
- (2) 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とはみなしません。）
- (3) 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷もしくは被保険船舶のその他の財物の残骸について、被保険者が引き揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者が所有、賃借もしくは占有している場所からの引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引き揚げまたは除去に要した費用からその金額を控除します。

(てん補責任－3)

第3条 当会社は、前二条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

(てん補しない損害)

第4条 当会社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 被保険船舶の積荷（積み込み前および荷卸し後を含みます。）その他被保険船舶が管理しもしくは作業の対象としている財物（被保険船舶が他船に曳航されまたは他船を曳航している場合のその船列内の他船および他船上の財物を含みます。）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、第1条第6号の場合を除きます。
- (2) 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券および類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- (3) 原因のいかんを問わず、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用。ただし、被保険船舶が進水する前にかぎります。
- (4) 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。ただし、第1条第6号の場合を除きます。
- (5) 地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）による損害について生じた賠償責任または費用

(被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害)

第5条 被保険船舶が被保険者の所有または賃借する他の船舶（被保険船舶の端艇を除きます。）またはその他

船上の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の財物に損害を与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当会社との間で協定します。

2 前項の協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当会社は各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

(試運転等のための航行)

第6条 この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、ぎ装、入きょまたは引き渡しを目的とする場合にかぎり、この保険証券記載の造船所から水路（保険証券記載のとおり）溝（被曳航行の場合は25溝）の区域内を航行することができます。

(保険契約の終了)

第7条 保険期間中であっても、被保険船舶を発注者に引き渡したときは、その時をもって、この保険契約は終了します。

(てん補額の限度)

第8条 この特別約款によって当会社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、次の金額とします。

(1) てん補の対象となる損害が死傷疾病責任（第1条第1号に掲げる賠償責任をいいます。以下同様とします。）のみの場合は、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額。ただし、この保険証券記載の死傷疾病責任てん補限度額を限度とします。

(2) てん補の対象となる損害が前号以外の場合は、死傷疾病責任の損害額（この保険証券記載の死傷疾病責任てん補限度額を限度とします。）と死傷疾病責任以外の損害額との合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額。ただし、この保険証券記載の保険価額を限度とします。

2 前項各号のそれぞれの金額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもって、当会社のてん補額とします。

(普通約款との関係)

第9条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

地震危険担保特別条項（船舶建造者責任保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社は、地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害を、この保険証券記載の船舶建造者責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）の規定に従いてん補する責任を負います。

第2条 特別約款第4条各号の規定のうち、第5号の規定は適用しません。

ストライキ危険担保特別条項（船舶建造者責任保険用）

（平成22年4月1日改正）

当会社は、船舶保険普通保険約款第11条第5号から第7号までの規定にかかわらず、次に掲げる事由によって生じた損害を、この保険証券記載の船舶建造者責任保険特別約款の規定に従い、てん補する責任を負います。

- (1) ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- (2) テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- (3) 暴動、政治的または社会的騒じょうその他類似の事態

免責金額控除に関する特別条項（船舶建造者責任保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 この保険証券記載の船舶建造保険特別約款（以下「建造約款」といいます。）第9条および船舶建造者責任保険特別約款（以下「責任約款」といいます。）第8条の規定にかかわらず、建造約款によっててん補の

対象となる損害と責任約款によっててん補の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の当会社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、次に掲げる金額の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とします。

- (1) 建造約款第9条の規定に基づき当会社がてん補すべき金額。ただし、その金額の算出に当たっては、同条第1項の免責金額の適用がないものとします。
- (2) 責任約款第8条第1項の規定に基づき当会社がてん補すべき金額。ただし、その金額の算出に当たっては、同条同項各号の免責金額の適用がないものとします。

第2条 前条の残額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもって、当会社のてん補額とします。

船舶修繕保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、保険の目的物について、海上危険または陸上危険（以下「保険事故」といいます。）によって生じた次に掲げる損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、第1号および第2号（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。）の規定に掲げる損害については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものにかぎります。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
- (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。ただし、同条各項の規定のうち第6項の規定は適用しません。）
- (3) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）
- (4) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
- (5) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために支出されたものにかぎります。

(保険の目的物の範囲)

第2条 この特別約款において、保険の目的物にはこの保険証券記載の航路定限内に存在する次に掲げる物が含まれるものとします。

- (1) 被保険船舶から取り外した部分
- (2) 被保険者の提供した工事材料

2 前項第1号に該当するものであって、被保険船舶に再取り付けしない物については、再取り付けしないことが確定した時以後これを保険の目的物から除外します。

(てん補しない損害)

第3条 当会社は、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために要した費用
- (2) 地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害
- (3) 砲弾、水雷等の試射によって生じた損傷の修繕費

(試運転のための航行)

第4条 この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転を目的とする場合にかぎり、この保険証券記載の造船所から水路100浬（被曳航行の場合は25浬）の区域内を航行することができます。

(保険価額)

第5条 保険価額は、修繕完了時に有すべき被保険船舶の見積額を下回らない額とします。

(修繕完了前の全損の判定)

第6条 修繕完了前において、普通約款第3条第2項第1号に規定する全損の判定を行うにあたっては、次に掲げる価額または費用の合算額から、被保険船舶から取り外した部分であって再取り付けしない物の価額を控除して得た残額（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）をもって同号の保険価額とみなします。

- (1) 保険期間が開始した時における被保険船舶の価額
- (2) 当会社がてん補すべき損害が発生した時までに被保険船舶に取り付けた部分の価額

- (3) 当会社がてん補すべき損害が発生した時にこの保険証券記載の航路定限内に存在する被保険者の提供した工事材料の価額
- (4) 当会社がてん補すべき損害が発生した時までの工事量に相当する工事費

(修繕完了前に全損となったときの保険価額および保険金額)

第7条 修繕完了前に保険の目的物が全損となったときは、前条の規定により得られた額をもって全損となった時の保険価額とし、この保険価額に、この保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもってその時の保険金額とします。

(保険契約の終了)

第8条 保険期間中であっても、被保険船舶の修繕が完了したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

(普通約款との関係)

第9条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

地震危険担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

当会社は、地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害を、この保険証券記載の特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。

免責金額控除特別条項（B）（船舶修繕保険用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、この保険証券のもとで損害をてん補する場合は、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額をてん補する責任を負います。

2 前項のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第9条第2項各号に掲げる賠償金または費用については、他のてん補の対象となる損害とは別個に、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第2条 次に掲げる損害については前条の規定を適用しません。

- (1) 普通約款第3条に規定する全損
- (2) 普通約款第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用
- (3) 被保険船舶が全損となったときの普通約款第7条第1項第1号および第2号に規定する損害防止費用

船舶修繕者工事保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任)

第1条 当会社は、保険の目的物について、海上危険または陸上危険（以下「保険事故」といいます。）によって生じた次に掲げる損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、第1号および第2号（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。）の規定に掲げる損害については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものにかぎります。

- (1) 全損（普通約款第3条の規定によります。）
- (2) 修繕費（普通約款第4条の規定によります。ただし、同条各項の規定のうち第6項の規定は適用しません。）
- (3) 共同海損分担額（普通約款第5条の規定によります。）
- (4) 衝突損害賠償金（普通約款第6条の規定によります。）
- (5) 再進水費用。ただし、進水が成功しなかった場合、その後進水を完了するために必要な工事費用にかぎります。
- (6) 損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）。ただし、前各号に掲げる損害を防止軽減するために

支出されたものにかぎります。

(保険の目的物の範囲)

第2条 この特別約款において、保険の目的物とは、被保険者の所有に属する次に掲げる物（発注者支給品がある場合はこれを含みます。）であって、この保険証券記載の航路定限内に存在するものをいいます。

- (1) 被保険船舶の船体、機関、電機、航海機器、属具、備品等およびこれらの修繕材料
- (2) 被保険船舶から取り外した部分
- (3) 被保険船舶の修繕に使用される図面、鋳型および木型
- (4) 被保険船舶の試運転、ぎ装、入きよまたは引き渡しを目的とする航海に使用される燃料および潤滑油

2 前項第2号に該当するものであって、被保険船舶に再取り付けしない物については、再取り付けしないことが確定した時以後これを保険の目的物から除外します。

(てん補しない損害)

第3条 当会社は、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 保険の目的物に存在する材質上の欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- (2) 設計上または仕様上の不良によって生じた保険の目的物の欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- (3) 設計または仕様の変更もしくは改善に要した費用
- (4) 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために要した費用
- (5) 地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害

(試運転等のための航行)

第4条 この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、ぎ装、入きよまたは引き渡しを目的とする場合にかぎり、この保険証券記載の造船所から水路（保険証券記載のとおり）溝（被曳航行の場合は25溝）の区域内を航行することができます。

(保険価額)

第5条 保険価額は、修繕完了時に有すべき被保険船舶の見積額を下回らない額とします。

(修繕完了前の全損の判定)

第6条 修繕完了前において、普通約款第3条第2項第1号に規定する全損の判定を行うにあたっては、次に掲げる価額または費用の合算額から、被保険船舶から取り外した部分であって再取り付けしない物の価額を控除して得た残額（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）をもって同号の保険価額とみなします。

- (1) 保険期間が開始した時における被保険船舶の価額
- (2) 当会社がてん補すべき損害が発生した時までに被保険船舶に取り付けた部分の価額
- (3) 当会社がてん補すべき損害が発生した時にこの保険証券記載の航路定限内に存在する被保険者の提供した工事材料の価額
- (4) 当会社がてん補すべき損害が発生した時までの工事量に相当する工事費
- (5) 修繕契約代価に含まれる利潤のうち、第2号から第4号までの各号に割り当てられるべき部分

(修繕完了前に全損となったときの保険価額および保険金額)

第7条 修繕完了前に保険の目的物が全損となったときは、前条の規定により得られた額をもって全損となった時の保険価額とし、この保険価額に、この保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもってその時の保険金額とします。

(保険契約の終了)

第8条 保険期間中であっても、被保険船舶を発注者に引き渡したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

(てん補額の限度)

第9条 当会社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、てん補の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とします。

2 前項のてん補の対象となる損害は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、普通約款第9条第2項各号に掲げる賠償金または費用については、他のてん補の対象となる損害とは別個に、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

3 次に掲げる損害については、前二項の規定を適用しません。

- (1) 普通約款第3条に規定する全損（第6条の規定により修繕完了前に全損と判定された場合を含みます。以下同様とします。）
- (2) 普通約款第4条第7項に規定する船底損傷検査のための費用
- (3) 被保険船舶が全損となったときの普通約款第7条第1項第1号および第2号に規定する損害防止費用
（普通約款との関係）

第10条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船底防汚塗料てん補特別条項（船舶修繕者工事保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きょを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するために要する妥当な船底防汚塗料の代金および塗装費（以下「船底防汚塗装費」といいます。）を船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第1項の修繕費に含めます。

第2条 前条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費の2分の1にかぎり、普通約款第4条第1項の修繕費に含めます。

保険金分配特別条項（船舶修繕者工事保険用）

（平成22年4月1日改正）

被保険者は、保険金を請求するときは、各自が受け取るべき保険金の額につき被保険者の連署した文書をもって当会社に通知しなければなりません。

船舶修繕者責任保険特別約款

（平成22年4月1日改正）

（てん補責任－1）

第1条 当会社は、被保険者（この保険証券に複数の被保険者が記載されているときには、船舶修繕者としての被保険者にかぎります。以下同様とします。）が被保険船舶の修繕により、次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことにより被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、当会社がてん補する損害は、その損害の原因となった滅失、損傷等が保険期間中に発生し、かつ、発見された場合における被保険者が負う賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）にかぎるものとし、その賠償金の支払にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

- (1) 被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。以下同様とします。）を除く人の死傷または疾病に対する賠償責任
- (2) 他船または他船上の積荷もしくはその他の財物に与えた損害（その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条に規定する衝突損害賠償金を除きます。
- (3) 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（前号に掲げる財物を除きます。）に与えた損害（それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任
- (4) 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人および下請負人を除く人の所持品に与えた損害に対する賠償責任
- (5) 第2号および第3号に掲げる他船、他船上の積荷その他の財物、港湾設備等被保険船舶外に存在する財物

の船骸または残骸の引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかる賠償金からその金額を控除します。

(6) 入港、出港または港内の移動のための書面による曳航契約に基づき被保険者が負担すべき賠償責任。ただし、当該曳航契約に定める被保険者の責任が一般に行われている曳航契約に比して著しく過重である場合には、本号による賠償金をてん補しません。

(てん補責任－2)

第2条 当会社は、被保険船舶の修繕により、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害にかかり、てん補する責任を負います。ただし、その損害の原因となった滅失、損傷等が保険期間中に発生し、かつ、発見された場合にかぎるものとし、その費用の支出にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

(1) 被保険船舶の乗船者のうちの傷病者または密航者、難民もしくは海上で救助した者の下船のみを目的とする被保険船舶の離路に関し、被保険者が特に負担した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とはみなしません。）

(2) 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされたときに、被保険者がこれに要した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とはみなしません。）

(3) 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷もしくは被保険船舶のその他の財物の残骸について、被保険者が引き揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負ったとき、または被保険者が所有、賃借もしくは占有している場所からの引き揚げまたは除去を必要としたときに、その引き揚げまたは除去に要した費用。ただし、引き揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引き揚げまたは除去に要した費用からその金額を控除します。

(てん補責任－3)

第3条 当会社は、前二条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が損害防止費用（普通約款第7条の規定によります。）を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

(てん補しない損害)

第4条 当会社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負い、または費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負いません。

(1) 被保険船舶の積荷（積み込み前および荷卸し後を含みます。）その他被保険船舶が管理しもしくは作業の対象としている財物（被保険船舶が他船に曳航されまたは他船を曳航している場合のその船列内の他船および他船上の財物を含みます。）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、第1条第6号の場合を除きます。

(2) 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券および類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用

(3) 原因のいかんを問わず、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用。ただし、被保険船舶が進水する前にかぎります。

(4) 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。ただし、第1条第6号の場合を除きます。

(5) 地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）による損害について生じた賠償責任または費用

(被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害)

第5条 被保険船舶が被保険者の所有または賃借する他の船舶（被保険船舶の端艇を除きます。）またはその他の船上の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の財物に損害を与えた場合に準じてこの特別約款が適用されるものとします。この場合、過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当会社との間で協定します。

2 前項の協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当会社は各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の

仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

(試運転等のための航行)

第6条 この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、ぎ装、入きょまたは引き渡しを目的とする場合にかぎり、この保険証券記載の造船所から水路（保険証券記載のとおり）浬（被曳航行の場合は25浬）の区域内を航行することができます。

(保険契約の終了)

第7条 保険期間中であっても、被保険船舶を発注者に引き渡したときは、その時をもって、この保険契約は終了します。

(てん補額の限度)

第8条 この特別約款によって当会社がてん補すべき金額は、この特別約款によらないてん補金とは別個に、1回の保険事故ごとに、次の金額とします。

- (1) てん補の対象となる損害が死傷疾病責任（第1条第1号に掲げる賠償責任をいいます。以下同様とします。）のみの場合は、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額。ただし、この保険証券記載の死傷疾病責任てん補限度額を限度とします。
 - (2) てん補の対象となる損害が前号以外の場合は、死傷疾病責任の損害額（この保険証券記載の死傷疾病責任てん補限度額を限度とします。）と死傷疾病責任以外の損害額との合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額。ただし、この保険証券記載の保険価額を限度とします。
- 2 前項各号のそれぞれの金額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもって、当会社のてん補額とします。

(普通約款との関係)

第9条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

免責金額控除に関する特別条項（船舶修繕者責任保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 この保険証券記載の船舶修繕者工事保険特別約款（以下「修繕者工事約款」といいます。）第9条および船舶修繕者責任保険特別約款（以下「責任約款」といいます。）第8条の規定にかかわらず、修繕者工事約款によっててん補の対象となる損害と責任約款によっててん補の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の当会社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに、次に掲げる金額の合算額からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額とします。

- (1) 修繕者工事約款第9条の規定に基づき当会社がてん補すべき金額。ただし、その金額の算出に当たっては、同条第1項の免責金額の適用がないものとします。
- (2) 責任約款第8条第1項の規定に基づき当会社がてん補すべき金額。ただし、その金額の算出に当たっては、同条同項各号の免責金額の適用がないものとします。

第2条 前条の残額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額をもって、当会社のてん補額とします。

船舶修繕費保険特別約款

（平成22年4月1日改正）

(てん補責任)

第1条 当会社は、被保険船舶の修繕中に、この保険証券記載の航路定限内に存在する被保険船舶の修繕材料（以下「修繕材料」といいます。）が、海上危険または陸上危険（以下「保険事故」といいます。）によって滅失または損傷を被ったときは、次のいずれかの費用または利潤をてん補する責任を負います。ただし、その滅失または損傷が修繕中に発見された場合にかぎります。

- (1) 滅失または損傷を被った修繕材料の修復を行う場合は、その修繕費（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条の規定によります。）
- (2) 被保険船舶の修繕が中止された場合は、次に掲げる費用および利潤

- (イ) 保険事故発生の時までに被保険船舶の修繕のために被保険者が支出した材料費
 - (ロ) 保険事故発生の時までの工事量に相当する工事費用（上記(イ)に規定する材料費を除きます。）
 - (ハ) 修繕契約代価に含まれる利潤のうち、上記(イ)および(ロ)に割り当てられるべき部分
- 2 前項の場合において、修繕契約上被保険者が発注者に対して請求することができる金額があるときは、当会社は、これを控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。

(てん補しない損害－1)

第2条 当会社は、次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 修繕材料に存在する材質上の欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- (2) 設計上または仕様上の不良によって生じた修繕材料の欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）によって損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分の損害
- (3) 設計または仕様の変更もしくは改善に要した費用
- (4) 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するに要した費用
- (5) 地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害

(てん補しない損害－2)

第3条 当会社は、被保険船舶が航路定限内に到着しなかったために、被保険船舶の修繕が中止されたことによって生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、被保険船舶の修繕が中止された時までに支出した第1条第1項第1号に規定する修繕費については、このかぎりではありません。

(試運転のための航行)

第4条 この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転を目的とする場合にかぎり、この保険証券記載の造船所から水路100浬（被曳航行の場合は25浬）の区域内を航行することができます。

(保険価額)

第5条 保険価額は、修繕契約代価（代価の定めがない場合は、その見積額）を下回らない額とします。

(保険契約の終了)

第6条 保険期間中であっても、被保険船舶の修繕が完了したときは、その時をもってこの保険契約は終了します。

(免責金額の控除)

第7条 当会社は、この保険証券のもとで損害をてん補するときは、1回の保険事故ごとに、その損害額（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）からこの保険証券記載の免責金額を控除します。

(普通約款との関係)

第8条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船底防汚塗料てん補特別条項（船舶修繕費保険用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きょを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するために要する妥当な船底防汚塗料の代金および塗装費（以下「船底防汚塗装費」といいます。）を船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第1項の修繕費に含めます。

第2条 前条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費の2分の1にかぎり、普通約款第4条第1項の修繕費に含めます。

17. 船舶修繕者賠償責任保険に適用される特別約款・条項

船舶修繕者賠償責任保険特別約款

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任-1)

第1条 当会社は、被保険者が船舶修繕者として、次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことにより被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、次に掲げる各号の損害は対象船舶の修繕工事期間の開始からその修繕工事期間終了後60日以内に発見されたものにかぎります。

- (1) 修繕工事期間中に対象船舶または積荷に与えた損害に対する賠償責任
- (2) 修繕工事の不良により修繕工事期間終了後に対象船舶または積荷に生じた損害に対する賠償責任
- (3) 修繕工事により修繕工事期間中に生じた対象船舶および積荷以外の財物の損害に対する賠償責任

2 前項の場合において、当会社がてん補する損害は、被保険者が支出する損害賠償金（損害賠償として損害発生直前の状態に復旧するために要する妥当な費用を含みます。）とし、その支出にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

(てん補責任-2)

第2条 当会社は、修繕工事の不良により修繕工事期間中に対象船舶に損害が生じ、その損害を修復するために修繕工事を施工した部分を再び修繕する場合は、その修繕費（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条の規定によります。）をてん補する責任を負います。

2 前項の場合において、修繕工事契約上被保険者が発注者に対して請求することができる金額があるときは、当会社は、前項に規定する修繕費からこれを控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。

(てん補責任-3)

第3条 当会社は、前二条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

- (1) 普通約款第7条第1項第1号に掲げる費用。ただし、被保険者が損害を防止軽減するために必要または有益な手段を講じた後に当会社のてん補すべき損害がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急の処置を講じたために要したものまたは支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得たものにかぎります。
- (2) 普通約款第7条第1項第2号または第3号に掲げる費用

(定義)

第4条 この特別約款において

- (1) 「対象船舶」とは、この保険証券記載の船舶（船体および機関のほか、属具、備品、燃料、食料その他の消耗品で船舶内に存在するものを含みます。以下「本船」といいます。）ならびに修繕工事に関連して一時的に本船から取り外された物および新たに本船に取り付けられる物をいいます。ただし、新たに取り付けられる物のうち
 - (イ) 被保険者提供品については、修繕工事期間終了までは対象船舶の一部とみなしません。
 - (ロ) 発注者支給品については、修繕工事期間開始までは対象船舶の一部とみなしません。
- (2) 「被保険者提供品」とは、本船に新たに取り付けられる物のうち被保険者が提供した機関、属具その他の部品および材料をいいます。
- (3) 「積荷」とは、修繕工事期間中に本船内に積載されているかまたは修繕工事に関連して一時的に本船外に搬出されている貨物その他の財物をいいます。
- (4) 「修繕工事」とは、対象船舶の修繕のために被保険者がこの保険証券記載の航路定限（この保険証券記載の造船所から15浬以内の水域を含みます。以下「航路定限」といいます。）内において施工する対象船舶および被保険者提供品の修繕工事期間中の工事をいい、当該工事に関連して被保険者が航路定限内において対象船舶、積荷または被保険者提供品を管理するときは、その管理を含みます。
- (5) 「修繕工事期間」とは、本船が修繕工事を目的として修繕工事を施工する場所に到着した時から修繕工事が完了した時または発注者が修繕工事以外の目的で本船を修繕工事を施工する場所から移動しようとしてそ

の実行に着手した時のいずれか早い時までをいいます。

- (6) 「被保険者提供品の欠陥」とは、次に掲げる欠陥（被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）をいいます。
- (イ) 被保険者提供品に存在する材質上の欠陥
 - (ロ) 設計または仕様上の不良によって生じた被保険者提供品の欠陥
 - (ハ) 修繕工事期間が開始する以前または被保険者提供品として特定される以前に生じた被保険者提供品の工作上の欠陥

(てん補しない損害－1)

第5条 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 排水、排気（煙、蒸気等を含みます。）またはじんあいの発生。ただし、不測、かつ、突発的な事故による場合を除きます。
- (2) 地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）
- (3) 盗難または紛失
- (4) 船舶の検査または工事に関する法令が遵守されなかったことによる本船の船倉または区画に発生した引火性ガスもしくは爆発性ガスの爆発（これによって生じた火災を含みます。）
- (5) 砲弾、水雷等の試射

(てん補しない損害－2)

第6条 当会社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことにより被る損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 人の死傷または疾病に対する賠償責任
- (2) 名目のいかんにかかわらず、修繕工事の遅延による延滞料もしくは違約金の支払い、本船の滞船料、運賃損失もしくは用船料損失またはこれらに類似の損失に対する賠償責任
- (3) 漁業権、営業権その他類似の財産権の侵害に対する賠償責任
- (4) 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。このうち第1条第1項第1号または第2号については、一般に結ばれている修繕工事契約に比して加重された損害賠償

(てん補しない損害－3)

第7条 当会社は、第1条第1項第3号に規定する賠償責任のうち被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことにより被る損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 排油によって生じた賠償責任
- (2) 被保険者が所有または賃借する船舶（総トン数20トン以上で自航能力を有するものをいいます。）の衝突によって生じた賠償責任
- (3) 被保険者が所有、使用もしくは管理する航空機または自動車によって生じた賠償責任
- (4) 対象船舶および積荷を除き、被保険者が所有、占有もしくは賃借し、または船舶修繕者として使用する財物の損害に対する賠償責任

(てん補しない損害－4)

第8条 当会社は、修繕工事の設計上もしくは仕様上の不良によって生じた対象船舶の欠陥（被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）により対象船舶に損害が生じた場合、または被保険者提供品の欠陥により修繕工事期間終了後に対象船舶に損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分に対する損害をてん補する責任を負いません。

(試運転のための航行)

第9条 この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、本船は、試運転を目的とする場合にかぎり、この保険証券記載の造船所から水路100浬（被曳航行の場合は25浬）の区域内を航行することができます。

(てん補額の限度)

第10条 この特別約款によって当会社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに次のとおりとします。

- (1) 第1条もしくは第2条に規定する損害または第3条第1号に掲げる損害については、その損害の合算額（被保険者が代位取得するものがあるときはその価額を控除します。）からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額

(2) 第3条第2号に掲げる損害については、その全額。ただし、前号に規定する損害の合算額がこの保険証券記載のてん補限度額を超過する場合は、てん補限度額のその合算額に対する割合をもって算出された金額にかぎります。

2 前項各号に掲げるてん補額は、それぞれこの保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

(修繕未完了の損害)

第11条 被保険者が第1条第1項第1号または第2条に掲げる損害の修繕を完了する以前に、発注者が本船を修繕工事を施工する場所から移動しようとしてその実行に着手したときは、前条第1項第1号の規定により当会社がてん補すべき金額は、その時の被保険者の造船所における修繕見積額を限度とします。

(修繕工事期間と保険期間の関係)

第12条 当会社は、第1条および第2条の規定にかかわらず、次に掲げる損害によって被保険者が被る損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 保険期間開始前に修繕工事期間が開始した場合は、保険期間開始前に生じた対象船舶、積荷またはそれ以外の財物の損害
- (2) 保険期間満了時に、対象船舶の修繕工事期間が終了していない場合は、保険期間満了後に生じた対象船舶、積荷またはそれ以外の財物の損害

(普通約款との関係)

第13条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶修繕者賠償責任保険特別約款ただし第1条第1項第3号（第三者賠償）および第7条削除

(平成22年4月1日改正)

(てん補責任－1)

第1条 当会社は、被保険者が船舶修繕者として、次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことにより被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、次に掲げる各号の損害は対象船舶の修繕工事期間の開始からその修繕工事期間終了後60日以内に発見されたものにかぎります。

- (1) 修繕工事期間中に対象船舶または積荷に与えた損害に対する賠償責任
- (2) 修繕工事の不良により修繕工事期間終了後に対象船舶または積荷に生じた損害に対する賠償責任
- (3) ~~修繕工事により修繕工事期間中に生じた対象船舶および積荷以外の財物の損害に対する賠償責任~~

2 前項の場合において、当会社がてん補する損害は、被保険者が支出する損害賠償金（損害賠償として損害発生直前の状態に復旧するため必要とする費用を含みます。）とし、その支出にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

(てん補責任－2)

第2条 当会社は、修繕工事の不良により修繕工事期間中に対象船舶に損害が生じ、その損害を修復するためにすでに修繕工事を施工した部分を再び修繕する場合は、その修繕費（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条の規定によります。）をてん補する責任を負います。

2 前項の場合において、修繕工事契約上被保険者が発注者に対して請求することができる金額があるときは、当会社は、前項に規定する修繕費からこれを控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。

(てん補責任－3)

第3条 当会社は、前二条の規定により当会社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

- (1) 普通約款第7条第1項第1号に掲げる費用。ただし、被保険者が損害を防止軽減するために必要または有益な手段を講じた後に当会社のてん補すべき損害がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急の処置を講じたために要したものまたは支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得たものにかぎります。
- (2) 普通約款第7条第1項第2号または第3号に掲げる費用

(定義)

第4条 この特別約款において

- (1) 「対象船舶」とは、この保険証券記載の船舶（船体および機関のほか、属具、備品、燃料、食料その他の消耗品で船舶内に存在するものを含みます。以下「本船」といいます。）ならびに修繕工事に関連して一時的に本船から取り外された物および新たに本船に取り付けられる物をいいます。ただし、新たに取り付けられる物のうち
- (イ) 被保険者提供品については、修繕工事期間終了までは対象船舶の一部とみなしません。
- (ロ) 発注者支給品については、修繕工事期間開始までは対象船舶の一部とみなしません。
- (2) 「被保険者提供品」とは、本船に新たに取り付けられる物のうち被保険者が提供した機関、属具その他の部品および材料をいいます。
- (3) 「積荷」とは、修繕工事期間中に本船内に積載されているかまたは修繕工事に関連して一時的に本船外に搬出されている貨物その他の財物をいいます。
- (4) 「修繕工事」とは、対象船舶の修繕のために被保険者がこの保険証券記載の航路定限（この保険証券記載の造船所から15浬以内の水域を含みます。以下「航路定限」といいます。）内において施工する対象船舶および被保険者提供品の修繕工事期間中の工事をいい、当該工事に関連して被保険者が航路定限内において対象船舶、積荷または被保険者提供品を管理するときは、その管理を含みます。
- (5) 「修繕工事期間」とは、本船が修繕工事を目的として修繕工事を施工する場所に到着した時から修繕工事が完了した時または発注者が修繕工事以外の目的で本船を修繕工事を施工する場所から移動しようとしてその実行に着手した時のいずれか早い時までをいいます。
- (6) 「被保険者提供品の欠陥」とは、次に掲げる欠陥（被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかつた欠陥にかぎります。）をいいます。
- (イ) 被保険者提供品に存在する材質上の欠陥
- (ロ) 設計または仕様上の不良によって生じた被保険者提供品の欠陥
- (ハ) 修繕工事期間が開始する以前または被保険者提供品として特定される以前に生じた被保険者提供品の工上上の欠陥

(てん補しない損害－1)

第5条 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 排水、排気（煙、蒸気等を含みます。）またはじんあいの発生。ただし、不測、かつ、突発的な事故による場合を除きます。
- (2) 地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）
- (3) 盗難または紛失
- (4) 船舶の検査または工事に関する法令が遵守されなかつたことによる本船の船倉または区画に発生した引火性ガスもしくは爆発性ガスの爆発（これによって生じた火災を含みます。）
- (5) 砲弾、水雷等の試射

(てん補しない損害－2)

第6条 当会社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことにより被る損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 人の死傷または疾病に対する賠償責任
- (2) 名目のいかんにかかわらず、修繕工事の遅延による延滞料もしくは違約金の支払い、本船の滞船料、運賃損失もしくは用船料損失またはこれらに類似の損失に対する賠償責任
- (3) 漁業権、営業権その他類似の財産権の侵害に対する賠償責任
- (4) 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。このうち第1条第1項第1号または第2号については、一般に結ばれている修繕工事契約に比して加重された損害賠償

(てん補しない損害－3)

第7条 当会社は、第1条第1項第3号に規定する賠償責任のうち被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことにより被る損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 排油によって生じた賠償責任
- (2) 被保険者が所有または賃借する船舶（総トン数20トン以上で自航能力を有するものをいいます。）の衝突によって生じた賠償責任

- (3) 被保険者が所有、使用もしくは管理する航空機または自動車によって生じた賠償責任
- (4) 対象船舶および積荷を除き、被保険者が所有、占有もしくは賃借し、または船舶修繕者として使用する財物の損害に対する賠償責任

(てん補しない損害－4)

第8条 当会社は、修繕工事の設計上もしくは仕様上の不良によって生じた対象船舶の欠陥（被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）により対象船舶に損害が生じた場合、または被保険者提供品の欠陥により修繕工事期間終了後に対象船舶に損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分に対する損害をてん補する責任を負いません。

(試運転のための航行)

第9条 この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、本船は、試運転を目的とする場合にかぎり、この保険証券記載の造船所から水路100浬（被曳航行の場合は25浬）の区域内を航行することができます。

(てん補額の限度)

第10条 この特別約款によって当会社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに次のとおりとします。

- (1) 第1条もしくは第2条に規定する損害または第3条第1号に掲げる損害については、その損害の合算額（被保険者が代位取得するものがあるときはその価額を控除します。）からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額
- (2) 第3条第2号に掲げる損害については、その全額。ただし、前号に規定する損害の合算額がこの保険証券記載のてん補限度額を超過する場合は、てん補限度額のその合算額に対する割合をもって算出された金額にかぎります。

2 前項各号に掲げるてん補額は、それぞれこの保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

(修繕未完了の損害)

第11条 被保険者が第1条第1項第1号または第2条に掲げる損害の修繕を完了する以前に、発注者が本船を修繕工事を施工する場所から移動しようとしてその実行に着手したときは、前条第1項第1号の規定により当会社がてん補すべき金額は、その時の被保険者の造船所における修繕見積額を限度とします。

(修繕工事期間と保険期間の関係)

第12条 当会社は、第1条および第2条の規定にかかわらず、次に掲げる損害によって被保険者が被る損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 保険期間開始前に修繕工事期間が開始した場合は、保険期間開始前に生じた対象船舶、積荷またはそれ以外の財物の損害
- (2) 保険期間満了時に、対象船舶の修繕工事期間が終了していない場合は、保険期間満了後に生じた対象船舶、積荷またはそれ以外の財物の損害

(普通約款との関係)

第13条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船舶修繕者賠償責任保険特別約款（Y）

（令和3年6月28日制定）

(てん補責任－1)

第1条 当会社は、被保険者が船舶修繕者として、次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことにより被る損害に限り、てん補する責任を負います。

ただし、次に掲げる(1)および(2)の損害は対象船舶の修繕工事期間の開始からその修繕工事期間終了後60日以内に発見されたものに限ります。

- (1) 修繕工事期間中に対象船舶または積荷に与えた損害に対する賠償責任
- (2) 修繕工事の不良により修繕工事期間終了後に対象船舶または積荷に生じた損害に対する賠償責任
- (3) 修繕工事により修繕工事期間中に生じた対象船舶および積荷以外の財物の損害に対する賠償責任。ただし、第9条（試運転のための航行）による航行中に限ります。

2 前項の場合において、当社がてん補する損害は、被保険者が支出する損害賠償金（損害賠償として損害発

生直前の状態に復旧するために要する妥当な費用を含みます。) とし、その支出にあたっては、あらかじめ当社の書面による同意を得なければなりません。

(てん補責任－2)

第2条 当会社は、修繕工事の不良により修繕工事期間中に対象船舶に損害が生じ、その損害を修復するために既に修繕工事を施工した部分を再び修繕する場合は、その修繕費（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条の規定によります。）をてん補する責任を負います。

2 前項の場合において、修繕工事契約上被保険者が発注者に対して請求することができる金額があるときは、当会社は、前項に規定する修繕費からこれを控除した残額を基礎として、てん補額を決定します。

(てん補責任－3)

第3条 当会社は、前二条の規定により当社がてん補すべき損害を防止軽減するために、被保険者が次に掲げる費用を支出することによって被る損害をてん補する責任を負います。

(1) 普通約款第7条第1項第1号に掲げる費用。ただし、被保険者が損害を防止軽減するために必要または有益な手段を講じた後に当社のてん補すべき損害がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急の処置を講じたために要したものまたは支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得たものに限ります。

(2) 普通約款第7条第1項第2号または第3号に掲げる費用

(定義)

第4条 この特別約款において、

(1) 「対象船舶」とは、この保険証券記載の船舶（船体および機関のほか、属具、備品、燃料、食料その他の消耗品で船舶内に存在するものを含みます。以下「本船」といいます。）ならびに修繕工事に関連して一時的に本船から取り外された物および新たに本船に取り付けられる物をいいます。ただし、新たに取り付けられる物のうち

(イ) 被保険者提供品については、修繕工事期間終了までは対象船舶の一部とみなしません。

(ロ) 発注者支給品については、修繕工事期間開始までは対象船舶の一部とみなしません。

(2) 「被保険者提供品」とは、本船に新たに取り付けられる物のうち被保険者が提供した機関、属具その他の部品および材料をいいます。

(3) 「積荷」とは、修繕工事期間中に本船内に積載されているかまたは修繕工事に関連して一時的に本船外に搬出されている貨物その他の財物をいいます。

(4) 「修繕工事」とは、対象船舶の修繕のために被保険者がこの保険証券記載の航路定限（この保険証券記載の造船所から15浬以内の水域を含みます。以下「航路定限」といいます。）内において施工する対象船舶および被保険者提供品の修繕工事期間中の工事をいい、その工事に関連して被保険者が航路定限内において対象船舶、積荷または被保険者提供品を管理するときは、その管理を含みます。

(5) 「修繕工事期間」とは、本船が修繕工事を目的として修繕工事を施工する場所に到着した時から修繕工事が完了した時または発注者が修繕工事以外の目的で本船を修繕工事を施工する場所から移動しようとしてその実行に着手した時のいずれか早い時までをいいます。

(6) 「被保険者提供品の欠陥」とは、次に掲げる欠陥（被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかつた欠陥に限ります。）をいいます。

(イ) 被保険者提供品に存在する材質上の欠陥

(ロ) 設計または仕様上の不良によって生じた被保険者提供品の欠陥

(ハ) 修繕工事期間が開始する以前または被保険者提供品として特定される以前に生じた被保険者提供品の工作上の欠陥

(てん補しない損害－1)

第5条 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負いません。

(1) 「排水、排気（煙、蒸気等を含みます。）またはじんあいの発生。ただし、不測、かつ、突発的な事故による場合を除きます。

(2) 地震または火山の噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）

(3) 盗難または紛失

(4) 船舶の検査または工事に関する法令が遵守されなかったことによる本船の船倉または区画に発生した引火性ガスもしくは爆発性ガスの爆発（これによって生じた火災を含みます。）

(5) 砲弾、水雷等の試射

(てん補しない損害－2)

第6条 当会社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことにより被る損害をてん補する責任を負いません。

(1) 人の死傷または疾病に対する賠償責任

(2) 名目のいかんにかかわらず、修繕工事の遅延による延滞料もしくは違約金の支払、本船の滞船料、運賃損失もしくは用船料損失またはこれらに類似の損失に対する賠償責任

(3) 漁業権、営業権その他類似の財産権の侵害に対する賠償責任

(4) 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任。このうち第1条第1項第1号または第2号については、一般に結ばれている修繕工事契約に比して加重された損害賠償

(てん補しない損害－3)

第7条 当会社は、第1条第1項第3号に規定する賠償責任のうち被保険者が次に掲げる賠償責任を負ったことにより被る損害をてん補する責任を負いません。

(1) 排油によって生じた賠償責任

(2) 被保険者が所有または貸借する船舶（総トン数20トン以上で自航能力を有するものをいいます。）の衝突によって生じた賠償責任

(3) 被保険者が所有、使用もしくは管理する航空機または自動車によって生じた賠償責任

(4) 対象船舶および積荷を除き、被保険者が所有、占有もしくは貸借し、または船舶修繕者として使用する財物の損害に対する賠償責任

(てん補しない損害－4)

第8条 当会社は、修繕工事の設計上もしくは仕様上の不良によって生じた対象船舶の欠陥（被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限ります。）により対象船舶に損害が生じた場合、または被保険者提供品の欠陥により修繕工事期間終了後に対象船舶に損害が生じた場合、その欠陥が存在する部分に対する損害をてん補する責任を負いません。

(試運転のための航行)

第9条 この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、本船は、試運転を目的とする場合に限り、この保険証券記載の造船所から水路100浬（被曳航行の場合は25浬）の区域内を航行することができます。

(てん補額の限度)

第10条 この特別約款によって当社がてん補すべき金額は、1回の保険事故ごとに次のとおりとします。

(1) 第1条もしくは第2条に規定する損害または第3条第1号に掲げる損害については、その損害の合算額（被保険者が代位取得するものがあるときはその価額を控除します。）からこの保険証券記載の免責金額を控除した残額

(2) 第3条第2号に掲げる損害については、その全額。ただし、前号に規定する損害の合算額がこの保険証券記載のてん補限度額を超過する場合は、てん補限度額のその合算額に対する割合をもって算出された金額に限ります。

2 前項各号に掲げるてん補額は、それぞれこの保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

(修繕未完了の損害)

第11条 被保険者が第1条第1項第1号または第2条に掲げる損害の修繕を完了する以前に、発注者が本船を修繕工事を施工する場所から移動しようとしてその実行に着手したときは、前条第1項第1号の規定により当会社がてん補すべき金額は、その時の被保険者の造船所における修繕見積額を限度とします。

(修繕工事期間と保険期間の関係)

第12条 当会社は、第1条および第2条の規定にかかわらず、次に掲げる損害によって被保険者が被る損害をてん補する責任を負いません。

(1) 保険期間開始前に修繕工事期間が開始した場合は、保険期間開始前に生じた対象船舶、積荷またはそれ以外の財物の損害

(2) 保険期間満了時に、対象船舶の修繕工事期間が終了していない場合は、保険期間満了後に生じた対象船舶、積荷またはそれ以外の財物の損害

(普通約款との関係)

第13条 普通約款の各条項の全部または一部がこの特別約款に抵触するときは、この特別約款が普通約款に優先して適用されます。

船底防汚塗料てん補特別条項（船舶修繕者賠償責任保険用）

(平成22年4月1日改正)

第1条 保険事故によって生じた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために被保険船舶の上架または入きょを必要とした場合に、船底の防汚塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するために要する妥当な船底防汚塗料の代金および塗装費（以下「船底防汚塗装費」といいます。）を船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第1項の修繕費に含めます。

第2条 前条の場合に、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、船底防汚塗装費は普通約款第4条第1項の修繕費に含めません。

被保険者提供品担保特別条項

(平成22年4月1日改正)

第1条 当会社は、修繕工事の不良により修繕工事期間中に被保険者提供品に損害が生じた場合は、その修繕費（船舶保険普通保険約款第4条の規定によります。）を船舶修繕者賠償責任保険特別約款第2条第1項に規定する修繕費に追加し、同特別約款の規定に従いてん補する責任を負います。ただし、その損害は対象船舶の修繕工事期間の開始からその修繕工事期間終了後60日以内に発見されたものにかぎります。

第2条 当会社は、次に掲げる損害の修繕費をてん補する責任を負いません。

- (1) 被保険者提供品の欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥にかぎります。）によって損害が生じたときは、その欠陥の存在する部分の損害
- (2) この保険証券記載の航路定限外において生じた被保険者提供品の損害。ただし、この保険証券記載の船舶（以下「本船」といいます。）が試運転を目的としてこの保険証券記載の造船所から水路100浬（被曳航行の場合は25浬）の区域内を航行する場合は、このかぎりではありません。

第3条 被保険者が第1条に掲げる損害の修繕を完了する以前に、発注者が本船を修繕工事を施工する場所から移動しようとしてその実行に着手したときは、第1条により追加する修繕費は、その時の被保険者の造船所における修繕見積額を限度とします。

第4条 当会社は、第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損害の修繕費をてん補する責任を負いません。

- (1) 保険期間開始前に修繕工事期間が開始した場合は、保険期間開始前に生じた被保険者提供品の損害
- (2) 保険期間満了時に、対象船舶の修繕工事期間が終了していない場合は、保険期間満了後に生じた被保険者提供品の損害

被保険者所有船に関する追加担保特別条項

(船舶修繕者賠償責任保険用)

(平成22年4月1日改正)

この保険証券記載の船舶修繕者賠償責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条を次のように改めます。

第1条 当会社は、被保険者が船舶修繕者として、次に掲げる法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負ったことにより被る損害にかぎり、てん補する責任を負います。ただし、次に掲げる各号の損害は対象船舶の修繕工事期間の開始からその修繕工事期間終了後60日以内に発見されたものにかぎります。

- (1) 修繕工事期間中に対象船舶または積荷に与えた損害に対する賠償責任
- (2) 修繕工事の不良により修繕工事期間終了後に対象船舶または積荷に生じた損害に対する賠償責任
- (3) 修繕工事により修繕工事期間中に生じた対象船舶および積荷以外の財物の損害に対する賠償責任

- 2 前項の場合において、当会社がてん補する損害は、被保険者が支出する損害賠償金（損害賠償として損害発生直前の状態に復旧するために要する妥当な費用を含みます。）とし、その支出にあたっては、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。
- 3 対象船舶が被保険者の所有または賃借している船舶の場合であっても、対象船舶が第三者の所有または賃借している船舶の場合に準じて前二項が適用されるものとします。この場合、対象船舶、造船設備の各々における過失の有無およびその割合ならびに損害額については被保険者と当会社の間で協定します。
- 4 前項の協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときは、被保険者と当会社は、協議して各自1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。
- 5 前二項の規定が適用される場合には、特別約款第7条第2号の規定は適用しないものとします。

包括契約特別条項（暫定保険料方式用）

（平成25年4月1日改正）

第1条 この保険契約においては、被保険者が保険期間内に修繕工事を施工するこの保険証券記載のすべての船舶を対象とします。

第2条 対象船舶（本条においては積荷を含みます。）が1回の保険事故により2隻以上損害を被った場合、当会社は、船舶修繕者賠償責任保険特別約款第10条第1項第1号および第2号によりてん補すべき金額については、1対象船舶ごとに同条の規定を適用します。ただし、免責金額の控除は、1回の保険事故ごとに適用するものとします。

第3条 被保険者は、当会社に対し、保険期間内に修繕工事を施工するすべての対象船舶につき、修繕工事の内容を当会社の定める通知書により通知しなければなりません。

- 2 被保険者の故意または重大な過失によって前項の通知に脱漏があった場合は、当会社は、その船舶について生じた損害をてん補する責任を負いません。
- 3 保険契約者は第1項の通知に脱漏があった場合でも、その船舶の修繕工事費に対する保険料を支払わなければなりません。

第4条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険料率および保険料は暫定とし、保険期間満了（保険契約の解除の場合は、満了とみなします。）後、保険期間内のすべての対象船舶の修繕工事費合計額に基づき算出された確定保険料（当会社の定める最低保険料に達しないときは最低保険料）と暫定保険料との差額を精算するものとします。

- 2 この保険契約においては、船舶保険普通保険約款第22条第1項および第3項の規定は適用しません

第5条 保険契約者または被保険者は、保険期間内のすべての修繕工事につき、各通知項目の明細を記載した帳簿またはこれに代わるデータを備え付けまたは保管しなければなりません。

- 2 当会社は、第3条に定める通知に関し、保険契約者または被保険者に対して、前項の帳簿またはデータの提出または閲覧を求めるることができます。この場合には当会社が求めた帳簿またはデータを速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

包括契約特別条項（暫定保険料方式直近会計年度用）

（平成29年4月1日制定）

第1条 この保険契約においては、被保険者が保険期間内に修繕工事を施工するこの保険証券記載のすべての船舶を対象とします。

第2条 対象船舶（本条においては積荷を含みます。）が1回の保険事故により2隻以上損害を被った場合、当会社は、船舶修繕者賠償責任保険特別約款第10条第1項第1号および第2号によりてん補すべき金額については、1対象船舶ごとに同条の規定を適用します。ただし、免責金額の控除は、1回の保険事故ごとに適用するものとします。

第3条 被保険者は、当会社に対し、保険期間内に修繕工事を施工するすべての対象船舶につき、修繕工事の内容を当会社の定める通知書により通知しなければなりません。

- 2 被保険者の故意または重大な過失によって前項の通知に脱漏があった場合は、当会社は、その船舶について

生じた損害をてん補する責任を負いません。

3 保険契約者は第1項の通知に脱漏があった場合でも、その船舶の修繕工事費に対する保険料を支払わなければなりません。

第4条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険料率および保険料は暫定とし、保険期間満了後、保険契約者である法人における1年単位の直近の会計年度内のすべての船舶修繕工事費合計額に基づき算出された確定保険料（当会社の定める最低保険料に達しないときは最低保険料）と暫定保険料との差額を精算するものとします。

2 本特別条項において

(1) 「直近の会計年度」とは、この保険契約締結時に決算が完了しており、保険契約者が確定した船舶修繕工事費を把握可能な最新の会計年度の翌会計年度をいいます。ただし、この保険契約に1年間の保険期間を満了した前契約がある場合は、前契約で保険料を確定するために用いた会計年度の翌会計年度とします。

(2) 「前契約」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一であり、保険期間の末日をこの保険契約の保険期間の初日とする保険契約をいいます。ただし、本特別条項が付帯された保険契約にかぎります。

3 第1項の規定にかかわらず、保険期間を1年未満とする保険契約の場合または保険契約が保険期間中途で解除された場合は、保険期間内のすべての対象船舶の修繕工事費合計額に基づき算出された確定保険料（当会社の定める最低保険料に達しないときは最低保険料）と既収保険料との差額を精算するものとします。

4 この保険契約においては、船舶保険普通保険約款第22条第1項および第3項の規定は適用しません。

第5条 保険契約者または被保険者は、保険期間内のすべての修繕工事につき、各通知項目の明細を記載した帳簿またはこれに代わるデータを備え付けまたは保管しなければなりません。

2 当会社は、第3条に定める通知に関し、保険契約者または被保険者に対して、前項の帳簿またはデータの提出または閲覧を求めることができます。この場合には当会社が求めた帳簿またはデータを速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

包括契約特別条項（暫定保険料方式直近月末用）

（平成29年4月1日制定）

第1条 この保険契約においては、被保険者が保険期間内に修繕工事を施工するこの保険証券記載のすべての船舶を対象とします。

第2条 対象船舶（本条においては積荷を含みます。）が1回の保険事故により2隻以上損害を被った場合、当会社は、船舶修繕者賠償責任保険特別約款第10条第1項第1号および第2号によりてん補すべき金額については、1対象船舶ごとに同条の規定を適用します。ただし、免責金額の控除は、1回の保険事故ごとに適用するものとします。

第3条 被保険者は、当会社に対し、保険期間内に修繕工事を施工するすべての対象船舶につき、修繕工事の内容を当会社の定める通知書により通知しなければなりません。

2 被保険者の故意または重大な過失によって前項の通知に脱漏があった場合は、当会社は、その船舶について生じた損害をてん補する責任を負いません。

3 保険契約者は第1項の通知に脱漏があった場合でも、その船舶の修繕工事費に対する保険料を支払わなければなりません。

第4条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険料率および保険料は暫定とし、保険期間満了後、直近の月末日から過去1年以内のすべての船舶修繕工事費合計額に基づき算出された確定保険料（当会社の定める最低保険料に達しないときは最低保険料）と暫定保険料との差額を精算するものとします。

2 本特別条項において

(1) 「直近の月末日」とは、この保険契約締結時に、保険契約者が確定した船舶修繕工事費を把握可能な最新の月末日の1年後の応当日（1年後に応当日がないときは、その月の末日をもって応当日とします。以下同様とします。）をいいます。ただし、この保険契約に1年間の保険期間を満了した前契約がある場合は、前契約で保険料を確定するために用いた船舶修繕工事費の集計期間の末日の1年後の応当日とします。

(2) 「前契約」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一であり、保険期間の末日をこの

保険契約の保険期間の初日とする保険契約をいいます。ただし、本特別条項が付帯された保険契約にかぎります。

3 第1項の規定にかかわらず、保険期間を1年未満とする保険契約の場合または保険契約が保険期間中途で解除された場合は、保険期間内のすべての対象船舶の修繕工事費合計額に基づき算出された確定保険料（当会社の定める最低保険料に達しないときは最低保険料）と既収保険料との差額を精算するものとします。

4 この保険契約においては、船舶保険普通保険約款第22条第1項および第3項の規定は適用しません。

第5条 保険契約者または被保険者は、保険期間内のすべての修繕工事につき、各通知項目の明細を記載した帳簿またはこれに代わるデータを備え付けまたは保管しなければなりません。

2 当会社は、第3条に定める通知に関し、保険契約者または被保険者に対して、前項の帳簿またはデータの提出または閲覧を求めるることができます。この場合には当会社が求めた帳簿またはデータを速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

包括契約特別条項（確定保険料方式用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 この保険契約においては、被保険者が保険期間内に修繕工事を施工するこの保険証券記載のすべての船舶を対象とします。

第2条 対象船舶（本条においては積荷を含みます。）が1回の保険事故により2隻以上損害を被った場合、当会社は、船舶修繕者賠償責任保険特別約款第10条第1項第1号および第2号によりてん補すべき金額については、1対象船舶ごとに同条の規定を適用します。ただし、免責金額の控除は1回の保険事故ごとに適用するものとします。

超過個別契約特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条 この保険証券において、当会社がてん補すべき金額は、船舶修繕者賠償責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第10条の規定にかかわらず、1回の保険事故ごとに次のとおりとします。

(1) 特別約款第1条、第2条および第3条第1号に掲げる損害については、その合算額がこの保険証券記載の包括契約のてん補限度額と免責金額との合算額を超過する場合の超過額。ただし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

(2) 特別約款第3条第2号に掲げる損害については、その損害額がこの保険証券記載の包括契約のてん補限度額を超過する場合の超過額。ただし、この保険証券記載のてん補限度額を限度とします。

第2条 この保険契約においては、この保険証券記載の保険料率および保険料は暫定とし、保険期間満了（保険契約の解除の場合は、満了とみなします。）後、対象船舶の修繕工事費に基づき算出された確定保険料（当会社の定める最低保険料に達しないときは最低保険料）と暫定保険料との差額を精算するものとします。

2 この保険契約においては、船舶保険普通保険約款第22条第1項および第3項の規定は適用しません。

個別契約保険料精算特別条項

（平成22年4月1日改正）

この保険契約においては、この保険証券記載の保険料率および保険料は暫定とし、保険期間満了（保険契約の解除の場合は、満了とみなします。）後、対象船舶の修繕工事費に基づき算出された確定保険料（当会社の定める最低保険料に達しないときは最低保険料）と暫定保険料との差額を精算するものとします。

2 この保険契約においては、船舶保険普通保険約款第22条第1項および第3項の規定は適用しません。

電子機器類の日付認識問題に関する特別条項（B）

（平成22年4月1日改正）

第1条 本特別条項における電子機器類とは、ハードウェア、集積回路、チップ、ソフトウェア、オペレーティング・システム、プログラム、データ等を含むすべての電子機器をいいます。

2 本特別条項における日付認識問題とは、前項に掲げる電子機器類が年月日、時刻の認識に関して正常に対応

できないために機能不全または作動不良を起こす現象をいいます。

第2条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、保険契約者または被保険者が所有、賃借または管理する電子機器類（ただし、対象船舶の一部となるものおよび積荷を除きます。）の日付認識問題に関する欠陥によって被保険者が被ったいかなる損害もてん補する責任を負いません。

2 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、保険契約者または被保険者が所有、賃借または管理する電子機器類（ただし、対象船舶の一部となるものおよび積荷を除きます。）の日付認識問題に関する欠陥（現実に存在すると否とを問いません。）を是正または確認するために措置を講じている際に、その措置によって被保険者が被ったいかなる損害もてん補する責任を負いません。

第3条 前条の規定にかかわらず、当会社は、損害が次の各号のいずれかに該当することを保険契約者または被保険者が証明した場合にかぎり、本保険証券記載の普通保険約款、特別約款および特別条項の規定に従いてん補する責任を負います。

(1) 保険契約者または被保険者が、電子機器類の日付認識問題に関する欠陥を是正するために、相当の注意を払い、当該電子機器類の製造者またはそれに準ずる専門家の指定した方法または手順に従って、あらかじめ必要または有益な措置（当該電子機器類の製造者またはそれに準ずる専門家自身によってなされた措置を含みます。）を講じていたにもかかわらず生じたものであること

(2) 保険契約者または被保険者が、電子機器類の日付認識問題に関する欠陥を是正または確認するために、相当の注意を払い、当該電子機器類の製造者またはそれに準ずる専門家の指定した方法または手順に従って、必要または有益な措置（当該電子機器類の製造者またはそれに準ずる専門家自身によってなされる措置を含みます。）を講じている際に、その措置によって生じたものであること

第4条 当会社は、いかなる場合も対象船舶もしくは積荷の電子機器類または第三者が所有、賃借または管理する電子機器類に関して被保険者が被った次に掲げる損害をてん補する責任を負いません。

- (1) 電子機器類の日付認識問題に関する欠陥の是正または確認に対する賠償責任およびその修繕費
- (2) 直接であると間接であるとを問わず電子機器類の日付認識問題に関する欠陥によって生じた電子機器類の機能不全または作動不良の是正または確認に対する賠償責任およびその修繕費
- (3) 直接であると間接であるとを問わず電子機器類の日付認識問題に関する欠陥によって生じたソフトウェア、オペレーティング・システム、プログラムおよびデータの電子的滅失または損傷の是正または確認に対する賠償責任およびその修繕費

保険料追加払特別条項（船舶修繕者賠償責任保険・確定保険料方式用）

（平成29年4月1日制定）

第1条 当会社がこの保険証券記載の船舶修繕者賠償責任保険特別約款の規定により損害をてん補すべき場合において、この保険証券記載のてん補限度額に達する保険金を支払うときは、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

18. 航路定限

日本全沿岸

(令和5年4月1日改正)

- 1 北緯46度以南、同24度以北および東経146度45分以西、同124度以東の水域。ただし、サハリン、シベリア、朝鮮半島および遼東半島の沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）を除きます。
- 2 前項の水域内の港津と次に掲げる島嶼（以下「追加島嶼」といいます。）相互間の航行および追加島嶼相互間の航行（八重山列島相互間の航行を含みます。）
 - (1) 八重山列島
 - (2) 沖ノ鳥島
 - (3) 南鳥島
 - (4) エトロフ島
 - (5) シコタン島
- 3 沖ノ鳥島を起点に水路25浬の範囲内
- 4 南鳥島を起点に水路25浬の範囲内

近海水域（A）

(平成22年4月1日改正)

- 1 北緯46度以南、同21度以北および東経160度以西、同113度以東の水域。ただし、シベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）ならびにエトロフ島およびウルップ島を除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず
 - (1) ウラジオストックおよびナホトカに航行することができます。
 - (2) 3月15日より11月14日に至る間はサハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）に航行することができますが、11月14日までに上記地域内における最後の港を航路定限内の港に向けて出帆しなければなりません。

近海水域（B）

(平成22年4月1日改正)

- 1 北緯46度以南、南緯11度以北および東経175度以西、同94度以東の水域。ただし、シベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）ならびにエトロフ島およびウルップ島を除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず
 - (1) ウラジオストックおよびナホトカに航行することができます。
 - (2) 3月15日より11月14日に至る間はサハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）に航行することができますが、11月14日までに上記地域内における最後の港を航路定限内の港に向けて出帆しなければなりません。

世界水域

(平成22年4月1日改正)

- 世界航路。ただし、次に掲げる水域を除きます。
- 1 北アメリカ大西洋沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）。ただし、次の水域にかぎります。
 - (1) 北緯52度10分以北、西経50度以西の水域
 - (2) 12月21日より4月30日に至る間、セント・ローレンス湾（バトル・ハーバーとピストトレ湾、レイ岬とノース岬、ホークスベリー港とマルグレーブ港およびベイ・コモーとマターンを結ぶ線により囲まれた水域）
 - (3) 12月1日より4月30日に至る間、ベイ・コモーとマターンを結ぶ線以西、モントリオール以東のセント・ローレンス川
 - 2 五大湖およびモントリオール以西（モントリオールを除きます。）のセント・ローレンス水路

3 グリーンランド水域

4 西経130度50分以西の北アメリカ太平洋沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）および北緯54度30分以北、西経160度以東の北太平洋水域。ただし、航路定限内の諸港間航行のために通過する場合を除きます。

5 バルチック海。ただし、次の期間および水域にかぎります。

(1) 12月10日より5月25日に至る間、モー（北緯63度24分）とヴァーサ（北緯63度06分）を結ぶ線以北の水域（モーおよびヴァーサを除きます。）

(2) 12月15日より5月15日に至る間、ヴィープリ（東経28度47分）とナルヴァ（東経28度12分）を結ぶ線以東の水域（ヴィープリおよびナルヴァを除きます。）

(3) 1月8日より5月5日に至る間、ストックホルム（北緯59度20分）とターリン（北緯59度24分）を結ぶ線以北の水域（ストックホルムおよびターリンを除きます。）

(4) 12月28日より5月5日に至る間、北緯59度以南、東経22度以東の水域

6 北緯70度以北の水域。ただし、ノルウェイ沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）またはコラ湾へ往復航行する場合を除きます。

7 ベーリング海

8 シベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）および北緯46度以北、東経180度以西のアジア水域。ただし、次に掲げるものを除きます。

(1) ウラジオストックおよびナホトカ

(2) 3月15日より11月14日に至る間にサハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）を航行すること。ただし、11月14日までに上記地域内の最後の港を航路定限内の港に向けて出帆しなければなりません。

(3) 航路定限内の諸港間航行のために通過すること

9 ケルグレン島およびクロセット諸島

10 南緯50度以南の水域。ただし、次に掲げるものを除きます。

(1) パタゴニア、チリおよびフォークランド諸島

(2) 航路定限内の諸港間航行のために通過すること

瀬 戸 内 海

(平成22年4月1日改正)

八幡岬／八幡岬から359度30分2,000メートルの地点／馬島西端／村崎鼻線以東、日の御崎／蒲生田崎線以北、由良崎／鶴御崎線以北の水域

東 京 湾

(平成22年4月1日改正)

神奈川県三崎と千葉県洲崎を結ぶ線以北の水域（城ヶ島を含みます。）

鹿 児 島 湾

鹿児島県長崎鼻と同県立目崎を結ぶ線以北の水域

平 水 区 域 第 1 号

千葉県富津岬から神奈川県観音崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平 水 区 域 第 2 号

静岡県御浜崎から同県清水灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平 水 区 域 第 3 号

愛知県伊良湖岬灯台から三重県神島灯台から180度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県菅島灯台まで引いた線、同灯台から同県松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第4号

三重県菅崎から同県安乗崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第5号

三重県城山崎から同県御座崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第6号

和歌山県駒崎から同県灯明崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第7号

和歌山県宮崎ノ鼻から同県田倉崎から236度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島江崎灯台から330度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第8号

兵庫県加古川口左岸突端から同県加島東端まで引いた線、同島東端から香川県小豆島大角鼻灯台まで引いた線、同灯台から同県馬ヶ鼻まで引いた線、愛媛県忽那山から山口県平郡島南東端から180度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県八島洲崎まで引いた線、同島鉢崎から同県祝島鳥帽子鼻まで引いた線、同島西端から同県尾島西端まで引いた線、同島西端から同県野島南端まで引いた線、同島西端から同県三田尻中関港築地東防波堤南灯台から137度5,200メートルの地点まで引いた線、同地点から同県丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第10号

山口県宇部岬港沖防波堤東灯台から90度600メートルの地点から258度20,000メートルの地点まで引いた線、同地点から180度に引いた線、福岡県八幡岬から359度30分2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県馬島西端まで引いた線、同島西端から山口県村崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第11号

愛媛県女子鼻から同県大崎鼻灯台から290度4,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県嘉島宇和嘉島灯台まで引いた線、同灯台から同県戸島西端まで引いた線、同島西端から同県須下崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第12号

大分県臼石鼻から同県関崎灯台から90度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県沖無垢島東端まで引いた線、同島東端から同県高甲岩灯台まで引いた線、同灯台から同県先ノ瀬灯台まで引いた線、同灯台から同県鶴御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第13号

鹿児島県小根占崎から同県金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第14号

鹿児島県奄美群島奄美大島神ノ鼻から加計呂麻島カネンテ崎まで引いた線、同島西端から江仁屋離西端まで引いた線、江仁屋離西端から奄美大島曾津高崎まで引いた線、同島曾津高崎から枝手久島戸倉崎まで引いた線、同島戸倉崎から奄美大島倉木崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第15号

沖縄県沖縄群島沖縄島金武岬から43度5,500メートルの地点から伊計島灯台から73度1,900メートルの地点まで

引いた線、同地点から浮原島東端まで引いた線、同島東端から久高島灯台から147度2,500メートルの地点まで引いた線、同地点から沖縄島知念岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第16号

沖縄県沖縄群島沖縄島渡久地港本部防波堤灯台から154度4,000メートルの地点から水納島灯台から248度2,200メートルの地点まで引いた線、同地点から0度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から68度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第17号

沖縄県沖縄群島沖縄島備瀬崎灯台から99度9,200メートルの地点から古宇利島北端まで引いた線、同島北端から115度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第18号

沖縄県慶良間列島渡嘉敷島阿波連崎から外地島南端まで引いた線、同島南端から阿嘉島南西端まで引いた線、同島南西端から屋嘉比島南端まで引いた線、同島北端から座間味島西端まで引いた線、同島北東端から渡嘉敷島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第19号

沖縄県宮古列島宮古島南端から来間島南端まで引いた線、同島南西端から下地島南西端まで引いた線、同島北西端から伊良部島北端まで引いた線、同島北端から池間島北西端まで引いた線、同島北端から大神島北端まで引いた線、同島東端から宮古島ピンフ岳まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第20号

沖縄県八重山列島石垣島白保崎から黒島南端まで引いた線、同島南端から新城島（下地）南端まで引いた線、同島南西端から309度に引いた線、西表島野原崎から石垣島大崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第21号

沖縄県八重山列島西表島宇奈利崎西端から外離島北西端まで引いた線、同島北西端から西表島八重目崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第22号

鹿児島県黒之浜港西防波堤灯台から193度200メートルの地点から同県長島南端まで引いた線、同島大崎から熊本県下須島尾崎まで引いた線、同島ビシャゴ瀬ノ鼻から同県天草下島鶴崎まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第23号

長崎県三重崎から同県野母崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第24号

長崎県才ノ鼻から同県崎戸島南西端まで引いた線、同島南西端から同県御床島西端まで引いた線、同島西端から同県蠣ノ浦島鶴崎まで引いた線、同島鶴崎から同県平戸島坊山崎まで引いた線、同島魚見崎から同県大瀬崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第24号の2

長崎県五島列島中通島入鹿鼻から若松島白崎まで引いた線、同島ビシャゴ鼻から中通島焼崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第25号

長崎県対馬上島鴨居瀬港西防波堤灯台から82度1,000メートルの地点から黒島北端まで引いた線、同島南端から下島折瀬鼻まで引いた線、同島綱掛崎から307度に引いた線、同島郷崎から上島小松崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第26号

佐賀県値賀崎から同県向島北端まで引いた線、同島北端から長崎県黒島北西端まで引いた線、同島北西端から同県青島北西端まで引いた線、同島北西端から同県津崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第27号

福岡県串崎から佐賀県神集島北端まで引いた線、同島北端から同県加部島北端まで引いた線、同島北端から同県波戸岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第28号

福岡県志賀島大崎から同県西浦岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第29号

山口県泊崎から185度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第30号

山口県虎ヶ崎から同県青海島東端まで引いた線、同島北西端から同県今岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第31号

島根県隱岐諸島中ノ島木路ヶ崎から知夫里島東端まで引いた線、同島帶ヶ崎から西ノ島漕廻鼻まで引いた線、同島北東端から中ノ島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第32号

島根県地蔵崎から鳥取県日野川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第33号

京都府鷺崎から同府博奕岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第34号

福井県小山ノ鼻から同県鋸崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第35号

福井県岡崎から同県立石岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第36号

石川県能登小木港犬山灯台から富山県小矢部川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第37号

青森県貝崎から同県明神崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第38号

北海道大鼻岬から同道葛登支岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第39号

北海道尻別川口右岸突端から同道弁慶岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第40号

北海道高島岬から137度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第40号の2

北海道野付埼灯台から249度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第41号

北海道末広崎から同道大黒島砂崎まで引いた線、同島南端から同道尻羽崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第42号

岩手県姉ヶ崎から同県閉伊崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第43号

岩手県小根ヶ崎から同県館ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第44号

岩手県七戻崎から同県長崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第45号

岩手県尾崎から同県馬田岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第46号

岩手県コオリ崎から同県碁石崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第47号

宮城県御崎岬から同県大島陸前大島灯台から150度1,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県岩井崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第48号

宮城県白銀崎から同県出島北端まで引いた線、同島四子ノ崎から同県大貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第48号の2

宮城県渡波尾崎灯台から274度30分10,300メートルの地点まで引いた線、同地点から341度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

平水区域第49号

宮城県宮戸島萱野崎から同県花淵崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

漁船航路定限(1)

(平成22年4月1日改正)

東経94度以東、東経180度以西、北緯48度以南、南緯13度以北の太平洋およびインド洋

漁船航路定限(2)

(平成22年4月1日改正)

東経20度以東、北緯50度以南、南緯50度以北の太平洋およびインド洋。ただし、次に掲げる水域および航行を除きます。

- (1) 北緯48度以北、西経135度以西の太平洋
- (2) ケルグレン島、クロセット諸島への航行

漁船航路定限(3)

(平成22年4月1日改正)

北緯50度以南、南緯50度以北の太平洋、南緯50度以北のインド洋および北緯60度以南、南緯50度以北の大西洋。ただし、次に掲げる水域および航行を除きます。

- (1) 北緯48度以北、西経135度以西の太平洋
- (2) 北緯43度40分以北、西経20度以西の大西洋
- (3) バルチック海
- (4) ケルグレン島、クロセット諸島への航行

日本全沿岸および大韓民国

(令和5年4月1日改正)

- 1 北緯46度以南、同24度以北および東経146度45分以西、同124度以東の水域。ただし、サハリン、シベリア、朝鮮半島および遼東半島の沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）を除きます。
- 2 前項の水域内の港津と次に掲げる島嶼（以下「追加島嶼」といいます。）相互間の航行および追加島嶼相互間の航行（八重山列島相互間の航行を含みます。）
 - (1) 八重山列島
 - (2) 沖ノ鳥島
 - (3) 南鳥島
 - (4) エトロフ島
 - (5) シコタン島
- 3 沖ノ鳥島を起点に水路25浬の範囲内
- 4 南鳥島を起点に水路25浬の範囲内
- 5 第1項の規定にかかわらず、北緯33度以北、同39度60分以南、東経131度以西、同124度以東の大韓民国沿岸水域を含みます。

19. 承諾書に適用される特別条項

保険料精算特別条項（承諾書用）

（平成22年4月1日改正）

この保険契約においては、この承諾書記載の保険料率および保険料は暫定とし、後日保険料率が確定した場合には、その確定した料率に従って保険料を精算するものとします。

氷による損傷修繕費不担保特別条項（承諾書用）

（平成22年4月1日改正）

当会社は、被保険船舶がこの承諾書により承諾した航路定限外航行中または航路定限拡張区域航行中に氷と衝突または接触し、これによって被保険船舶が被った損傷の修繕費については、てん補する責任を負いません。ただし、その損傷がこの保険証券のもとで当会社がてん補すべき損害（氷との衝突または接触による損害を除きます。）を防止軽減するために生じたときは、このかぎりではありません。

航海の条件に関する特別条項（承諾書用）

（平成22年4月1日改正）

当会社は、この承諾書記載の航海の条件の全部または一部に反する事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

航路定限外航行の条件に関する特別条項

（令和4年4月1日制定）

第1条 当会社は、次に掲げる条件を満たす場合にかぎり、航路定限外航行以後に生じた損害をてん補する責任を負います。

- (1) 被保険船舶は、次に掲げる装置を装備していること
 - (イ) 2基の独立したレーダーセット
 - (ロ) 1つ以上の全地球航法衛星システム（米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、中国のCompassなど）
 - (ハ) 無線トランシーバーおよびGMDSS
 - (ニ) 天候図ファックス記録装置、または、これに代わる気象情報および航路情報を受信するための装置
 - (ホ) 北緯70度以北を航行するときは、製造者またはその代理店が承認した緯度補正を施したジャイロコンパス
- (2) 前号に掲げるいずれの場合においても、すべての航行補助装置、レーダー、アルパ（自動衝突予防援助装置）、エコーサウンダー、スピードログ、ナブテックス、コンパス、クロノメーター、通信システム等が完全に作動し、有資格者によって操作されていること
- (3) 被保険船舶は、船員への最新の通知に基づいて更新された適切な航海用海図、航海指示書、無線信号のリスト、ログ信号、灯火、水先案内書を所持していること
- (4) 被保険船舶は、該当する沿岸国当局によって定められたすべての水先案内要件、交通規制および管制を遵守すること

第2条 当会社は、前条各号の全部または一部に反する事実が発生した場合は、その時以後に生じた損害をてん補する責任を負いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、このかぎりではありません。

新旧両証券にまたがる承諾特別条項

（平成22年4月1日改正）

第1条 この承諾書記載の承諾事由が消滅する以前に、この保険契約の保険期間が満了したときは、当会社との保険契約を更新するか、またはこの承諾事由が消滅するまで保険期間を延長しなければ、当会社は、この保

険契約の保険期間満了後に生じた損害をてん補する責任を負いません。

第2条 この保険契約を更新した場合には、以後この承諾にかかる当会社の責任は、更新された保険契約（以下「更新保険契約」といいます。）の内容に従うものとします。

第3条 更新保険契約の内容が、この保険契約の内容に比較し、この承諾にかかる当会社の責任を増加または軽減させた場合には、当会社は、この保険契約および更新保険契約のそれぞれのてん補の範囲等に基づき承諾期間全体に対する割増保険料を算出し、承諾期間全体を分母、この保険契約および更新保険契約のそれぞれの承諾期間を分子として日割をもって計算したものの合算額を割増保険料として、既収割増保険料との差額を請求または返還します。

新旧両証券にまたがる承諾特別条項（戦争・水雷保険用）

（令和3年11月1日制定）

第1条 この承諾書記載の承諾事由（ただし、被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」といいます。）に限ります。）が消滅する以前に、この保険契約の保険期間が満了した場合であっても、この承諾にかかる当会社の責任および保険契約者または被保険者の義務は、保険期間の満了に関わらず、この保険契約の内容に従うものとします。ただし、当該航路定限外航行が終了するまでの期間に限ります。

第2条 前条の場合に、保険契約者は、当該承諾に対する割増保険料について、この保険契約の保険期間の満了に関わらず、その全額をこの保険契約の下で当会社に支払わなければなりません。

第3条 前2条の規定は、戦争、水雷その他の爆発物、だ捕、捕獲、ストライキまたは社会的騒じょう等の危険を担保する保険契約が、この保険契約の保険期間満了後に新たに締結されている場合においても適用されます。

新旧両証券にまたがる承諾特別条項（船舶修繕者賠償責任保険 包括契約用）

（令和5年10月23日制定）

第1条 この保険契約を更新し、かつ、更新された保険契約（以下「更新保険契約」といいます。）においてもこの承諾書記載の船舶の修繕工事が対象となる場合、別段の定めがある場合を除き、更新保険契約に対しても、この承諾の内容を適用します。

第2条 前条に掲げる承諾の内容を除き、この保険契約の更新以後、当会社の責任は、更新保険契約の内容に従うものとします。

第3条 更新保険契約の内容が、この保険契約の内容に比較し、第1条に掲げる承諾の内容以外の点で、当会社の責任を増加または軽減させた場合には、当会社は、この保険契約および更新保険契約のそれぞれのてん補の範囲等に基づきこの承諾書記載の船舶の修繕工事期間（以下「承諾期間」といいます。）全体に対する割増保険料を算出し、承諾期間全体を分母、この保険契約および更新保険契約のそれぞれの承諾期間を分子として日割をもって計算したものの合算額を割増保険料として、既収割増保険料との差額を請求または返還します。

保険料追加払特別条項（船舶承諾書用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険契約のもとで全損金を支払うときは、保険契約者は、当承諾の承諾期間1年に対応する船舶割増保険料からこの承諾書記載の船舶保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が全損金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、全損金から追加払額を控除します。

保険料追加払特別条項（船費承諾書用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険契約のもとで船費保険第1種（A）特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条の規定により損害をてん補すべき場合においては、保険契約者は、当承諾の承諾期間1年に対応する船費割

増保険料からこの承諾書記載の船費保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が特別約款第1条の規定による保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

保険料追加払特別条項（船主責任承諾書用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険契約のもとで船主責任保険特別約款の規定により損害をてん補すべき場合において、この承諾書記載のてん補限度額に達する保険金を支払うときは、保険契約者は、当承諾書の承諾期間1年に対応する割増保険料からこの承諾書記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

保険料追加払特別条項（船舶不稼働承諾書用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険契約のもとで船舶不稼働損失保険特別約款の規定により通算して180日相当額の保険金を支払うときは、保険契約者は、当承諾の承諾期間1年に対応する割増保険料からこの承諾書記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

保険料追加払特別条項（船舶不稼働・90日 承諾書用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険証券記載の船舶不稼働損失保険特別約款（90日用）の規定により通算して90日相当額の保険金を支払うときは、保険契約者は、当承諾の承諾期間1年に対応する割増保険料からこの承諾書記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

保険料追加払特別条項（船舶不稼働・120日 承諾書用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険証券記載の船舶不稼働損失保険特別約款（120日用）の規定により通算して120日相当額の保険金を支払うときは、保険契約者は、当承諾の承諾期間1年に対応する割増保険料からこの承諾書記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

保険料追加払特別条項（曳航者賠償責任承諾書用）

（平成22年4月1日改正）

第1条 当会社がこの保険契約のもとで曳航者賠償責任保険特別約款の規定により損害をてん補すべき場合において、この保険証券記載のてん補限度額に達する保険金を支払うときは、保険契約者は、当承諾書の承諾期間1年に対応する割増保険料からこの承諾書記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

保険料追加払特別条項（漁船船主責任承諾書用）

（平成22年4月1日制定）

第1条 当会社がこの保険契約のもとで漁船船主責任保険特別約款の規定により損害をてん補すべき場合において、この承諾書記載のてん補限度額に達する保険金を支払うときは、保険契約者は、当承諾書の承諾期間1年に対応する割増保険料からこの承諾書記載の保険料を控除した残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

第2条 当会社が前条の保険金を支払う時までに、追加払額の払込みがない場合は、当会社は、その保険金から追加払額を控除します。

20. てん補金支払条項

てん補金支払条項 (A)

(平成26年4月1日改正)

- 1 全損（船舶保険普通保険約款第3条によります。）以外の損害をてん補する場合は、当会社はてん補金をこの証券記載の支払先に支払うものとします。
- 2 本保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定された場合は、法律に従って質権者に支払うものとします。
- 3 前二項にかかわらず、賠償責任損害にかかる保険金の支払については、先取特権等に関する特別条項に従って支払うものとします。

てん補金支払条項 (B)

(平成26年4月1日改正)

- 1 当会社が損害をてん補する場合にはこの証券記載の支払先に支払うものとします。
- 2 本保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定された場合は、法律に従って質権者に支払うものとします。
- 3 前二項にかかわらず、賠償責任損害にかかる保険金の支払については、先取特権等に関する特別条項に従って支払うものとします。

てん補金支払条項 (C)

(平成26年4月1日改正)

- 1 全損（船舶保険普通保険約款第3条によります。）として当会社が損害をてん補する場合は、この証券記載の支払先に支払うものとします。
- 2 前項以外の場合は保険契約者に支払うものとします。
- 3 本保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定された場合は、法律に従って質権者に支払うものとします。
- 4 前二項にかかわらず、賠償責任損害にかかる保険金の支払については、先取特権等に関する特別条項に従って支払うものとします。

てん補金支払条項 (一般用)

(平成26年4月1日改正)

- 1 当会社が全損（船舶保険普通保険約款第3条によります。以下同様とします。）または全損以外の損害をてん補する場合には、それぞれこの証券記載の支払先に支払うものとします。
- 2 本保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定された場合は、法律に従って質権者に支払うものとします。
- 3 前二項にかかわらず、賠償責任損害にかかる保険金の支払については、先取特権等に関する特別条項に従って支払うものとします。

てん補金支払条項 (裸用船用)

(平成26年4月1日改正)

- 1 全損（船舶保険普通保険約款第3条によります。）として当会社が損害をてん補する場合は、被保険者に支払うものとします。
- 2 前項以外の場合は保険契約者に支払うものとします。
- 3 本保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定された場合は、法律に従って質権者に支払うものとします。
- 4 前二項にかかわらず、賠償責任損害にかかる保険金の支払については、先取特権等に関する特別条項に

従って支払うものとします。

てん補金支払条項（共有船用）

（平成26年4月1日改正）

- 1 全損（船舶保険普通保険約款第3条によります。）として当会社が損害をてん補する場合は、被保険者の被保険利益の割合に応じててん補金をそれぞれに直接支払うものとします。
- 2 前項以外の場合は保険契約者に支払うものとします。
- 3 本保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定された場合は、法律に従って質権者に支払うものとします。
- 4 前二項にかかわらず、賠償責任損害にかかる保険金の支払については、先取特権等に関する特別条項に従って支払うものとします。

てん補金支払条項（鉄道・運輸機構との共有船用）

（平成26年4月1日改正）

- 1 全損（船舶保険普通保険約款第3条によります。）として当会社が損害をてん補する場合は、被保険者の被保険利益の割合に応じててん補金をそれぞれに直接支払うものとします。
- 2 前項以外の場合は保険契約者に支払うものとします。
- 3 船舶保険普通保険約款第29条に定める未払込保険料の控除は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構以外の被保険者が受取るべきてん補金よりこれを行うものとします。
- 4 本保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定された場合は、法律に従って質権者に支払うものとします。
- 5 前三項にかかわらず、賠償責任損害にかかる保険金の支払については、先取特権等に関する特別条項に従って支払うものとします。

てん補金支払条項（船舶不稼働用）

（平成26年4月1日改正）

- 1 本保険契約の下に当会社が損失をてん補する場合は、被保険者の被保険利益の割合に応じててん補金を支払うものとします。
- 2 本保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定された場合は、法律に従って質権者に支払うものとします。
- 3 前二項にかかわらず、賠償責任損害にかかる保険金の支払については、先取特権等に関する特別条項に従って支払うものとします。

てん補金支払条項（船舶建造用）

（平成26年4月1日改正）

- 1 全損（船舶保険普通保険約款第3条によります。）として当会社が損害をてん補する場合は、被保険者および発注者それぞれの持分に応じて直接支払うものとします。
- 2 前項以外の場合は、保険契約者に支払うものとします。
- 3 本保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定された場合は、法律に従って質権者に支払うものとします。
- 4 前二項にかかわらず、賠償責任損害にかかる保険金の支払については、先取特権等に関する特別条項に従って支払うものとします。

てん補金支払条項（船舶修繕用）

（平成26年4月1日改正）

- 1 全損（船舶保険普通保険約款第3条によります。）として当会社が損害をてん補する場合は、被保険者の被保険利益の割合に応じて直接支払うものとします。

- 2 前項以外の場合は、保険契約者に支払うものとします。
- 3 本保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定された場合は、法律に従って質権者に支払うものとします。
- 4 前二項にかかわらず、賠償責任損害にかかる保険金の支払については、先取特権等に関する特別条項に従って支払うものとします。

てん補金支払条項（船舶建造・船舶修繕用）

(平成26年4月1日改正)

- 1 全損（船舶保険普通保険約款第3条によります。）として当会社が損害をてん補する場合は、被保険者の被保険利益の割合に応じて直接支払うものとします。
- 2 前項以外の場合は、保険契約者に支払うものとします。
- 3 本保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定された場合は、法律に従って質権者に支払うものとします。
- 4 前二項にかかわらず、賠償責任損害にかかる保険金の支払については、先取特権等に関する特別条項に従って支払うものとします。

てん補金支払条項（船舶運航障害保険用）

(平成26年4月1日改正)

- 1 本保険契約の下に当会社が損失をてん補する場合は、被保険者の被保険利益の割合に応じててん補金を支払うものとします。
- 2 本保険契約に基づく保険金請求権の上に質権が設定された場合は、法律に従って質権者に支払うものとします。
- 3 前二項にかかわらず、賠償責任損害にかかる保険金の支払については、先取特権等に関する特別条項に従って支払うものとします。

索引

(「航路定限」「承諾書に適用される特別条項」「てん補金支払条項」については、目次をご覧ください)

ア

油回収船特別条項	52
----------	----

イ

イラン原油等輸送禁止特別条項	14
----------------	----

工

曳航者賠償責任保険特別約款	88
---------------	----

才

押航船列特別条項(押船第2種衝突損害賠償金てん補用)	48
押航船列特別条項(押船第2種船主責任用)	49
押航船列特別条項(押船第5種用)	49
押航船列特別条項(押船第6種用)	49
押航船列特別条項(船第2種衝突損害賠償金てん補用)	50
押航船列特別条項(船第2種船主責任用)	50
押航船列特別条項(船第5種用)	50
押航または被押航禁止特別条項	52
汚染損害に関する曳航者賠償責任追加担保特別条項	89
汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項	68

力

海賊行為および強盗不担保特別条項	110
解撤回航時の全損金支払制限特別条項	20
解撤回航時の全損金支払制限特別条項(第2種用)	20
火災、電気的・機械的事故、盗難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種用)	91
火災、電気的・機械的事故、盗難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項 (第2種衝突損害賠償金てん補用)	92
火災による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種用)	41
火災による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種衝突損害賠償金てん補用)	41
火災、爆発、風水災、電気的・機械的事故による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種用)	90
火災、爆発、風水災、電気的・機械的事故による損傷修繕費追加担保特別条項 (第2種衝突損害賠償金てん補用)	90
ガット装置禁止特別条項	52
ガット装置等不担保特別条項	53
ガット装置等不担保特別条項(A)	53
感染症不担保特別条項	27
感染症に関する特別条項(A)	134
感染症に関する特別条項(B)	134

感染症に関する特別条項(C).....	135
感染症リスクの取扱いに関する特別条項.....	25
艦艇の保険価額に関する特別条項.....	139
艦艇の保険価額に関する特別条項(一般確定契約方式).....	139

キ

休航戻特別条項(船舶不稼働用).....	100
休航戻特別条項(船舶用).....	36
休航戻特別条項(船費用).....	61
休航戻特別条項(内航船舶主責任用).....	82
共同保険特別条項.....	12
漁具・漁艇不担保特別条項.....	48
漁具に関する特別条項(漁業取締船・漁業調査船用).....	87
漁具不担保特別条項.....	48
漁船舶主責任保険特別約款	84
漁船に関する特別条項(第6種用).....	48
漁船・冷凍運搬船船舶戦争保険特別条項.....	109
漁船・冷凍運搬船船舶不稼働損失戦争保険特別条項.....	118
漁艇被曳航禁止特別条項.....	48

ケ

係船特別条項.....	19
係船特別条項ただし第1条第2号削除.....	19
ケーソンとの衝突による衝突損害賠償責任不担保特別条項.....	51
原子力危険、生物化学兵器、電磁兵器による損害不担保特別条項.....	24

コ

航海完了のための修繕費担保特別条項.....	51
航海の条件に関する特別条項.....	15
航海の条件に関する特別条項(承諾書用).....	169
航路定限外航行にかかる特別条項(戦争保険用).....	106
航路定限外航行に関する特別条項(外航船用).....	22
航路定限外航行の条件に関する特別条項.....	169
航路定限に関する特別条項(A).....	21
航路定限に関する特別条項(B).....	22
航路定限に関する特別条項(C).....	22
航路定限に関する特別条項(非自航式特殊船用).....	58
氷による損傷修繕費不担保特別条項(承諾書用).....	169
国際安全管理規則(ISMコード)に関する特別条項.....	22
個別契約保険料精算特別条項.....	160

サ

サイバーリスクの取扱いに関する特別条項 (A).....	24
サイバーリスクの取扱いに関する特別条項 (B).....	25

先取特権等に関する特別条項	18
---------------	----

シ

地震危険担保特別条項	144
地震危険担保特別条項(船舶建造者責任保険用)	142
地震危険担保特別条項(船舶建造保険用)	140
地震危険不担保特別条項	20
仕向地に関する特別条項	101
仕向地に関する特別条項(船舶不稼働戦争用)	117
修繕費追加担保特別条項(エチレン船用)	37
修繕費追加担保特別条項(L.N.G.船第6種用)	40
修繕費追加担保特別条項(ガット船用)	40
修繕費追加担保特別条項(起重機船用)	39
修繕費追加担保特別条項(杭打船用)	38
修繕費追加担保特別条項(コンクリート・ミキサー船用)	38
修繕費追加担保特別条項(浚渫船用)	37
修繕費追加担保特別条項(トレミ一台船用)	39
修繕費追加担保特別条項(軟弱地盤改良船用)	39
縮小てん補特別条項(全損のみ)	48
浚渫船特別条項(A)	53
浚渫船特別条項(B)	53
小額共同海損担保特別条項	43
衝突による損傷修繕費追加担保特別条項(3/4RDC用)	53
衝突による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種衝突損害賠償金てん補用)	43
消防船・防災船特別条項	52
ショップ・リスク不担保特別条項	139
新旧両証券にまたがる承諾特別条項	169
新旧両証券にまたがる承諾特別条項(戦争・水雷保険用)	170
新旧両証券にまたがる承諾特別条項(船舶修繕者賠償責任保険 包括契約用)	170

ス

スクラバー関連追加費用保険特別約款	44
ストライキ危険担保特別条項	140
ストライキ危険担保特別条項(船舶建造者責任保険用)	142
スリングリスク担保特別条項	57
水線下の損傷修繕費不担保特別条項	57
水線下の損傷修繕費不担保特別条項(衝突による損傷修繕費追加担保特別条項付用)	57

セ

制裁等に関する特別条項	14
船員に対する船主責任追加担保特別条項	66
船客に対する船主責任追加担保特別条項	71
船級に関する特別条項	22
船主責任に関するてん補限度額特別条項	68

船主責任保険特別約款	64
船主責任保険特別約款（内航船船主責任用）	73
船底の清掃費および塗装費不担保特別条項.....	18
船底防汚塗料てん補特別条項(A).....	16
船底防汚塗料てん補特別条項(B).....	17
船底防汚塗料てん補特別条項(海洋構造物等用).....	18
船底防汚塗料てん補特別条項(船舶建造保険用).....	139
船底防汚塗料てん補特別条項(船舶修繕者工事保険用).....	146
船底防汚塗料てん補特別条項(船舶修繕者賠償責任保険用).....	157
船底防汚塗料てん補特別条項(船舶修繕費保険用).....	149
船舶運航障害保険特別約款	124
船舶運航障害保険特別約款(A)	130
船舶運航障害保険特別約款(B)	131
船舶運航障害保険特別約款(C)	132
船舶運航障害保険特別約款(S W)	125
船舶運航障害保険特別約款(W)	128
船舶建造者責任保険特別約款	140
船舶建造保険特別約款	136
船舶建造保険特別約款(高額艦艇用)	137
船舶修繕者工事保険特別約款	144
船舶修繕者責任保険特別約款	146
船舶修繕者賠償責任保険特別約款	150
船舶修繕者賠償責任保険特別約款ただし第1条第1項第3号(第三者賠償)および第7条削除	152
船舶修繕者賠償責任保険特別約款(Y)	154
船舶修繕費保険特別約款	148
船舶修繕保険特別約款	143
船舶水雷保険追加担保特別条項(A)(船主責任)	120
船舶水雷保険追加担保特別条項(B)(船主責任)	120
船舶水雷保険追加担保特別条項(C)(船舶乗組員に対する船主責任)	121
船舶水雷保険追加担保特別条項(作業船用)(船主責任)	121
船舶水雷保険特別約款	119
船舶水雷保険特別約款(作業船用)	119
船舶戦争保険追加担保特別条項(A)(船主責任)	108
船舶戦争保険追加担保特別条項(B)(船主責任)	108
船舶戦争保険追加担保特別条項(C)(船舶乗組員に対する船主責任)	108
船舶戦争保険特別約款	107
船舶乗組員に対する船主責任追加担保特別条項.....	77
船舶不稼働損失戦争保険追加担保特別条項(繰延修繕).....	117
船舶不稼働損失戦争保険特別条項(運賃収入をもって保険価額を定めた場合).....	117
船舶不稼働損失戦争保険特別条項(定期用船料をもって保険価額を定めた場合).....	117
船舶不稼働損失戦争保険特別約款	112
船舶不稼働損失戦争保険特別約款(90日用).....	114
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(A).....	101
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(B).....	101
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(C).....	101
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(L.N.G.船用).....	102
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(L.P.G.専用機器の故障およびL.P.G.タンクの損傷).....	102

船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(アスファルトタンカーの加熱装置の故障)	102
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(液体貨物の爆発)	102
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(エチレン専用機器の故障およびエチレンタンクの損傷)	103
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(カプロラクタム運搬船の加熱装置の故障)	103
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(繰延修繕)	103
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(港湾施設の事故・運河または水路の閉塞)	104
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(被保険船舶の全損)	104
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(溶融硫黄運搬船の加熱装置の故障)	102
船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(冷凍機器の故障)	102
船舶不稼働損失保険特別条項(運賃収入をもって保険価額を定めた場合)	101
船舶不稼働損失保険特別条項(定期用船料をもって保険価額を定めた場合)	101
船舶不稼働損失保険特別約款	94
船舶不稼働損失保険特別約款(90日用)	98
船舶不稼働損失保険特別約款(120日用)	96
船舶保険第1種特別約款	30
船舶保険第2種特別約款	30
船舶保険第2種特別約款ただし第2条(休航戻)削除	30
船舶保険第2種特別約款(衝突損害賠償金てん補)	31
船舶保険第2種特別約款(衝突損害賠償金てん補)ただし第2条(休航戻)削除	31
船舶保険第5種特別約款	32
船舶保険第5種特別約款ただし第2条(休航戻)削除	33
船舶保険第6種特別約款	33
船舶保険第6種特別約款ただし第5条(休航戻)削除	35
船舶保険普通保険約款	1
船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項	69
船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項(漁船船主責任用)	86
船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項(内航船船主責任用)	80
船費(運送貨・用船料等)保険第1種(B)特別約款	60
船費(運送貨・用船料等)保険第1種(C)特別約款(日次遞減)	60
船費(運送貨・用船料等)保険第1種(D)特別約款(月次遞減)	60
船費水雷保険追加担保特別条項(船主責任)	123
船費水雷保険特別約款	123
船費戦争保険追加担保特別条項(船主責任)	111
船費戦争保険特別約款	111
船費保険契約禁止特別条項	37
船費保険契約制限特別条項	37
船費保険第1種(A)特別約款	59
船費保険第1種(A)特別約款(3/4RDC用)	59
船費保険第1種(E)特別約款	60
船費保険の保険金額に関する特別条項	61
 タ	
WHO指定感染症リスクの取扱いに関する特別条項	26
タンカーの国際基金への自主的補償に関する特別条項(内航船船主責任用)	81

チ

超過個別契約特別条項	160
超過衝突損害賠償金てん補特別条項(A)	54
超過衝突損害賠償金てん補特別条項(A)(3/4RDC用)	54
超過衝突損害賠償金てん補特別条項(B)	54
超過衝突損害賠償金てん補特別条項(B)(3/4RDC用)	55
超過衝突損害賠償金てん補特別条項(押船第2種衝突損害賠償金てん補用)	55
超過衝突損害賠償金てん補特別条項(押船第5種用)	56
超過衝突損害賠償金てん補特別条項(押船第6種用)	56

ツ

積荷等に関する船主責任追加担保特別条項	66
積荷等に関する船主責任追加担保特別条項(内航船舶主責任用)	79

テ

テロ危険等に関する船主責任追加担保特別条項	63
電子機器類の日付認識問題に関する特別条項(A)	23
電子機器類の日付認識問題に関する特別条項(B)	160
てん補額に関する特別条項(船舶建造保険・高額艦艇用)	140

ト

同時被曳航制限特別条項	52
盜難、雨等による損傷修繕費追加担保特別条項(第6種用)	92
土砂等運搬禁止特別条項	52

ナ

軟弱地盤改良船特別条項(A)	53
軟弱地盤改良船特別条項(B)	53

ニ

荷主の施設に関する船主責任追加担保特別条項	82
荷役装置の使用契約責任に関する船主責任追加担保特別条項	69

ノ

乗組員等の人に関する漁船舶主責任追加担保特別条項	86
乗組員特別条項(内航船舶主責任用)	78

ハ

ハッチ・カバー特別条項	43
ハーバータグ船主責任特別条項	81

ヒ

被保険者所有船に関する追加担保特別条項(船舶修繕者賠償責任保険用)	157
被保険者提供品担保特別条項	157
被保険者に関する特別条項	15

フ

封鎖危険担保特別条項	109
------------------	-----

ヘ

ペーリング海航行特別条項	21
--------------------	----

ホ

包括契約特別条項(確定保険料方式用)	160
包括契約特別条項(暫定保険料方式直近会計年度用)	158
包括契約特別条項(暫定保険料方式直近月末用)	159
包括契約特別条項(暫定保険料方式用)	158
保険金分配特別条項(船舶修繕者工事保険用)	146
保険契約解除・自動終了特別条項	106
保険契約締結等の手続に関する特別条項	27
保険契約の解除に関する特別条項	24
保険の目的物の範囲に関する特別条項(ウォーターフロント用)	90
保険料精算特別条項	15
保険料精算特別条項(承諾書用)	169
保険料追加払特別条項(曳航者賠償責任承諾書用)	171
保険料追加払特別条項(曳航者賠償責任用)	89
保険料追加払特別条項(漁船船主責任承諾書用)	172
保険料追加払特別条項(漁船船主責任用)	87
保険料追加払特別条項(船主責任用)	71
保険料追加払特別条項(船主責任承諾書用)	171
保険料追加払特別条項(船舶運航障害用)	135
保険料追加払特別条項(船舶運航障害(A)用)	135
保険料追加払特別条項(船舶運航障害(SW)用)	135
保険料追加払特別条項(船舶水雷用)	122
保険料追加払特別条項(船舶修繕者賠償責任保険・確定保険料方式用)	161
保険料追加払特別条項(船舶戦争用)	109
保険料追加払特別条項(船舶不稼働用)	104
保険料追加払特別条項(船舶不稼働承諾書用)	171
保険料追加払特別条項(船舶不稼働・90日用)	105
保険料追加払特別条項(船舶不稼働・90日 承諾書用)	171
保険料追加払特別条項(船舶不稼働・120日用)	105
保険料追加払特別条項(船舶不稼働・120日 承諾書用)	171
保険料追加払特別条項(船舶不稼働戦争用)	118
保険料追加払特別条項(船舶不稼働戦争・90日用)	118
保険料追加払特別条項(船舶用)	51

保険料追加払特別条項(船舶承諾書用)	170
保険料追加払特別条項(船費用)	62
保険料追加払特別条項(船費承諾書用)	170
保険料追加払特別条項(船費水雷用)	123
保険料追加払特別条項(船費戦争用)	111
保険料追加払特別条項(内航船舶主責任用)	83
保険料の支払に関する特別条項	12
保険料の払込猶予に関する特約(国、地方公共団体等用)	27
保険料の払込猶予に関する特約(独立行政法人等用)	28
保険料の返還に関する特別条項	14

メ

免責金額控除特別条項(A)	45
免責金額控除特別条項(B)	45
免責金額控除特別条項(B)(3/4RDC用)	46
免責金額控除特別条項(C)	46
免責金額控除特別条項(E)	46
免責金額控除特別条項(F)	47
免責金額控除特別条項(G)	47
免責金額控除特別条項(ジェットフォイル第6種用)	47
免責金額控除特別条項(B)(船舶修繕保険用)	144
免責金額控除に関する特別条項(押船・被押船船舶主責任用)	70
免責金額控除に関する特別条項(船舶建造者責任保険用)	142
免責金額控除に関する特別条項(船舶修繕者責任保険用)	148

リ

陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種用)	41
陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項(第2種衝突損害賠償金てん補用)	42
陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項(第5種用)	42

ロ

ロシア産原油等輸送禁止特別条項(上限価格措置対応用)	14
----------------------------------	----

◆おかげ間違いにご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110

<受付時間> 24時間365日

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact>



(注) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

そんぽADRセンター

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 **03-4332-5241** (全国共通)

<受付時間> 平日：午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

インターネットホームページアドレス

<https://www.sonpo.or.jp/>

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>